令和5年度財務省政策評価書

令 和 6 年 6 月

財　　務　　省

目　　次

○　令和５年度実績評価書

Ⅰ　財務省の実績評価の概要

１．財務省における政策評価の枠組み……7
２．財務省の政策評価のスケジュール……8
３．「令和５年度実績評価書」の概要……8
参考１　財務省の「政策の目標」の体系図（令和５年度版）……11
参考２　指標等の設定状況及び主な内閣の基本的な方針との関連一覧表……12
参考３　「政策の目標」の評定結果一覧表……14
参考４　東日本大震災対応（概要）－令和５年度における主な取組状況－……15
参考５　デジタル化への取組－令和５年度における主な取組状況－……17

Ⅱ　「政策の目標」ごとの実績評価書

（総合目標　６目標）

総合目標１（財政）……23
総合目標２（税制）……30
総合目標３（財務管理）……34
総合目標４（通貨・金融システム）……42
総合目標５（世界経済）……48
総合目標６（財政・経済運営）……63

（政策目標　24目標）

政策目標１（健全な財政の確保）

政策目標１－１（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）……66
政策目標１－２（必要な歳入の確保）……77
政策目標１－３（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）……81
政策目標１－４（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）……87
政策目標１－５（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）……91
政策目標１－６（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営）……94

政策目標２（適正かつ公平な課税の実現）

政策目標２－１（成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実）……98

政策目標３（国の資産・負債の適正な管理）

政策目標３－１（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）‥106
政策目標３－２（財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実）……122
政策目標３－３（庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情

報提供の充実）・・・

○　令和５年度実績評価書

Ⅰ　財務省の実績評価の概要

１．財務省における政策評価の枠組み

⑴　政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

⑵　財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（令和５年３月策定。以下「基本計画」といいます。）で政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果を把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等にあたっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

⑶　財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。　納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。」と定めています（平成13年１月６日策定、令和元年６月27日財務省の組織理念の明確化・明文化として公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下「政策の目標」といいます。）を定めています（「参考１　財務省の「政策の目標」の体系図」（令和５年度版）参照）。

⑷　財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。

② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。

③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。

④　財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

２．財務省の政策評価のスケジュール

毎年３月に、翌年度に行う政策についての実施計画を策定・公表（事前分析表も含みます。）（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年６月目途にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、その作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、翌年３月に実施計画の策定等を行うにあたって、適切に反映（Action）しています。

このように、ＰＤＣＡサイクルの実行を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

３．「令和５年度実績評価書」の概要

⑴　目標

令和５年度は、「令和５年度政策評価実施計画」（令和５年３月策定）において設定した30目標（６の総合目標、24の政策目標）について、実績評価方式による評価を実施しました（各目標に係る施策や測定指標の数等については「参考２　政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表」を、「政策の目標」ごとの評定については「参考３　「政策の目標」の評定結果一覧表」を参照ください）。

（注１）実績評価方式とは、政策の不断の見直しや改善に資するため、事前に設定した目標に対する達成度合いについて評価する方式です。

（注２）測定指標には「テーマ又は施策の番号（２桁又は３桁）－定量的なもの（A）か定性的なもの（B）かの符号－上記の範囲内での枝番号」という４桁又は５桁の番号からなる指標番号を付しています。

例　「政１－１－１－Ａ－１」：施策１－１－１（政策目標１－１の一つ目の施策）における定量的測定指標の一つ目のもの。

（注３）各目標の「担当部局名」欄の第一番目に記載した課等が、「政策の目標」ごとの取りまとめ担当です。

イ　総合目標（６目標）

総合目標は、財務省の政策の目標の基本となるものであり、財務省として当面取り組んでいる大きな課題を国民に示し、評価を通じてその達成状況についての財務省の認識を説明するものであり、中期かつ大局的なテーマを内容としています。

①財政、②税制、③財務管理、④通貨・金融システム、⑤世界経済、及び⑥財政・経済運営の６つの政策分野について目標を定めています。

なお、総合目標は中期かつ大局的な内容であるため、単年度に実施する目標を定める政策目標のように具体的な達成手段としての施策を設定していません。他方、目標の内容を「テーマ」として明示し、テーマごとの評価を踏まえて目標全体の評価を行うこと

で評価過程の透明化に努めています（テーマが一つのものもあります。）。

ロ　政策目標（24目標）

政策目標は、財務省が行う各分野の政策について単年度の達成度を測るものであり、財務省における基礎的な実績評価の対象となるものです。

令和５年度は、次の24目標について政策の実施状況を分析し、その達成度の評価を行いました。

（健全な財政の確保）　政策目標１－１～１－６の６目標

（適正かつ公平な課税の実現）　政策目標２－１

（注）　政策目標２－２～２－４の３目標は、中央省庁等改革基本法第16条第６項に基づく国税庁の実施庁としての実績の評価に係る目標であり、令和６年10月頃を目途に評価を行う予定です。

（国の資産・負債の適正な管理）　政策目標３－１～３－４の４目標

（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）　政策目標４－１及び４－２の２目標

（貿易の秩序維持と健全な発展）　政策目標５－１～５－３の３目標

（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）　政策目標６－１～６－３の３目標

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保）　政策目標７－１～11－１の５目標

⑵　評価方法

イ　測定指標の達成度の判定

全ての「政策の目標」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい政策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。財務省では、政策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせて、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、総合目標において中期の最終年度でない場合（令和５年度は全ての総合目標について最終年度となっているものはありません。）における途中年度の進捗が順調である場合には「□」、評価対象年度末時点において進捗が僅少もしくは前年度から全く進んでいない場合には「×」としています。

また、実績（値）が目標（値）を達成していないものの、その差が僅かである場合には「△」としています。

ロ　テーマ（総合目標の場合）又は施策（政策目標の場合）の評定

測定指標は、原則として、テーマ又は施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、テーマ又は施策の達成状況について、次の５段階で評定を行っています。

「ｓ＋　目標超過達成」
「ｓ　　目標達成」
「ａ　　相当程度進展あり」
「ｂ　　進展が大きくない」
「ｃ　　目標に向かっていない」

ハ　「政策の目標」の評定

テーマ又は施策の評定を総合し、例えば、その「政策の目標」に係る施策の評定が全て「ｓ」であれば「Ｓ」、一部が「ｓ」で残りが「ａ」であれば「Ａ」というように客観的な方法により、次の５段階で評定を行っています。

「Ｓ＋　目標超過達成」
「Ｓ　　目標達成」
「Ａ　　相当程度進展あり」
「Ｂ　　進展が大きくない」
「Ｃ　　目標に向かっていない」

（注）上記ロ及びハの各評定の表現は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に従っています。ただし、符号は財務省において独自に設定しているものです。なお、テーマ又は施策の評定については、「政策の目標」の評定と区別するため、符号を小文字にしています。

財務省の「政策の目標」の体系図（令和５年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標１）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標２）

財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理（総合目標３）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標４）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標５）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標６）

総合目標１から５の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標１）

1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化･質的改善の推進
1-2 必要な歳入の確保
1-3 予算執行の透明性の向上･適正な予算執行の確保
1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
1-6 公正で効率的かつ透明な財政･会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標２）

2-1 成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
2-3 酒類業の健全な発達の促進
2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標３）

3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
3-2 財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標４）

4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標５）

5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定･関税制度の改善等
5-2 多角的自由貿易体制の維持･強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標６）

6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
8-1 地震再保険事業の健全な運営
9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

参考２

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表

		「政　策　の　目　標」	テーマ又は施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
				定量的指標	定性的指標	合　計	施政方針演説	財政演説	骨太方針	その他
総合目標	1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	1	2	○	○	○	○
	2	財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。	1	0	1	1	○	○	○	○
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。	4	0	4	4	―	○	○	○
	4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備･運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	2	―	―	○	○
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	5	○	―	○	○
	6	総合目標１から５の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	2	○	○	○	○
小　　計			11	1	15	16				
政策目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	1	4	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	1	○	○	―	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	4	―	―	―	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	―	―	―	―
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	1	0	1	1	―	―	○	○
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	2	―	―	―	―
	2-1	成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	2	2	2	4	○	○	○	○

「政　策　の　目　標」			テーマ又は施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
				定量的指標	定性的指標	合　計	施政方針演説	財政演説	骨太方針	その他
政策目標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	5	4	6	10	―	○	―	―
	3-2	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	4	2	5	7	―	○	○	○
	3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	4	8	10	18	―	―	○	○
	3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	3	3	0	3	―	―	―	―
	4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	1	5	6	―	―	―	―
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	―	―	○	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	―	―	―	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	2	0	2	2	―	―	○	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	11	3	14	―	―	○	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	5	6	6	12	―	―	―	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	7	8	―	―	○	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	―	―	○	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	―	―	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	3	1	2	3	―	―	―	―
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	4	4	○	―	○	○
	10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	―	―	―	―
	11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	2	3	4	7	―	―	―	―
小　　計			67	47	80	127				
合　　計			78	48	95	143				

※　施政方針演説(所信表明演説含む):第213回国会（令和６年１月30日岸田総理大臣）、第212回国会（令和５年10月23日岸田総理大臣）
第208回国会（令和４年１月17日岸田総理大臣）
財政演説：第213回国会（令和６年１月30日鈴木財務大臣）、第212回国会（令和５年11月20日鈴木財務大臣）
第211回国会（令和５年１月23日鈴木財務大臣）、第210回国会（令和４年11月21日鈴木財務大臣）
第208回国会（令和４年１月17日鈴木財務大臣）
骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和４年６月７日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和３年６月18日閣議決定）

その他：骨太方針以外の閣議決定等

「政策の目標」の評定結果一覧表

参考3

【総合目標】

		評定
1	財政	B
2	税制	A
3	財務管理	A
4	通貨・金融システム	A
5	世界経済	A
6	財政・経済運営	B

【政策目標】

		評定
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	B
1-2	必要な歳入の確保	B
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	A
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S
2-1	成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S
3-2	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S
3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	A
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	S
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	B

参考４

東日本大震災等への対応（概要）
－令和５年度における主な取組状況－

財務省は、東日本大震災等への対応として、令和５年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

１．財政・経済運営

令和６年能登半島地震への対応として、令和６年度の一般予備費を倍増し、令和５年度の一般予備費の活用とあわせ、一日も早い被災地の復旧・復興に向けた支援に全力を尽くしました。

令和６年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第２期復興・創生期間の４年度目において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上しました【政策目標１－１（施策1-1-1)】。

被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。また、令和６年能登半島地震からの復旧・復興を着実に進める観点から、繰越申請に係る添付書類の定型化など、被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じました【政策目標１－３（施策1-3-2)】。

２．国有財産

東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、６件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。

特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を令和５年９月に公表しました。

処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました【政策目標３－３（施策3-3-3)】。

３．政策金融

東日本大震災については、日本政策金融公庫において、

① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続

② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施等の措置を講じました。

令和６年能登半島地震については、「令和６年能登半島地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証４号」等を災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県の市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の

資金繰りの円滑化を図っていきました【政策目標７－１（施策7-1-1)】。

４．その他

（１）金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和６年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和５年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など344件のソリューション提供が行われました【政策目標４－２（施策4-2-2)】。

（２）たばこ・塩事業

東日本大震災によって被災した小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、１件の処理を行いました。また、令和６年能登半島地震については、被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、小売販売業の許可の取扱いについて弾力的な運用を行いました【政策目標11－１（施策11-1-1)】。

令和６年能登半島地震については、被災された塩事業者の事務負担の軽減を図るため、塩事業に係る届出等の取扱いについて弾力的な運用を行いました【政策目標11－１（施策11-1-2)】。

参考５

デジタル化への取組
－令和５年度における主な取組－

財務省は、行政のデジタル化の推進への対応として、令和５年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

１．財政

財政に関するパンフレットについて、電子書籍等の多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等の説明会の際には、オンラインを活用した説明会も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました【政策目標１－１（施策 1-1-2)】。

２．税制

税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け夏休み自由研究用コンテンツをまとめたサイトに「なんで学校は無料なの？日本と海外の学校に使われている税金について調べてみよう」等のコンテンツを作成しました。国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布（「もっと知りたい税のこと」や「令和〇年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を動画化し、財務省公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルで公開しました。

税制に関する講演や説明会の機会を確保するため、オンライン会議等も活用するなど広報活動を積極的に実施しました。税制メールマガジンについては、税制をめぐる最近の動きや税制改正の内容を解説するほか、各税目に関する歴史や豆知識を紹介するなど、引き続き魅力的な情報発信に努めました。なお、各種の広報の取組については、財務省の公式Ｘでも積極的に発信しました【政策目標２－１（施策 2-1-1)】。

３．国債

個人投資家については、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、ソーシャルメディア等を活用したインターネット広告を重点的に行うとともに、個人向け国債ウェブサイトの利便性向上や動画等のコンテンツの掲載、テレビＣＭの放映等により、広告の充実を図りました。

海外投資家については、オンライン会議形式も併用しつつ、海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました【政策目標３－１（施策 3-1-1)】。

４．国有財産

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる５Ｇ基地局の整備加速に向け、民間事業者による基地局整備に要する設置場所や、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者によるＢＯＸ型サテライトオフィスの設置場所として、国有財産の活用に取り組みました【政策目標３－３（施策 3-3-1)】。

公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました【政策目標３－３（施

策 3-3-3)】。

５．通貨

通貨制度を所管する一環として、ＣＢＤＣ（中央銀行デジタル通貨）について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。具体的には、「ＣＢＤＣに関する有識者会議」において、議論の取りまとめを行うとともに、「ＣＢＤＣに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」において、制度設計の大枠の整理に向けて検討を進めました【総合目標４（テーマ 4-2)】。

６．貿易

関税技術協力については、令和５年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、85 件の研修及びセミナーを実施しました。

「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（令和２年 12 月８日ＴＰＰ等総合対策本部決定）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、ＥＰＡに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、ＡＳＥＡＮと協議を進め、日インドネシアＥＰＡについては令和５年６月に運用を開始しました。タイ及びＡＳＥＡＮについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります【政策目標５－２（施策 5-2-2)】。

７．税関手続

税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用しました【政策目標５－３（施策 5-3-1)】。

税関関係書類における押印等の原則廃止やＮＡＣＣＳ未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和３年度以降スマートフォン決済アプリ納付、クレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Ｅゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました【政策目標５－３（施策 5-3-3)】。

税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました【政策目標５－３（施策 5-3-5)】。

８．国際政策

関税局・税関では、開発途上国の税関当局に対して、支援ニーズを的確に把握した上で、ＷＣＯ（世界税関機構）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、技術支援を実施しました。

財務総合政策研究所では、開発途上国の知的支援として、令和５年度においては、４年ぶりに対面形式でのセミナー等を実施する一方、オンライン方式の利点も活かして、オンライン方式も積極的に併用して効率的にセミナー等を実施しました。【政策目標６－２（施策 6-2-4)】。

９．地震再保険

地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやソーシャルメディアの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました【政策目標８－１（施策 8-1-2)】。

10. 共済手続き

「規制改革実施計画」（令和４年６月７日閣議決定）に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、ｅ-Ｇｏｖ審査支援サービスを活用することとし、令和５年度においては、デジタル庁等と必要な調整を行うとともに各共済組合と連携してサービスの利用に必要な共済手続の標準化等を進めました【政策目標９－１（施策 9-1-2)】。

Ⅱ　「政策の目標」ごとの実績評価書

総合目標１：我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025 年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。
（財政）

上記目標の概要	急速な高齢化を背景とする社会保障関係費の増加、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化しています。国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和５年度末には1,244兆円（対ＧＤＰ比208.2%）に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。 そのため、政府は、我が国の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現することとしています。また、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、財政健全化目標を踏まえ、中長期的に持続可能な財政構造を目指すこととし、上記の目標を設定しています。 **（上記目標を構成するテーマ）** 総１－１：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す。

総合目標１についての評価結果	
総合目標についての評定	**Ｂ　進展が大きくない**
評定の理由	令和５年度においては、物価高による国民負担の緩和策等を含む総合経済対策に基づく歳出増もあり、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和６年１月22日経済財政諮問会議提出）（以下、「中長期試算（令和６年１月）」といいます。）によれば、令和５年度の国・地方のプライマリーバランス（対ＧＤＰ比）は▲5.1%と赤字幅の拡大が見込まれています（令和４年度▲3.5%）。 令和６年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「骨太の方針2021」といいます。）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（以下、「骨太の方針2022」といいます。）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（以下、「骨太の方針2023」といいます。）に基づき、2022年度から2024年度までの３年間について、2019年度から2021年度までの基盤強化期間と同様の歳出改革の取組を継続することとしており、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。あわせて、防衛関係費については、引き続き、税外収入の確保等、防衛力の維持・強化のための財源確保に努めました。 また、これまでの「新経済・財政再生計画改革工程表」等に基づき全世代型社会保障に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。 こうした中、中長期試算（令和６年１月）においては、成長と分配の好循環を拡大することなどにより力強い成長が実現し、今後も歳出効率化努力を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバラ

	ンスは2025年度に黒字化する姿が示されています。 以上のとおり、令和５年度においては、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっているものの、物価高による国民負担の緩和策等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いています。これを踏まえたテーマ１－１の評定が「ｂ　進展が大きくない」であるため、本総合目標の評定は、上記のとおり、「Ｂ　進展が大きくない」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 我が国は、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱えており、財政の長期的な持続可能性を維持し、我が国の財政に対する信認を維持していくためには、歳出構造の更なる平時化を進めるとともに、歳出・歳入両面の改革を着実に推進し、経済成長と財政健全化の両立に取り組む必要があると考えています。

テーマ：**総１－１：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す**

測定指標（定量的な指標）

[主要]総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組

		達成度
目標値	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す	×
実績値	―	

（目標値の設定の根拠）

「骨太の方針2021」において、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す」、「同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す」とあり、「骨太の方針2022」及び「骨太の方針2023」において、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む」とあるためです。

（参考）

国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比（実額）		国・地方の公債等残高の対GDP比	
2023（令和５）年度（見込み）	▲5.1%（▲30.4 兆円）	2023（令和５）年度末（見込み）	208.2%
2022（令和４）年度	▲3.5%（▲20.0 兆円）	2022（令和４）年度末	211.8%
2021（令和３）年度	▲5.5%（▲30.3 兆円）	2021（令和３）年度末	211.1%
2020（令和２）年度	▲9.1%（▲48.9 兆円）	2020（令和２）年度末	208.5%
2019（令和元）年度	▲2.6%（▲14.8 兆円）	2019（令和元）年度末	191.2%
2018（平成 30）年度	▲1.9%（▲10.7 兆円）	2018（平成 30）年度末	189.3%
2017（平成 29）年度	▲2.2%（▲12.2 兆円）	2017（平成 29）年度末	186.1%
2016（平成 28）年度	▲2.9%（▲15.6 兆円）	2016（平成 28）年度末	185.7%
2015（平成 27）年度	▲2.9%（▲15.6 兆円）	2015（平成 27）年度末	182.9%

2014（平成 26）年度	▲3.8%（▲19.8 兆円）	2014（平成 26）年度末	182.8%

（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和６年１月22日経済財政諮問会議提出）

（目標の達成度の判定理由）

中長期試算（令和６年１月）によれば、物価高による国民負担の緩和策等を含む総合経済対策に基づく歳出増もあり、令和５年度の国・地方のプライマリーバランス（対ＧＤＰ比）は▲5.1%と赤字幅の拡大が見込まれています（令和４年度▲3.5%）。

令和６年度予算については、「骨太の方針2021」、「骨太の方針2022」及び「骨太の方針2023」に基づき、2022年度から2024年度までの３年間について、2019年度から2021年度までの基盤強化期間と同様の歳出改革の取組を継続することとしており、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。あわせて、防衛関係費については、引き続き、税外収入の確保等、防衛力の維持・強化のための財源確保に努めました。

こうした中、中長期試算（令和６年１月）においては、成長と分配の好循環を拡大することなどにより力強い成長が実現し、今後も歳出効率化努力を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバランスは2025年度に黒字化する姿が示されています。

このように、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっているものの、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いていることから、達成度は「×」としました。

測定指標（定性的な指標）

[主要]総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化

目　標	社会保障・税一体改革を継続的に実施するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下、「骨太の方針2018」といいます。）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、基盤強化期間（2019年度～2021年度）内から改革を順次実行に移してきました。引き続き「骨太の方針2021」、「骨太の方針2022」及び「骨太の方針2023」に基づき、2022 年度から2024 年度までの３年間において基盤強化期間内と同様の歳出改革努力を継続し、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげます。	**達成度**
	（目標の設定の根拠） 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に規定された社会保障・税一体改革の内容を確実に実施していくためです。また、プライマリーバランスの黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護サービスの適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠であるところ、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、基盤強化期間内から改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2021」、「骨太の方針2022」及び「骨太の方針2023」に基づき、2022年度から2024年度までの３年間において基盤強化期間内と同様の歳出改革努力を継続し、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うことが重要であるからです。	

	実績及び目標の達成度の判定理由	少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の持続可能性の確保と財政健全化の同時達成を目指すという社会保障・税一体改革の考え方を踏まえ、社会保障の充実・安定化と同時に、重点化・効率化を進めることが必要です。さらに、「骨太の方針2023」では、全世代型社会保障の実現に向けた取組を進めることとしています。これらを踏まえ、令和６年度予算においては、市場価格を反映した薬価改定の実施等、様々な改革努力を積み重ねるとともに、これまでの「新経済・財政再生計画改革工程表」等に基づき全世代型社会保障に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。 このように、社会保障・税一体改革の着実な実施と社会保障制度の基盤強化に取り組んだことから、達成度は「□」としました。	□
テーマについての評定		b　進展が大きくない	
評定の理由		測定指標「総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化」の達成度は「□」としましたが、測定指標「総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組」については、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっているものの、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いていることから、「×」としました。 以上のとおり、目標に向かっているものの、進展は大きくないことから、当該テーマの評定は、上記のとおり、「b　進展が大きくない」としました。	

総１－１に係る参考情報

参考指標１：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/32.pdf

参考指標２：一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額（令和６年度）

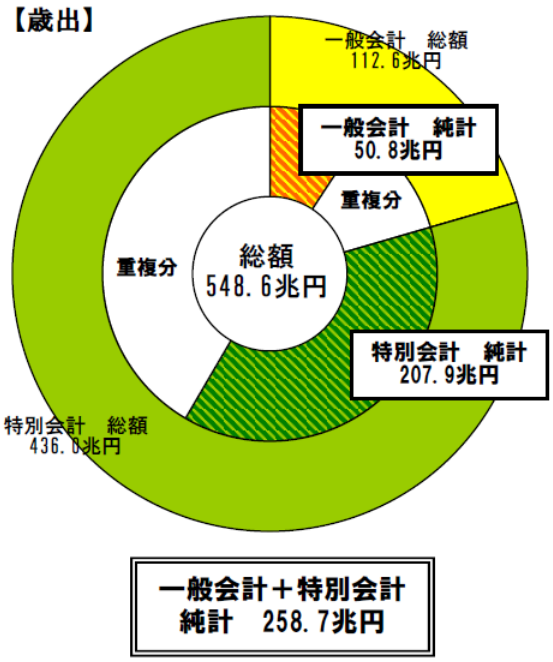

（出所）主計局総務課調
（注）　計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

参考指標３：公債発行額、公債依存度の推移

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/32.pdf

参考指標４：公債残高の累増

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/32.pdf

参考指標５：国及び地方のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移

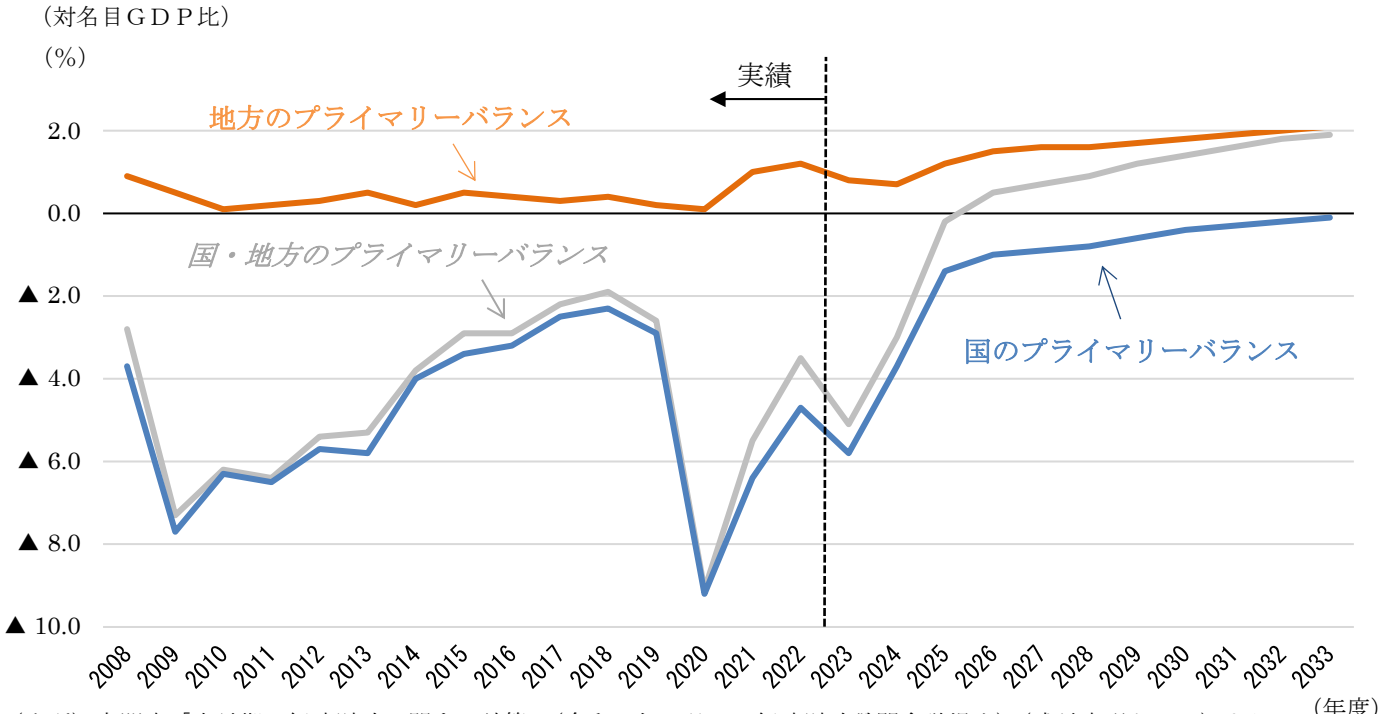

（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和６年１月22日経済財政諮問会議提出）（成長実現ケース）より
財務省主計局調査課作成

参考指標６：一般会計のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移

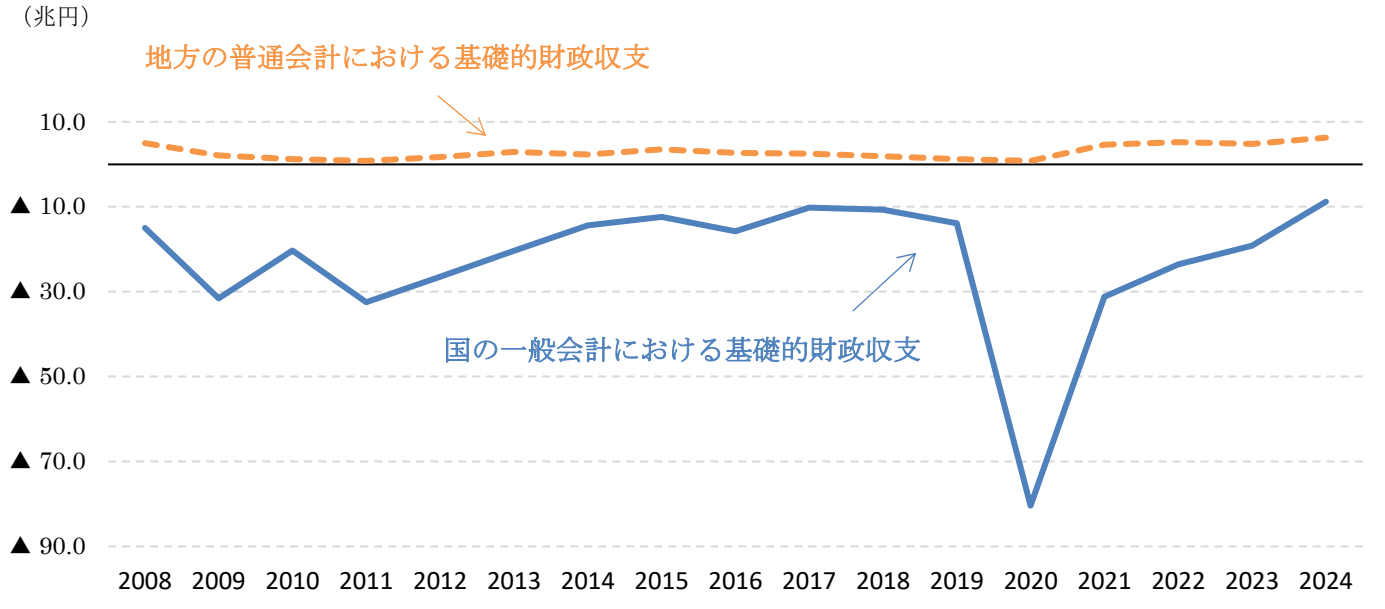

（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和６年１月22日経済財政諮問会議提出）（成長実現ケース）より財務省主計局調査課作成

参考指標７：国及び地方の財政収支の推移

https://www5.cao.go.jp/keizai3/econome/r6chuuchouki1.pdf

参考指標８：国民負担率（対国民所得比）の状況

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/sy202402a.pdf

参考指標９：令和５年度補正予算（第１号）の概要

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/hosei231110c.pdf

参考指標10：令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用実績

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/sy231222.pdf

評価結果の反映	中長期試算（令和６年１月）においては、成長と分配の好循環を拡大すること等により力強い成長が実現し、これまでと同様の歳出効率化努力を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバランスは2025年度に黒字化する姿が示されています。こうした点のほか、上記の評価結果も踏まえて、引き続き以下の取組を実施します。 我が国の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。
財務省政策評価懇談会における意見	○　積年の課題であったプライマリーバランスの黒字化について、非常に厳しいが、2025 年に何とか達成できるラインまできたということは、財務省の努力が実りつつあると感じている。是非、達成するよう努力していただきたい。

	○　2025 年のプライマリーバランス黒字化が喫緊の達成すべき課題であるが、その次の財政目標も明らかにしないといけない時期に来ている。

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第213回国会　総理大臣施政方針演説（令和６年１月30日） 第213回国会　財務大臣財政演説（令和６年１月30日） 令和６年度予算編成の基本方針（令和５年12月８日閣議決定） 令和６年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和６年１月26日閣議決定） 中長期の経済財政に関する試算（令和６年１月22日経済財政諮問会議提出） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定） 新経済・財政再生計画改革工程表2022（令和４年12月22日） 新経済・財政再生計画改革工程表2023（令和５年12月21日） 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和５年12月22日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和５年11月２日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の財政状況：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/32.pdf 等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和６年度予算については、「骨太の方針2021」、「骨太の方針2022」及び「骨太の方針2023」に基づき、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続するなど、財政健全化に向けた取組を進めました。また、これまでの「新経済・財政再生計画改革工程表」等に基づき全世代型社会保障に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。

担当部局名	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

総合目標２：（税制） **財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。**

上記目標の概要	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。 「経済財政運営と改革の基本方針2021（以下「骨太の方針2021」といいます。）」においては、デフレ脱却・経済再生に向け全力で取り組むとともに、2025年度の財政健全化目標を堅持することとしています。 税制については、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進めます。 「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針2022）」においては、「骨太の方針2021」等を踏まえ、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを進めることとしています。 **（上記目標を構成するテーマ）** 総２－１：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

総合目標２についての評価結果	
総合目標についての評定	**Ａ　相当程度進展あり**
評定の理由	令和６年度税制改正では、賃金上昇が物価上昇に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うこととしました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずることとしました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和６年３月28日に成立しました。 令和５年度は上述のような対応を行い、テーマ２－１の評定も「ａ　相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「Ａ　相当程度進展あり」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 令和６年度税制改正は、物価上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現や、生産性の向上等による供給力の強化など、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。 また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。 なお、令和６年度税制改正においては、税制措置の効果検証や計量分析に知見のある有識者の助言の下、賃上げ促進税制について、令和４年度の申告実績のデータなどを元に実態の把握や効果の検証を行い、その検証結果を今回の改正内容に反映しています。

テーマ	総２－１：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討		
	目　標	経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。 （目標の設定の根拠） 税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和６年度税制改正では、賃金上昇が物価上昇に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うこととしました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずることとしました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和６年３月28日に成立しました。 また、税制調査会（用語集参照）において、令和３年11月に内閣総理大臣の諮問を受けて以来、経済社会の構造変化を把握し、それに対応するために各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく議論が積み重ねられ、令和５年６月30日に答申（わが国税制の現状と課題―令和時代の構造変化と税制のあり方―）が取りまとめられ、政府としてこれを受領しました。令和６年１月25日、新たに税制調査会の委員の任命がなされるとともに、内閣総理大臣より税制調査会に対し諮問が行われました。 更に、国際課税については、ＯＥＣＤ／G20「ＢＥＰＳ包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、制度の詳細化に向けた国際的な議論に積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進めました。	□

		今後も引き続き、デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。	

テーマについての評定	a　相当程度進展あり
評定の理由	令和６年度税制改正では、物価上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現や、生産性の向上等による供給力の強化など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。 また、税制調査会において、令和３年11月に内閣総理大臣の諮問を受けて以来、経済社会の構造変化を把握し、それに対応するために各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく議論が積み重ねられ、令和５年６月30日に答申が取りまとめられ、政府としてこれを受領しました。 更に、ＯＥＣＤ／G20の「ＢＥＰＳ包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a　相当程度進展あり」としました。

総２－１に係る参考情報

参考指標１：税収比率の推移

年度	平成９	10	11	12	13	14	15
%	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5
年度	16	17	18	19	20	21	22
%	53.7	57.4	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5
年度	23	24	25	26	27	28	29
%	42.5	45.2	46.9	54.6	57.3	56.9	59.9
年度	30	令和元	2	3	4	5（補）	6（予）
%	61.0	57.7	41.2	46.3	53.7	54.6	61.8

（出所）「我が国の財政事情」（令和６年１月作成）を基に主税局総務課で作成
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/32.pdf)
（注）令和４年度以前は決算額、令和５年度は補正後予算額、令和６年度は予算額による。

参考指標２：一般会計税収の推移
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02)

参考指標３：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総１－１：参考指標１）】

評価結果の反映
デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和６年度税制改正の着実な実施、令和７年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第213回国会　総理大臣施政方針演説（令和６年１月30日） 第213回国会　財務大臣財政演説（令和６年１月30日） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月18日閣議決定） わが国税制の現状と課題―令和時代の構造変化と税制のあり方―（令和５年６月30日税制調査会） 諮問（令和６年１月25日税制調査会） 令和６年度税制改正の大綱（令和５年12月22日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	税収の推移： 「歳出に占める税収の割合」 「主要税目（国税）の税収の推移」　等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和５年度税制改正の内容を着実に実施しました。また、令和６年度税制改正では、物価上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現や、生産性の向上等による供給力の強化など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和６年３月28日に国会で成立しました。 更に、税制調査会において、令和３年11月に内閣総理大臣の諮問を受けて以来、経済社会の構造変化を把握し、それに対応するために各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく議論が積み重ねられ、令和５年６月30日に答申が取りまとめられ、政府としてこれを受領しました。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

総合目標３（財務管理）：経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

上記目標の概要	我が国の財政は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和５年度末には1,244兆円（対ＧＤＰ比208％）に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。 このような状況を踏まえ、財務省としては、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。 また、財政投融資（用語集参照）については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「新経済・財政再生計画　改革工程表2023」等を踏まえ、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産（用語集参照）の状況に応じて、中長期的な視点から、最適な形での国有財産の有効活用を推進していきます。 こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。 **（上記目標を構成するテーマ）** 総３－１：適切な国債管理政策を実施する 総３－２：財政投融資を適切に活用する 総３－３：国有財産の有効活用を推進する 総３－４：国庫金の適正な管理を行う

総合目標３についての評価結果	
総合目標についての評定	Ａ　相当程度進展あり
評定の理由	テーマ３－１から３－４までの取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めました。 すべてのテーマについて評定が「a　相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「Ａ　相当程度進展あり」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ国債発行計画の策定等の国債管理政策を行うこと、国庫金の適正な管理を行うこと、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融資を活用すること及び国有財産の有効活用を図ることは、これらの取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理が可能となるため、重要で必要な取組と言えます。 特に、国債発行計画の年限配分に当たって、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場との対話を行うこと等により、超長期から短期まで年限間のバランスのとれた発行額を設定すること、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫（用語集参照）内に生じた余裕資金を最大限有効活用すること、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融資計画（用語集参照）を編成すること、地方公共団体と連携して地域や社会のニーズを踏まえて国有財産を有効活用することは、総合目標３の目標達成に有効であると考えています。

テーマ	総３－１：適切な国債管理政策を実施する		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総3-1-B-1：国債管理政策の適切な運営		
	目　標	市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ国債管理政策を適切に運営していきます。 （目標の設定の根拠） 市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、より安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に遂行することにより、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	国債管理政策については、市場との緊密な対話に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うなど、適切に遂行しています。 国債発行計画は、市場に対し、今後１年間の国債発行予定を明示し、市場の予見可能性、安定性を高める役割を果たしています。 令和５年度においては、前年度からの減額を、全て短期債の減額に充てることとした令和５年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。 また、令和５年度補正予算編成に伴い、令和５年11月10日に令和５年度国債発行計画を変更しました。新規国債（建設国債及び特例国債）は増加（対当初比8.9兆円増）した一方で、前年度の財政融資資金の運用実績等を踏まえた調整として財投債が減額（対当初比7.0兆円減）となったこと等により、国債発行総額は206.1兆円（対当初比0.4兆円増）となりました。また、消化方式別発行額については、前倒債の減額により、カレンダーベース市中発行額（用語集参照）は変更しませんでした。 さらに、市場のニーズ、動向等を踏まえ、20年債については令和６年１月から前倒しで減額することとしたほか、クライメート・トランジション利付国債（ＧＸ経済移行債及びその借換債のうち、資金使途等を定めたフレームワークに基づいて、個別銘柄として発行するもの）の商品性・発行条件等を決定したことか	□

		ら、令和５年度国債発行計画（カレンダーベース市中発行額）を、令和６年度国債発行計画の公表にあわせて変更しました。クライメート・トランジション利付国債については、この令和５年度国債発行計画（12月変更後）に基づき、令和６年２月に10年クライメート・トランジション利付国債を約8,000億円、５年クライメート・トランジション利付国債を約8,000億円、合計約1.6兆円を発行しました。 令和６年度国債発行計画については、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、市場のニーズ・動向等を踏まえた年限構成としました。 引き続き、国債管理政策の適切な運営を行っていく必要があることから、「□」としました。	

テーマについての評定	**a　相当程度進展あり**
評定の理由	「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて、市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を運営しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a　相当程度進展あり」としました。

テーマ	**総３－２：財政投融資を適切に活用する**		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総3-2-B-1：各年度の財政投融資計画の編成		
	目　標	国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融資計画を編成します。	**達成度**
		（目標の設定の根拠） 財政投融資計画について、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融資を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和６年度財政投融資計画の策定にあたっては、成長力強化に向けた重要分野（賃上げ、スタートアップ、ＧＸ、サプライチェーン強靭化等）や、国際環境変化への対応（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給することとしました。他方、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況変化等もあり、その結果、令和６年度財政投融資計画の規模は、133,376億円（５年度計画比18.0％減）となりました。 また、令和５年度財政投融資計画補正においては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月２日閣議決定）を踏まえ、成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進や、国民の安全・安心の確保等の取組を推進するため、8,860億円の追加を行いました。 そのほか、令和５年度補正予算（第１号）の成立、令和５年度一般会計予備費使用についての閣議決定（令和６年１月26日、３月１日）等に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画にお	□

		いて、地方公共団体に対する財政融資資金をそれぞれ9,014億円、1,237億円増額手当て（弾力追加）しました。 上記のとおり、令和６年度財政投融資計画の策定及び令和５年度財政投融資計画補正を行うとともに、令和５年度財政融資資金運用計画においても、弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。引き続き、財政投融資を適切に活用していく必要があることから、達成度は「□」と評価しました。	
テーマについての評定		**a　相当程度進展あり**	
評定の理由		令和６年度財政投融資計画については、成長力強化に向けた重要分野（賃上げ、スタートアップ、GX、サプライチェーン強靱化等）や、国際環境変化への対応（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給することとしています。また、令和５年度財政投融資計画補正においては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月２日閣議決定）を踏まえ、8,860億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、9,014億円、1,237億円と２回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a　相当程度進展あり」としました。	

総３－２に係る参考情報

財政投融資計画及び計画残高の推移　（単位：億円）

区　　分		令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
財政融資						
	当初計画	111,864	383,027	164,488	127,099	102,868
	改定計画	575,952	399,967	186,143	145,380	
	実　　績	248,630	138,403	131,841		
	年度末残高	1,158,679	1,173,714	1,183,781		
産業投資						
	当初計画	4,510	3,626	3,262	4,298	4,747
	改定計画	6,710	3,626	3,262	5,028	
	実　　績	5,093	1,849	2,743		
	年度末残高	63,531	65,239	67,264		
政府保証						
	当初計画	15,821	22,403	21,105	31,290	25,761
	改定計画	81,841	22,424	17,305	31,390	
	実　　績	11,700	12,475	10,396		
	年度末残高	283,439	271,128	249,143		
財政投融資合計						
	当初計画	132,195	409,056	188,855	162,687	133,376
	改定計画	664,503	426,017	206,710	181,798	
	実　　績	265,423	152,727	144,981		
	年度末残高	1,505,648	1,510,080	1,500,188		

（出所）理財局財政投融資総括課調
（注１）令和３年度の実績は資金年度ベースにおける計数整理を行ったものであり、令和４年度政策評価書の計数と異なっている。
（注２）令和４年度の実績の計数は、４年度の決算時の見込値である。
（注３）改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。
（参考）財政投融資計画残高において、政府保証債は額面金額（政府保証外債は額面金額を外国貨幣換算率によって換算した金額）で計上している。

<table>
<tr><td colspan="2">テーマ</td><td colspan="2">総３－３：国有財産の有効活用を推進する</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td colspan="3">[主要]総3-3-B-1：国有財産の更なる有効活用に向けた各施策の取組状況</td></tr>
<tr><td>目　標</td><td>国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、地域のニーズを踏まえた国と地方公共団体の庁舎の整備など各地域における国公有財産の最適利用を図るほか、有用性が高く、希少な土地については、引き続き国が保有しつつ、介護・保育などの分野を中心に国有財産の積極的な活用を推進するなど、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況を指標とします。

（目標の設定の根拠）
最適な形での国有財産の有効活用を推進するために、地域や社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等と連携しながら着実に各取組を進めることが重要であるためです。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実績及び目標の達成度の判定理由</td><td>国公有財産の最適利用を推進するための地方公共団体との保有施設の状況等に関する情報共有のほか、有用性が高く、希少な土地については、留保財産（用語集参照）として選定した上で活用を図るとともに、介護・保育分野における地方公共団体等の要望に応じた売却、定期借地権の活用による貸付けなど、地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた国有財産の最適な形での有効活用に取り組みました。また、既存ストックの有効活用による国有財産の適正な管理運営に取り組みました。
引き続き、社会経済や国有財産を巡る環境変化を踏まえつつ、最適な形での国有財産の有効活用を推進していく必要があることから、達成度は「□」としました。</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="2">テーマについての評定</td><td colspan="2">a　相当程度進展あり</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="3">地方公共団体と連携しながら国公有財産の最適利用を推進しているほか、地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた国有財産の最適な形での有効活用のための施策に取り組んでいます。
また、管理処分手続きに関する公文書を適切に管理するなど、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行いました。
以上のことから、測定指標が「□」であることなどを踏まえ、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a　相当程度進展あり」としました。</td></tr>
</table>

総３－３に係る参考情報

参考指標１：社会福祉分野等における国有財産の活用実績　（単位：件）

	売却件数	定期借地貸付件数
保育関係	97	72
介護関係	54	68
障害者関係	43	8
医療関係	14	1

（出所）理財局国有財産業務課調
（注）売却件数は令和５年度末までの合計を記載し、定期借地貸付件数は令和５年度末時点で貸付中の件数を記載している。

参考指標２：留保財産の取組状況　（単位：件）

	令和元年度末	２年度末	３年度末	４年度末	５年度末
選定件数	47	54	60	61	63

（出所）理財局国有財産業務課調
（注１）令和元年度の件数は、制度の運用が始まった令和元年９月20日以降に留保財産に選定された件数を記載している。
（注２）各年度の件数は、国有財産地方審議会へ諮問し、適当である旨の答申がなされた日を基準として算出している。

<table>
<tr><td>テーマ</td><td colspan="3">総３－４：国庫金の適正な管理を行う</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td colspan="3">[主要]総3-4-B-1：国庫金の効率的かつ正確な管理</td></tr>
<tr><td>目　標</td><td>国庫金の管理を効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。

（目標の設定の根拠）
国庫金の過不足の調整（用語集参照）等、国庫金の管理を効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実績及び目標の達成度の判定理由</td><td>資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも資金全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、国庫金の効率的な管理を行いました。
出納の正確性については、国庫原簿（用語集参照）と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかの検証を行いました。
引き続き、国庫金の効率的かつ正確な管理に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="2">テーマについての評定</td><td colspan="2">a　相当程度進展あり</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="3">国庫金の過不足の調整等国庫金の管理を効率的に行い、また日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保しました。
以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a　相当程度進展あり」としました。</td></tr>
</table>

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 **（国債管理政策）** 我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。 **（財政投融資）** 中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融資の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。 **（国有財産の有効活用）** 地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施するほか、既存庁舎や宿舎の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めます。 **（国庫金の管理）** 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第208回国会 財務大臣財政演説（令和４年１月17日） 第210回国会 財務大臣財政演説（令和４年11月21日） 第211回国会 財務大臣財政演説（令和５年１月23日） 第213回国会 財務大臣財政演説（令和６年１月30日） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和４年６月７日閣議決定） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版・成長戦略等のフォローアップ（令和５年６月16日閣議決定） デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日閣議決定） 新経済・財政再生計画 改革工程表2022（令和４年12月22日経済財政諮問会議決定） 新経済・財政再生計画 改革工程表2023（令和５年12月21日経済財政諮問会議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年10月28日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和５年11月２日閣議決定） 官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年９月27日関係閣僚会議決定） 防災基本計画（令和５年５月30日中央防災会議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和４年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 **（国債管理政策）** 我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営しました。 **（財政投融資）** 中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融資の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応しました。 **（国有財産の有効活用）** 地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じて、最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施したほか、既存庁舎や宿舎の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めました。 **（国庫金の管理）** 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保しました。

担当部局名	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融資総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官室）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

総合目標４（通貨・金融システム）	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

上記目標の概要	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。 財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようバランスを取ることが重要であると考えます。 人口減少による国内市場の縮小や市場のグローバル化、デジタライゼーションの進展といった環境変化に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、金融サービスや金融機関のあり方が大きく変容しつつあり、国内外で金融規制改革や金融技術革新の進展に対応した議論が行われてきているところです。 こうした中、財務省としては、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行います。 加えて、新型コロナウイルス感染症や物価上昇等により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。 また、通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、ＣＢＤＣ（中央銀行デジタル通貨：用語集参照）を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度（用語集参照）の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。 **（上記目標を構成するテーマ）** 総４－１　金融システムの安定を確保する 総４－２　通貨に対する信頼を維持する

総合目標４についての評価結果	
総合目標についての評定	Ａ　相当程度進展あり
評定の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。 また、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めました。引き続き、通貨に対する信頼の維持に向け取り組んでいく必要があります。 以上のとおり、全てのテーマの評定が「ａ　相当程度進展あり」であることから、総合目標の評定を「Ａ　相当程度進展あり」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理、ひいては金融システムの安定の確保に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。 通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。 令和５年度は、通貨の流通状況等を把握した上で製造計画を策定し、必要に応じて所要の見直しを行うことで通貨を確実に供給しました。また、通貨の偽造・変造の防止のため、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、緊密な情報・意見の交換等によって国内関係機関との連携強化を図るなど、通貨に対する信頼の維持に資する重要な取組を行いました。

テーマ	総４－１：金融システムの安定を確保する		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組		
	目　標	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融システムの安定の確保に万全を期していきます。 （目標の設定の根拠） 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	□
テーマについての評定	a　相当程度進展あり		
評定の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融システムの安定の確保に努めました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a　相当程度進展あり」としました。		

総４－１に係る参考情報

参考指標１：国内金融機関の自己資本比率

（単位：％）

	令和２年 ３月期	３年 ３月期	４年 ３月期	５年 ３月期	６年 ３月期
主要行等	(国際統一基準行) 17.00 (国内基準行) 11.04	(国際統一基準行) 16.98 (国内基準行) 11.43	(国際統一基準行) 15.72 (国内基準行) 11.56	(国際統一基準行) 14.92 (国内基準行) 11.34	(国際統一基準行) 16.50 (国内基準行) 11.44
地域銀行	(国際統一基準行) 13.28 (国内基準行) 9.52	(国際統一基準行) 14.07 (国内基準行) 9.70	(国際統一基準行) 13.41 (国内基準行) 9.71	(国際統一基準行) 13.94 (国内基準行) 9.98	(国際統一基準行) 15.40 (国内基準行) 10.07

（出所）「主要行等の令和６年３月期決算の概要」（令和６年６月金融庁）
（https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240605/20240605.html）
「地域銀行の令和６年３月期決算の概要」（令和６年６月金融庁）
（https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240612/20240612.html ）

（注１）小数点第２位の数は、四捨五入による。

（注２）主要行等とは、みずほフィナンシャルグループ、三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、りそなホールディングス、ＳＢＩ新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

（注３）主要行等のうち国際統一基準行は、みずほフィナンシャルグループ、三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスを指す。また、地域銀行のうち国際統一基準行は、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行及び名古屋銀行を指す。（ただし、令和４年３月期までは、北國銀行は国際統一基準行）。

参考指標２：国内金融機関の不良債権比率・残高

（単位：兆円、％）

		令和２年 ３月期	３年 ３月期	４年 ３月期	５年 ３月期	６年 ３月期
主要行等	不良債権残高	2.1	2.6	3.4	3.2	3.9
	不良債権比率	0.6	0.7	0.9	0.8	0.9
地域銀行	不良債権残高	4.8	5.3	5.5	5.6	5.7
	不良債権比率	1.7	1.8	1.8	1.8	1.7
全国銀行	不良債権残高	6.8	7.9	8.9	8.8	8.8（注2）
	不良債権比率	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2（注2）

（出所）「主要行等の令和６年３月期決算の概要」（令和６年６月金融庁）
（https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240605/20240605.html）
「地域銀行の令和６年３月期決算の概要」（令和６年６月金融庁）
（https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240612/20240612.html ）
「令和５年９月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」（令和６年４月金融庁）
（https://www.fsa.go.jp/status/npl/20240403.html）

（注１）不良債権残高は金融再生法開示債権（用語集参照）残高、不良債権比率は金融再生法開示債権残高の対総与信比率。

（注２）令和５年９月期の数値を記載。

（注３）小数点第１位の数は、四捨五入による。

（注４）主要行等とは、みずほ銀行、三菱ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、ＳＢＩ新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

<table>
<tr><td>テーマ</td><td colspan="3">総４－２：通貨に対する信頼を維持する</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td colspan="3">[主要]総4-2-B-1：通貨に対する信頼を維持するための取組</td></tr>
<tr><td>目　標</td><td>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うこと等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。

（目標の設定の根拠）
通貨を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実績及び目標の達成度の判定理由</td><td>令和５年度においては、日本銀行と連携して日本銀行券及び貨幣について、市中における流通状況等を適切に把握し、所要の通貨を確実に供給できるよう製造計画を策定しました。また、貨幣については、記念貨幣の発行の決定及び販売用貨幣の必要枚数の見直しを行い、年度途中に製造計画を改定しました。
その上で、日本銀行券及び貨幣の製造計画を、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に指示し、これを確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。
また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、日本銀行や警察当局等の国内の関係機関については、情報や意見の交換等を密に行うことで連携強化を図りました。さらに、国立印刷局及び造幣局に対して偽造防止技術の開発状況等を報告させるとともに、偽造防止技術の練磨の観点から、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。
こうした取組の成果を反映し、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、令和６年度上期を目途に発行することとしていた「新しい日本銀行券（一万円、五千円、千円）」について、令和５年度は、その様式を財務省告示において定めた上で令和６年７月３日から発行を開始することとするなど、発行のための準備を進めました。
このほか、通貨制度を所管する一環として、ＣＢＤＣについて、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。具体的には、「ＣＢＤＣに関する有識者会議」において、議論の取りまとめを行うとともに、「ＣＢＤＣに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」において、有識者会議の取りまとめを踏まえ、制度設計の大枠の整理に向けて検討を進めました。

(注) 財務省ウェブサイト
「令和５年度日本銀行券製造計画」
https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2023ginnkoukennkeikaku.html</td><td>□</td></tr>
</table>

		「令和５年度貨幣製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2023kaheikeikaku.html 「令和５年度貨幣製造計画＜改定＞」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2023kaheikeikaku-kaitei-2.html 上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があるため、達成度は「□」としました。	

テーマについての評定	**a　相当程度進展あり**
評定の理由	日本銀行と連携して把握した流通状況等を適切に反映した製造計画に基づいて、日本銀行券及び貨幣を国立印刷局及び造幣局に製造させることで、所要の通貨を円滑に供給しました。また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国内の関係機関との意見交換の実施による連携強化等により、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めつつ、ＣＢＤＣを含め、通貨の在り方についても検討しました。こうした取組は引き続き行う必要があります。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a　相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 **（金融システムの安定を確保するための取組）** 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備･運用及び迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めます。 **（通貨に対する信頼を維持するための取組）** 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年10月28日閣議決定） 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月２日閣議決定） 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和４年６月７日閣議決定） 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月23日閣議決定） 「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」（令和５年12月26日閣議決定） 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和４年６月７日閣議決定） 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和５年６月16日閣

	議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和４年６月７日閣議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定） 「成長戦略等のフォローアップ」（令和５年６月16日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の金融情勢： 「主要行等の令和６年３月期決算の概要」（金融庁） 「地域銀行の令和６年３月期決算の概要」（金融庁） 「令和５年９月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」（金融庁）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	**（金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用）** 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。 **（通貨に対する信頼を維持するための取組）** 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。

担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局国庫課	**政策評価実施時期**	令和６年６月

総合目標５：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。
（世界経済）

上記目標の概要	経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困、パンデミック、開発途上国の債務問題、地球環境問題、マネー・ローンダリング（マネロン）、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ＯＤＡ等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。 **（上記目標を構成するテーマ）** 総５－１：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む 総５－２：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

総合目標５についての評価結果	
総合目標についての評定	**Ａ　相当程度進展あり**
評定の理由	Ｇ７、G20プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、テロ・大量破壊兵器の拡散対策、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、全てのテーマの評定が「ａ　相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評定を「Ａ　相当程度進展あり」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** Ｇ７（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。 「質の高いインフラ投資」は、世界の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、世界経済の持続的な成長と開発途上国の包摂的な開発の両者に対して、日本として貢献する重要な施策です。 日本企業の海外展開支援については、「インフラシステム海外展開戦略2025」等で掲げられた重要な取組の１つであり、国際協力機構（ＪＩＣＡ）の円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の出融資等といったツールを活用して推進しています。また、国際的な連携が必要な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

	国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びＦＡＴＦ（金融活動作業部会：用語集参照）基準に基づくマネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。）を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献しています。 ＷＴＯ（世界貿易機関：用語集参照）及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。

テーマ	総５－１：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む		
測定指標（定性的な指標）	［主要］総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画		
	目　標	世界経済の持続的発展等を目的として、Ｇ７、G20等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。 （目標の設定の根拠） 国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、以下の国際的な枠組における取組に積極的に参画しました。 【Ｇ７】 Ｇ７においては、令和５年の議長国として、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための、Ｇ７としての協調した行動を主導しました。また、世界経済・金融市場の動向、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、脱炭素時代における強靭なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論を主導し、声明の形でＧ７としての共通理解をとりまとめました。 令和６年１月以降は、イタリア議長下において、ウクライナ支援をはじめとする世界経済の諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 【G20】 G20においては、ロシアのウクライナに対する侵略戦争等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、ＩＭＦや国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、インド、ブラジル議長の下、これらの議論に積極的に参画するとともに、新規配分されたＩＭＦの特別引出権（ＳＤＲ）を脆弱国に融通する取組について、貢献率を配分額の40％をまで引き上げることにより、世界全体で1,000億ドルの目	□

標達成に大いに貢献する等、ＩＭＦを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた議論に貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミック時の対応のための革新的な資金供給メカニズムの必要性に関する議論を主導するなど、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。

【ＩＭＦ】

ＩＭＦは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施することを主な業務とする国際機関であり、ＩＭＦが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、その資金規模・機能・ガバナンスの強化に向けた議論に積極的に参画しました。資金規模については、その融資能力を強化すべく、第16次クォーター一般見直しに係る増資の議論にも積極的に参画し、最終的に50％の比例増資への合意に至りました。増資の早期実現に積極的に貢献すべく、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和６年４月12日成立）。また、貢献率を新規配分額の40％に引き上げたＳＤＲの活用などを通じ、ＩＭＦが低所得国に対し融資を行う枠組である、貧困削減・成長トラスト（ＰＲＧＴ）の資金動員目標の達成に大きく貢献しました。

【ＡＰＥＣ】

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組であるＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力：用語集参照）においても、令和５年11月に米国・サンフランシスコにて開催されたＡＰＥＣ財務大臣会合において、世界・地域の経済情勢や、経済の供給力・生産性の向上、持続可能な社会を実現するためのファイナンス等についての意見交換に参画しました。

【ＭＤＢｓ】

ＭＤＢｓにおいては、我が国が開発分野で重視するアジェンダが重点政策と位置付けられるよう、主要出資国として積極的に議論に参画するとともに、地球規模の課題への対応強化のための取組・議論にも積極的に参画しました。また、ロシアによる侵略の被害を受けたウクライナ及び周辺国に対して、ＭＤＢｓを通じた支援を行いました。

・　中南米・カリブ地域の国際開発金融機関である米州開発銀行（ＩＤＢ）グループでは、同地域の地球規模課題等への膨大な資金需要に対応するため、さらなる民間資金動員等を目的に、民間セクター支援を行う米州投資公社（通称：ＩＤＢ Invest）の増資およびスタートアップや新しいビジネスの支援を行う多数国間投資基金（通称：ＩＤＢ Lab）の資金補充が、令和６年３月の年次総会において合意されました。我が国は、ＩＤＢ Invest における域外国理事の増加などのガバナンス強化の確保、ＩＤＢ Lab における一部の国の未払い問題の解決などを主導しながら、積極的に議論に参画することで、それぞれの増資および資金補充の成立に貢献し、同地域への支援強化の実現に大きく貢献しました。

・　また、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（ＩＤＡ）においては、今後行われる第21次増資（ＩＤA21）に向け、また、アジア開発銀行（ＡＤＢ）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ＡＤＦ）においては、第13次財源補充（ＡＤＦ14）に向け、加盟国間で議論が行われ、国際保健や地域連結の促進等の我が国が重視する分野が重点政策に位置付けられるよう積極的に議論に参加しました。
・　また、気候変動やパンデミック等の国境を越える課題により、貧困が深刻化し、不平等も拡大する中、世界銀行をはじめとするＭＤＢｓにおいて、地球規模課題への対応強化（ＭＤＢ改革）や開発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用といった取組（ＣＡＦレビュー）が進められています。我が国は、令和５年10月の世界銀行・ＩＭＦ合同開発委員会で表明した、融資余力を拡大するための新たな金融手法である世界銀行のポートフォリオ保証プラットフォーム等に対する貢献などを通じて、各ＭＤＢやＧ７・G20等におけるこれらの議論を積極的に主導してきました。

【ウクライナ支援】
・　ウクライナ支援では、令和５年４月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正により、世界銀行に設けられる基金に国債を拠出し、世界銀行融資への信用補完を通じた財政支援が可能となりました。そして、令和５年度においては、世界銀行の基金に50億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、令和６年３月までに世界銀行による50億ドルの融資が実現されました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じた流動性支援にも取り組んでいます。
・　これに加え、4.7億ドルを世界銀行のＰＥＡＣＥ信託基金に拠出し、政府機能維持や公共サービス提供のための財政支援を実施しました。
・　復旧・復興に向けた民間セクター支援のため、多数国間投資保証機関（ＭＩＧＡ）のウクライナ復興・経済支援（ＳＵＲＥ）信託基金及びウクライナ・ウインドウを新設した国際金融公社（ＩＦＣ）の包括的日本信託基金にそれぞれ拠出を行いました。加えて、令和５年12月に合意された、欧州復興開発銀行（ＥＢＲＤ）のウクライナ支援目的の増資にも、我が国は第２位の出資国として、参画しています。
・　また、周辺国支援の一環として、多くのウクライナ避難民を受け入れているモルドバに対しては、世界銀行に供与した円借款約1,700万ドルを活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（ＧＣＦＦ）を通じて、同国から世界銀行融資への金利支払い負担を軽減する支援を実施しました。

上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画することを通して、国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すことに貢献しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

	［主要］総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進		
	目　標	令和５年は日ＡＳＥＡＮ友好協力50周年の節目の年にあたり、また、ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）＋３（日中韓）でインドネシアとともに共同議長国を務めます。ＡＳＥＡＮ＋３等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、アジア地域の経済の持続的発展や金融システムの安定を図る上で重要なためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	アジアにおける地域金融協力を推進し、地域金融市場を安定化させるため、ＡＳＥＡＮ＋３等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献しました。 【ＡＳＥＡＮ＋３】 令和５年のＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいて、インドネシアと共に共同議長国を務め、以下を始めとする各種取組を通して、地域金融協力の推進に貢献しました。 ・　ＣＭＩＭ（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）については、その強化を通じた地域金融市場の強靭性向上のため、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」の創設に係る議論を主導し、12月のＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁代理会議において、その創設に合意しました。その他、地域金融セーフティーネットの資金構造の議論についてのロードマップを策定すると共に、ＣＭＩＭの金利マージン構造の見直しを完了しました。 ・　ＡＭＲＯ（ＡＳＥＡＮ＋３マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、幹部ポストの増設など、幹部ガバナンスの見直しを推進しました。また、ＡＳＥＡＮ＋３財務トラックにおける事務局的支援機能の拡充に関する議論を推進しました。このほか、サーベイランス機能や情報発信機能の強化に関する議論も推進しました。 ・　また、ＡＢＭＩ（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）については、これまでの取組に係る評価やそれを踏まえて今後取り組む重点分野等を明確化した新たな中期ロードマップを策定し、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援といった具体的な取組を進めました。 ・　更に、災害リスクファイナンス（ＤＲＦ）については、ＳＥＡＤＲＩＦ（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）に関して公共財産保護プログラムの具体化に関する議論を進展させるとともに、域内の財務強	□

		靭性の強化に向けたＤＲＦに係る議論を主導し、令和５年５月のＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁会議における、ＤＲＦイニシアティブ（用語集参照）の定例議題への格上げ、同イニシアティブのアクションプランの承認に導きました。 【二国間財務・金融協力】 ・　ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合：用語集参照）諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組について、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めると同時に他のＡＳＥＡＮ域内におけるニーズの検討を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 ・　また、韓国との間では、令和５年６月には７年ぶりの日韓財務対話を開催し、二国間通貨スワップ取極の再開に合意しました。この合意に基づき同年12月に同取極を締結しました。 上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。	
	［主要］総5-1-B-3：ＯＤＡ等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進		
	目　標	ＯＤＡやＯＯＦ等を通じ、G20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践や、国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することで、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靭化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含め、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。	達成度
		（目標の設定の根拠） ＯＤＡやＯＯＦ等を通じた支援により、特に質の高いインフラの推進や国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することが、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、ＪＩＣＡやＪＢＩＣ等を通じた支援を行っています。 【ＪＩＣＡを通じた支援】 ＪＩＣＡを通じて、以下の通り新興国・開発途上国への着実な支援等を実施しました（参考指標５参照）。	□

・　令和５年度において、計８件、約6,541億円（交換公文（Ｅ／Ｎ）ベース）の本邦技術活用条件（ＳＴＥＰ：用語集参照）による円借款供与や計13件、約3,385億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。

【ＪＢＩＣを通じた支援】

ＪＢＩＣについては、機能の改善・強化なども行いつつ、以下の通り着実な支援等を実施しました（参考指標６参照）。

・　具体的には、令和４年７月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」で、令和６年３月までに、計226件、約40,067億円の出融資等を承諾しています。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質の高いインフラ投資や海外における新たな市場創出を支援しました。

・　また、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和５年４月成立）により、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されるとともに、国際協調によるウクライナ復興支援への参画のための措置が講じられました。

【質の高いインフラ投資】

質の高いインフラ投資を推進するため、国内の制度改善に努めてきた他、国際機関との協働や国際枠組での議論に積極的に参加しました。

・　世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成 28 年５月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融資奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました。

・　また、質の高いインフラ投資をグローバルに推進するため、国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）と協働してきました。具体的には、各機関に設けた日本信託基金を通じた案件組成支援を行っているほか、質の高いインフラに関する日本の優れた知見の開発途上国との共有を目指し、世界銀行東京防災ハブや世界銀行東京開発ラーニングセンターとの連携を深めてきました。

・　Ｇ20においても、我が国は、質の高いインフラ投資に係る議論の進展に貢献しました。令和４年７月のＧ20財務大臣・中央銀行総裁会議において承認された「質の高いインフラ投資指標集」について、令和５年のインド議長下では、具体的なプロジェクト事例を使って、指標集の適用可能性を確認しました。

上記実績のとおり、ＪＩＣＡやＪＢＩＣについては、機能の改善や強化等も活用して、ＯＤＡ等を通じた新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。また、国内の制度改善や国際機関との協働、国際枠組

		での議論への積極的な参加を通じて、質の高いインフラ投資を促進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。	
	［主要］総5-1-B-4：国際金融システムの濫用防止［新］		
	目　標	資産凍結措置をはじめとする、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を適時に実施し、制裁措置の実効性を確保するとともに、暗号資産等の新たな技術の普及などの影響も踏まえつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に貢献していきます。 **（目標の設定の根拠）** 北朝鮮による核・ミサイル開発やロシアによるウクライナ侵略等、国際秩序や我が国の安全保障を揺るがす行動を行う国が存在する中、我が国の経済・金融活動の健全な発展を促進するためには、各国との協調や国際的枠組等での貢献を積極的に行いつつ、国際金融システムの濫用を防止し、そうした行動の資金源を断つための取組を推進することが重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	【国際社会と連携した外為法に基づく措置等】 テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国際安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者、ハマス関係者その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました（参考指標３参照）。 これに加え、令和４年２月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、令和５年度も引き続き、Ｇ７を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体（銀行を含む。）やロシア・ベラルーシ以外の第三国の団体に対する資産凍結等の措置を実施するとともに、上限価格を超えて取引されるロシア産原油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）に関して、Ｇ７議長国として原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスの強化策をとりまとめ、日本としても実施しました。 【マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等】 ＦＡＴＦの枠組に関する国内外の以下の取組を行うことで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しています。 ・　ＦＡＴＦにおける次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、ＦＡＴＦ型地域体、特にアジア太平洋地域のＦＡＴＦ型地域体（ＡＰＧ：Asia Pacific Group on Money Laundering）の活動を支援しました。 ・　国内では、財務省が共同議長となっている「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用し、ＦＡＴＦ勧告対応法（令和４年12月成立）の施行や、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」の作成（令和６年３月）など、関係省庁	□

		連携による各種対策の強化に取り組みました。 【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組等】 外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及びＦＡＴＦ勧告の着実な実施等を図るため、金融機関に対する外国為替検査を実施し、金融機関における外為法令等の遵守態勢の整備・強化に取り組みました。具体的には、計213の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関（暗号資産交換業者を含む。）に対する外国為替検査を計104件実施しました。 上記実績のとおり、国際金融システム濫用防止に向け、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。	
テーマについての評定		**a　相当程度進展あり**	
評定の理由		世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、Ｇ７やG20等の国際的な枠組に積極的に参画しました。 アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、ＡＳＥＡＮ＋３や二国間協力の枠組等を通じて、財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。 ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナ及び周辺国に対しては、Ｇ７やＭＤＢｓ等と連携し、財政面を含めた支援を行いました。 加えて、国際金融システム濫用防止に向け、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「□」であることから、当該テーマの評定を「a　相当程度進展あり」としました。	

総５－１に係る参考情報

参考指標１：最近の世界経済の動向

	2023					2024					2025				
	23.10時点	24.01時点	24.04時点	23.10との差	24.01との差	23.10時点	24.01時点	24.04時点	23.10との差	24.01との差	23.10時点	24.01時点	24.04時点	23.10との差	24.01との差
日本	2.0	1.9	1.9	▲ 0.1	0.0	1.0	0.9	0.9	▲ 0.1	0.0	0.6	0.8	1.0	0.4	0.2
米国	2.1	2.5	2.5	0.4	0.0	1.5	2.1	2.7	1.2	0.6	1.8	1.7	1.9	0.1	0.2
ユーロ圏	0.7	0.5	0.4	▲ 0.3	▲ 0.1	1.2	0.9	0.8	▲ 0.4	▲ 0.1	1.8	1.7	1.5	▲ 0.3	▲ 0.2
ドイツ	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	0.2	0.0	0.9	0.5	0.2	▲ 0.7	▲ 0.3	2.0	1.6	1.3	▲ 0.7	▲ 0.3
フランス	1.0	0.8	0.9	▲ 0.1	0.1	1.3	1.0	0.7	▲ 0.6	▲ 0.3	1.8	1.7	1.4	▲ 0.4	▲ 0.3
英国	0.5	0.5	0.1	▲ 0.4	▲ 0.4	0.6	0.6	0.5	▲ 0.1	▲ 0.1	2.0	1.6	1.5	▲ 0.5	▲ 0.1
先進国計	1.5	1.6	1.6	0.1	0.0	1.4	1.5	1.7	0.3	0.2	1.8	1.8	1.8	0.0	0.0
アジア	5.2	5.4	5.6	0.4	0.2	4.8	5.2	5.2	0.4	0.0	4.9	4.8	4.9	0.0	0.1
中国	5.0	5.2	5.2	0.2	0.0	4.2	4.6	4.6	0.4	0.0	4.1	4.1	4.1	0.0	0.0
インド	6.3	6.7	7.8	1.5	1.1	6.3	6.5	6.8	0.5	0.3	6.3	6.5	6.5	0.2	0.0
新興国・途上国計	4.0	4.1	4.3	0.3	0.2	4.0	4.1	4.2	0.2	0.1	4.1	4.2	4.2	0.1	0.0
世界計	3.0	3.1	3.2	0.2	0.1	2.9	3.1	3.2	0.3	0.1	3.2	3.2	3.2	0.0	0.0

（出所）ＩＭＦ “World Economic Outlook”（2024.4）
（World Economic Outlook, April 2024: Steady but Slow: Resilience amid Divergence（imf.org）
https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2024/04/16/world-economic-outlook-april-2024）

参考指標２：途上国の貧困削減状況

１日2.15ドル未満で生活している人口（%）

	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
東アジア・大洋州	1.6	1.2	1.3	1.2	1
欧州・中央アジア	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
中南米	4.2	4.2	3.8	4.5	3.5
中東・北アフリカ	4.7	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
南アジア	10.1	10.6	13	11.5	9.7
サブサハラ・アフリカ	36.9	36.7	N.A.	N.A.	N.A.

（出所）世界銀行
Poverty headcount ratio at $2.15 a day (2017 PPP) (% of population) | Data (worldbank.org)
https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.DDAY?end=2021&start=2021&type=shaded&view=map
（注１）世界銀行の国際貧困ラインは2.15ドル/日とされている。
（注２）N.A.部分は、正確な所得データの取得が困難であることを理由に公開されていない。

参考指標３：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追　　加	解　　除
平成13～27年度	760個人・団体	266個人・団体
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
30年度	11個人・団体	4個人
令和元年度	19個人・団体	7個人・団体
２年度	3個人	3個人
３年度	6個人・団体	12個人・団体
４年度	1個人	0個人・団体
５年度	29個人・団体	2個人・団体
小　　計	858個人・団体	314個人・団体
累　　計	544個人・団体	

（出所）国際局調査課外国為替室調
（注）令和５年１月27日（米国東部時間）に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象に追加指定した１団体については、同委員会のプレスリリースから24時間以内に外務省告示を発出しているが、当該団体について、我が国は同理事会決議1373号に基づき措置済みであったことを踏まえ、本項においては「追加」として取り扱わない。

参考指標４：我が国への対内直接投資残高

（単位：10億円）

	令和元年末	２年末	３年末	４年末	５年末
金　額	34,330	40,188	40,692	46,233	50,518

（出所）財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標５：円借款実施状況

円借款実績の推移

（単位：億円、件数）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
金　額	14,416	14,452	11,682	22,626	21,117
件　数	40	41	30	45	43

（出所）国際局開発政策課（参事官室）調
（注）数字は交換公文ベース（ドル建て借款の額を含む。ドル建て借款については、各年度におけるＤＡＣ指定の為替レートを使用して円建てで換算。）（債務救済を含まない。）

参考指標６：国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の出融資保証業務実施状況

（承諾ベース、単位：億円）

	令和元年度		２年度		３年度		４年度		５年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融　資	127	15,932	190	22,596	195	19,411	131	21,966	127	17,203
輸出金融	18	1,890	2	10	3	608	15	429	10	553
輸入金融	－	－	1	506	1	2,390	2	2,300	3	2,108
投資金融	107	13,821	181	20,241	185	15,934	104	18,474	102	13,622
事業開発等金融等	2	220	6	1,838	6	478	10	762	12	919
保　証	9	758	14	3,246	9	891	12	952	25	2,303
出　資	3	96	3	150	5	352	3	233	3	872
合　計	139	16,787	207	25,993	209	20,655	146	23,152	155	20,379

（出所）国際協力銀行調
（注）切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況　　（承諾ベース、単位：億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
アジア	7,811	3,858	1,857	6,007	4,750
（東南アジア）	(3,618)	(1,654)	(1,530)	1,027	2,198
大洋州	25	681	662	70	1,549
ヨーロッパ	4,031	5,400	5,674	4,299	4,845
中　東	764	2,081	2,804	1,918	358
アフリカ	53	3,883	－	796	22
北　米	1,309	4,475	7,958	4,613	1,484
中南米	1,870	2,319	643	2,116	4,159
国際機関等	110	47	－	0	75
その他	53	-	163	2,379	828
合　　計	16,028	22,747	19,764	22,200	18,075

（出所）国際協力銀行調
（注）切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況　　（承諾ベース、単位：億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
アジア	117	1,044	6	375	927
（東南アジア）	(117)	(9)	6	203	11
大洋州	－	－	－	67	－
ヨーロッパ	120	1,110	262	265	930
中　東	―	71	377	127	239
北　米	416	884	244	117	22
中南米	－	89	－	－	112
国際機関等	105	45	－	－	－
合　　計	758	3,246	891	952	71

（出所）国際協力銀行調
（注）切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

テーマ	**総５－２：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む**		
測定指標（定性的な指標）	［主要］総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組		
	目　標	ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。	**達成度**
		（目標の設定の根拠） 世界的に保護主義的な動きがある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。	

	実績及び目標の達成度の判定理由	多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年２月に発効したＷＴＯ貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携し、ＷＴＯ改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。例えば、令和６年２月に開催された第13回ＷＴＯ閣僚会議では、ＷＴＯ改革については特に紛争解決制度に関し、令和６年までにすべての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する制度の実現のために議論を加速させることに一致したほか、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについては令和８年にカメルーンで開催予定の第14回ＷＴＯ閣僚会議まで延長することが決定されるなど、様々な成果が得られました。また、電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、加盟国間で議論が継続しているところ、財務省は主に関税制度・通関制度を所管する立場から、こうした議論に参画・貢献しました。 経済連携の推進に関して、平成 30 年 12 月にＣＰＴＰＰ（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：用語集参照）、平成 31 年２月に日ＥＵ・ＥＰＡ（用語集参照）、令和２年１月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定、令和３年１月に日英ＥＰＡ、令和４年１月にＲＣＥＰ協定（用語集参照）がそれぞれ発効しました。ＣＰＴＰＰについては、令和４年２月の加入要請に始まった英国加入プロセスにおいて、同年９月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和５年７月には加入議定書が署名されました。また、日・インドネシアＥＰＡ（用語集参照）については、平成 27 年５月に協定の改正交渉を開始し、令和５年 12 月に改定議定書の大筋合意に至りました。さらに、令和６年３月には、我が国とバングラデシュとの間でＥＰＡ締結のための交渉を開始することを決定しました。そのほかに、平成 21 年以降交渉が中断しているＧＣＣ（湾岸協力理事会：用語集参照）との間では、令和５年７月に、令和６年中の交渉再開とそれに向けた事前協議の開始に合意しました。また、令和４年９月に交渉を開始したＩＰＥＦ（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとして取り上げられており、財務省としても、貿易円滑化の推進につながるよう、積極的に議論に参加しました。 こうした経済連携の強化は、世界的に保護主義的な動きがある中で、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。 さらに、これらの経済連携協定等では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の円滑な実施に、加盟国と連携しながら取り組んでいます。加えて、税関分野における技術協力、ＷＣＯをはじめとする国際機関等での取組、ＥＰＡ(経済連携協定：用語集参照)における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。 上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	□

テーマについての評定	a　相当程度進展あり
評定の理由	ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a　相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、Ｇ７やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 ＡＳＥＡＮ＋３の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進していきます。 ＯＤＡに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のＯＤＡに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。 日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、ＪＩＣＡの円借款や海外投融資、ＪＢＩＣの出融資等を通じて引き続き推進していきます。 ＭＤＢｓに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のＯＤＡ政策・開発理念をＭＤＢｓの政策に反映させていきます。 質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」の当てはめ作業等の議論に取り組んでまいります。 国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びＦＡＴＦ基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献していきます。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第208回国会　総理大臣施政方針演説（令和４年１月17日） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定） 開発協力大綱（令和５年６月９日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年５月23日公表） 総合的なＴＰＰ等関連政策大綱（令和２年12月８日ＴＰＰ等総合対策本部決定） 成長戦略フォローアップ（令和３年６月18日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年10月28日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和５年11月２日閣議決定） インフラシステム海外展開戦略2025（令和２年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和３年６月17日改訂、令和４年６月３日追補、令和５年６月１日追補）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	ＩＭＦによる世界経済見通しの推移（令和６年４月）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	世界経済の持続的発展等を目的として、Ｇ７やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。 ＡＳＥＡＮ＋３の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進しました。 ＯＤＡに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のＯＤＡに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。特に、令和２年４月に創設したＪＩＣＡの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。 日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、ＪＩＣＡの円借款や海外投融資、ＪＢＩＣの出融資等を通じて引き続き推進しました。特に、ＪＢＩＣを通じた支援については、令和４年７月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和５年４月成立）により、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されました。 ＭＤＢｓに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のＯＤＡ政策・開発理念をＭＤＢｓの政策に反映させました。 質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」を策定し、指標の当てはめの作業等に取り組みました。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組みました。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

総合目標６（財政･経済運営）	総合目標１から５の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

上記目標の概要	関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」（以下、「骨太の方針」といいます。）等に沿って適切な財政・経済の運営を行います。 （上記目標を構成するテーマ） 総６－１：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す。

総合目標６についての評価結果	
総合目標についての評定	Ｂ　進展が大きくない
評定の理由	財務省として、関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。 昨年30年ぶりとなった高水準の賃上げや企業の意欲的な投資計画の策定など前向きな動きが見られる中、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月２日閣議決定）を策定し、これを踏まえて、令和５年度補正予算（令和５年11月29日成立）を編成し、迅速かつ適切に執行するとともに、令和６年度予算（令和６年３月28日成立）を編成しました。あわせて、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り組みました。 また、財政健全化については、令和６年度予算においても、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「骨太の方針2021」といいます。）等で定めた歳出改革の取組を実質的に継続し、財政健全化に向けた取組を着実に進めました。 他方、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評定が「ｂ　進展が大きくない」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「Ｂ　進展が大きくない」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 「骨太の方針」等の政府の重要な方針に基づき適切な財政・経済の運営を行うことは、経済成長と財政健全化を両立するためには必要かつ有効な取組です。

<table>
<tr><td>テーマ</td><td colspan="3">総６－１：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">測定指標（定性的な指標）</td><td colspan="3">[主要]総6-1-B-1：「経済財政運営と改革の基本方針2022」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目　標</td><td>「経済財政運営と改革の基本方針2022」（以下、「骨太の方針2022」といいます。）における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。</td><td rowspan="2">達成度</td></tr>
<tr><td>（目標の設定の根拠）
「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の３本柱の改革を加速・拡大することが重要であるからです。</td></tr>
<tr><td>実績及び目標の達成度の判定理由</td><td>経済成長に向けた取組と財政健全化目標を達成するための取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。経済成長については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等に示された施策に取り組んでいます。財政健全化目標については、令和６年度予算において、「骨太の方針2021」、「骨太の方針2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」に基づき、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。しかしながら、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。
引き続き、目標達成時期までの間、「骨太の方針」に記載されている政策の進捗状況を把握・分析していく必要があることから、達成度を「□」としました。</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="3">[主要]総6-1-B-2：自然災害からの復興への取組</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目　標</td><td>東日本大震災からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます。</td><td rowspan="2">達成度</td></tr>
<tr><td>（目標の設定の根拠）
自然災害からの復興に取り組むことが重要であるからです。</td></tr>
<tr><td>実績及び目標の達成度の判定理由</td><td>「デフレ完全脱却のための総合経済対策」等を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り組みました。
また、令和６年１月に発生した令和６年能登半島地震については、「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」等を通じて、被災地域の復旧・復興に取り組みました。
引き続き、自然災害からの復興に全力で取り組む必要があるため、達成度を「□」としました。</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="2">テーマについての評定</td><td>b　進展が大きくない</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="3">以上のとおり、すべての測定指標が「□」ではありますが、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況にあることから、当該テーマの評定は、上記のとおり、「ｂ　進展が大きくない」としました。</td></tr>
</table>

総６－１に係る参考情報

参考指標１「主要経済指標（実質成長率等）」

（https://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi/2023/r060126mitoshi.pdf）
（出所）令和６年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和６年１月26日閣議決定）

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。 また、令和５年度補正予算及び令和６年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第212回国会　総理大臣所信表明演説（令和５年10月23日） 第212回国会　財務大臣財政演説（令和５年11月20日） 第213回国会　総理大臣施政方針演説（令和６年１月30日） 第213回国会　財務大臣財政演説（令和６年１月30日） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和５年６月16日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和５年11月２日閣議決定） 令和６年度予算編成の基本方針（令和５年12月８日閣議決定） 令和６年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和６年１月26日閣議決定） 被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（令和６年１月25日令和６年能登半島地震非常災害対策本部決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国内の経済状況：主要経済指標（実質成長率等）（内閣府）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行いました。 また、令和４年度の累次の補正予算及び令和５年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みました。

担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標１－１：重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

上記目標の概要	国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。 経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的に優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。 （上記目標を達成するための施策） 政１－１－１：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組 政１－１－２：財政に関する広報活動

政策目標１－１についての評価結果	
政策目標についての評定	B　進展が大きくない
評定の理由	（重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組） 令和６年度予算については、医療・福祉分野の現場で働く方々への処遇改善をはじめとした「物価に負けない賃上げの実現」に向けた取組の推進、「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」の迅速な実施、我が国周辺の厳しい安全保障環境を踏まえた防衛力の着実な強化など、我が国が直面する構造的な課題に対して重点的に予算措置を講じております。 また、物価高騰対策については、令和５年度の補正予算の編成や予備費の活用により、機動的に切れ目のない対応を講じてきました。 加えて、令和６年能登半島地震への対応として、令和６年度の一般予備費を倍増し、令和５年度の一般予備費の活用とあわせ、一日も早い被災地の復旧・復興に向けた支援に全力を尽くしております。 同時に、歳出改革や予算の質の向上に向けて、行政事業レビューや予算執行調査等の反映、デジタル化の推進による政府情報システムの効率化といった取組を進めました。 このように、それぞれの政策課題に対して必要な予算措置を行うとともに、様々な改革努力も積み重ねてきましたが、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いており、今後とも歳出・歳入両面の改革を着実に推進し、歳出構造の更なる平時化を進める必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きくない」と考えられます。 （広報活動） 予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。 また、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和５年９月27日及び同年10月17日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしました。 そのため、広報活動については、「目標達成」と考えられます。 以上のとおり、施策１－１－２の評定は「ｓ　目標達成」であるものの、施策１－１－１の評定が「ｂ

	進展が大きくない」であることから、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「B　進展が大きくない」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進は、「令和６年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づくものであり、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指していく上で、重要な意義のある取組です。 令和６年度予算編成に当たって、上記のとおり重点的かつ有効な予算配分に努めたほか、予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用等により、予算の効率化に努めています。 **（令和５年度行政事業レビューとの関係）** ・　財政制度等に関する調査 「調査に当たっては、真に必要な内容に限定するとともに、財政健全化という重要なテーマに対して効率的、効果的な調査を行うよう努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、調査内容の検討に当たっては、真に必要な内容に限定するとともに、財政健全化という重要なテーマに対して効果的な調査が実現できるよう調査内容を精査するよう努めました。（事業番号 0001） ・　旅費等実態調査 「調査にあたっては、引き続き、入札における競争性を確保するとともに、諸外国との事情の違いや民間企業との相違点など、調査結果を有効に活用することにより、合理的な制度設計を行うよう検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、一般競争入札（最低価格落札方式）を原則として委託先を決定することで競争性を確保するとともに、国家公務員等の旅費制度見直しにあたっては、民間企業等との比較を行いつつ制度を検討するなど、調査結果を有効に活用しました。 （事業番号 0002）

施策	**政１－１－１：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組**		
測定指標（定性的な指標）	**[主要]政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施**		
	目　標	一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。「経済財政運営と改革の基本方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指す、②同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられ、この目標に向けて、2019年度から2021年度の３年間について歳出改革の取組方針が示され、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてきました。 「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、これらの取組がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、2022年度から2024年度までの３年間についても、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとされています。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むこととされています。これらを踏まえ、引き続き、財政健全化に向け	**達成度**

		た取組を進めてまいります。	
		（目標の設定の根拠） 予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和６年度予算については、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取るための予算としており、医療・福祉分野の現場で働く方々への処遇改善をはじめとした「物価に負けない賃上げの実現」に向けた取組の推進、「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」の迅速な実施、我が国周辺の厳しい安全保障環境を踏まえた防衛力の着実な強化など、我が国が直面する構造的な課題に対して重点的に予算措置を講じております。 また、物価高騰対策については、令和５年度の補正予算の編成や予備費の活用により、機動的に切れ目のない対応を講じてきました。 加えて、令和６年能登半島地震への対応として、令和６年度の一般予備費を倍増し、令和５年度の一般予備費の活用とあわせ、一日も早い被災地の復旧・復興に向けた支援に全力を尽くしております。 同時に、歳出改革や予算の質の向上に向けて、行政事業レビューや予算執行調査等の反映、デジタル化の推進による政府情報システムの効率化といった取組を進めました。 このように、令和５年度においては、それぞれの政策課題に対して必要な予算措置を行うとともに、様々な改革努力も積み重ねてきたものの、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いており、今後とも歳出・歳入両面の改革を着実に推進し、歳出構造の更なる平時化を進める必要があることから、達成度は「△」としました。 （https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/45.pdf）	△
政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映			
	目　標	予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。	**達成度**
		（目標の設定の根拠） 財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算へ的確にフィードバックするためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和６年度予算において、予算執行調査の結果を踏まえ、事業等の必要性・有効性・効率性について検証することで、事業の抜本的見直し等を行うとともに、決算結果を踏まえ、多額の不用が生じている事業等については、個々の予算の内容等の厳正な見直しを行い、また、政策評価、行政事業レビュー、決算検査報告や国会での指摘・議決などについても、個々の事業等の必要性・効率性の検証を行うことなどにより、予算編成等へ適切に活用・反映したことから、達成度は「○」	○

		としました。 （https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2023/hanei/PDCA.pdf） （https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/24.pdf）	
	政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応		
	目　標	復興事業については、「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。 **（目標の設定の根拠）** 東日本大震災からの復興を効果的かつ確実に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。	**達成度**
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和６年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第２期復興・創生期間の４年度目において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上していることから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		ｂ　進展が大きくない	
評定の理由		我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いており、今後とも引き続き徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、主要な測定指標である政1-1-1-B-1の達成度を「△」としております。 測定指標政1-1-1-B-2、政1-1-1-B-3の達成度は「○」であるものの、主要な測定指標政1-1-1-B-1の達成度が「△」であり、今後とも徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、当該施策の評定は「ｂ進展が大きくない」としました。	

政１－１－１に係る参考情報

参考指標１「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総１－１：参考指標２）】

参考指標２「一般会計歳出の構成」
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/45.pdf
参考指標３「一般会計歳出概算所管別内訳」
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/31.pdf
参考指標４「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化）」
https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202404_kanryaku.pdf
参考指標５「各予算のポイント」
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

社会保障関係費の推移及び内訳

（単位：億円、％）

区　　分	令和５年度	６年度	増△減
年金給付費	130,857	134,020	(2.4%) 3,163
医療給付費	121,517	122,366	(0.7%) 849
介護給付費	36,809	37,188	(1.0%) 379
少子化対策費	31,412	33,823	(7.7%) 2,411
生活扶助等社会福祉費	43,093	44,912	(4.2%) 1,819
保健衛生対策費	4,552	4,444	(△2.4%) △108
雇用労災対策費	447	440	(△1.5%) △7
社会保障関係費 合計	**368,687**	**377,193**	**(2.3%) 8,506**

（出所）「令和６年度社会保障関係予算のポイント」（令和６年１月　主計局厚生労働・こども家庭係）
（https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/46.pdf）
（注１）計数はそれぞれ四捨五入している。
（注２）予算額は当初予算額である。
（注３）令和５年度予算額は、令和６年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

文教及び科学振興費の推移及び内訳

（単位：億円、％）

区　　分	令和５年度	６年度	増△減
文教及び科学振興費	54,158	54,716	(1.0%) 558
（内訳） 義務教育費国庫負担金	15,216	15,627	(2.7%) 412
科学技術振興費	13,942	14,092	(1.1%) 150
文教施設費	743	732	(△1.4%) △10
教育振興助成費	23,054	23,086	(0.1%) 32
育英事業費	1,204	1,178	(△2.2%) △26

（出所）「令和６年度予算及び財政投融資計画の説明」（令和６年１月　財務省主計局、理財局）
（https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/20240125105701.html）
（注１）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
（注２）予算額は当初予算額である。
（注３）令和５年度予算額は、令和６年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

公共事業関係費の推移　　（単位：億円、％）

区　　分	令和５年度	６年度	増△減
公共事業関係費	60,801	60,828	(0.0%) 26

（出所）「令和６年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」（令和５年12月　主計局国土交通・公共事業総括係）
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/18.pdf)
（注１）予算額は当初予算額である。
（注２）令和５年度予算額は、令和６年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

防衛関係予算の推移及び内訳　　（単位：億円、％）

区　　分	令和２年度	伸率	３年度	伸率	４年度	伸率	５年度	伸率	６年度	伸率
防衛力整備計画対象経費	50,688	1.2	51,235	1.1	51,788	1.1	66,001	27.4	77,249	17.0
人件・糧食費	21,426	△1.9	21,919	2.3	21,740	△0.8	21,969	1.1	22,290	1.5
歳出化経費	19,336	4.9	19,377	0.2	19,651	1.4	25,182	28.1	37,928	50.6
一般物件費	9,926	1.2	9,939	0.1	10,397	4.6	18,850	81.3	17,032	△9.6
ＳＡＣＯ・米軍再編関係経費	1,937	0.1	2,187	12.9	2,217	1.4	2,217	0.0	2,247	1.3
政府専用機関係経費	0	△99.5	0	△0.5	0	△75.0	－	△100.0	－	－
防衛関係予算	52,625	1.1	53,422	1.5	54,005	1.1	68,219	26.3	79,496	16.5

（出所）「令和６年度防衛関係予算のポイント」（令和５年12月　主計局防衛係）
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/20.pdf)
「令和５年度防衛関係予算のポイント」（令和４年12月　主計局防衛係）
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/19.pdf)
「防衛力抜本的強化の進捗と予算-令和６年度予算の概要」（令和６年３月　防衛省作成資料）
(https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/2024/yosan_20240328.pdf)
「防衛力抜本的強化「元年」予算-令和５年度予算の概要」（令和５年３月　防衛省作成資料）
(https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/2023/yosan_20230329.pdf)
（注１）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
（注２）予算額は当初予算額である。
（注３）令和２年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。
（注４）「人件・糧食費」とは、隊員等に支給される給与等及び営内で生活している隊員等の食事代である。
「歳出化経費」とは、過去の年度に締結した契約に基づいて生じる当年度の支払いである。
「ＳＡＣＯ・米軍再編関係経費」とは、在日米軍が所在する地元の負担軽減や在日米軍の再編事業に要する経費である。
（注５）令和３年度は187億円、令和４年度は318億円、令和５年度は339億円、令和６年度は324億円のデジタル庁計上分含む。

中小企業対策費の推移　　（単位：億円、％）

	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
予算額	1,723	1,745	1,713	1,704	1,693
伸率	△1.0	1.3	△1.9	△0.5	△0.6

（出所）「令和６年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」（令和５年12月　主計局経済産業係）
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/08.pdf)
（注１）予算額は当初予算額である。
（注２）令和２年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

農林水産関係予算の推移　　（単位：億円、％）

区　　分	令和４年度	５年度	６年度	
				増△減
農林水産関係予算	22,777	(△0.4) 22,683	 22,686	(0.0) 3
公共事業	6,980	(0.0) 6,983	＜30.8＞ 6,986	(0.0) 3
非公共事業	15,797	(△0.6) 15,700	＜69.2＞ 15,700	(△0.0) △0
農業関係予算	17,135	16,980	17,050	70
林業関係予算	2,977	3,057	3,003	△54
水産業関係予算	1,881	1,872	1,863	△9
農山漁村地域整備交付金	784	774	770	△4

（出所）「令和６年度農林水産関係予算のポイント」（令和５年12月　主計局農林水産係）
（https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/16.pdf）
（注１）予算額上段の（　）書きは対前年度増△減率、＜　＞書きは農林水産関係予算全体に占める構成比である。
（注２）予算額は当初予算額である。

エネルギー対策費の推移　　（単位：億円、％）

	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
予算額	9,008	8,891	8,756	8,540	8,329
伸率	△1.1	△1.3	△1.5	△2.5	△2.5

（出所）「令和６年度予算及び財政投融資計画の説明」（令和６年１月　財務省主計局、理財局）
（https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/20240125105701.html）
（注１）予算額は当初予算額である。
（注２）令和２年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

参考指標６「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」　　（単位：億円、％）

補助金等の交付先別概要（一般会計）

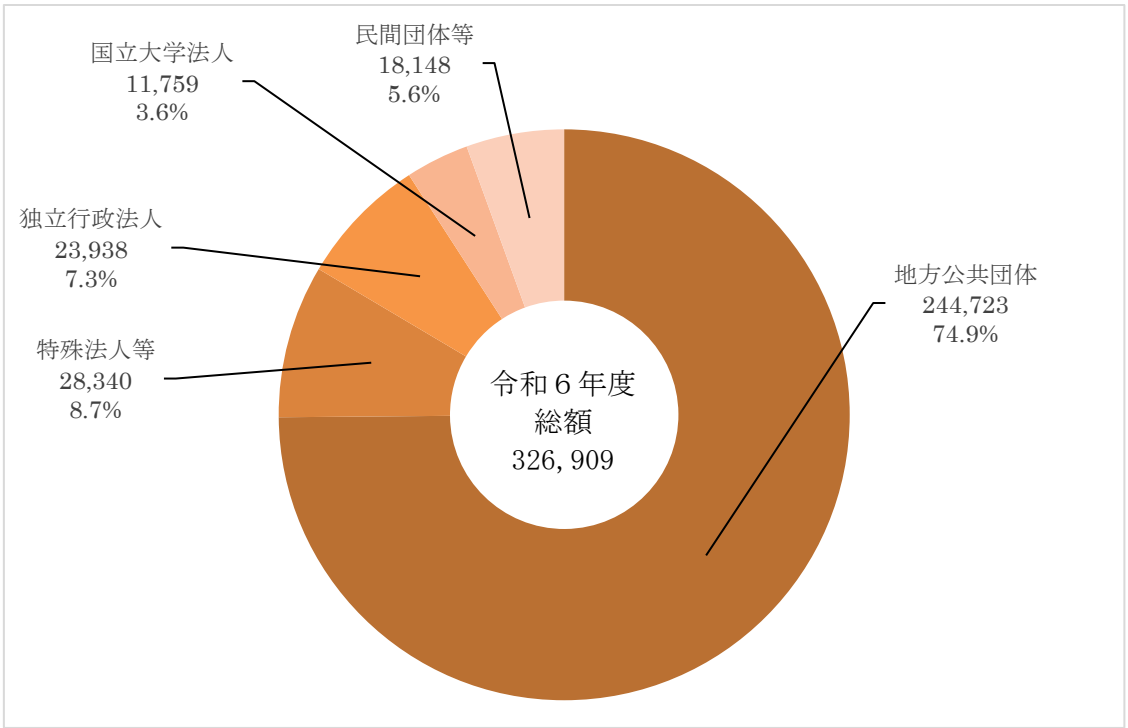

交付先	令和２年度		３年度		４年度		５年度		６年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
地方公共団体	241,687	1.7	236,124	△ 2.3	238,390	1.0	240,635	0.9	244,723	1.7
特殊法人等	29,211	6.1	28,944	△ 0.9	29,104	0.6	29,396	1.0	28,340	△3.6
独立行政法人	24,051	10.7	23,527	△ 2.2	23,625	0.4	23,832	0.9	23,938	0.4
国立大学法人	12,202	△ 2.1	11,724	△3.9	11,780	0.5	11,760	△0.2	11,759	△0.0
民間団体等	24,597	9.9	17,863	△ 27.4	18,498	3.9	18,075	△2.3	18,148	0.4
合計	331,749	3.1	318,182	△ 4.1	321,397	1.0	323,698	0.7	326,909	1.0

補助金等の主要経費別内訳（一般会計）

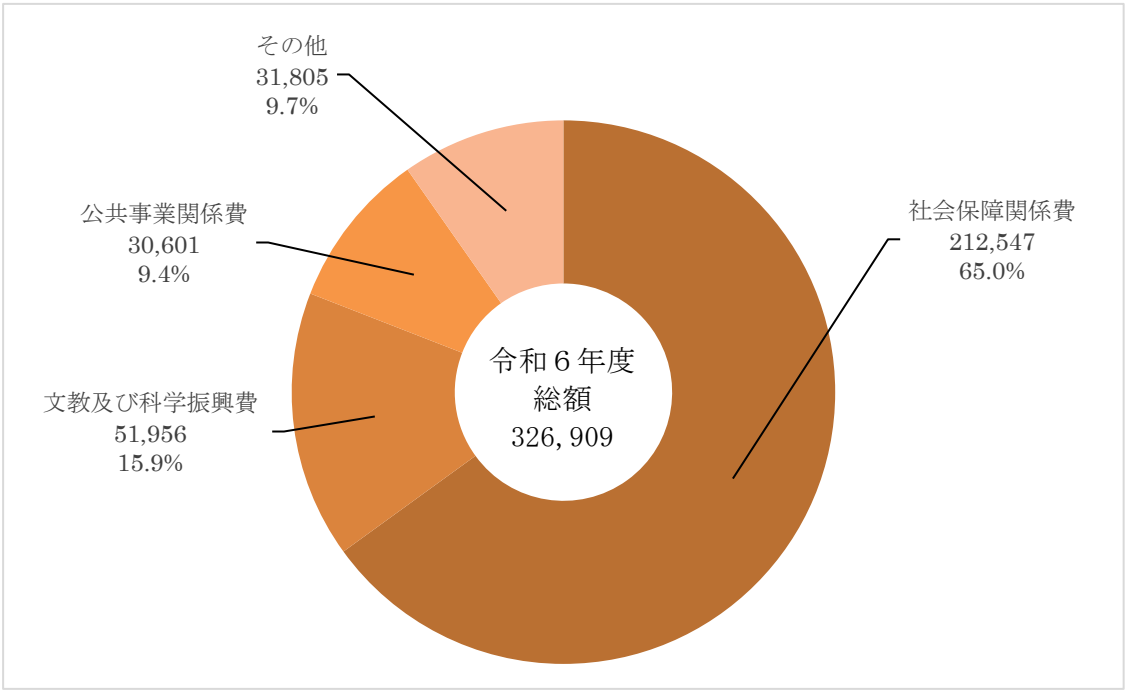

事項	令和２年度	予算額	３年度		４年度		５年度		６年度	
	予算額		予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
社会保障関係費	204,884	5.4	202,617	△ 0.5	206,451	1.9	209,506	1.5	212,547	1.5
文教及び科学振興費	52,398	△ 1.5	51,149	△ 2.4	51,189	0.1	51,415	0.4	51,956	1.1
公共事業関係費	34,462	△ 1.0	30,511	△ 11.5	30,568	0.2	30,479	△0.3	30,601	△0.3
その他	40,005	1.9	33,905	△ 17.7	33,190	△2.0	32,299	△2.7	31,805	△1.5
合計	331,749	3.1	318,182	△ 4.1	321,397	1.0	323,698	0.7	326,909	1.0

（出所）主計局調整係調
（注１）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。
（注２）予算額は当初予算額である。
（注３）令和２年度分については、「臨時・特別の措置」を含む計数を掲載している。
（注４）各年度の伸率は比較対照のため前年度の予算額を組替えて算出している場合がある。

参考指標７「補助金等の整理合理化状況」　（単位：件、億円）

区分／年度	新規		合理化廃止 ア		合理化減額 イ		補助率引下げ件数ウ	統合・メニュー化件数			終期設定件数オ	定員削減カ		その他件数キ	合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		統合前エ	統合後	差引		件数	金額		件数 ア～キ	金額 ア+イ+カ
平成30	221	2,409	100	713	622	3,377	1	22	22	0	357	5	1	42	1,149	4,090
令和元	284	44,085	118	35,079	603	3,040	3	21	13	8	338	10	3	34	1,127	38,122
2	312	11,804	112	1,104	717	10,067	2	0	0	0	269	6	1	32	1,138	11,173
3	223	1,995	78	2,315	723	11,001	0	1	1	0	294	7	2	42	1,145	13,317
4	254	2,424	108	659	785	3,630	1	0	0	0	351	8	3	40	1,293	4,291
5	251	15,954	134	588	798	5,083	1	9	5	4	320	5	1	29	1,296	5,673
6	142	549	116	254	702	5,308	0	14	6	8	149	4	1	32	1,017	5,562

（出所）主計局調整係調
（注１）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。
（注２）予算額は当初予算額である。
（注３）令和元、２年度分については、「臨時・特別の措置」を含む計数を掲載している。
（注４）件数は整理合理化の区分ごとに措置した補助事項単位で計上しており、合計の件数はそれらの延べ件数である。

参考指標８「令和５年度補正予算（第１号）の概要」【再掲（総１－１：参考指標９）】

参考指標９「令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用実績」【再掲（総１－１：参考指標 10)】

施策	政１－１－２：財政に関する広報活動						
測定指標（定量的な指標）	政1-1-2-A-1：各府省等のウェブサイトで公開される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化						
	年度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
	目標値	概算要求書等	10月10日前後	11月10日前後	９月末日	９月末日	９月末日	○
		政策評価調書	10 月末日	11月10日前後	10月20日前後	10月20日前後	10月20日前後	
	実績値	概算要求書等	10月９日	11月９日	９月29日	９月27日	９月27日	
		政策評価調書	10 月 30 日	11 月９日	10 月 19 日	10月20日	10月17日	

（出所）主計局総務課及び司計課調

（目標値の設定の根拠）

財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績等を参考に目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

目標値のとおり、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和５年９月27日及び同年10月17日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしたことから、達成度は「○」としました。

測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況		
	目　標	積極的にパンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動を実施します。 （目標の設定の根拠） 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政に関するパンフレットの作成・配布・電子書籍化やオンラインも活用した説明会等の広報活動を行ったことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評定		ｓ　目標達成	
評定の理由	各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和５年９月27日及び同年10月17日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにすることで、どのような予算要求がされているか、それがどのような政策評価における政策に対応するのかについての財政に関する情報提供を行いました。 また、財政に関するパンフレットについて、電子書籍等の多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等に出向いて説明会を実施したほか、オンラインによる説明会を実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました。 加えて、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザイン（用語集参照）の考え方を活用したパンフレットの発行やワークショップ等の取組を実施しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。		

政１－１－２に係る参考情報

参考指標１：財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数　（単位：件）

	令和３年度	４年度	５年度
財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数	101,856	122,957	103,317

（出所）大臣官房文書課広報室調
（注１）財務省ウェブサイト内に開設している予算・決算に関するページ（https://www.mof.go.jp/policy/budget/index.html）へのアクセス件数。
（注２）令和３年度の財務省行政 LAN 更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和３年度以降のアクセス件数を掲載。

評価結果の反映
以下のとおり、上記の評価結果も踏まえて実施します。 重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に努めます。 広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行うとともに、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザインの考え方を活用した取組を推進します。 また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	○　財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究には、財政学の人材育成も重要である。

政策目標に係る予算額	区　　分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）	当初予算	419,603	420,645	427,798	425,590
		補正予算	－	－	△1,302	
		繰 越 等	1,987,759	1,906,461	N.A.	
		合　　計	2,407,362	2,327,106	N.A.	
	執行額（千円）		2,217,756	2,168,194	N.A.	

（概要）

財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等に必要な経費等。

（注１）「予算編成支援システム」の令和３年度当初予算額は、内閣所管（組織）内閣官房に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和４年度以降の当初予算額は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されている。

（注２）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第213回国会 総理大臣施政方針演説（令和６年１月30日） 第213回国会 財務大臣財政演説（令和６年１月30日） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定） 令和６年度予算編成の基本方針（令和５年12月８日閣議決定） 「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和６年３月19日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の財政状況：予算書、「令和６年度予算のポイント」、「日本の財政関係資料（令和６年４月)」（財務省）等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和６年度予算編成に当たっては、「新経済・財政再生計画」に定める財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組みました。 広報活動については、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施するとともに、多数の大学や地方公共団体等で講義や説明をオンラインも活用して行ったほか、我が国の財政状況について国民の理解が得られるよう図表等を用いた分かりやすい説明を、電子書籍等の多様な媒体により積極的に行いました。 また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	主計局（総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官（調整担当)）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標１－２：必要な歳入の確保

上記目標の概要	健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・「財政法」（昭和22年法律第34号）第４条第１項)。 税収については、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものであり、毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制については、経済社会のあり方に密接に関連するものであることから、経済社会の構造変化や国際的動向等を踏まえつつ、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。また、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。 税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」（用語集参照）については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。 公債の発行については、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。 なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。 **（上記目標を達成するための施策）** 政１－２－１：必要な歳入の確保等

政策目標１－２についての評価結果	
政策目標についての評定	**Ｂ　進展が大きくない**

評定の理由	令和６年度予算において、税収については、政府経済見通しや、直近の課税実績、企業収益の見通しなど、予算編成時に利用可能なデータや経済指標等を最大限活用して適切に見積りを行い、一般会計税収を、69.6兆円と見込んでいます。令和６年度税制改正において、物価上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現や、生産性の向上等による供給力の強化など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、平年度2.9兆円の減収を見込んでいます。 また、できる限りの税外収入の確保にも努め、令和６年度の税外収入は7.5兆円となりました。このうち、2.1兆円は防衛力強化のための財源として確保したものです。さらに、税収の見積り等に関する情報を財務省ウェブサイトにおいて開示する等、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。 一方で、物価上昇の影響やそれらへの対応が財政に及ぼした影響等については留意する必要があるものの、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、必要な歳入の確保について大きく進展したとは言い難い状況です。 施策１－２－１の評定が「b　進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「B　進展が大きくない」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 「令和６年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づき、財政健全化の実現を目指していく上で、できるだけ公債の発行によらず、必要な歳入の確保に努めることは必要な取組です。 税収及び税外収入について適切な見積りを行うことを通して、公債の発行額を適切な水準とすることは、健全な財政を確保していく上で、有効な取組です。 また、適切な税収見積りのため、例えば法人税について、主要な大法人に対する調査、企業収益や景気動向に関する民間調査機関からのヒアリング等を効率的に実施しました。

施策	政１－２－１：必要な歳入の確保等		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上		
	目　標	税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制について、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。 また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。 なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 税収や「その他収入」について、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うことは健全な財政を確保する観点から重要であるためです。 また、歳入に関する情報について、国民への説明責任の向上に努めることは、財政に対する国民の理解を得る観点から重要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判	令和６年度予算において、税収については、政府経済見通し等を踏まえ、一般会計税収を69.6兆円と見込むとともに、租税及び印紙収入予算の規模、見積りの大要及び各税の見積り方法等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」として早期にと	△

	定理由	りまとめ、国会に提出しました。 令和６年度税制改正では、物価上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現や、生産性の向上等による供給力の強化など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、平年度2.9兆円の減収を見込んでいます。 また、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保に努め、令和５年度の税外収入は7.5兆円となりました。このうち、2.1兆円は防衛力強化のための財源として確保したものです。 さらに、上記のような歳入に関する情報を財務省ウェブサイトにおいて開示する等し、国民への説明責任の向上に努めました。 一方で、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、達成度は「△」としました。	

施策についての評定	**b　進展が大きくない**
評定の理由	測定指標が「△」であるものの、物価上昇の影響等を注視する必要があるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「b　進展が大きくない」としました。

政１－２－１に係る参考情報

参考指標１：一般会計税収の推移
（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm）

参考指標２：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総１－１：参考指標１）】

参考指標３：歳入（一般会計）構成の推移
（https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/basic_data/202404/sy202404b.pdf）

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後も、物価上昇の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、歳入に関する情報について説明責任の向上に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における意見	○　政策目標1-2において、「歳入に関する情報について説明責任の向上に努めていきます」とあるが、歳入と歳出両面での説明を広報戦略として強化していただきたい。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第213回国会　総理大臣施政方針演説（令和６年１月30日） 第213回国会　財務大臣財政演説（令和６年１月30日） 令和６年度予算編成の基本方針（令和５年12月８日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資	日本の財政状況：「令和６年度一般会計歳入歳出概算」、「一般会計税収の推移」（財務省）

料その他の情報	

前年度政策評価結果の政策への反映状況	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、歳入に関する情報について説明責任の向上に努めました。

担当部局名	主計局（総務課）、主税局（総務課）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標１－３：予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

上記目標の概要	国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算の執行が法令の定めに則り、かつ経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。特に公共調達のあり方については、引き続き入札及び契約の改善や随意契約の適正化を図る必要があり、そのための取組を進めています。 また、予算の質の向上・効率化を図るためには、国民への情報開示の充実などにより予算執行の透明性の向上を図るとともに、予算執行の実態を把握し、いわゆるＰＤＣＡサイクルにおける、Ｃ（＝チェック）及びＡ（＝アクション）の機能を強化する必要があります。 （上記目標を達成するための施策） 政１－３－１：予算執行に関する情報開示の充実 政１－３－２：円滑かつ効率的な予算執行の確保 政１－３－３：予算執行調査の実施 政１－３－４：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等

政策目標１－３についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	（予算執行に関する情報開示の充実） 各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、情報開示の状況を定期的に確認することで、予算執行の透明性の確保に努めました。 （円滑かつ効率的な予算執行の確保） 予算の執行に当たっては、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。また、令和６年能登半島地震からの復旧・復興を着実に進める観点から、被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じました。 （予算執行調査の実施） 令和５年度予算執行調査においては、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。 （各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等） 各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するため、文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和４年度に締結した契約に関する統計を取りまとめて公表を行い、契約の透明性を高めるよう努めました。 全ての施策について評定が「ｓ　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「Ｓ目標達成」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 予算執行の透明性の向上や適正な予算執行の確保は、次年度の予算編成等への反映にもつながる必要な取組です。 予算執行調査の実施については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、その調査結果を令和６年度予算に的確に反映しています。 また、繰越事務手続については、被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行うとともに、令和６年能登半島地震からの復旧・復興を着実に進める観点から、繰越申請に係る添付書類の定型化など、被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じることなどにより、事務手続の効率化や予算の円滑な執行に資しており、有効性が認められると考えます。

施策	政１－３－１：予算執行に関する情報開示の充実		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認		
	目　標	各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成25年６月28日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、その開示状況を定期的に確認したことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		ｓ　目標達成	
評定の理由	各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。		

政１－３－１に係る参考情報

参考指標１　各府省の予算執行情報ポータルサイト
（https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/portalsite.htm）

施策	政１－３－２：円滑かつ効率的な予算執行の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-3-2-B-1：円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組		
	目　標	法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。 （目標の設定の根拠） 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	予算の執行に当たっては、円滑かつ迅速な執行が確保されるよう努めるとともに、法令の定めに則り、繰越明許費及び移流用を活用すること等によって、経済的、効率的に予算執行がなされるよう努めました。 被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。 また、令和６年能登半島地震からの復旧・復興を着実に進める観点から、繰越申請に係る添付書類の定型化など、被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じました。 以上のことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		ｓ　目標達成	
評定の理由	予算の執行に当たっては、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化等を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。		

施策	政１－３－３：予算執行調査の実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-3-3-B-1：予算執行調査の実施		
	目　標	予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。 （目標の設定の根拠） 予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和５年度については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、専門家の知見の活用や実地調査の実施など、調査の質の向上を図りつつ、30件の予算執行調査を実施しました（参考指標１参照）。 また、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表したことから、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2023/hanei/index.html)	○
施策についての評定		ｓ　目標達成	

評定の理由	予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政１－３－３に係る参考情報

参考指標１　予算執行調査の実施件数及び反映額　（単位：件、億円）

調査年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
調査件数	44	37	39	39	30
翌年度予算への反映額	110	26	90	189	9
	－	－	－	－	－

（出所）主計局司計課予算執行企画室調
（注）翌年度予算への反映額の上段は歳出予算、下段は歳入予算への反映額である。

参考指標２　調査結果（令和５年６月）
（https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2023/sy0506/index.html）

参考指標３　調査結果（令和５年 10 月）
（https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2023/sy0510/index.html）

参考指標４　反映状況（令和６年１月）
（https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2023/hanei/index.html）

施策	政１－３－４：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-3-4-B-1：予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施		
	目　標	文書による要請及び会議・研修を実施します。 また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。 （目標の設定の根拠） 各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	補助金等予算の執行に関する手続等について文書により通知するとともに、財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施しました（参考指標２参照）。また、契約の透明性を高めるため、各省各庁が令和４年度に締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めたことから、達成度は「○」としました。 （https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/20240329_tokei.pdf）	○
施策についての評定	ｓ　目標達成		

評定の理由	文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和４年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政１－３－４に係る参考情報

参考指標１　会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移　（単位：件）

事　項　別	平成30年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度
A.不当事項	254	205	157	265	285
B.意見表示又は処置要求事項	27	14	15	19	20
C.会計検査院の指摘に基づき改善処置を講じた事項(処置済事項)	44	22	20	22	28

（出所）主計局司計課調

参考指標２　会計事務職員研修等の実績　（単位：名）

研　修　名 （対象職員）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
会計事務職員研修 （各府省庁等、都道府県）	85	－	88	75	76
	88	100	99	111	100
政府関係法人会計事務職員研修 （政府関係法人）	111	110	124	122	122
会計事務職員契約管理研修 （各府省庁等、都道府県、政府関係法人）	71	－	98	118	122
予算担当職員初任者研修 （各府省庁等）	133	－	159	156	187
会計監査事務職員研修 （各府省庁等）	－	129	111	131	36

（出所）会計センター研修部調
（注１）会計事務職員研修の上段は春季、下段は秋季の研修である。
（注２）令和元年度の会計監査事務職員研修、令和２年度の会計事務職員研修（春季）、会計事務職員契約管理研修及び予算担当職員初任者研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止した。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。 予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に努めます。 また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	区　　分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）	当初予算	612,068	603,447	586,546	589,272
		補正予算	△18,704	△4,973	－	
		繰 越 等	8,223,441	3,881,780	N.A.	
		合　　計	8,816,805	4,480,254	N.A.	
	執行額（千円）		8,442,605	4,261,345	N.A.	

（概要）

適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための官庁会計システムに係る経費等

（注１）「官庁会計システム（歳入金電子納付システムを含む）」の令和３年度当初予算額は、内閣所管（組織）内閣官房に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和４年度以降の当初予算額は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。
「会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム」の令和３年度当初予算額は、内閣所管（組織）内閣官房及びデジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和４年度以降の当初予算額は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

（注２）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について（平成25年６月28日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保するため、引き続き、財務省ウェブサイトから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めました。また、予算執行調査については、専門家の知見の活用や実地調査の実施など、より深度のある調査を実施しました。

担当部局名	主計局（司計課、総務課、法規課）、会計センター	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標１－４：決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

上記目標の概要	国の決算は予算のような規範性はなく、政府が「財政法」（昭和22年法律第34号）、「会計法」（昭和22年法律第35号）等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。 このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や予算執行への反映に努めます。 （上記目標を達成するための施策） 政１－４－１：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告 政１－４－２：令和４年度歳入歳出決算の国会への早期提出

政策目標１－４についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	（予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告） 予算使用の状況は四半期ごとに、国庫歳入歳出状況は毎月、官報及びウェブサイトに掲載しました。また、令和４年度決算概要は、令和５年７月31日に記者発表を行うとともに、ウェブサイトに掲載しました。 （令和４年度歳入歳出決算の国会への早期提出） 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているところ、令和４年度歳入歳出決算については、令和５年９月１日に会計検査院へ送付し、同年11月20日に国会に提出しました。 全ての施策について評定が「ｓ　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であり、予算編成や予算執行へ反映していくためにも国の財政状況や施策の結果を適確に開示した決算の作成は必要かつ有効な取組です。 令和４年度歳入歳出決算を早期に取りまとめ、可能な限り早期に国会へ提出したことは、決算結果等の令和６年度予算等への反映や、国会における決算審議の充実に資する観点から有効な取組です。 なお、令和４年度歳入歳出決算の国会提出にあたり、会計事務の電子化等により事務の効率化に努めています。

施策	政１－４－１：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政1-4-1-A-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況						
	年　度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
	目標値	予算使用の状況	５回	５回	５回	５回	５回	○
		国庫歳入歳出状況	15回	15回	15回	15回	15回	○
		決算概要	１回	１回	１回	１回	１回	○
	実績値		全て達成	全て達成	全て達成	全て達成	全て達成	

（出所）主計局司計課調

（目標値の設定の根拠）

国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。

※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。

（目標の達成度の判定理由）

予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告したことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	ｓ　目標達成
評定の理由	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政１－４－１に係る参考情報

予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

憲法第91条及び財政法第46条において、内閣には国会及び国民に対する財政状況の報告が義務付けられていますが、近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。具体的な内容及び掲載方法は次のとおりです。

⑴ 「令和５年度財政法第46条に基づく国民への財政報告（うち令和３年度決算に関すること）」：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/46_report/fy2023.html)

⑵ 「予算使用の状況（財務省調査）」（財政法第46条第２項の規定に基づくもので四半期毎）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/budget_use/index.htm)

⑶ 「国庫歳入歳出状況」（毎月）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/revenue_and_expenditure/index.htm)

⑷ 「令和４年度決算概要（見込み)」：記者発表及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2022/index.html)

⑸ 「令和４年度決算概要」：記者発表及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2022/index.html)

⑹ 「令和４年度決算の国会提出」：ウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2022/ke0511.html)

⑺ 「令和４年度決算書の情報」：ウェブサイト掲載
(https://www.bb.mof.go.jp/hdocs/bxss010br4a.html)

⑻ 「令和４年度決算の説明」：ウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2022/ke_setsumei04.html)

（注）国の決算は、年度末である３月31日までに収入又は支出の原因が発生しているものは、原則としてその年度の収入又は支出として整理することとなっており、翌年度の７月31日まで、現金の出納の完結に必要な整理期間を設けている。

施策　**政１－４－２：令和４年度歳入歳出決算の国会への早期提出**

測定指標（定量的な指標）

政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日

年　度	令和元年度（30年度決算）	２年度（元年度決算）	３年度（２年度決算）	４年度（３年度決算）	５年度（４年度決算）	達成度
目標値	元.9月初旬	2.9月初旬	3.9月初旬	4.9月初旬	5.9月初旬	○
実績値	元.9.3	2.9.4	3.9.3	4.9.2	5.9.1	

（出所）主計局司計課調

（目標値の設定の根拠）

平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に２ヶ月程度の期間を要していることから９月初旬を目標とするものです。

（目標の達成度の判定理由）

令和４年度歳入歳出決算については、令和５年９月１日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。

[主要]政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日

年　度	令和元年度（30年度決算）	２年度（元年度決算）	３年度（２年度決算）	４年度（３年度決算）	５年度（４年度決算）	達成度
目標値	元.11.20前後	2.11.20前後	3.11.20前後	4.11.20前後	5.11.20前後	○
実績値	元.11.19	2.11.20	3.12.6	4.11.18	5.11.20	

（注）令和２年度歳入歳出決算の国会提出が令和３年12月６日となったのは、令和３年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。

（出所）主計局司計課調

（目標値の設定の根拠）

平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。

（目標の達成度の判定理由）

	令和４年度歳入歳出決算については、令和５年11月20日に国会に提出し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。
施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	令和４年度歳入歳出決算については、令和５年11月20日に国会に提出し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えました。 また、決算審議の参考に供するために作成している「決算の説明」についても、可能な限り、事務・事業の計画と実績、各主要経費における事項別の５箇年間の執行状況等定量的データを積極的に取り入れるなど、各種の分析や評価に資するものを掲載するよう各省各庁に要請し、分かりやすい資料の作成に努めました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告します。また、令和５年度歳入歳出決算については、令和４年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、令和６年11月20日前後には国会提出が可能となるよう努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、引き続き官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。 令和４年度歳入歳出決算については、国会等の議論も踏まえ、国会における決算審議の充実等に資する観点から、会計検査院へ早期に送付するとともに、令和５年11月20日に国会へ提出しました。

担当部局名	主計局（司計課）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標１－５：地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

上記目標の概要	地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。 このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。 また、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。 **（上記目標を達成するための施策）** 政１－５－１：地方の歳入面・歳出面の改革

政策目標１－５についての評価結果	
政策目標についての評定	Ａ　相当程度進展あり
評定の理由	「令和６年度地方財政計画」において、総務省との調整の結果、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準としつつ、臨時財政対策債の発行を縮減し過去最低額とするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を償還計画どおり償還するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「骨太の方針2021」といいます。）等に沿って適切に事務を遂行しています。 一方で、物価上昇への対応等の財政への影響を注視する必要があります。 施策１－５－１の評定が「ａ　相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「Ａ　相当程度進展あり」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 地方財政に関する事務の適切な遂行は、「骨太の方針2021」をはじめとする政府の方針に沿った「令和６年度地方財政計画」の策定等にあたって、必要な取組です。 国・地方間の諸課題について、総務省との調整・協議を円滑に行い、上記の通り効率的に取り組んでいます。

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="3">政１－５－１：地方の歳入面・歳出面の改革</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td colspan="3">[主要]政1-5-1-B-1：地方の歳入面・歳出面の改革</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目　標</td><td>国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。</td><td rowspan="2">達成度</td></tr>
<tr><td>（目標の設定の根拠）
「骨太の方針2021」に、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す」としているほか、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と定められており、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む」と定められているためです。</td></tr>
<tr><td>実績及び目標の達成度の判定理由</td><td>「令和６年度地方財政計画」において、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保しつつ、税収が伸びる中で地方の歳出規律を維持すること等により、臨時財政対策債の発行を縮減し過去最低額とするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金について償還計画どおり償還するなど、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">ａ　相当程度進展あり</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="3">「令和６年度地方財政計画」において、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組み、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保しています。
以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、物価上昇への対応等の財政への影響を注視する必要があるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ａ　相当程度進展あり」としました。</td></tr>
</table>

政１－５－１に係る参考情報

参考指標１：令和６年度地方財政計画（通常収支分）
（https://www.soumu.go.jp/main_content/000927399.pdf 21P ）

参考指標２：地方向け補助金等の全体像
（https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/44.pdf）

参考指標３：地方の一般財源総額について
（https://www.soumu.go.jp/main_content/000927399.pdf 2P ）

評価結果の反映	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や、地方交付税の制度改革等の諸課題について総務省と調整を行っていきます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定） 令和６年度予算編成の基本方針（令和５年12月８日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の地方財政状況：「令和６年度地方財政計画」（総務省）、「地方向け補助金等の全体像」（財務省）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や地方交付税の制度改革等について総務省と調整を行いました。

担当部局名	主計局（主計官（総務、地方財政、財務係担当）、主計企画官（調整担当））、主税局（総務課）、理財局（計画官（厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財務審査、地方運用係担当））	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標１－６：公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

上記目標の概要	現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。 また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。 国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表を行います。 （上記目標を達成するための施策） 政１－６－１：国の財務書類の作成・公表等

政策目標１－６についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から、令和４年度決算分を令和６年１月26日に財務省ウェブサイト等で公表しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成しました。 特別会計財務書類については、令和４年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（令和６年１月26日）。 また、国の業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結した連結財務書類については、日本郵政（株）が令和３年度から連結対象ではなくなったことによる影響について、パンフレットにおいて詳しく解説を行うなど内容を充実させたほか、国民に対してよりわかりやすい説明をするためにパンフレットの要約を作成し、令和６年３月26日に財務省ウェブサイト等で公表を行いました。 さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が１月、事業別フルコスト情報が３月に公表されました。事業別フルコスト情報については、類似の事業の比較を容易にするため、各事業のフルコスト、コスト構成割合及び関連指標の推移や、事業類型ごとの平均コスト構成割合を開示するよう様式を見直し公表するなど、より充実した情報発信を行いました。 施策１－６－１の評定が「s　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S　目標達成」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された国の財務書類については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。 発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック（資産・負債）やフロー（業務費用・財源）といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。 財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、国の財務書類（一般会計・特別会計）を令和５年度内に公表しています（令和６年１月）。また、財務書類等の公表についても、ウェブサイトを活用するなど効率化に取り組んでいます。

施策	政１－６－１：国の財務書類の作成・公表等						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政1-6-1-A-1：国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日						
	年　度	令和元年度（30年度分）	２年度（元年度分）	３年度（２年度分）	４年度（３年度分）	５年度（４年度分）	達成度
	目標値	２年１月下旬	３年１月下旬	４年１月下旬	５年１月下旬	６年１月下旬	○
	実績値	２．１．31	３．１．29	４．１．25	５．１．27	６．１．26	
	（出所）主計局法規課調 （目標値の設定の根拠） 「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」（平成18年６月14日財政制度等審議会）において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 令和６年１月下旬とした目標値のとおり、令和６年１月26日に公表したことから、達成度は「○」としました。						
測定指標（定性的な指標）	政1-6-1-B-1：国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表						
	目　標	国の財務書類のポイント（パンフレット）やガイドブック等において、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。 （目標の設定の根拠） 「財務書類等の一層の活用に向けて」（平成27年４月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会）等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。					達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	国の財務書類のポイント（パンフレット）の図表をより見やすくなるよう工夫するなど内容を充実させ、国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。					○

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から１月下旬の公表を目標とし、令和４年度決算分を令和６年１月26日に財務省ウェブサイト等で公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成しました。 特別会計財務書類については、令和３年度決算分に引き続き、令和４年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（令和６年１月26日）。 また、国の業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結した連結財務書類については、日本郵政（株）が令和３年度から連結対象ではなくなったことによる影響について、パンフレットにおいて詳しく解説を行うなど内容を充実させたほか、国民に対してよりわかりやすい説明をするためにパンフレットの要約を作成し、令和６年３月26日に財務省ウェブサイト等で公表を行いました。 さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が１月、事業別フルコスト情報が３月に公表されたところです。事業別フルコスト情報については、類似の事業の比較を容易にするため、各事業のフルコスト、コスト構成割合及び関連指標の推移や、事業類型ごとの平均コスト構成割合を開示するよう様式を見直し公表するなど、より充実した情報発信を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政１－６－１に係る参考情報

参考指標１：国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況（令和４年度分）

日付	種　類	備　考
令和６年１月26日	国の財務書類（令和４年度分）	説明資料もあわせて作成・公表
	令和４年度特別会計財務書類	「特別会計に関する法律」第19条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出
	令和４年度省庁別財務書類	各府省において、同日に公表

（出所）主計局法規課公会計室調

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 令和５年度決算分の国の財務書類について、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、令和７年１月に公表します。更に省庁別財務書類等についても、各府省より的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。 また、令和７年度の予算要求については、令和６年度決算分の国の財務書類の令和８年１月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	区分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）	当初予算	12,958	12,386	11,229	11,974
		補正予算	－	－	－	
		繰越等	－	－	N.A.	
		合計	12,958	12,386	N.A.	
	執行額（千円）		10,208	10,208	N.A.	

（概要）
国の財務書類の作成・公表等
（注）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	国の財務書類については、令和３年度決算分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。特別会計財務書類については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに省庁別財務書類についても、各府省より的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。 また、事業別フルコスト情報を各府省が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。 令和６年度の予算要求については、令和５年度決算分の国の財務書類の令和７年１月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めました。

担当部局名	主計局（法規課）	政策評価実施時期	令和６年６月

政策目標２－１：成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

上記目標の概要	成長と分配の好循環の実現に向けて、令和５年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標２において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。 併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。 **（上記目標を達成するための施策）** 政２-１-１：成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討 政２-１-２：税制についての広報の充実

政策目標２－１についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	令和５年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、税制に関する広報にも積極的に取り組みました。 令和６年度税制改正では、賃金上昇が物価上昇に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うこととしました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずることとしました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和６年３月28日に成立しました。 施策２－１－１、２－１－２の評定は「s　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S　目標達成」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 令和６年度税制改正は、物価上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現や、生産性の向上等による供給力の強化など、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。 また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。 なお、令和６年度税制改正においては、税制措置の効果検証や計量分析に知見のある有識者の助言の下、賃上げ促進税制について、令和４年度の申告実績のデータなどを元に実態の把握や効果の検証を行い、その検証結果を今回の改正内容に反映しています。 （令和５年度行政事業レビューとの関係） ・　諸外国の税制に関する調査 今後の税制の制度設計に資することを目的として諸外国の税制に関する調査を行っており、本調査の実施に当たっては、「総合評価基準や調達日程の適正な確保に引き続き努める。」との令和５年度の外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、適切な総合評価基準の設定に取り組むとともに、競争性を確保する観点から十分な公告期間を確保するよう努めるなど、更なる経費の効率化に取り組みました。 また、成果物を今後の税制改正の検討に有効に活用できるよう、調査分野の選定段階においては、昨今の経済情勢や我が国が抱える中長期的な課題等を踏まえ関係部局とも密に協議し、調査分野の決定後は、調査対象項目の精査及び調査開始後の委託先事業者とのやりとりの緊密化による調査の質の向上等に取り組みました。（事業番号0003）

施策	政２－１－１：成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政2-1-1-B-1：令和５年度税制改正の着実な実施と令和６年度税制改正の検討		
	目　標	令和５年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和６年度税制改正の内容を検討していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和５年度税制改正の内容については、パンフレットの作成・配布のほか、令和４年度税制改正に続いて解説動画も作成して、財務省公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルで公開、財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・ＳＮＳなどを通じた情報提供を積極的に行いました。また、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等を通じて、詳しく各制度の丁寧な説明を行い、活用を促しました。 令和６年度税制改正では、賃金上昇が物価上昇に追いついていない国民の負担	○

		を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うこととしました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずることとしました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和６年３月28日に成立しました。 　また、税制調査会（用語集参照）において、令和３年11月に内閣総理大臣の諮問を受けて以来、経済社会の構造変化を把握し、それに対応するために各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく議論が積み重ねられ、令和５年６月30日に答申（わが国税制の現状と課題―令和時代の構造変化と税制のあり方―）が取りまとめられ、政府としてこれを受領しました。令和６年１月25日、新たに税制調査会の委員の任命がなされるとともに、内閣総理大臣より税制調査会に対し諮問が行われました。 　更に、国際課税については、ＯＥＣＤ／G20「ＢＥＰＳ包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、制度の詳細化に向けた国際的な議論に積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進めました。 　以上を踏まえ、達成度は「○」としました。	
施策についての評定		ｓ　目標達成	
評定の理由		令和５年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、令和６年度税制改正では、物価上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現や、生産性の向上等による供給力の強化など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。 　また、税制調査会において、令和３年11月に内閣総理大臣の諮問を受けて以来、経済社会の構造変化を把握し、それに対応するために各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく議論が積み重ねられ、令和５年６月30日に答申が取りまとめられ、政府としてこれを受領しました。 　更に、ＯＥＣＤ／G20の「ＢＥＰＳ包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。 　以上を踏まえ、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。	

政２－１－１に係る参考情報

参考指標１：所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）
（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a05）

参考指標２：諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較
（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j01.htm#a03）

参考指標３：令和６年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額
（https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/06taikou_08.htm）

参考指標４：個人所得課税の税率等の推移
（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b02.htm#a02）

参考指標５：主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦子２人（片働き）の給与所得者）
（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a05）

参考指標６：法人税率の推移
（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a02）

参考指標７：諸外国における法人実効税率の比較
（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a04）

参考指標８：諸外国における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較
（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm#a02）

参考指標９：相続税の主な改正の内容
（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e02.htm#a03）

参考指標10：主要国における相続税負担率の比較（配偶者＋子２人）
（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j05.htm）

参考指標11：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総１－１：参考指標１）】

参考指標12：税収比率の推移【再掲（総２－１：参考指標１）】

参考指標13：一般会計税収の推移【再掲（総２－１：参考指標２）】

施策　政２－１－２：税制についての広報の充実

測定指標（定量的な指標）

[主要]政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数　（単位：人）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	増加	増加	増加	増加	増加	○
実績値	31,671	32,087	32,737	33,135	33,585	

（出所）大臣官房文書課広報室調

（目標値の設定の根拠）

税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様に税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

実績値のとおり、税制メールマガジン登録者数が増加したことから、達成度は「○」としました。

政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）　（単位：%）

年　度	令和元年度	令和２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	80	80	80	85	85	○
実績値	87.0	85.7	91.3	91.1	88.5	

（出所）主税局総務課調
（注）数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の５段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。

（目標値の設定の根拠）

国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、これまでの実績値も踏まえて目標値として「85」と設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

直近の実績値を踏まえ、令和５年度においては目標値を「85」に設定したところ、実績値のとおり税制関連ウェブサイトの充実が図られたことから、達成度は「○」としました。具体的には、財務省ウェブサイトのピックアップ情報に、税制についての広報活動を積極的に掲載するなどしました。

測定指標（定性的な指標）

［主要］政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況

目　標	パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・ＳＮＳ等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代や、将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。	達成度
	（目標の設定の根拠） 国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	具体的な取組として、国民の税制への知識・関心を深めることを目的として、若者を中心に幅広い世代に影響力のあるインフルエンサーを活用した動画を制作し、当該インフルエンサーの公式Ｙｏｕ Ｔｕｂｅチャンネルで公開しました（令和５年度末時点での視聴回数：約 63 万回）。視聴者参加型の企画を用いたこと、一般的なプロモーションではなく、クイズを用いて税制を学ぶ内容を発信したことなどにより、視聴者の興味・関心の高い動画となり、若者を中心とした幅広い世代に対して効果的にアプローチすることができました。 また、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け夏休み自由研究用コンテンツをまとめたサイトに「なんで学校は無料なの？日本と海外の学校に使われている税金について調べてみよう」等のコンテンツを作成しました。 令和３年度及び令和５年度に発行した、小学生に人気の学習用コンテンツとコラボした税金ドリル（小学生向けの冊子）について、引き続き希望者への無	○

		償配布を行いました。税金ドリルは、学校の教員や税務署の職員などが小学校などで行う租税教育でも活用されています（令和５年度の配布実績：約８万３千冊）。 国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布（「もっと知りたい税のこと」や「令和〇年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を動画化し、財務省公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルで公開しました（令和５年度末時点での視聴回数：約７千回）。 また、オンライン会議等も活用し、税制に関する講演や説明会の機会を確保し、広報活動を積極的に実施しました。 税制メールマガジンについては、税制をめぐる最近の動きや税制改正の内容を解説するほか、各税目に関する歴史や豆知識を紹介するなど、引き続き魅力的な情報発信に努めました。 なお、各種の広報の取組については、財務省の公式Ｘでも積極的に発信しました。 その他、アンケート調査を通じて、税制に関する広報活動が税の専門家にどの程度認知・理解されているのか調査しました。調査結果を踏まえて、今後の広報活動の改善を行います。 上記実績のとおり、国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組んだことから、達成度は、「〇」としました。	
施策についての評定		**ｓ　目標達成**	
評定の理由		税制に関するパンフレットの作成・配布、動画・財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・ＳＮＳを通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、若者を中心とした幅広い世代をターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の取組を進めました。 以上を踏まえ、全ての指標が「〇」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。	

政２－１－２に係る参考情報

参考指標１：財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計　（単位：件）

	令和５年度
財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計	67,202

（出所）大臣官房文書課広報室調
（注）上記は、財務省ウェブサイト内に開設している税制に関するページ（https://www.mof.go.jp/tax_policy）へのアクセス件数。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討を行います。 また、税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。 なお、令和７年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

	区　　分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
政策目標に係る予算額	予算の状況（千円）	当初予算	159,543	159,162	158,378	158,687
		補正予算	△134	△1,199	△1,191	
		繰 越 等	－	－	－	
		合　　計	159,409	157,963	157,187	
	執行額（千円）		80,057	132,756	N.A.	

（概要）
税制の企画立案に必要な経費です。
（注）令和５年度「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第213回国会　総理大臣施政方針演説（令和６年１月30日） 第213回国会　財務大臣財政演説（令和６年１月30日） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月18日閣議決定） わが国税制の現状と課題―令和時代の構造変化と税制のあり方―（令和５年６月30日税制調査会） 諮問（令和６年１月25日税制調査会） 令和６年度税制改正の大綱（令和５年12月22日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国税制の現状に関する資料：「所得・消費・資産等の税収構成比の推移」、「諸外国における国民負担率の内訳の比較」等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	**（我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討）** 令和６年度税制改正では、物価上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現や、生産性の向上等による供給力の強化など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和６年３月28日に国会で成立しました。 租税特別措置を含めた税制改正を行うにあたっては、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用しました。 税制調査会において、令和３年11月に内閣総理大臣の諮問を受けて以来、経済社会の構造変化を把握し、それに対応するために各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく議論が積み重ねられ、令和５年６月30日に答申が取りまとめられ、政府としてこれを受領しました。

	（税制についての広報の充実） 税制に関するパンフレットの作成・配布、動画・財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・ＳＮＳを通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、若者世代を中心とした幅広い世代をターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の取組を進めました。 なお、令和６年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めました。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標３－１：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

上記目標の概要	我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債管理政策を運営する国債発行当局としては、 ①確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、 ②中長期的な調達コストを抑制していくことにより、円滑な財政運営の基盤を確保する、 という基本的な考えから、上記の目標を設定しています。 **（上記目標を達成するための施策）** 政３－１－１：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理 政３－１－２：国債市場の流動性維持・向上 政３－１－３：保有者層の多様化 政３－１－４：市場との対話等 政３－１－５：国債に係る国民等の理解の向上のための取組

政策目標３－１についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定・変更を行い、確実かつ円滑な国債発行を行ったほか、中長期的な調達コスト抑制のため、丁寧に市場との対話を行いました。 全ての施策について評定が「s　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 本政策目標「国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制」は、極めて厳しい財政状況下で、必要とされる財政資金を確実に調達し、円滑な財政基盤を確保するために必要かつ有効な取組と考えられます。 令和５年度は、市場のニーズ・動向等を踏まえ国債市場の流動性維持・向上に資する施策を実施しました。また、令和６年度国債発行計画の策定等にあたり、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、国債の年限・発行額を設定するなど効率的に施策を実施しました。

施策	**政３－１－１：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理**	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-1-1-B-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行	
目　標	令和５年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行っていきます。 また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を確実かつ円滑に実施します。 さらに、翌年度の国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。	**達成度**

		（目標の設定の根拠） 大量の国債発行が続く中で、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行を行うことが重要であるためです。 また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実かつ低コストで調達する上で重要であるためです。 さらに、翌年度の国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定を行っていく必要があります。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和５年度当初計画においては、国債発行総額が205.8兆円（対前年度当初比9.3兆円減）となる中、カレンダーベース市中発行額を190.3兆円（対前年度当初比8.3兆円減）とし、利付債の毎月の発行額は全年限において令和４年度２次補正後を維持した上で、前年度からの減額を全て短期債の減額に充てることとしました。当該計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。 令和５年11月10日には、令和５年度補正予算編成に伴い、令和５年度国債発行計画を変更しました。新規国債（建設国債及び特例国債）は増加（対当初比8.9兆円増）した一方で、前年度の財政融資資金の運用実績等を踏まえた調整として財投債が減額（対当初比7.0兆円減）となったこと等により、国債発行総額は206.1兆円（対当初比0.4兆円増）となりました。また、消化方式別発行額については、市場のニーズ・動向等を踏まえ、前倒債の減額により、カレンダーベース市中発行額は変更しませんでした。 また、ＧＸ実行会議や関係府省庁間での議論等を踏まえ、世界初の国によるトランジション・ボンドを「クライメート・トランジション利付国債」と名付けて発行することとなりました。 その商品性・発行条件等については、令和５年12月に国債市場特別参加者や投資家を中心とした市場関係者との意見交換を通じて決定した上で、令和６年２月に10年クライメート・トランジション利付国債を約8,000億円、５年クライメート・トランジション利付国債を約8,000億円、合計約1.6兆円を発行しました。 国債、政府短期証券及び借入金の入札実施日・発行額等については、事前に周知するとともに、入札結果の発表（https://www.mof.go.jp/jgbs/auction/calendar/index.htm）を、当日所定の時刻に行うなど、一連の入札業務を円滑かつ確実に実施し、入札参加者にとって予見可能性の高い運営に努めました。 令和６年度国債発行計画については、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、令和５年12月22日に公表しました。年限構成については、市場のニーズ・動向等を踏まえています。	○

		具体的には、国債発行総額が181.5兆円（対前年度当初比24.3兆円減）となる中、カレンダーベース市中発行額を171.0兆円（対前年度当初比19.3 兆円減）としました。減少分の大半は、コロナ禍前は発行していなかった短期国債（６か月）を皆減するなど、短期国債の減額に充当しました。さらに、市場のニーズを踏まえつつ、２年債・５年債・10年債・20年債を減額するなど、年限構成の平時化を図りました。 なお、令和６年１月16日に令和６年度予算政府案の概算の変更に伴い、国債発行計画を変更しました。 クライメート・トランジション利付国債については、初回発行及びその後の流通市場における動向も踏まえた市場関係者との意見交換を踏まえ、令和６年度における発行の金額・年限・タイミング等を決定し、令和６年３月14日に令和６年度国債発行計画を更新しました。 令和６年度国債発行計画（当初（変更後））（令和６年１月16日公表） https://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2024/index.html 上記実績のとおり、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・計画の策定を行ったことから、達成度は「○」としました。	
	[主要]政3-1-1-B-2:適切な債務管理		
	目　標	借換債の発行額の将来推計等を活用し、翌年度の国債発行計画の策定を行います。 また、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に買入消却を実施します。 **（目標の設定の根拠）** 国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要であるためです。同時に、発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。	**達成度**
	実績及び目標の達成度の判定理由	借換債の発行額の将来推計等の分析を行い、令和６年度国債発行計画を策定する際の参考としました。 買入消却については、国債市場特別参加者会合等における市場参加者の声や市場の変化を踏まえ、物価連動債を対象として総額2,406億円実施しました。 上記実績のとおり、借換債の発行額の将来推計等の定量的な分析や、買入消却の実施を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		s　目標達成	
評定の理由		令和５年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、買入消却を継続する等、適切な債務管理を行いました。 また、令和６年度国債発行計画の策定に当たり、借換債の発行額の将来推計等も参考とした上で、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s　目標達成」としました。	

政３－１－１に係る参考情報

参考指標１：10年新発債利回りの推移

（出所）10年新発債利回り（日本相互証券）を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標２：国債のイールドカーブ

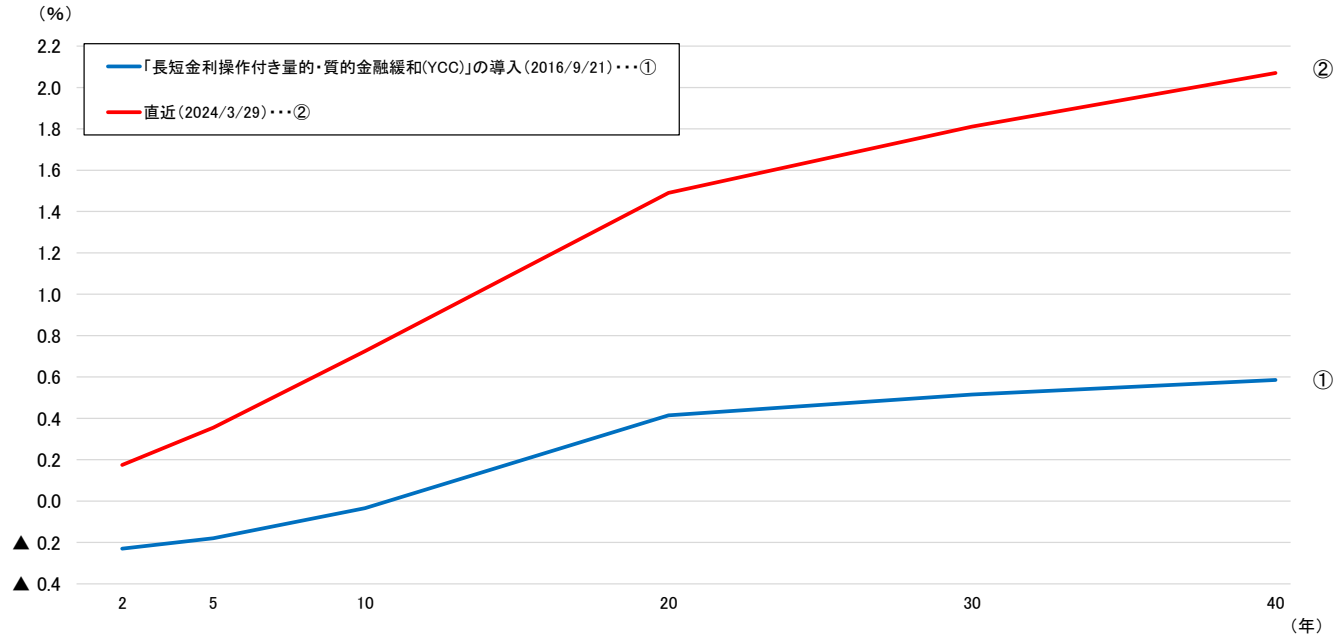

（出所）日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標３：国債の年限間スプレッドの推移

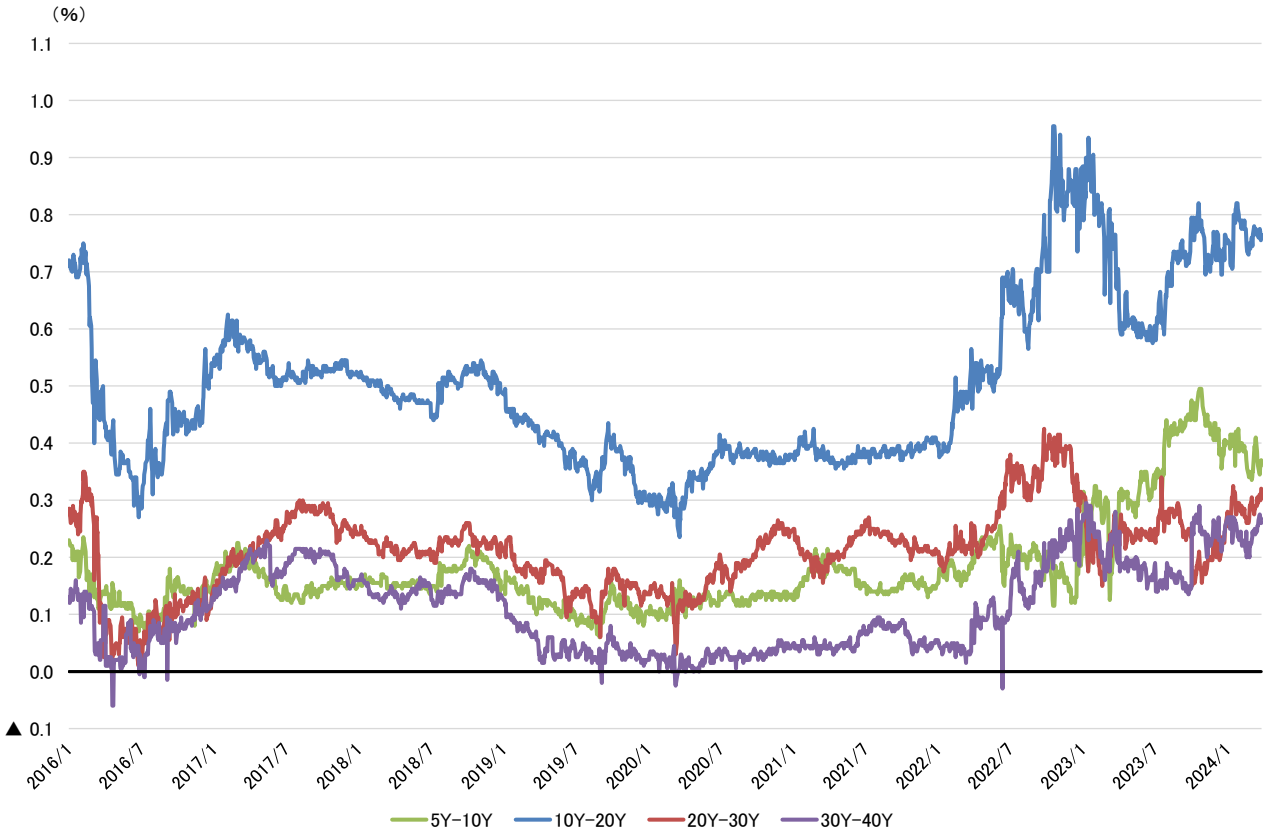

（出所）日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標４：借換債発行額の将来推計

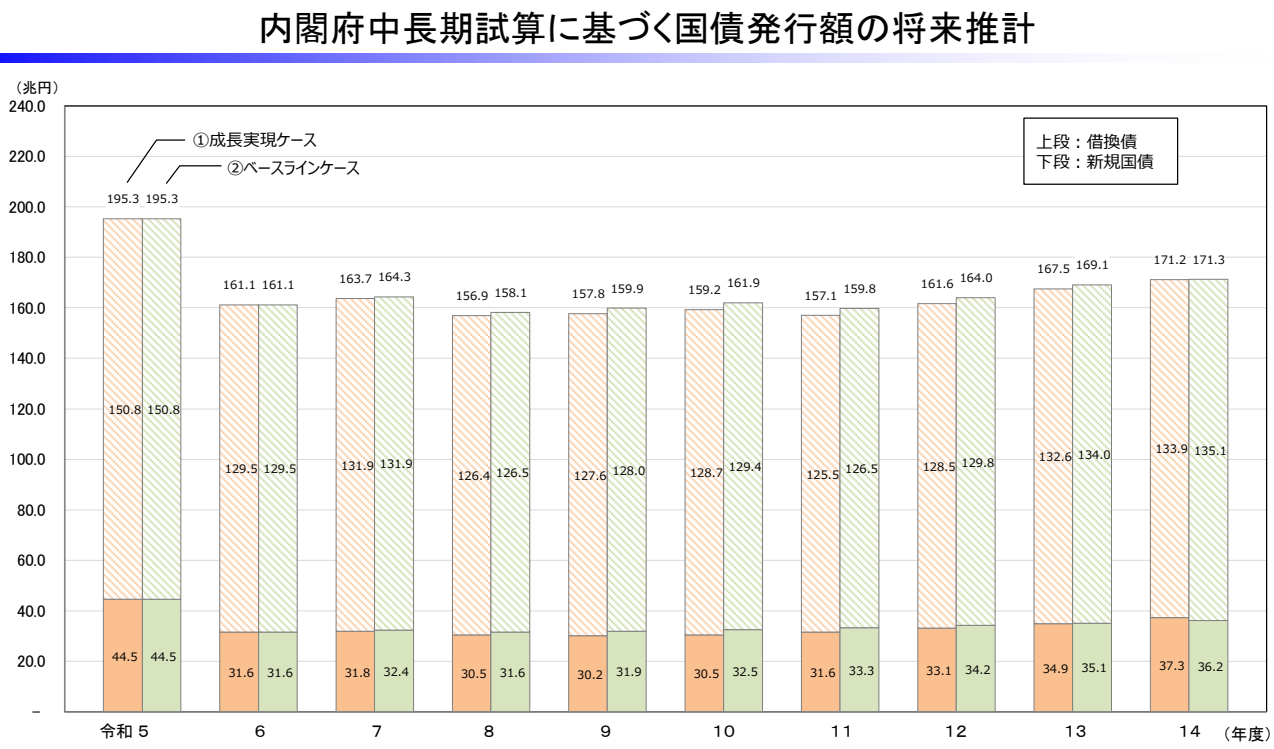

［前提］
・対象国債　：普通国債（復興債及びGX経済移行債を除く。以下同じ。）
・新規国債　：令和5年度は国債発行計画（補正後）の計数。令和6年度以降は内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和5年7月）」の「成長実現ケース」「ベースラインケース」
・借換債　　：令和5年度は国債発行計画（補正後）の普通国債の計数。令和6年度以降は、令和5年3月末の普通国債の償還予定をベースに令和5年度計画（補正後）と同一の年限構成割合（注）で発行額が推移するものとし、国債整理基金特別会計の余剰資金の活用を加味して推計。
（注）令和6年度以降の流動性供給入札の実施額及びゾーンごとの配分額は、令和5年度計画と同一額で推移すると仮定しつつ、年限別発行額は過去の実績を基に推計。

（出所）「国債市場特別参加者会合」
（https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbsp/proceedings/outline/231206pd107.pdf）

参考指標５：買入消却実施実績

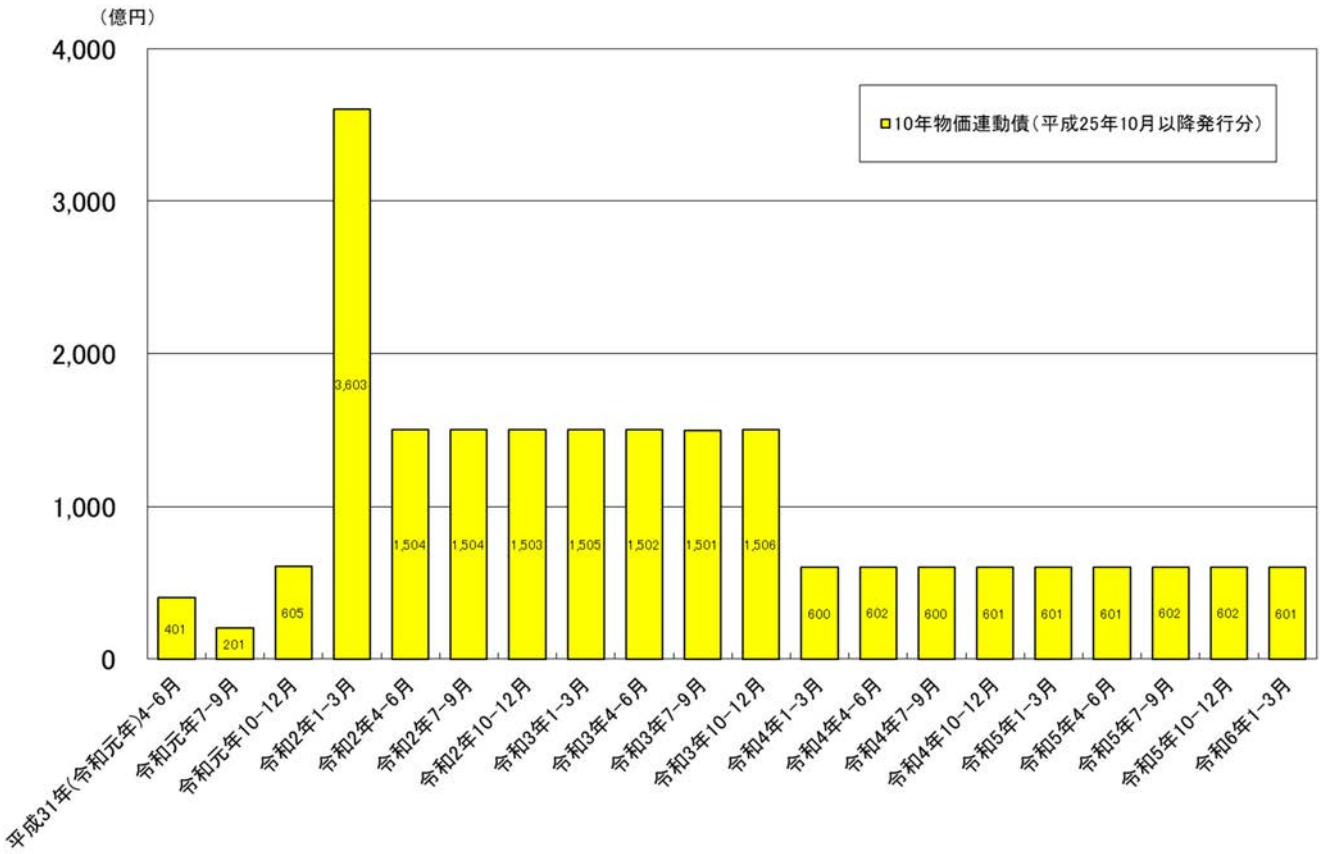

（出所）理財局国債業務課調
（注）　金額は実績。

施策	**政３－１－２：国債市場の流動性維持・向上**		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-1-2-B-1：国債市場の流動性維持・向上		
	目　標	令和５年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上に努めます。 具体的には、令和５年度国債発行計画では、12.0兆円の流動性供給入札を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。	**達成度**
		（目標の設定の根拠） 流動性供給入札を、市場のニーズ・動向等を踏まえて実施することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和５年度国債発行計画に沿って、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、12.0兆円の流動性供給入札を実施するなど、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。 また、流動性供給入札のゾーン毎の発行額等は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。四半期毎に「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ、市場参加者から市場のニーズ・動向等の意見を聴取した結果、令和５年度はゾーン毎の発行額について変更を行いませんでした。 なお、令和６年度国債発行計画では、「国債市場特別参加者会合」や「国債投	○

		資家懇談会」等の場を通じ、市場関係者の意見を聴取した上で、13.2兆円（対前年度比1.2兆円増）の流動性供給入札を実施することとしています。 　また、国債の一銘柄当たりの市場流通量を確保するという観点から、令和５年度においても、リオープン（用語集参照）発行を実施し、国債の流動性向上に取り組みました。 　令和５年度リオープン方式について （https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/20230323-01.htm ） 　上記実績のとおり、令和５年度国債発行計画に沿って流動性維持・向上に取り組んだこと等から、達成度は「○」としました。	
施策についての評定	**s　目標達成**		
評定の理由	令和５年度国債発行計画に沿って、12.0兆円の流動性供給入札を実施したほか、令和６年度国債発行計画についても市場関係者の意見を聴取しつつ、流動性の維持・向上に関する施策を講ずることとしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s　目標達成」としました。		

政３－１－２に係る参考情報

参考指標１：流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移　（単位：億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
１年超～５年以下	23,918	23,937	23,936	29,940	29,917
５年超～15.5年以下	71,816	59,786	59,748	59,874	59,880
15.5年超～39年未満	29,932	29,927	29,926	29,950	29,925
合計	125,666	113,650	113,610	119,764	119,722

（出所）理財局国債業務課調

参考指標２：流動性供給入札の結果

入札日	R5.4.13	R5.4.18	R5.5.2	R5.5.19	R5.6.8	R5.6.13	R5.7.19	R5.7.21	R5.8.22	R5.8.24	R5.9.19	R5.9.21
応募額（億円）	13,969	23,743	22,089	18,517	15,474	14,265	21,729	21,175	17,982	14,520	17,339	16,396
募入決定額（億円）	4,995	4,988	4,977	4,983	4,992	4,966	4,989	4,998	4,989	4,997	4,985	4,990
募入平均利回格差（%）	▲0.013	▲0.012	0.004	0.006	0.002	▲0.019	▲0.014	0.005	0.005	▲0.038	▲0.002	0.009
募入最大利回格差（%）	▲0.011	▲0.009	0.005	0.007	0.003	▲0.017	▲0.013	0.011	0.006	▲0.031	▲0.001	0.013

入札日	R5.10.19	R5.10.25	R5.11.16	R5.11.24	R5.12.20	R5.12.22	R6.1.5	R6.1.22	R6.2.16	R6.2.22	R6.3.21	R6.3.25
応募額（億円）	17,858	13,857	19,044	21,853	20,776	10,499	22,163	16,931	14,292	22,330	14,466	18,487
募入決定額（億円）	4,983	4,984	4,995	4,989	4,996	4,995	4,980	4,987	4,988	4,989	4,996	4,991
募入平均利回格差（%）	0.020	0.029	▲0.013	0.031	▲0.081	0.064	▲0.009	▲0.010	0.009	▲0.015	▲0.001	▲0.019
募入最大利回格差（%）	0.023	0.032	▲0.010	0.033	▲0.079	0.085	▲0.008	▲0.007	0.013	▲0.015	0.006	▲0.017

参考指標３：債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）

債券市場の機能度（市場関係者の見方）

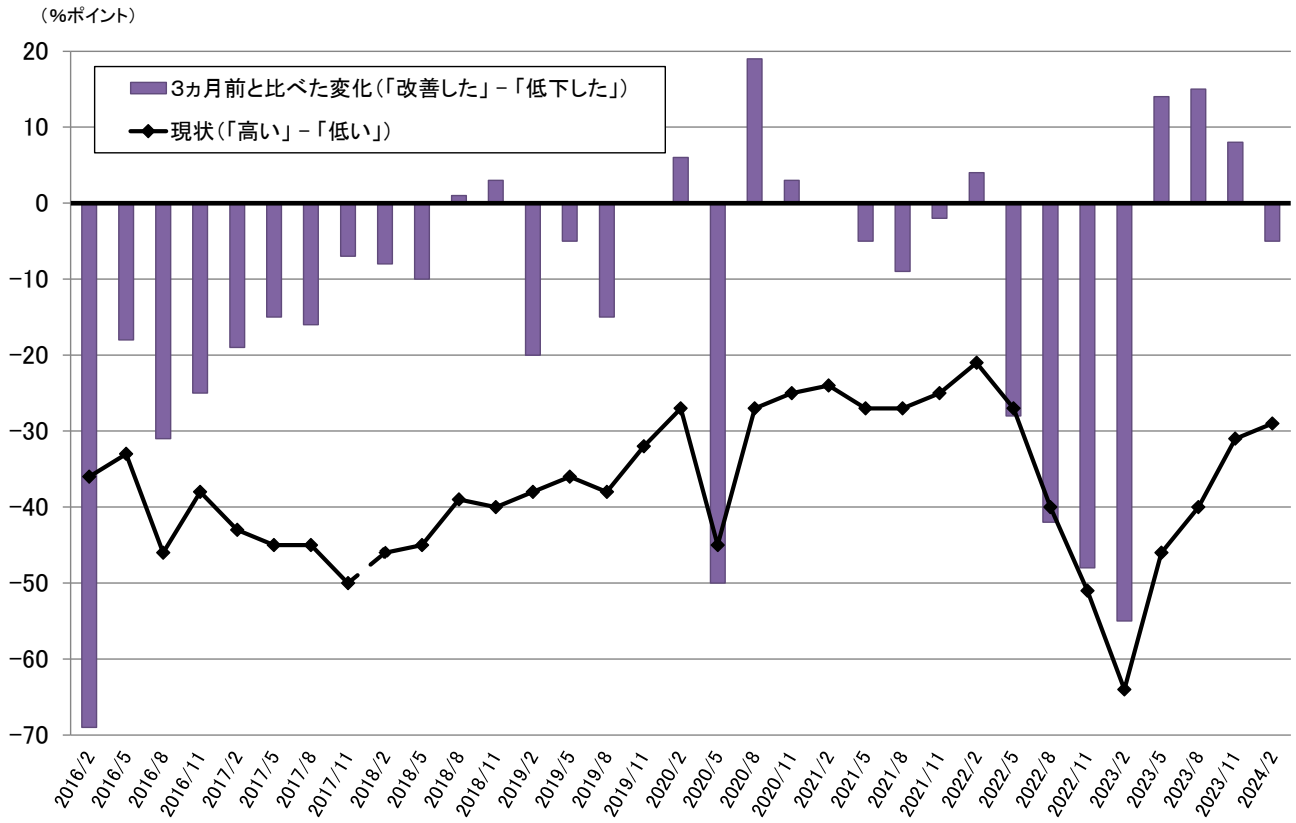

（注）2018年2月調査より、調査対象先に大手機関投資家（生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社等）が追加された。

（出所）日本銀行「債券市場サーベイ」を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標４：投資家の国債取引高と回転率

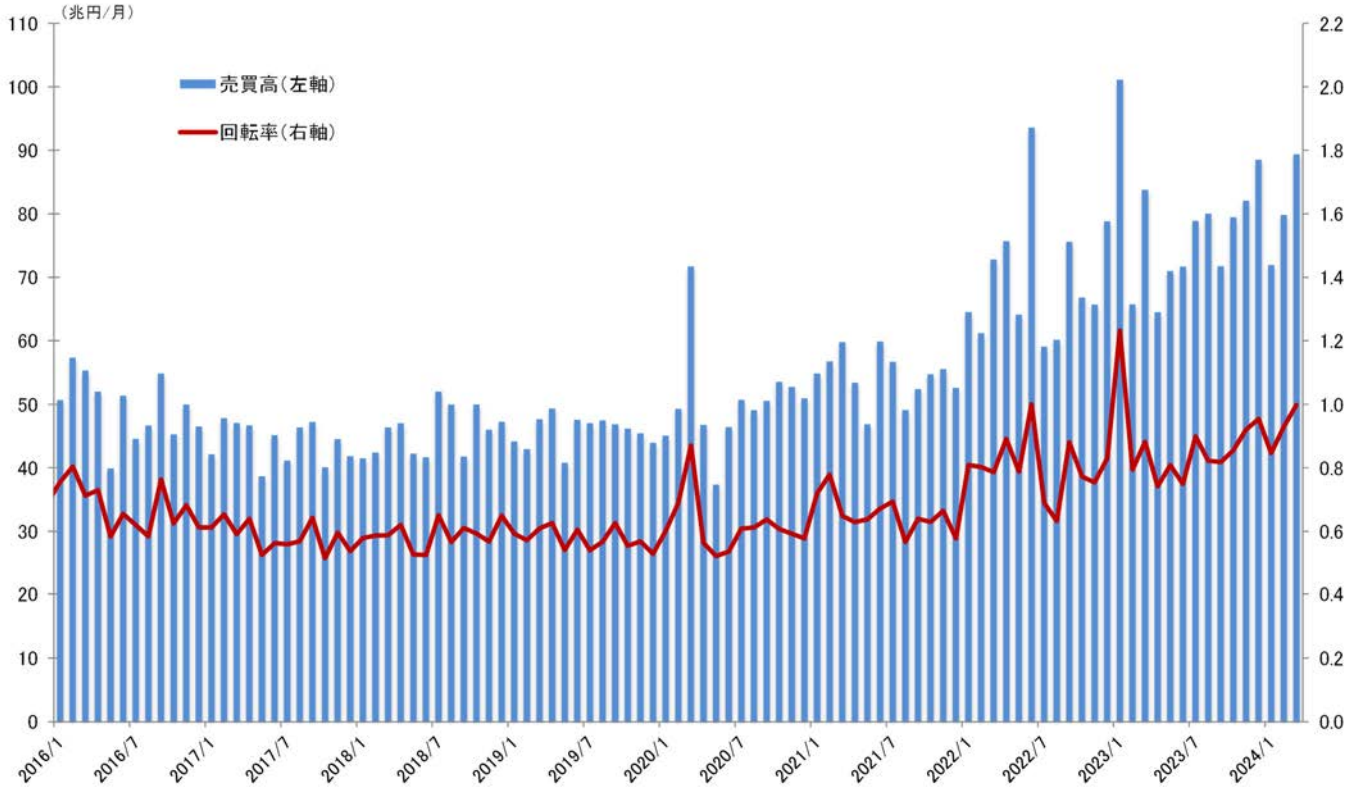

（注1）国庫短期証券を除く。

（注2）売買高は、債券ディーラー分を除く。回転率は（月間売買高／月末残高）を年率換算して表示。

（出所）日本証券業協会「公社債店頭売買高」、日本銀行「公社債発行・償還および現存額」を基に、理財局国債業務課で作成

施策	政３－１－３：保有者層の多様化	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-1-3-B-1：保有者層の多様化	
目　標	保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めます。具体的には、個人投資家向けの広告の充実や個人向け国債等の販売額が上位の機関の財務省ウェブサイト上での公表等を通じて個人投資家の国債保有促進に努め、海外ＩＲや「日本国債ニュースレター」（英語版）の公表等を通じて海外投資家の国債保有促進を図ります。 **（目標の設定の根拠）** 国債の保有者層の多様化を図るためには、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めることが重要と考えられるためです。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	個人投資家については、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、ＳＮＳを活用するなどインターネット広告を重点的に行うとともに、個人向け国債ウェブサイトの利便性向上や動画等のコンテンツの掲載、テレビＣＭの放映等により、広告の充実を図りました。また、令和５年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を実施しました。 海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャネルを通じた海外ＩＲを実施しました。具体的には、オンライン会議形式も併用しつつ、対面での海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました。また、継続的な投資や長期安定保有が見込める投資家を重視するなど、より効果的かつ効率的な海外ＩＲを実施しました。さらに、「日本国債ニュースレター」（英語版）を毎月公表すること等を通じて海外投資家へ定期的な情報提供を行いました。こうした取組を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築し、海外投資家による日本国債の保有促進に努めました。 このほか、クライメート・トランジション利付国債の初回発行に向けて、令和５年11月のフレームワーク公表以降、国内外の市場関係者を対象に、経済産業省、証券会社、評価機関と協力して、ＧＸをテーマとしたＩＲを集中的に実施しました。 （参考）令和５年度における海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）：91先 （参考指標４参照） 同年度における海外投資家の海外拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）：94先 （参考指標５参照） 日本国債ニュースレター（英語版）の年間公表回数：12回 （参考指標６参照）	○

		上記実績のとおり、個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人の国債保有の促進に向けた取組や海外投資家に対するＩＲを実施しており、達成度は「○」としました。	
施策についての評定	**ｓ　目標達成**		
評定の理由	個人投資家については、広告の充実を図るとともに、令和５年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を行いました。 海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外ＩＲを実施するとともに、「日本国債ニュースレター」（英語版）を公表すること等を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築することにより、日本国債の保有促進に向けた取組を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。		

政３－１－３に係る参考情報

参考指標１：国債の保有者別内訳　（単位：億円）

所　有　者	令和元年度末	２年度末	３年度末	４年度末	５年12月末	割　合
一般政府（除く公的年金）	31,457	24,008	22,998	18,400	14,461	0.1 %
公的年金	374,975	396,980	451,028	462,962	539,883	4.4%
財政融資資金	5	0	0	0	0	0.0%
日本銀行	4,993,620	5,415,966	5,305,471	5,815,635	5,851,648	47.9%
市中金融機関	4,192,386	4,502,781	4,542,124	3,983,998	3,929,138	32.2%
海外	1,456,776	1,609,474	1,702,551	1,783,114	1,650,267	13.5%
家計	138,525	132,560	125,502	127,694	134,874	1.1%
その他	118,580	102,615	97,316	105,760	96,291	0.8%
合　計	11,306,324	12,184,384	12,246,990	12,297,563	12,216,562	100.0%

（出所）日本銀行「資金循環統計」を基に、理財局国債企画課で集計
（注）計数は、日銀による推計値。推計にあたり、評価額は時価ベースに換算されている（国庫短期証券については額面ベース）

参考指標２：個人向け国債の発行額（実績）及び計画額　（単位：億円）

年度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
計画額	当初	47,000	48,000	41,000	29,000	35,000
	補正後	48,000	32,000	28,405	36,200	35,000
発行額（実績）		52,484	30,290	29,728	34,184	34,035

（出所）理財局国債業務課調

参考指標３：個人向け国債の認知状況　（単位：%）

年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
認知度	94.4	91.2	91.6	91.3	90.8

（出所）国債広告の効果測定に関する調査

参考指標４：海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）（単位：件）

令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
60	30	26	90	91

（出所）理財局国債企画課調

参考指標５：海外投資家の海外拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）　（単位：件）

令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
60	52	50	40	94

（出所）理財局国債企画課調

参考指標６：日本国債ニュースレター（英語版）の年間公表回数　（単位：回）

令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
12	12	12	12	12

（出所）理財局国債企画課調

施策　政３－１－４：市場との対話等

測定指標（定量的な指標）

[主要]政3-1-4-A-1：国債関係の懇談会等の開催状況

		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
国の債務管理に関する研究会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
	実績値	○	○	○	○	○	○
国債市場特別参加者会合	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
	実績値	○	○	○	○	○	○
国債投資家懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
	実績値	○	○	○	○	○	○

（出所）理財局国債企画課、国債業務課調
（注１）当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。
（注２）「国の債務管理に関する研究会」の前身である「国の債務管理の在り方に関する懇談会」は平成16年11月から令和３年６月まで計54回実施しています。

（目標値の設定の根拠）

市場との対話等は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて懇

談会等の開催を目標としました。

（目標の達成度の判定理由）

国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時・的確な市場への発信を行ったことから、達成度は「○」としました。

[主要]政3-1-4-A-2:入札結果の公表を当日所定の時刻に行った割合　（単位：%）

年 度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値（%）		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
実績値	入札回数(a)	229	240	240	227	224	
	うち入札の結果発表を所定の時刻に行った回数(b)	229	240	238	225	224	
	割合(%)(b)／(a)	100.0	100.0	99.2	99.1	100.0	○

（出所）理財局国債業務課調
（注１）測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。
（注２）国債（割引短期国債は除く）の入札結果発表は、入札当日の午後０時35分に実施。
（注３）国庫短期証券の入札結果発表は、入札当日の午後０時30分に実施。
（注４）借入金の入札結果発表は、入札当日の午後１時に実施。
（注５）令和３年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった２件は以下の通り。
・同年９月９日の５年債入札の結果公表時において、作業ミスにより、公表項目の一部について誤った数値を公表し、同日中に訂正したもの。
・同年９月28日の40年債入札において、掲載予定時刻の設定ミスにより、財務省ホームページに公表予定時刻より約８分早く公表していたもの。
（注６）令和４年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった２件は以下の通り。
・令和５年１月10日の国庫短期証券（３ヶ月）入札において、日本銀行のシステムが一部利用できない状況にあったことから、入札日を翌日に延期したもの。
・令和５年２月28日の２年債入札において、財務省のシステムの不具合により、財務省ホームページへの公表が予定時刻より約２時間遅れたもの。財務省のシステムの不具合については、既に原因が特定されており、同様の不具合が生じないよう事務マニュアルに不具合が生じた原因や対処方法を記載するとともに、事務に携わる職員に周知することで再発防止に努めている。
（注７）この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。

（目標値の設定の根拠）

入札結果の公表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

なお、令和３年度において、入札結果の公表を所定の時刻に行うことができなかった事例が２件生じたことから、再発防止策として、入札結果の公表に係る事務手続きについて、改めて内容を精査し、課内で共有した上で、各担当者がこれに正確に準拠して業務を行うことを徹底しました。また、ホームページへの掲載時刻設定に際しては、複数人による確認を、目視及び読上げを経て行うよう徹底しました。

（目標の達成度の判定理由）

入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合が100.0%であるため、達成度は「○」としました。

[主要]政3-1-4-B-1:市場との対話等

目　標	国債市場特別参加者や投資家に対して、国債市場の動向等に関する個別のヒアリング等を実施し、市場との緊密な意見交換を行います。	達成度

測定指標（定性的な指標）		（目標の設定の根拠） 市場のニーズ・動向等を的確に把握するためには、国債関係の懇談会等の開催に加えて、個別のヒアリングを実施することも重要と考えられるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の開催に加え、国債市場特別参加者や投資家に対する国債市場の動向等に関するヒアリングを実施する等により、市場との緊密な意見交換を行いました。 上記実績のとおり、国債市場特別参加者や投資家など市場関係者との緊密な意見交換を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		s　目標達成	
評定の理由		国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表を行ったほか、市場関係者との緊密な意見交換を実施し、市場との対話の推進に努めたところです。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s　目標達成」としました。	

政３－１－４に係る参考情報

令和４年度に引き続き、公的債務全体の現状や政策を概観する「債務管理リポート」を発行しました。
（https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt_management_report/2023/index.html）

施策	政３－１－５：国債に係る国民等の理解の向上のための取組							
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-1-5-A-1:国債関係の定期的な資料の公表							
	年度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
	債務管理リポート（日）	目標値	○	○	○	○	○	
		実績値	○	○	○	○	○	○
	債務管理リポート（英）	目標値	○	○	○	○	○	
		実績値	○	○	○	○	○	○
	国債統計年報	目標値	○	○	○	○	○	
		実績値	○	○	○	○	○	○
	（出所）理財局国債企画課調 （注）年度内に公表した場合には○、年度内に公表していない場合に×を記載。							
	（目標値の設定の根拠） 定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上のためには重要であるため、代表的な公表物である「債務管理リポート」と「国債統計年報」を年度内に公表することを目標値としました。 （目標の達成度の判定理由） 各定期的な公表資料をすべて当該年度内に公表しましたので、達成度は「○」としました。							

[主要]政3-1-5-A-2:「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合

（単位：%）

年度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値（%）		100	100	100	100	100	
実績値	前年度第4四半期分	○	○	○	○	○	○
	第1四半期分	○	○	○	○	○	
	第2四半期分	○	○	○	○	○	
	第3四半期分	○	○	○	○	○	
	割合（%）	100	100	100	100	100	

（出所）理財局国債企画課調
（注１）「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載
（注２）各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後１ヶ月半以内に公表。
（注３）補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。

（目標値の設定の根拠）

公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民等の理解の向上を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合は100%であるため、達成度は「○」としました

測定指標（定性的な指標）

[主要]政3-1-5-B-1:国債に係る国民等の理解の向上

目　標	積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、国債等関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うとともに、「債務管理リポート」（日本語版・英語版）では、その時々の政策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げます。	達成度
	（目標の設定の根拠） 投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図るためには、我が国の国債市場や国債管理政策について積極的に情報提供を行っていくことが重要であるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	国債関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の迅速な公表等を行うとともに、「債務管理リポート」（日本語版・英語版）では、その時々の政策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げるなど、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めました。 上記実績のとおり、国債市場や国債管理政策に関する情報発信を積極的に行うことにより、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上に努めたこと等から、達成度は「○」としました。	○

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めることにより、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図りました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s　目標達成」としました。

政３－１－５に係る参考情報

参考指標１：国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計

（単位：件）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計	631,012	740,175	529,814

（出所）大臣官房文書課広報室調

（注）令和３年度の財務省行政ＬＡＮ更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和３年度以降のアクセス件数を掲載。

評価結果の反映
以下のとおり、上記の政策を引き続き実施していきます。 国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定します。また、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施していきます。 国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表により、市場との対話の推進に引き続き努めます。 個人投資家や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家向けの広報の充実や海外投資家に対するＩＲ（オンライン開催含む）に取り組んでいきます。ＧＸをテーマとしたＩＲについても、引き続き取り組んでいきます。 また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債等に係る国民等の理解を向上させる観点から、ウェブサイト等を通じた積極的な情報発信や広報活動に引き続き努めます。 なお、令和５年度政策評価結果を踏まえ、令和７年度予算概算要求においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	○　ＧＸ経済移行債を通して、環境問題に対する理解と協力をいただくということが日本のエネルギー環境対策の成否にも直結するのではないかと考えている。

政策目標に係る予算額等	区　　分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）	当初予算	270,575,692,111	270,151,175,868	264,739,666,016	252,173,465,875
		補正予算	△3,406,771,676	△8,659,388,360	△2,871,470,080	
		繰 越 等	△18,429,858	13,253,255	N.A.	
		合　　計	267,150,490,577	261,505,040,763	N.A.	
	執行額（千円）		261,463,833,359	256,671,772,691	N.A.	

（概要）

国債の償還・利払い・事務手数料、国債の円滑な発行を図るための経費等です。

（注１）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。
（注２）令和３年度予算額は、令和４年度以降の予算額との比較対照のため組替え掲記しています。
（注３）令和３年度「繰越等」、「執行額」等は、令和４年度以降の「繰越等」、「執行額」等との比較対照のため、システム経費を計上し令和４年度評価書に記載した金額から変更しています。
（注４）政府情報システム関連予算の令和４年度以降の当初予算額は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第213回国会 財務大臣財政演説（令和６年１月30日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「資金循環統計」（日本銀行）　等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和４年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定しました。また、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施しました。 国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表により、市場との対話の推進に努めました。 個人投資家や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家向けの広報の充実や海外投資家に対するＩＲ（オンライン開催含む）に取り組みました。 また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債等に係る国民等の理解を向上させる観点から、ウェブサイト等を通じた積極的な情報発信や広報活動に引き続き努めました。 なお、令和４年度政策評価結果を踏まえ、令和６年度予算概算要求においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めました。

担当部局名	理財局（国債企画課、国債業務課）	政策評価実施時期	令和６年６月

政策目標３－２：財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

上記目標の概要	財政投融資（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金などの供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。 財政投融資の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。 さらに、財政投融資に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融資計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融資に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。 その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ＡＬＭ）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。 **（上記目標を達成するための施策）** 政３－２－１：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融資対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融資計画の編成 政３－２－２：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進 政３－２－３：財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実 政３－２－４：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保

政策目標３－２についての評価結果	
政策目標についての評定	**Ｓ　目標達成**
評定の理由	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要に的確に対応するため、令和６年度財政投融資計画編成や令和５年度財政投融資計画補正等を行いました。また、ディスクロージャーの推進のため政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実等に取り組んだほか、チェック機能の充実のため実地監査等に取り組みました。 すべての施策が「ｓ　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「Ｓ　目標達成」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 財政投融資の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融資のディスクロージャーに努めることは、財政投融資に関する透明性を確保し、国民からの信頼、市場からの信認を維持するために必要です。 令和６年度財政投融資計画については、成長力強化に向けた重要分野（賃上げ、スタートアップ、ＧＸ、サプライチェーン強靭化等）や、国際環境変化への対応（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給することとしています。また、令和５年度財政投融資計画補正にお

	いては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月２日閣議決定）を踏まえ、8,860億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、9,014億円、1,237億円と２回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 政策目的の達成のため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性や償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。

施策	**政３－２－１：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融資対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融資計画の編成**		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融資計画の編成		
	目　標	令和６年度財政投融資計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。 **（目標の設定の根拠）** 財政投融資の原資が財投債等の公的資金であるということから、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた財政投融資計画の編成を行うことで、財政投融資を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。	**達成度**
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和６年度財政投融資計画の策定にあたっては、成長力強化に向けた重要分野（賃上げ、スタートアップ、ＧＸ、サプライチェーン強靭化等）や、国際環境変化への対応（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給することとしました。他方、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況変化等もあり、その結果、令和６年度財政投融資計画の規模は、133,376億円（５年度計画比18.0%減）となりました。 また、令和５年度財政投融資計画補正においては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月２日閣議決定）を踏まえ、成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進や、国民の安全・安心の確保等の取組を推進するため、8,860億円の追加を行いました。 そのほか、令和５年度補正予算（第１号）の成立、令和５年度一般会計予備費使用についての閣議決定（令和６年１月26日、３月１日）等に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金をそれぞれ9,014億円、1,237億円増額手当て（弾力追加）しました。 ・「令和６年度財政投融資計画（令和５年12月22日公表）」 （https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2024/index.html） ・「令和６年度予算編成等における政策評価の活用状況」 （https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/79seihyoukon02.pdf） 上記実績のとおり、令和６年度財政投融資計画の策定においては、社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、	○

		必要な資金需要に的確に対応することとしたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	
	[主要]政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給		
	目　標	令和６年度財政投融資計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。 その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。 また、収益性の観点から、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、令和５年度目標で掲げる各取組を行うことで、政策目的の実現及び出資の毀損の回避が可能となるからです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和６年度財政投融資計画における産業投資については、サプライチェーン強靭化や、スタートアップ支援のほか、ＧＸへの取組支援等に対し、リスクマネーを供給することとしました。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行することとしています。 その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めました。また、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、財政投融資分科会等において、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」を踏まえた投資計画の進捗状況を含む、これまでの投資内容及び投資実行後の状況、今後の運営方針等を確認しました。このほか、官民ファンド等と地域金融機関等とのネットワーク構築及び案件組成の観点から、地域金融機関等を対象とした官民ファンド等の合同説明会を２か所の財務局と共同開催しました。 上記実績のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給を行ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○

施策についての評価	s　目標達成
評定の理由	令和６年度財政投融資計画については、成長力強化に向けた重要分野（賃上げ、スタートアップ、ＧＸ、サプライチェーン強靱化等）や、国際環境変化への対応（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給することとしています。また、令和５年度財政投融資計画補正においては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月2日閣議決定）を踏まえ、8,860億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、9,014億円、1,237億円と2回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 また、産業投資において、サプライチェーン強靱化や、スタートアップ支援のほか、ＧＸへの取組支援等に対し、リスクマネーを供給することとしました。その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めるとともに、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、投資内容及び投資実行後の状況等を確認しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ目標達成」としました。

政３－２－１に係る参考情報

○　令和６年度財政投融資計画の重要施策について見ると、以下のとおりです。

・　成長力強化に向けた重要分野への投資については、株式会社日本政策金融公庫において、賃上げに取り組む中小・小規模事業者への金融支援により構造的賃上げの実現に向けた環境整備を促進するとともに、スタートアップの資金需要に的確に対応し、成長を後押しすることとするほか、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ・製造業への長期資金供給に加え、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化やＧＸ、スタートアップに対して重点的にリスクマネーを供給することとしています。このほか、株式会社産業革新投資機構において、スタートアップ向け投資、大企業・中堅企業向け成長・事業再編投資、民間ファンドへのＬＰ出資により我が国の産業競争力強化に資するリスクマネー供給を行うこととしています。

・　国際環境変化に対応するための海外投融資については、独立行政法人国際協力機構において、開発途上国の社会経済の安定や、グローバル・サウス諸国との連携強化のため、日本の高い技術・ノウハウを活用した質の高いインフラ輸出等を支援することとするほか、株式会社国際協力銀行において、『「株式会社国際協力銀行法」（平成 23 年法律第 39 号)』の改正による業務拡充を踏まえ、サプライチェーン強靱化の取組を行うとともに、引き続き、地球環境保全を目的としたＧＸの取組を支援することとしています。このほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給に向けた取組のための出資等を行うこととしています。

・　地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしました。

○　財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和６年度において、財投債100,000億円の発行を予定しています。また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券35,000億円の発行を予定しています。

参考指標１：「財政投融資計画の推移（フロー・ストック）」

財政投融資計画の推移（フロー）

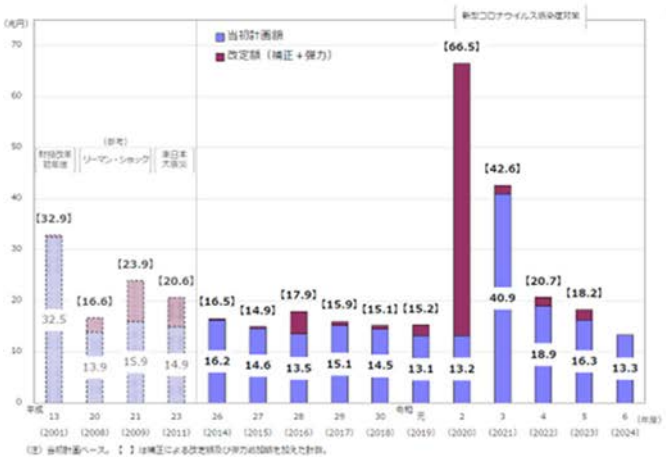

財政投融資計画の推移（ストック）

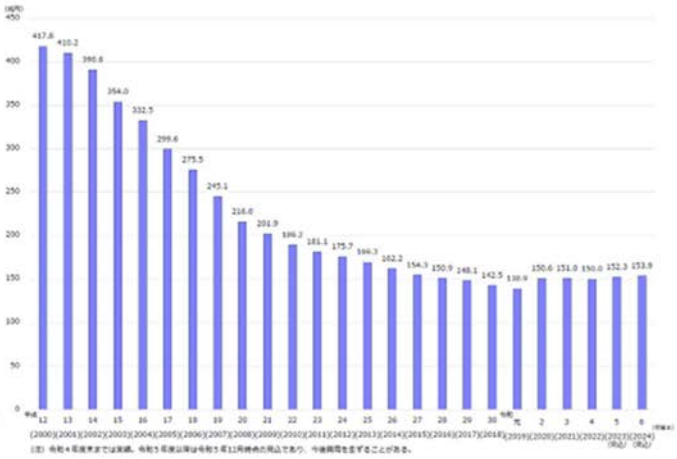

参考指標２：「財政投融資計画及び実績（機関別）」

（単位：億円）

区　　分	令和４年度		令和５年度	令和６年度
	改定計画	実績	改定計画	当初計画
（特別会計）				
食料安定供給特別会計	8	7	8	7
エネルギー対策特別会計	104	104	83	79
自動車安全特別会計	1,645	1,562	1,185	360
（政府関係機関）				
(株)日本政策金融公庫	48,116	7,407	60,975	40,075
沖縄振興開発金融公庫	2,243	762	2,064	2,016
(株)国際協力銀行	19,060	13,428	22,720	11,040
(独)国際協力機構	11,427	11,395	16,746	16,420
（独立行政法人等）				
全国土地改良事業団体連合会	9	9	13	15
日本私立学校振興・共済事業団	221	221	272	287
(独)日本学生支援機構	5,849	5,767	5,881	5,256
(国研)科学技術振興機構	48,889	48,889	－	－
(独)福祉医療機構	8,565	3,662	2,642	2,102
(独)国立病院機構	111	111	286	660
(国研)国立成育医療研究センター	10	10	9	10
(国研)国立長寿医療研究センター	2	2	2	2
(独)大学改革支援・学位授与機構	511	496	758	875
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,401	2,289	651	671
(独)住宅金融支援機構	2,749	2,523	2,607	2,663
(独)都市再生機構	5,124	4,000	5,000	5,200
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,200	3,200	12,530	10,230
(独)水資源機構	14	14	4	5
(国研)森林研究・整備機構	49	49	46	43
(独)エネルギー・金属鉱物資源機構	549	412	1,396	852
（地方公共団体）				
地方公共団体	33,909	31,417	34,489	23,258
（特殊会社等）				
(株)脱炭素化支援機構	200	102	400	250
(株)日本政策投資銀行	9,000	5,681	8,400	7,350
(株)産業革新投資機構	－	－	－	800
(一財)民間都市開発推進機構	350	200	350	500
中部国際空港(株)	231	231	161	235
(株)民間資金等活用事業推進機構	500	－	500	500
(株)海外需要開拓支援機構	90	90	80	90
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	1,169	630	1,087	925
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	405	310	453	600
合　　計	206,710	144,981	181,798	133,376

（出所）理財局財政投融資総括課調

（注１）令和４年度実績は、令和４年度の決算時の見込値である。

（注２）改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

参考指標３：「財政融資資金の融通条件」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa20231221/zaito20231221_04.pdf)

施策	政３－２－２：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進

測定指標（定量的な指標）

[主要]政3-2-2-A-1：財政投融資関係の定期的な資料の公表及び内容の充実

年度	作成頻度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
財政投融資の概要	年１回	○	○	○	○	○	○
財政投融資リポート	年１回	○	○	○	○	○	
OVERVIEW OF FILP	年１回	○	○	○	○	○	
政策コスト分析リポート	年１回	○	○	○	○	○	
POLICY COST ANALYSIS REPORT	年１回	○	○	○	○	○	
財政金融統計月報	年１回	○	○	○	○	○	
財政融資資金現在高	月１回	○	○	○	○	○	
産業投資現在高	月１回	○	○	○	○	○	
財政融資資金預託金利･貸付金利	月１回	○	○	○	○	○	
翌年度財政投融資計画要求	年１回	○	○	○	○	○	
財政投融資計画月別実行状況	月１回	○	○	○	○	○	
財政投融資リポートの内容の充実に向けた取組（解説を充実させたトピック等）		昨今の経済・金融情勢を踏まえた産業投資の活用について記載	時々の経済・金融情勢等を踏まえた内容を記載	新型コロナウイルス感染症対策としての財政投融資の活用について記載	新型コロナウイルス感染症対策やポストコロナの時代に向けた財政投融資の活用について記載	財政投融資リポートの内容を見直し、より分かりやすいものとなるよう充実を図る。	

（出所）理財局財政投融資総括課調
（注）リポート等を、所定の頻度で作成している場合には○、作成していない場合にはーを記載。なお、「財政投融資の概要」については、令和元年度から発行しております。

（目標値の設定の根拠）

財政投融資に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信認を維持するため、財政投融資計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。

（目標の達成度の判定理由）

実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。

[主要]政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実

目　標	財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。	達成度

測定指標（定性的な指標）		（目標の設定の根拠） 財政投融資に対する国民の信頼、市場からの信認を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して政策コスト分析を実施しました。公表に当たっては、より国民の理解につながるよう、政策コストの枠組みや分析手法、分析結果の概要などについて、ポイントを絞ってわかりやすくまとめた資料を作成しました。 また、従来より作成・公表している「政策コスト分析リポート」については、解説の一部をよりわかりやすいものとし、ディスクロージャーの充実に努めました。 ・「政策コスト分析リポート2023・財政投融資対象事業に関する政策コスト分析（令和５年度）」 （https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20230731/20230731g.pdf） 上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施するとともに、公表内容の充実に努めたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
	［主要］政3-2-2-B-2:財政投融資計画編成に係る情報の公表		
	目　標	令和６年度財政投融資計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融資分科会への提出資料等を速やかに公表します。 （目標の設定の根拠） 財政投融資計画編成に対する国民の信頼、市場からの信認を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政制度等審議会財政投融資分科会への提出資料については、財政投融資分科会終了後、同日中に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。また、議事要旨についても、速やかに公表しました。 以上のとおり、財政投融資分科会への提出資料等については、速やかに公表していることから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
施策についての評定		s　目標達成	

評定の理由	財政投融資について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、ＰＤＣＡの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、公表するとともに、公表内容の充実に努めました。 また、財政投融資計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、財政制度等審議会財政投融資分科会への提出資料等を速やかに公表しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政３－２－２に係る参考情報

財政投融資の透明性の確保への取組

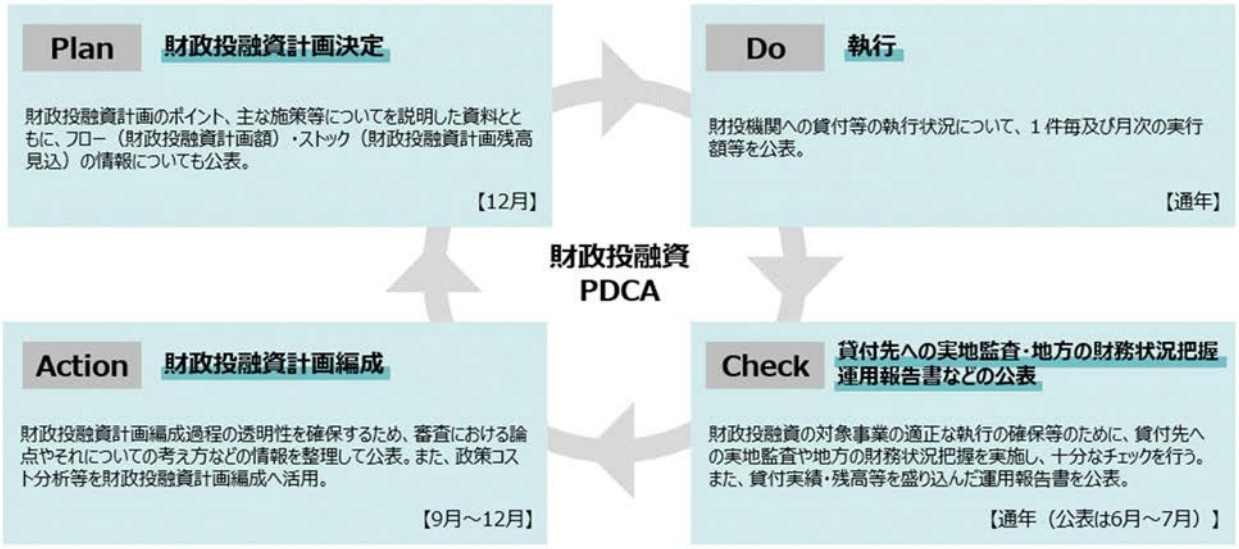

（出所）理財局財政投融資総括課

○　令和５年度においては、①財政投融資計画決定時における、重点分野を説明した「財政投融資計画参考資料」や財投機関別の残高見込を記載した「財政投融資計画残高見込」等の公表（Ｐｌａｎ）、②財政投融資の貸付などの執行状況の月次別・一件別の公表（Ｄｏ）、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、先進事例の紹介やセミナーの開催支援等、監査先の課題解決に向けた取組に資するアドバイス機能の充実（Ｃｈｅｃｋ）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表（Ａｃｔｉｏｎ）、などに取り組みました。

また、「財政投融資リポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金現在高」は、多くの人が手軽にアクセスできるよう、財務省ウェブサイト（http://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/index.html）に掲載しています。

参考指標１：「各機関における政策コスト」

（単位：億円）

機関名		政策コスト（５年度）	① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト
融資系機関	（株）日本政策金融公庫	17,302	37,679	△ 20,377
	沖縄振興開発金融公庫	△ 171	699	△ 870
	（株）国際協力銀行	1,099	7,092	△ 5,993
	（独）国際協力機構	7,487	50,242	△ 42,755
	（独）日本学生支援機構	578	0	578
	（独）福祉医療機構	△ 157	708	△ 865
	（独）住宅金融支援機構	△ 1,737	2,334	△ 4,071
	（株）日本政策投資銀行	△ 13,058	7,604	△ 20,662
	その他５機関	△ 31	535	△ 566
事業系機関	自動車安全特別会計	△ 5,402	－	△ 5,402
	（独）国立病院機構	2,590	1,052	1,539
	（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構（建設勘定）	7,077	－	7,077
	（独）都市再生機構	△ 5,430	5,359	△ 10,790
	（独）日本高速道路保有・債務返済機構	17,330	16,894	436
	（独）水資源機構	1,054	19	1,035
	（国研）森林研究・整備機構	7,166	6,353	814
	中部国際空港（株）	△ 160	94	△ 254
	その他５機関	108	90	18
合計		35,645	136,754	△ 101,110

（出所）理財局財政投融資総括課
「政策コスト分析リポート2023・財政投融資対象事業に関する政策コスト分析（令和５年度）」
（https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20230731.html）

（注）　マイナス（△）の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。

参考指標２：「財政投融資特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

（単位：億円）

損失			利益		
科目	令和３年度	令和４年度	科目	令和３年度	令和４年度
諸支出金	1,682	1,620	資金運用収入	6,558	6,022
事務取扱費	60	55	雑収入	25	45
公債金利子等	5,145	4,777	本年度損失	304	385
合計	6,888	6,452	合計	6,888	6,452

■貸借対照表

（単位：億円）

借方			貸方		
科目	令和３年度末	令和４年度末	科目	令和３年度末	令和４年度末
現金預金	81,122	66,157	預託金	324,486	354,444
貸付金	1,304,215	1,310,059	公債等	1,051,465	1,012,961
未収収益等	3,493	3,684	金利変動準備金	13,184	12,879
本年度損失	304	385			
合計	1,389,135	1,380,284	合計	1,389,135	1,380,284

（出所）「財政投融資リポート2023［資料編］」
（https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2023shiryo/index.html）

参考指標３：「財政投融資特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

（単位：億円）

損失			利益		
科目	令和３年度	令和４年度	科目	令和３年度	令和４年度
事務取扱費	1	1	貸付金利息	1	8
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	400	500	預託金利子等	0	0
本年度利益	2,754	6,448	納付金	741	573
			株式配当金	2,413	2,878
			株式処分益	－	3,489
合計	3,155	6,949	合計	3,155	6,949

■貸借対照表　（単位：億円）

借方			貸方		
科目	令和３年度末	令和４年度末	科目	令和３年度末	令和４年度末
現金預金	4,963	6,799	資本	33,212	33,212
貸付金	642	572	利益積立金	36,114	36,168
土地等	0	0	本年度利益	2,754	6,448
出資金	153,616	163,077	固定資産評価差益	87,141	94,620
合計	159,221	170,448	合計	159,221	170,448

（出所）「財政投融資リポート2023［資料編］」
（https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2023shiryo/index.html）
（注）利益積立金の数値に誤りがあったことから、令和３年度末の数値を令和４年度政策評価書から修正している。

参考指標４：「財政投融資に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」（単位：件）

	令和４年度	令和５年度
財政投融資に関するウェブサイトへのアクセス件数	54,837	47,918

（出所）大臣官房文書課広報室調
（注）財務省ウェブサイト内に開設している財政投融資関連のページ（/policy/filp/indexを含むページ）へのアクセス件数。

施策	政３－２－３：財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実							
測定指標（定量的な指標）	［主要］政3-2-3-A-1：実地監査結果							
	独立行政法人等		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
		目標値（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		計画件数	3	2	3	－	－	
		実施件数	3	2	3	－	－	
		実績（%）	100.0	100.0	100.0	－	－	○
	地方公共団体等		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
	貸付資金の使用状況等（団体数）	目標値（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		計画件数	201	135	148	168	167	
		実施件数	201	135	148	168	167	
		実績（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○

公営企業の経営状況（企業数）	目標値（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	318	211	311	273	259	
	実施件数	318	211	311	273	259	
	実績（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○

（出所）理財局管理課調
（注）独立行政法人等実地監査については、事務年度（７月から翌年６月までの期間）ベースで計上しています。

（目標値の設定の根拠）

財政投融資対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融資の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。

（目標の達成度の判定理由）

上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。

なお、令和５年度は「地方公共団体の財政課題解決支援」に重点を置いて取り組んだことから、喫緊の課題が見受けられなかった独立行政法人等実地監査は実施していません。また、目標値の設定時点では実地監査計画が策定されておらず、例年、目標値を「100.0%」に設定しています。

施策についての評定	s　目標達成

評定の理由

実地監査については、地方公共団体の資金の使用状況及び事業の成果、公営企業の経営状況等といった観点に加え、将来にわたる償還確実性の向上を図る観点から、監査での対話によって経営上の課題や将来のリスクを把握し、監査先と共有するとともに、先進事例の紹介やセミナーの提案等、監査先の課題解決に向けた取組に資する情報を提供するなど、アドバイス機能の充実に努めました。

このほか、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から地方公共団体の財務状況把握を実施しており、その結果については、財務省ウェブサイトに公表しています。

・「地方公共団体の財務状況把握」
（http://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm）

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

施策	政３－２－４：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保		
	目　標	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。 （目標の設定の根拠） 財政投融資として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融資計画の編成を通じて確認するとともに、償還確実性の確保の観点から定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。 財政投融資の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融資対象機関が求める貸付金の期間は、５年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。 このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーション・ギャップ（平均残存期間の差：用語集参照）の調整等に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうことになります。 加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特例的に一般会計等に繰り入れた結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しています。 これらを踏まえ、財政投融資対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じた資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等により、可能な限り金利変動リスクを低減し、的確な資産負債管理に取り組みました。 上記実績のとおり、財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、的確な資産負債管理に取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
施策についての評定		s　目標達成	

評定の理由	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から財政投融資対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じて資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等を実施し、可能な限り金利変動リスクを低減することにより、的確な資産負債管理に取り組みました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」と評価しました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 財政投融資計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、事業等の有効性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行います。 また、財政投融資に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施します。さらに、財政投融資対象機関に対するチェック機能の発揮に努めます。 加えて、財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理に取り組むこととします。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理を実施するために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

	区　　分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
政策目標に係る予算額	予算の状況（千円）	当初予算	72,291,196,644	48,177,082,719	24,127,074,047	26,367,211,520
		補正予算	△31,878,553,282	△12,566,581,164	△8,565,876,617	
		繰 越 等	4,010,000	△18,410,000	N.A.	
		合　　計	40,416,653,362	35,592,091,555	N.A.	
	執行額（千円）		35,286,301,707	33,034,301,500	N.A.	

（概要）

民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融資対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。

（注）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「第213回国会　財務大臣財政演説」（令和６年１月30日） 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定） 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和５年６月16日閣議決定） 「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」（令和５年12月21日経済財政諮問会議決定） 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月2日閣議決定） 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年９月27日関係閣僚会議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	財政政策の状況：令和６年度財政投融資計画、「財政融資資金・産業投資現在高」、「財政投融資リポート2023」、令和４年度財政融資資金運用報告書　等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和４年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 財政投融資計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、事業等の有効性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行いました。また、財政投融資に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施しました。さらに、財政投融資対象機関に対するチェック機能の発揮に努めました。 加えて、財務の健全性確保のため、適切な資産債務管理（ＡＬＭ）に取り組みました。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、適切なＡＬＭを実施するために必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	理財局（財政投融資総括課、管理課、計画官室）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標３－３：庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

上記目標の概要	国民共有の貴重な財産である国有財産については、介護や保育などの社会福祉分野のほか、防災やまちづくりにおける国有地の更なる活用を含め、地域・社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での有効活用に取り組むとともに、そのための積極的な情報発信に努めます。また、公文書の適切な管理の下、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行います。 **（上記目標を達成するための施策）** 政３－３－１：国有財産の有効活用の推進 政３－３－２：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進 政３－３－３：普通財産の適正な管理処分 政３－３－４：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

政策目標３－３についての評価結果	
政策目標についての評定	**Ａ　相当程度進展あり**
評定の理由	地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた最適な形での有効活用を推進するため、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として選定した上で、国が所有権を留保することにより、定期借地権の活用による貸付けに向けて着実に取り組むほか、多様な形での国有財産の管理処分を実施しました。また、既存庁舎の効率的な活用、国有財産に関する様々な情報提供を積極的に実施しました。さらに、公文書の適切な管理の下、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行いました。 一方、宿舎については、令和５年度において、資材価格高騰等の影響により、一部の計画を取りやめざるを得なくなったため、「合同宿舎における改修工事の実施状況」の目標値を達成することができませんでした。 その結果、政３－３－２：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進の評定が「ｂ　進展が大きくない」となりましたが、「ｂ　進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の重要性の高い施策が「ｓ　目標達成」であることから、当該政策目標の評定は「Ａ　相当程度進展あり」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 国有財産の管理処分については、社会経済や国有財産を巡る環境変化及び個々の国有財産の状況を踏まえ、最適な形での有効活用に取り組むことが必要です。 令和５年度においては、介護・保育等、人々の安心・安全につながる分野等での活用に資する施策を実施したほか、令和元年６月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえて、有用性が高く希少な国有地を留保財産として選定し、当該財産について利用方針を策定する等、国有財産の積極的な有効活用を推進しました。また、国有財産の適正な運営等の観点から、監査の充実に取り組むとともに、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告を適切に実施しました。 **（令和５年度行政事業レビューとの関係）** ・　国有財産台帳価格改定時価倍率調査 「本事業は、国有財産台帳の価格改定を行うに当たり必要な事業であり、事業者が算定した時価倍率

	の適正性については、担当部局による検証手続きにより担保されていることから、設定した定量的なアウトカムにより引き続き本事業の効果を測ること。また、事業者の競争性が適正に保たれるよう、適正な調達に引き続き努めること。」との外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き、時価倍率の算出が合理的かつ効率的に行われるよう一般競争契約（総合評価）を実施し、時価倍率の適正性を検証の上、各省各庁（財務局等を含む。）へ通知するなど適切に対応しました。また、執行に当たっては、引き続き適切に発注時期の設定を行いました。（事業番号0013） ・　公務員宿舎の建設等及び維持管理に必要な経費 「緊急参集要員用の宿舎（ＢＣＰ用宿舎）等、真に必要な宿舎については、改修だけでなく、利用者のニーズや社会情勢の変化に沿った宿舎のあり方も踏まえ、必要な宿舎の確保に向けた検討を行う。また、引き続き、長寿命化によるトータルコストの軽減を図るとともに、競争性の確保に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、今後の宿舎のあり方の検討を行うとともに、宿舎の改修費等については、節減に引き続き取り組み、コスト縮減に努めました。（事業番号0014） ・　特定国有財産の整備（一般会計） 「特定国有財産整備計画（用語集参照）の策定にあたっては、国有財産の保有・活用などの機会収益を含む経済性を考慮した上で、重要性・緊急性を検討する。また、計画の実施にあたっては、引き続き、ＰＦＩ（用語集参照）事業の活用などによるコスト削減に取り組み、情勢の変化に応じ計画を見直すとともに、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、特定国有財産整備計画の策定にあたっては、国有財産の保有・活用などの機会収益を含む経済性を考慮した上で、重要性・緊急性を検討しました。また、計画の実施にあたっては、引き続き、ＰＦＩ事業の活用などによるコスト削減、情勢の変化に応じた計画の見直し、一者応札の改善に努めました。（事業番号0015） ・　普通財産管理処分経費 「普通財産の処分のあり方については、引き続き、透明性を確保しつつ、業務委託に当たっては、地域の実情も考慮し、競争性を高め、経費削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、過去の執行実績を精査し、地域の実情も考慮したうえで、単価の見直し等を行いコスト削減に努め、概算要求へ反映しました。（事業番号0016） ・　特定国有財産の整備（財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定） 「引き続き、未完了事業について事業の進捗状況を公開し、実施状況の透明性の確保に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き未完了事業の進捗状況を公開し、実施状況の透明性の確保に努めるとともに、ＰＦＩ事業を積極的に活用したコスト削減に努めました。（事業番号0017）

施策	**政３－３－１：国有財産の有効活用の推進**		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-3-1-B-1：地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用		
	目　標	地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用することを推進します。 介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行うとともに、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を５割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献します。 また、令和元年６月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地について	**達成度**

は、留保財産として選定した上で、その最適利用を図るために、定期借地権による貸付けを行います。

併せて、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待される土地などについては、資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、地区計画活用型一般競争入札（用語集参照）、二段階一般競争入札（用語集参照）などの手法も活用します。

また、災害に備えるとともに、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、避難場所などとして国有地を活用し、防災に関する諸活動の推進に配慮します。加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産の最適利用を推進します。

引き続き、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保の観点から国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設（用語集参照）の整備の推進等に取り組みます。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、民間事業者による５Ｇ基地局整備を後押しするため、基地局の設置場所として庁舎・宿舎等を提供すると共に、民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として庁舎等を提供します。

さらに、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、庁舎等の国有財産を新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等のための施設として、地方公共団体等に対して無償提供し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組みます。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、庁舎等の国有財産を民間事業者による太陽光発電設備や電気自動車向け充電設備等の設置場所として提供し、国有財産の新たな活用策に取り組みます。

（目標の設定の根拠）

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていること、「今後の国有財産の管理処分のあり方について」（令和元年６月14日財政制度等審議会国有財産分科会答申）において、「有用性が高く希少な国有地については、一度売却してしまえば、将来、新たな行政需要が生じても、これに用いるために再度取得することが困難である。このような国有地は、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付を行うことで、最適利用を図っていくべきである。」とされていること、加えて「防災基本計画」において「避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る」とされていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「新経済・財政再生計画　改革工程表 2022」において、「国有地の定期借地件数」及び「国公有財産の最適利用プランを策定した数」について、「目標は設定

		せず、件数をモニターする」とされています。 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、「国有財産を活用したデジタル改革の推進（５Ｇ通信網の整備）」及び「国有財産を活用したサテライトオフィス整備支援」、「国有地も活用した遊水地・貯留施設の整備」等が盛り込まれています。また、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」においても、「国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速」等が盛り込まれています。 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症に対応した国有財産の活用及び庁舎等の国有財産を活用したグリーン社会の実現に向けた取組促進が盛り込まれています。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。その結果、社会福祉分野等において、令和５年度末時点で定期借地契約については149件、売却については208件の契約を締結しています。 特に、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を５割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献しています。 また、令和元年６月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として選定することとし、国有財産地方審議会において審議の上、令和５年度末時点で63件を選定しています。 留保財産も含めた国有地の資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、令和５年度においては、地方公共団体と連携の上、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用を検討しました。 その結果、二段階一般競争入札を実施した財産１件について売買契約を締結しました。 災害応急対策等への備えとして、避難場所、避難所、備蓄など防災の諸活動の推進を図るため、平常時から地方公共団体へ未利用国有地等の情報提供に取り組みました。また、地方公共団体と売買契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与しました。 加えて、地方公共団体と連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化に向けた協議を行うなど、国公有財産の最適利用を推進しました。 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を踏まえ、遊水地・雨水貯留浸透施設の整備を促進するため、関係機関と調整、協議を進めました。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる５Ｇ基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、５Ｇ基地局の設置場所としての国有財産の活用に取り組むとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者によるＢＯＸ型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取り組みました。また、「コロナ克服・	○

		新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地方公共団体等が実施するワクチン接種等の取組に対し国有財産を活用するとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組として、電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用に取り組みました。 上記実績のとおり、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。	

施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	未利用国有地については、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、介護や保育などの分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。 また、令和元年６月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、有用性が高く希少な国有地については、国有財産地方審議会において審議の上、留保財産として選定しました。さらに、地方公共団体と連携の上、二段階一般競争入札を実施したほか、公的施設の効率的な再編及び最適化に向けた協議を行うなど、国公有財産の最適利用を推進しました。 加えて、地方公共団体へ未利用国有地等の情報提供や売買契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与しました。 遊水地・雨水貯留浸透施設の整備を促進するため、関係機関と調整、協議を進めました。また、民間事業者による５Ｇ基地局やＢＯＸ型サテライトオフィスの設置場所として国有財産の活用に取り組みました。また、地方公共団体等が実施するワクチン接種等の取組に対し国有財産を活用するとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組として、電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用に取り組みました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政３－３－１に係る参考情報

参考指標１：国有地の定期借地件数の推移　（単位：件）

	令和元年度末	２年度末	３年度末	４年度末	５年度末
合　　計	135	141	143	144	149

（出所）理財局国有財産業務課調
（注）件数については、各年度末時点で貸付中の件数を記載している。

参考指標２：留保財産の取組状況【再掲（総３－３：参考指標２）】

参考指標３：市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数
（単位：件）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
市区町村等との間で設置した協議会の設置件数	13	19	14	18	10
国公有財産の最適利用プランの策定件数	2	6	0	2	2

（出所）理財局国有財産調整課国有財産有効活用室調

参考指標４：「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における国有財産の活用状況

（単位：件）

	令和元年度末	２年度末	３年度末	４年度末	５年度末
国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設の整備件数	－	－	4	5	5

（出所）理財局国有財産業務課調

（注１）本指標は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災・国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき取組を進めているものであり、令和３年度から設定された参考指標のため、令和２年度以前の数値は「－」としている。ただし、整備件数については、令和２年度以前に整備していたものも含む。

（注２）令和３年度及び令和４年度政策評価書では、各年度の整備件数（フロー）を記載していたが、国土強靱化の状況を反映する観点から、令和５年度政策評価書からは、各年度末時点での整備件数（ストック）を記載することとしている。

（単位：件）

	令和元年度末	２年度末	３年度末	４年度末	５年度末
５Ｇ基地局の設置場所としての活用件数	－	－	25	42	71
ＢＯＸ型サテライトオフィスの設置場所としての活用件数	－	－	5	7	7
新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等の取組に対する活用件数	－	－	－	68	68
電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用件数	－	－	－	5	6

（出所）理財局国有財産調整課調

（注）「５Ｇ基地局の設置場所としての活用件数」及び「ＢＯＸ型サテライトオフィスの設置場所としての活用件数」は、令和３年度以降の政策評価書に記載していることから、令和３年度以降の活用件数を記載している。
「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等の取組に対する活用件数」及び「電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用件数」は、令和４年度以降の政策評価書に記載していることから、令和４年度以降の活用件数を記載している。

施策　政３－３－２：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

測定指標（定量的な指標）

［主要］政3-3-2-A-1：合同宿舎における改修工事の実施状況

（単位：棟）

年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	―	327	252	296	263	×
実績値	―	401	364	301	259	

（出所）理財局国有財産調整課調

（注）令和２年度から４年度については、改修工事を実施する際に生じる入札差額を活用し、当年度以降に予定している改修工事を前倒しで実施したため、実績値が目標値を上回っている。

（目標値の設定の根拠）

合同宿舎については、計画的かつ効率的な維持整備を推進するため、合同宿舎の棟ごとに毎年度４月１日時点で改修工事の計画を作成し、これに基づき毎年度の改修工事を実施することとしています。当該計画（令和５年４月１日時点）に基づいた改修工事を着実に実行するため、目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減を図るため、個々の宿舎の状況に基づいて、

	宿舎ごとに維持整備に係る中長期的な計画を策定しました。 　宿舎の長寿命化に資するべく計画的に必要な改修工事に取り組んだものの、資材価格高騰等の影響により、一部の計画を取りやめざるを得なくなり、実績値が目標値に達しなかったことから、達成度は「×」としました。		
測定指標（定性的な指標）	［主要］政3-3-2-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況		
	目　標	庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行い、既存庁舎の効率的な使用を推進します。 **（目標設定の根拠）** 現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出（参考指標２参照）を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で既存庁舎の適正かつ効率的な使用を推進するなど、省庁横断的な入替調整等（参考指標１参照）を積極的に実施しました。具体的には、令和５年６月及び令和６年２月に、財政制度等審議会国有財産分科会（注参照）に諮った上で、中央合同庁舎第４号館ほか３件の庁舎について、庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な活用を推進しました。 （注）財務省ウェブサイト 「財政制度等審議会　国有財産分科会（議事要旨等）」 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/proceedings_np/index.html 上記のとおり、既存庁舎の効率的な活用の推進に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。	○
施策についての評定	b　進展が大きくない		
評定の理由	現下の厳しい財政事情を踏まえ、宿舎の適正な管理を実施するに当たっては、既存ストックの長寿命化等によるトータルコスト軽減を図るため、宿舎の維持整備に係る中長期的な計画を定めた上で、計画的に改修を行いましたが、資材価格高騰等の影響により、一部の計画を取りやめざるを得なくなったため、測定指標の目標値を達成することができませんでした。 庁舎については、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施するため、既存庁舎の適正かつ効率的な使用を推進しました。 また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。 以上のとおり、主要な測定指標の一つに「×」があるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「b 進展が大きくない」としました。		

政３－３－２に係る参考情報

参考指標１：既存庁舎等の入替調整等実績の推移　（単位：件）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
庁　舎　数	41	16	18	14	27
官　署　数	70	23	47	30	41

（出所）理財局国有財産調整課調

参考指標２：庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移

		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
借受費用縮減	（㎡）	5,110	―	5,300	1,320	―
	（億円）	2.7	―	4.7	0.3	―
売却可能財産	（㎡）	―	―	―	2,170	11,090

（出所）理財局国有財産調整課調

参考指標３：宿舎戸数の推移　（単位：万戸）

令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
16.2	16.2	16.2	16.2	16.1

（出所）理財局国有財産調整課調
（注）各年９月１日現在の戸数

施策　政３－３－３：普通財産の適正な管理処分

測定指標（定量的な指標）

政3-3-3-A-1：未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況

（単位：%）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	100 (857)	100 (741)	100 (574)	100 (485)	100 (425)	○
実績値	100 (857)	100 (741)	100 (574)	100 (485)	100 (425)	

（出所）理財局国有財産業務課調
（注１）（ ）内は入札件数
（注２）災害等の事情変更により一般競争入札を実施できなかったものを除いて算出している。

（目標値の設定の根拠）

留保財産以外の未利用国有地については、まず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札は、税外収入の確保を図るため計画的に実施する必要があることから、一般競争入札の実施状況に関して、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

政3-3-3-A-2：旧里道・旧水路等の売却事務処理状況

（単位：%）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	83.4以上	83.5以上	83.5以上	83.7以上	83.7以上	○
実績値	83.6	83.5	83.5	83.7	83.8	
売却通知件数	1,514 (1,265)	1,173 (980)	1,118 (934)	1,153 (965)	1,245 (1,043)	

（出所）財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計
（注１）目標値及び実績値については、申請書を受理し売却価格を通知したもののうち、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日以内（閉庁日を除く）にできなかった場合を除いて算出している。
（注２）（　）内は、30日以内（閉庁日を除く）に売却価格を通知した件数。

（目標値の設定の根拠）

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日以内（閉庁日を除く）としているところです。財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがありますが、期限内の処理を促進することとし、過去の実績値を参考にそれらを上回るよう目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。なお、業務委託した民間事業者に対して迅速な事務処理を徹底するよう指導することに努めています。

測定指標（定性的な指標）

［主要］政3-3-3-B-1：国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施

目　標	売却や貸付け等を行うに当たっては、相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うとともに法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。 公共随意契約（以下「公共随契」といいます。）による売却や貸付けを行う際には、すべての場合において処分等価格の見積り合せを実施するとともに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。 また、売却や貸付け等を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。	**達成度**
	（目標の設定の根拠） 未利用国有地の売却や貸付け等について、公正、透明に処理をする必要があるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行いました。 なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底しました。 また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じて注意喚起するとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。 公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定する際に、すべての場合において見積り合せを徹底して行いました。 また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を要件とし、すべて公表しました。 売却を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行いました。 さらに、公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました。 以上のことから、達成度は「○」としました。	○

	政3-3-3-B-2：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施		
	目　標	無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の処分を容易にすることが可能な場合には、交換制度を活用します。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、可能な限り、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。	**達成度**
		（目標の設定の根拠） 現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等について、隣接所有者等と交渉を行うなど、交換制度の活用に向けた取組を実施しました。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付した結果、84件の売買契約を締結しました。 以上のことから、達成度は「○」としました。	○
	政3-3-3-B-3：暫定活用の実施		
	目　標	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売残り財産等について、一時貸付に係る要望を募るなどの暫定活用を図ります。	**達成度**
		（目標の設定の根拠） 税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、一般競争入札に付したものの成約に至らなかった売残り財産等については、財務局等のウェブサイトで一時貸付け等に係る要望を募り、暫定活用の実施に努めた結果、227件の財産について一時貸付け等の契約を締結しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
	政3-3-3-B-4：貸付中財産の災害等にかかる適切な対応の実施		
	目　標	地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応します。	**達成度**
		（目標の設定の根拠） 地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、６件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○

	政3-3-3-B-5：相続土地国庫帰属制度の円滑な運用の実施［新］		
	目　標	相続土地国庫帰属制度（用語集参照）については、所有者不明土地の発生の抑制を図ることが目的とされていることを踏まえ、制度の円滑な運用のため、関係機関と連携して適切に対応します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 所有者不明土地に係る問題は、政府一体となって検討が進められてきたものであり、所有者不明土地の発生を抑制する方策の一つとして、相続土地国庫帰属制度が創設されたことから、当該制度の円滑な運用に向けて関係機関と連携した対応が求められているためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第７条に基づく法務局からの協力依頼を受け、申請土地の実地調査に同行し、土地種目の判断や要件審査について意見表明を行うなど、関係機関と連携して適切に対応しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
	政3-3-3-B-6：政府が保有する株式等の管理・処分		
	目　標	特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年５月17日公表、令和５年２月22日一部変更）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。 さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。	達成度
		（目標の設定の根拠） 特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。 また、物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（以下「方針」といいます。）に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を令和５年９月に公表しました。 処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。具体的には、株式会社商工組合中央金庫株式については、令和５年	○

		９月に開催された財政制度等審議会国有財産分科会の「株式会社商工組合中央金庫の株式の処分について」（答申）に基づき、11月には、株式売却に関する専門的な助言及び支援業務等を目的として、証券アドバイザーと契約しました。また、日本郵政株式会社による自己株式の消却に伴い生じた政府保有義務超過分について、令和５年８月に売却を行いました。その結果、売却収入は約1,057億円となりました。 物納のあった上場株式については、株式市場の状況等に応じて処分を行いました。また、非上場株式については、積極的な買受勧奨等を実施し、処分できるものは処分を行いました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	

施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定するに当たり、すべての場合において見積り合せを徹底して行うとともに、当該契約金額についてもすべて公表しました。また、売却を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行い、透明性の確保に努めました。さらに、公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました。 なお、売却等に当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行うとともに、契約に当たっては、警察当局と連携し、暴力団等の排除を徹底し、ウェブサイト等を通じて、国有地の取得に関する架空取引話への注意喚起をするとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。また、一定期間内に利用要望がない場合には、財政収入確保の観点から、一般競争入札により処分しました。 旧里道・旧水路（用語集参照）等の財産についての調査依頼等に対し、現地確認調査等を的確に行った結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却を行いました。なお、売却事務処理に当たり申請者に対して丁寧な説明を行い、適正かつ迅速な事務処理をしました。 売却困難事由のある財産や売残り財産については、交換制度の活用や瑕疵等明示売却を行うとともに、売却までの間は財政収入の確保や維持管理コスト削減のため、暫定活用を推進しました。 東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産について、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。 国有財産に関する相談、照会に対して、迅速かつ丁寧な対応に努めました。 特殊会社の株式に係る株主議決権の行使等については、個別の議案等に適切に対応し、その結果について、財務省ウェブサイトで公表しました。 処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。 物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、株式処分の環境が整ったものについては、株式市場の状況等に応じつつ、外部委託の活用等により処分を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政３－３－３に係る参考情報

参考指標１：財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移

（単位：千㎡、億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
面　　積	785,524	786,562	785,052	669,544	N.A.
台帳価格	47,452	48,307	49,598	49,845	N.A.

（出所）「国有財産増減及び現在額総計算書」（理財局管理課国有財産情報室）
（注）令和５年度については、６年11月に確定後、国会に報告される国有財産増減及び現在額総計算書に掲載予定。

参考指標２：未利用国有地の推移

（単位：件、千㎡、億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
件　　数	2,922	2,869	2,732	2,695	N.A.
面　　積	7,952	7,449	7,231	9,208	N.A.
台帳価格	3,366	3,834	4,841	5,283	N.A.

（出所）理財局国有財産業務課調
（注）令和５年度については、６年11月に確定後、６年度実績評価書に掲載予定。

参考指標３：未利用国有地の状況（令和４年度末）

合計　2,695件　(5,283億円)					
地方公共団体等が利用する財産		処分対象財産		処分困難事由のある財産	
国利用	地方公共団体等利用	入札未実施	売残（注１）	直困難（注２）	当分困難（注３）
67件（766億円）	263件（3,068億円）	429件（173億円）	764件（102億円）	422件（487億円）	750件（685億円）

（出所）財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。
（注１）「売残」は、過去の入札において、成約に至らなかった財産である。
（注２）「直困難」は、境界の再確認等のために直ちには入札により処分することができない財産である。
（注３）「当分困難」は、境界係争中など、当分の間処分が困難な財産である。
（注４）金額については、単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合がある。

参考指標４：一般競争入札における落札状況

（単位：件、％）

		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
合　　計	実施件数	857	741	574	485	425
	落札件数	194	209	204	138	141
	落札率	22.6	28.2	35.5	28.5	33.2
最低売却価格公表物件	実施件数	856	741	574	484	425
	落札件数	193	209	204	138	141
	落札率	22.5	28.2	35.5	28.5	33.2
最低売却価格非公表物件	実施件数	1	0	0	1	0
	落札件数	1	0	0	0	0
	落札率	100.0	－	－	0.0	－

（出所）財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。
（注）令和５年度実績は速報値。６年度に確定後、６年度実績評価書に掲載。

参考指標５：未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移

（単位：件数、％、億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
実施件数	857	741	574	485	425
落札件数	194	209	204	138	141
契約件数	222	299	276	202	162
成 約 率	25.9	40.4	48.1	41.6	38.1
契約金額	126	108	96	41	160

（出所）財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。
（注１）上記表は、一般競争入札の売却結果の推移を示したものである。
（注２）令和５年度実績は速報値。６年度に確定後、６年度実績評価書に掲載。
（注３）契約件数及び契約金額は、各年度に入札を実施し、契約が翌年度になったものも含まれる。

参考指標６：一時貸付け及び管理委託の件数と面積

		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
一時貸付け	件数（件）	243	166	199	217	227
	面積（千㎡）	1,360	884	816	479	466
管理委託	件数（件）	510	519	527	531	N.A.
	面積（千㎡）	26,259	26,193	25,744	25,697	N.A.

（出所）一時貸付けについては、財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。
管理委託については、理財局国有財産業務課・管理課国有財産情報室調。
（注１）一時貸付けの件数及び面積については、該当年度に契約したものを集計している（土地のみ。面積については単位未満四捨五入）。
（注２）管理委託の件数及び面積については、各年度末時点の件数及び面積を計上している（土地のみ。面積については単位未満四捨五入）。なお、令和５年度については、６年度11月に確定後、６年度実績評価書に掲載予定。

参考指標７：第三者チェックの実施件数

（単位：件）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
件　　数	8	9	8	11	9

（出所）理財局国有財産業務課国有財産審理室で集計。

施策　政３－３－４：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

測定指標（定量的な指標）

[主要]政3-3-4-A-1：監査実施割合　（単位：%）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	100.0 (510)	100.0 (499)	100.0 (476)	100.0 (426)	100.0 (424)	○
実績値	100.5 (513)	82.5 (412)	99.1 (472)	102.3 (436)	100.9 (428)	

（出所）理財局国有財産調整課国有財産監査室調
（注）監査計画に対する実績の割合
目標値の（ ）内は年度当初計画の件数
実績値の（ ）内は実績の件数

（目標値の設定の根拠）

国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。

策定した監査計画を適切に実施するため、目標値を設定しました。

また、新型コロナウイルス感染防止対策に関連し、令和５年度においても令和３年度以降の取組を継続して、適切に監査を実施します。

（目標の達成度の判定理由）
実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

政3-3-4-A-2：国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日

年度	令和元年度（平成30年度決算）	２年度（令和元年度決算）	３年度（２年度決算）	４年度（３年度決算）	５年度（４年度決算）	達成度
目標値	元.9月初旬	2.9月初旬	3.9月初旬	4.9月初旬	5.9月初旬	○
実績値	元.9.3	2.9.4	3.9.3	4.9.2	5.9.1	

（出所）理財局管理課国有財産情報室調

（目標値の設定の根拠）
決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日について、会計検査院における検査確認に２か月程度の期間を要していることを考慮し、９月初旬を目標とするものです。

（目標の達成度の判定理由）
令和４年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成しました。また、令和５年９月１日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。

政3-3-4-A-3：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日

年度	令和元年度（平成30年度決算）	２年度（令和元年度決算）	３年度（２年度決算）	４年度（３年度決算）	５年度（４年度決算）	達成度
目標値	元.11.20前後	2.11.20前後	3.11.20前後	4.11.20前後	5.11.20前後	○
実績値	元.11.19	2.11.20	3.12.6	4.11.18	5.11.20	

（出所）理財局管理課国有財産情報室調
（注）第207回臨時国会は令和３年12月６日に開会。

（目標値の設定の根拠）
決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産法に基づく会計検査院の検査を経た上で、当該要請を踏まえて対応するためです。

（目標の達成度の判定理由）
令和４年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応え、令和５年11月20日に国会に報告したことから、達成度は「○」としました。

政3-3-4-A-4：国有財産物件情報メールマガジンの登録者数　（単位：件）

年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	増加	増加	増加	増加	増加	○
実績値	9,357	9,666	10,044	10,503	10,930	

（出所）理財局国有財産業務課

（目標値の設定の根拠）

全国の財務局等における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付開始、国有財産の売却等に関連する更新情報について、電子メールによりタイムリーに情報提供をします。

より多くの国民の皆様に国有財産物件情報メールマガジンの登録をいただくため、目標値を「増加」とした測定指標を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

昨年度の実績値と比較すると427人増加しているため、達成度は、「○」としました。

政3-3-4-A-5：全国版空き家・空き地バンクへの登録割合　（単位：%）

年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	100	100	100	100	100	○
実績値	100	100	100	100	100	

（出所）理財局国有財産業務課

（目標値の設定の根拠）

全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報を全国版空き家・空き地バンクへ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等とあわせて、より多くの方々に対して、情報提供を行うことができるようになり、国有財産の情報発信が強化されるためです。

より適切な情報提供を行うため、目標値を「100%」とした測定指標を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

測定指標（定性的な指標）

政3-3-4-B-1：国有財産に関する情報提供の充実

目　標	財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、処分等を予定している未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量など、国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。さらに、活用可能な行政財産についても積極的に情報提供します。	達成度
	（目標の設定の根拠） 国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	国有財産レポートについて、最新の国有財産行政を反映するなど内容の充実を図ったほか、国有財産の各種統計について、「財政金融統計月報（国有財産特集）」にまとめ、財務省ウェブサイトに掲載しました。 また、庁舎・宿舎・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、作成・更新を行い、国有財産情報公開システムを通じて提供しました（参考指標２）。 ※国有財産情報公開システム	○

		https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/ 「公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件」、「今後入札を予定している物件」等の処分等を予定している未利用国有地についての財産情報を各財務局等ウェブサイトに掲載し、それを定期的に更新することにより、国民のニーズに即応したタイムリーな公開に努めるとともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。 一般競争入札に当たっては、新聞広告や折込みチラシ等により、未利用国有地の売却情報を発信しました。 また、平成26年６月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）の配信を実施し、令和５年度は156回の配信を行いました。 加えて、令和元年６月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報について、民間の不動産情報サイト「全国版空き家・空き地バンク」(㈱LIFULL及びアットホーム㈱運営）へ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等に加えて、より多くの方々に対して、情報提供を行い、国有財産の情報発信を強化しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	
政3-3-4-B-2：国有財産の管理処分事務等の外部委託			
	目　標	国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舎の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。 **（目標の設定の根拠）** 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年４月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。	**達成度**
	実績及び目標の達成度の判定理由	未利用国有地の管理業務、一般競争入札に係る物件調書の作成、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舎の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託を行いました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
施策についての評定		**ｓ　目標達成**	
評定の理由		未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置いた「庁舎等及び宿舎の公用財産に対する監査」及び「各省各庁が所管する普通財産に対する監査」に事務量を重点的に配分するとの方針に基づき、現地において、国有財産の現況を正しく把握したうえで、財政への貢献や地域のニーズを踏まえた最適利用を求める等の深度ある監査を計画どおり実施し、指標を達成しました。 令和４年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、会計検査院の検査を経た上で、令和５年11月20日に国会に報告しました。 また、国有財産レポートの内容を充実し、国有財産の各種統計とともに財務省ウェブサイトに掲載したほか、「国有財産一件別情報」を国有財産情報公開システムを通じ提供するなど、情報内容の充	

	実等に努めました。 すべての未利用国有地については、引き続き、国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開を行うとともに、一般競争入札で売却を予定している財産や、一般競争入札及び公共団体等への売却結果を取りまとめて随時公表し、積極的に情報開示を行いました。 未利用国有地の管理業務等について、外部委託を活用し効率的な事務処理を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政３－３－４に係る参考情報

参考指標１：財務省所管普通財産の管理業務の状況

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
巡　回　　箇所	3,457	3,251	3,437	3,052	3,382
草　刈　　箇所	4,159	4,329	4,745	4,589	4,844
柵設置　　箇所	460	280	257	185	270
不法投棄物処理　件	331	226	206	222	231
立木伐採・剪定　箇所	744	528	558	594	749
立看板設置　　件	586	672	647	542	747
建物解体　　棟	50	43	49	38	42
合　計　件、箇所、棟	9,787	9,329	9,899	9,222	10,265

（出所）財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

参考指標２：国有財産情報公開システムへのアクセス件数　（単位：件）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
アクセス件数	54,526	51,400	44,102	76,134	87,558

（出所）理財局管理課国有財産情報室調

参考指標３：国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実

【令和５年度　公表状況】

- 国有財産増減及び現在額総計算書（毎年更新）
  （https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm）
- 国有財産無償貸付状況総計算書（毎年更新）
  （https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm）
- 国有財産の増減及び現在額に関する説明書・国有財産の無償貸付状況に関する説明書（毎年更新）
  （https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm）
- 国有財産レポート（毎年更新）
  （https://www.mof.go.jp/policy/national_property/publication/report/index.htm）
- 国有財産統計（毎年更新）
  （https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/statistics/index.htm）

（出所）理財局国有財産企画課・管理課国有財産情報室調

参考指標４：全国版空き家・空き地バンクへの対象物件の掲載件数　（単位：件）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
掲載件数	1,025	1,583	1,078	1,065	832

（出所）理財局国有財産業務課調
（注１）一般競争入札及び先着順売払の空き家・空き地バンクへの登録件数。
（注２）令和元年度の実績値は、制度の運用が始まった令和元年９月 20 日からの実績に基づく数値である。

評価結果の反映	以下のとおり、実施していきます。 地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施するほか、宿舎や既存庁舎の効率的な活用、情報提供の充実等に努めます。 なお、令和５年度政策評価の結果を踏まえ、令和６年度においても国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費（普通財産管理処分費、老朽化等に伴う宿舎の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費等）の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	**区　分**		**令和３年度**	**４年度**	**５年度**	**６年度**
	予算の状況（千円）	**当初予算**	43,634,437	44,323,663	46,849,364	36,680,265
		補正予算	△301,847	△84,166	△1,989,938	
		繰越等	△775,935	△1,461,655	N.A.	
		合　計	42,556,655	42,777,842	N.A.	
	執行額（千円）		37,369,031	41,087,969	N.A.	

（概要）
国有財産一般事務費、普通財産管理処分費、国有財産制度等調査経費などの国有財産の管理及び処分に必要な経費及び老朽化等に伴う宿舎の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費です。
（注１）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、６年11月頃に確定するため、６年度実績評価書に掲載予定。
（注２）政府情報システム関連予算の当初予算額は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されている。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議取りまとめ） ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日閣議決定） 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和２年 12 月８日閣議決定） 防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策（令和２年 12 月 11 日閣議決定） 第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年 12 月 21 日閣議決定） コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和３年 11 月 19 日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和４年６月７日閣議決定）

	経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和５年６月 16 日閣議決定） 防災基本計画（令和５年５月 30 日中央防災会議決定） 新経済・財政再生計画 改革工程表 2022（令和４年 12 月 22 日経済財政諮問会議決定） 新経済・財政再生計画 改革工程表 2023（令和５年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和４年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 地域・社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施したほか、既存庁舎や宿舎の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めました。 なお、令和４年度政策評価の結果を踏まえ、令和５年度においても、国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	理財局（国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標３－４：国庫金の効率的かつ正確な管理

上記目標の概要	財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をする等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を一層効率的に行うとともに、出納の正確性を引き続き確保することを目指します。 （上記目標を達成するための施策） 政３-４-１：国庫金の効率的な管理 政３-４-２：国庫金の出納事務の正確性の確保 政３-４-３：国庫収支に関する情報提供

政策目標３－４についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	国庫金の効率的かつ正確な管理のため、国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、また、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿の金額が一致するよう努めました。さらに、国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定どおり公表しました。 すべての施策が「s　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 国庫金は、国の資産の一部を成しており、その効率的かつ正確な管理は、適正な財務管理のために不可欠です。 また、国庫金の効率的な管理を図る上で、国庫内に生じた余裕資金を最大限活用する施策は、有効な取組であったと考えます。 さらに、国庫収支事務オンラインシステムを活用すること等により、事務を効率的に行っています。

施策	政３－４－１：国庫金の効率的な管理

測定指標（定量的な指標）

[主要]政3-4-1-A-1：国内指定預金（一般口）の平均残高　（単位：兆円）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	－	－	18.2 以下	19.9 以下	19.2 (注) 以下	○
実績値	18.3	34.8	19.4	20.4	19.4	

（注）　令和２年度を除いた平成29年度から令和４年度までの５年の実績値の平均値。令和２年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期す必要があったこと等の影響により、国内指定預金（一般口）残高が極めて高い例外的な状況にあったため、目標値の算定から除いている。また、本指標は令和３年度から設定された測定指標のため、令和２年度以前の目標値は「－」である。

（出所）理財局国庫課調

（目標値の設定の根拠）

国庫金の効率的な管理のためには、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体として余裕金が発生している場合には、当該余裕金を最大限有効活用することが重要です。

具体的には、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、市場への影響等を勘案しつつ、国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすとともに民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。

これらの取組により、国内指定預金（一般口）残高が過大な水準とならないよう、抑制に努めることが重要であるため、測定指標を国内指定預金（一般口）の平均残高とし、当該残高を過去５年（令和２年度を除く）の平均以下とすることを目標値として設定しました。

（目標値の達成度の判定理由及び判断基準）

国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすとともに民間からの資金調達額を抑制し、可能な限り国内指定預金（一般口）残高の抑制に努めました。

なお、令和５年度において実績値が目標値に達しなかった理由は、

①　令和４年度当初予算及び「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」のため編成された令和４年度第２次補正予算等の繰越額（約18.0兆円）の支出が見込まれていたこと

②　令和４年度に引き続き、原油価格・物価高騰対策等にかかる大規模な予備費（当初予算5.0兆円）の機動的な支出が想定されていたこと

③　原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環整備対応等のために編成された令和５年度補正予算（約13.2兆円）の支出が見込まれていたこと

これら①～③の支出時期が不透明であったことから、その支出に備えて国内指定預金（一般口）に資金を確保しておく必要があり、結果として支出が年度末に集中したことから平均残高が積み上がったことによるものです。

以上の理由により、令和５年度においては目標値を達成できなかったものの、可能な限り国内指定預金（一般口）残高の抑制に努めたことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	ｓ　目標達成

評定の理由	
	国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各府省庁等の歳出金等の受払情報を迅速に入手するとともに、受払実績のデータを蓄積することにより、国庫の資金繰り業務を効率的に行いました。 国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより、国庫に一時的に発生する国庫余裕金を抑制するため、国庫金の受入日（租税・年金保険料の受入日）に支払日を合わせる調整を行いました。 国庫収支の時期的な調整を行った上で、それでも国庫に余裕が生じている場合には、外国為替資金特別会計に国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、外国為替資金証券（用語集参照）の発行残高が抑制されました。また、令和５年度における測定指標の実績値は目標値に達しなかったものの、原油価格・物価高騰対策等による支出に備えるためのやむを得ない事情によるものであることから、測定指標は「○」としました。 以上のことを総合的に勘案し、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政３－４－１に係る参考情報

参考指標１：国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額（平均残高）の推移

（単位：億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
４月	416,667	377,333	242,233	260,867	203,033
５月	429,194	288,548	189,645	168,677	175,516
６月	432,967	83,933	136,367	89,933	148,733
７月	433,871	－	123,742	62,548	109,774
８月	434,710	－	109,806	63,806	95,355
９月	434,333	－	103,567	86,100	86,367
10月	432,323	－	123,097	124,226	122,290
11月	429,900	－	210,333	131,000	145,367
12月	428,419	－	322,355	135,129	165,968
１月	430,419	8,129	368,516	163,194	180,935
２月	430,862	91,000	379,857	200,464	187,414
３月	413,065	199,032	335,742	222,226	181,645
平均抑制額	428,888	86,995	219,647	141,874	150,044

（出所）理財局国庫課調

（注）令和２年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期すため、国庫内に資金を確保しておく必要があったこと等の影響により、国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額は、前年度に比べ大きく減少した。

参考指標２：政府短期証券（財務省証券）の平均残高の推移

（単位：億円）

	令和５年度
４月	－
５月	－
６月	－
７月	－
８月	－
９月	－

10月	－
11月	－
12月	－
１月	－
２月	－
３月	－

（出所）理財局国庫課調
（注）国庫金が不足する場合には、財務省証券（用語集参照）の発行による資金調達を行う。

参考指標３：資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合（単位：%）

令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
37.3	7.1	18.9	12.5	13.8

（出所）理財局国庫課調
（注）令和２年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期すため、国庫内に資金を確保しておく必要があったこと等の影響により、資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合は、前年度に比べ大きく減少した。

施策　政３－４－２：国庫金の出納事務の正確性の確保

測定指標（定量的な指標）

[主要]政3-4-2-A-1：一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果　（単位：円）

年　度	令和元年度（平成30年度分）	２年度（令和元年度分）	３年度（２年度分）	４年度（３年度分）	５年度（４年度分）	達成度
目標値	0	0	0	0	0	○
実績値	0	281,839,877	0	289,486,551	1,294,677,716	

（注１）年度は、突合年度。
（注２）目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。令和２年度（元年度分）、令和４年度（３年度分）及び令和５年度（４年度分）の実績値は、歳入及び歳入歳出差引剰余金に差異（令和２年度：281,839,877円、令和４年度：289,486,551円、令和５年度：1,294,677,716円）が生じている。
（出所）主計局司計課、理財局国庫課調

（目標値の設定の根拠）

国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿（用語集参照）」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（一般会計歳入歳出主計簿）が一致することを確認しているため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を指標として設定しました。

日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「０」として目標値を設定しました。

（目標値の達成度の判定理由及び判断基準）

令和５年度（令和４年度分）において、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿を突合し、両者の金額の差異を確認しましたが、一致しなかった原因は、令和３年度及び令和４年度に発生した一省庁の歳入（1,294,677,716円）について、令和４年度の歳入歳出主計簿に計上されたものの、ロシアによるウクライナ侵攻への制裁を引き金とする資金移動の規制強化により、任国内口座から日本または第三国への国外送金が停止されたこと及びミャンマーにおける外貨の国外送金に対する金融規制などにより、各大使

館及び総領事館から歳入金の一部が令和４年度歳入金の受入期限である令和５年５月31日までに日本銀行への払い込みが行なわれず、歳入歳出主計簿とおりの受払いが行われなかったことによるものです。

財務省では、国庫原簿と歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が各省庁からの指図どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。令和４年度分の収納の遅延は、ロシアによる資金移動の規制強化による国外送金の停止等という、やむを得ない事情によるものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われ、財務省においても連絡体制の整備等により、正確に原因及び金額を把握し、適切に対応していたことから、達成度は「○」としました。

なお、特別会計についても、歳入歳出主計簿と国庫原簿の突合を行いました。

施策についての評定　ｓ　目標達成

評定の理由

国庫金の出納事務の正確性の確保のため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿とを突合し、金額の差異を確認しましたが、一致しなかった原因は、ロシアによる資金移動の規制強化による国外送金の停止等によるもので、やむを得ない事情によるものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われたことを確認しました。

以上のとおり、国庫金の出納事務が正確に行われたことを確認できたため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

施策　**政３－４－３：国庫収支に関する情報提供**

測定指標（定量的な指標）

[主要]政3-4-3-A-1：国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況　（単位：%）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	100	100	100	100	100	○
実績値	100	100	100	100	100	

（出所）理財局国庫課調

（目標値の設定の根拠）

国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な作成資料を予定どおりに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。

①「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。（年12回）

②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。（年４回）

③「財政金融統計月報（国庫収支特集）」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。（年１回）

（目標の達成度の判定理由）

引き続き、上記の定期的な作成資料を予定どおりに公表しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。

施策についての評定　ｓ　目標達成

評定の理由	国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定どおりに公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

評価結果の反映	資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めます。 国庫金の出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。 なお、各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、各府省庁等会計事務担当者に対して改めて留意点や事例についての説明会を行うとともに、連絡を適切に行うことにより、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。 国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行います。 また、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	区　分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）	当初予算	66,350	5,495	5,729	5,934
		補正予算	－	－	－	
		繰越等	－	33,885	N.A.	
		合　計	66,350	39,380	N.A.	
	執行額（千円）		62,621	38,527	N.A.	

（概要）

国庫の資金繰りを効率的に行うため、日本銀行や各府省等から報告されるべき情報をオンラインで登録・確認するための国庫収支事務オンラインシステムに関する経費等である。

（注１）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

（注２）政府情報システム関連予算の令和４年度以降の当初予算額は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されている。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和４年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めました。 国庫金の出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行いました。 国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行いました。 また、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	理財局（国庫課）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標４－１：通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

上記目標の概要	財務省設置法（平成11年法律第95号）第３条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。 （上記目標を達成するための施策） 政４－１－１：通貨の円滑な供給 政４－１－２：偽造通貨対策の推進 政４－１－３：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 政４－１－４：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理 政４－１－５：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動

政策目標４－１についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	通貨の円滑な供給及び偽造・変造防止のため、所要の通貨を確実に供給できるよう通貨の流通状況等を勘案した製造計画を策定するとともに、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。また、記念貨幣の着実な発行及び貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理を行ったほか、通貨への関心向上のため適切な情報提供に努めました。 すべての施策が「s　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」（財務省設置法第３条）を図る上で、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止は必要です。 通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定や通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化等は、通貨に対する信頼を維持するために有効な取組と言えます。 （令和５年度行政事業レビューとの関係） ・　通貨に関する調査・研究 通貨に関する調査・研究は、行政事業レビュー推進チームの所見において「事業の実施に当たっては、調査項目や調査方法の見直しを行い、経費の効率的な使用に努める。」とされました。これらを踏まえ、当該事業の実施に当たっては、入札価格の引き下げを目指しつつ、通貨を取り巻く環境変化を踏まえながら調査項目等の精査を図りました。（事業番号0018） ・　貨幣の製造に必要な経費 「貨幣の安定した製造及び労働生産性の向上やライフサイクルコストの管理・低減を図るため、設備投資のあり方について検討を行うとともに、引き続き、偽造抵抗力等を確保しつつ、コスト削減に取り組むこと。貨幣の製造については、今後のキャッシュレス化による貨幣の流通量の減少など、社会情勢の変化による需要の変化を踏まえた上で、発行の規模や枚数の検討を行う。また、リサイクルや偽造防

	止の観点も含めた適切な成果目標の設定を行うこと。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たり、貨幣の製造枚数については、今後のキャッシュレス化による貨幣の流通量の減少を考慮しつつ、新旧500円貨の入替等の実施の必要性を踏まえ、令和５年度と同水準としました（６億枚）。（事業番号0019）

施策	政４－１－１： 通貨の円滑な供給		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-1-1-B-1：通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行		
	目　標	通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。 （目標の設定の根拠） 通貨が様々な経済取引において、国民から信頼され、安心して使われるためには、市中における通貨の流通状況等を適切に反映した製造計画の策定等を行い、通貨を円滑に供給する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和５年度に製造する通貨については、日本銀行と連携しつつ市中の流通状況や磨損の状況を適切に把握すること等を通じて、製造に必要な数量を精査しました。具体的には、市中における通貨の流通状況等を踏まえた製造計画を策定するとともに、このうち貨幣については、記念貨幣の発行の決定及び販売用貨幣の必要枚数の見直しを行い、年度途中に製造計画を改定しました。 日本銀行券及び貨幣の製造計画を、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に指示し、日本銀行券及び貨幣を確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。 （注）財務省ウェブサイト 「令和５年度日本銀行券製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2023ginnkoukennkeikaku.html 「令和５年度貨幣製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2023kaheikeikaku.html 「令和５年度貨幣製造計画＜改定＞」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2023kaheikeikaku-kaitei-2.html 上記実績のとおり、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨を円滑に供給したため、達成度は「○」としました。	○
	政4-1-1-B-2：製造貨幣大試験の適切な実施		
	目　標	製造貨幣大試験（用語集参照）を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。 （目標の設定の根拠） 市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、令和５年11月27日に第152次製造貨幣大試験を行い、製造貨幣大試験要領に基づき、貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認しました。	○

		（注）財務省ウェブサイト 「第152次製造貨幣大試験の実施結果について」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/20231204.html 上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。	
施策についての評定		**s　目標達成**	
評定の理由		通貨の製造計画の策定等については、市中における通貨の流通状況等を適切に踏まえた製造計画を策定したほか、貨幣製造計画の見直し等により年度途中の状況の変化に的確に対応することで、通貨を円滑に供給しました。 また、製造貨幣大試験の適切な実施についても、大試験を行い、貨幣の量目が適正であることを適切に確認しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s　目標達成」としました。	

政４－１－１に係る参考情報

参考指標１：発行・製造計画の達成割合

① 日本銀行券

（単位:億枚、%）

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
当初計画	30.0	30.0	30.0	29.0	30.3
改定後計画(A)	30.0	30.0	30.0	29.0	30.3
実績(B)	30.0	30.0	30.0	29.0	30.3
達成割合(B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（出所）日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

② 貨幣

（単位:億枚、%）

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
当初計画	9.9	10.4	8.2	8.1	5.9
改定後計画(A)	10.2	10.1	8.2	6.3	5.8
実績(B)	10.2	10.1	8.2	6.3	5.8
達成割合(B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（出所）理財局国庫課通貨企画調整室調
（注）記念貨幣を含む枚数。

参考指標２：通貨の流通高

① 日本銀行券

（単位：兆円）

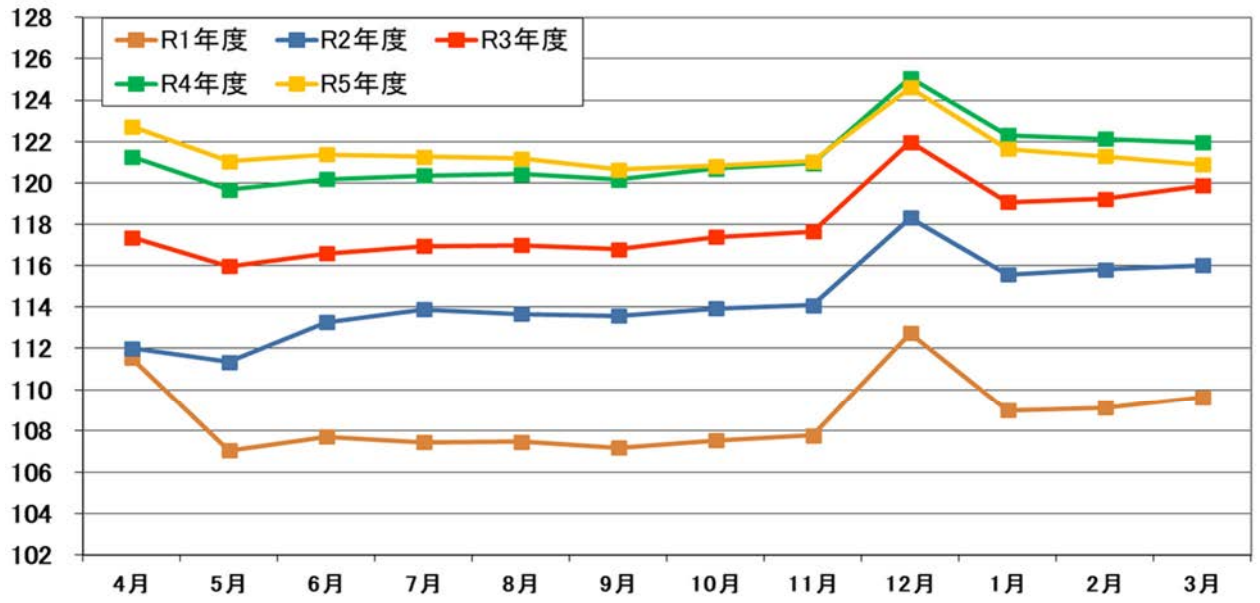

② 貨幣

（単位：億円）

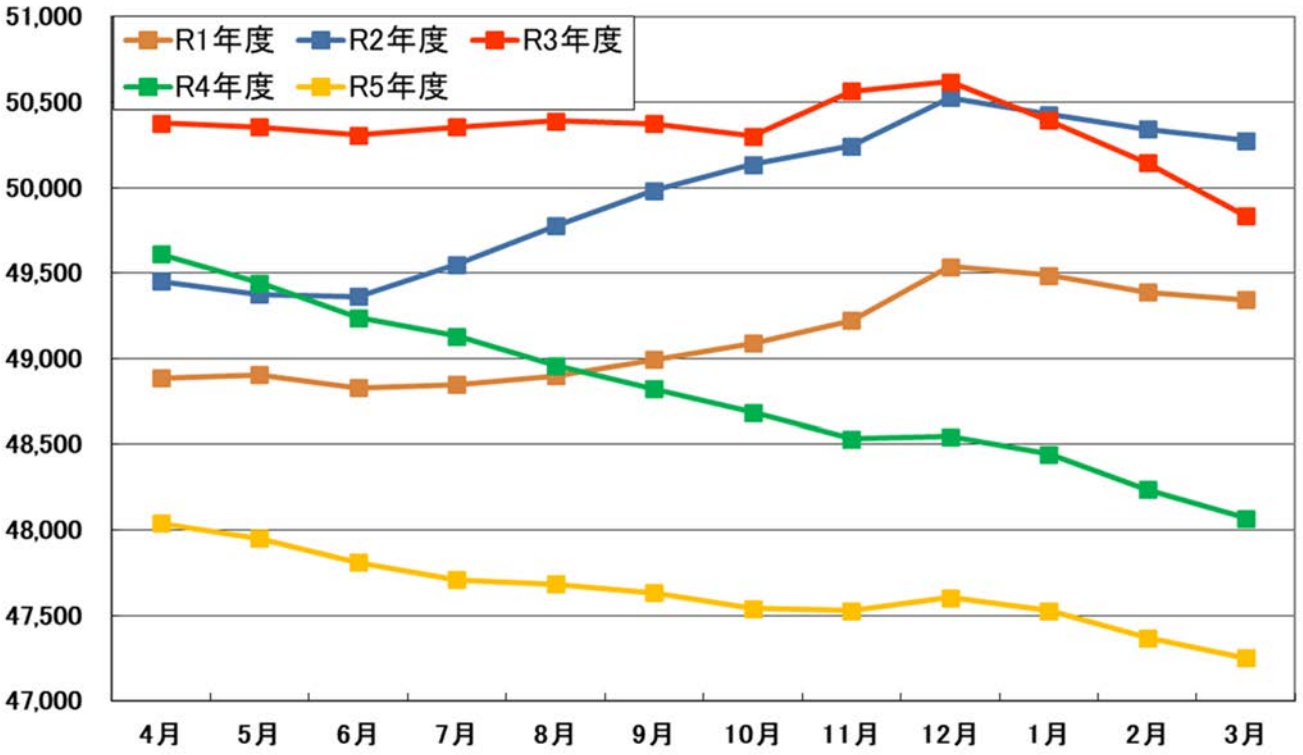

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="3">政４－１－２：偽造通貨対策の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="4">測定指標（定性的な指標）</td><td colspan="3">[主要]政4-1-2-B-1： 偽造通貨対策の適切な推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目　標</td><td>国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期します。</td><td rowspan="2">達成度</td></tr>
<tr><td>（目標の設定の根拠）
通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。</td></tr>
<tr><td>実績及び目標の達成度の判定理由</td><td>各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。また、貨幣のクリーン化（用語集参照）や偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行などを行いました。
これらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。
こうした取組の結果として、令和５年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券814枚、五百円貨幣271枚と比較的低い水準でした（参考指標１参照）。
このほか、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、令和６年度上期を目途に発行することとしていた「新しい日本銀行券（一万円、五千円、千円）」について、令和５年度は、その様式を財務省告示において定めた上で令和６年７月３日から発行を開始することとするなど、発行のための準備を確実に進めました。
また、新しい日本銀行券に関する情報の公表にあたっては、財務省ウェブサイトへの掲載に加えて、財務省公式ＳＮＳやポスターを活用して周知に努めました。
（注）財務省ウェブサイト
「新しい日本銀行券の発行時期について」
https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/230628.html
「新様式の日本銀行券の発行について」
https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/231212.html
上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">ｓ　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="3">偽造通貨対策の推進については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。
以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。</td></tr>
</table>

政４－１－２に係る参考情報

参考指標１：偽造通貨の発見枚数

（１）日本銀行券　（単位：枚）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
一万円札	2,646	3,590	1,114	920	737
五千円札	31	2	14	18	19
二千円札	3	2	0	0	0
千円札	25	46	29	31	58
合　計	2,705	3,640	1,157	969	814

（出所）警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。
（注）発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

（２）貨幣　（単位：枚）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
五百円貨幣	290	1,087	1,227	795	271

（出所）警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。
（注）発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

施策	政４－１－３：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-1-3-B-1：記念貨幣の適切な発行		
	目　標	記念貨幣の発行について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。 （目標の設定の根拠） 記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和５年度は、「２０２５年日本国際博覧会記念貨幣」の発行が閣議決定（令和５年４月14日）されたことを踏まえ、その第一次分を発行し、造幣局を通じて販売したほか、令和６年度に発行する第二次分の発行に向けて所要の準備を進めました。 また、「国立公園制度100周年記念貨幣」の発行が閣議決定（令和６年１月30日）されたことを踏まえ、同貨幣についても令和６年度分の発行に向けて所要の準備を進めました。 なお、図柄等を定める政令改正にあたっては、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式ＳＮＳやポスターを活用した情報の提供を行い、記念貨幣に関する情報を周知するよう努めました。 （注１）財務省ウェブサイト 「２０２５年日本国際博覧会記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/expo_2025/index.html 「国立公園制度100周年記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/park_100/index.html （注２）「2025年日本国際博覧会記念貨幣」は、2025（令和7）年の日本国際博覧会の開催までに、３回に分けて５種類程度発行することとしています。 （注３）「国立公園制度100周年記念貨幣」は、令和６年から、国立公園法制定から100周年となる令和13年までの間、34の国立公園ごとの図柄により、千円銀貨幣を	○

		順次発行することとしています。 上記のとおり、令和５年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行し、また令和６年度分の準備を着実に進めたため、達成度は「○」としました。	
施策についての評定		**ｓ　目標達成**	
評定の理由		国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、令和５年度発行の記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを着実に行い発行しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。	

政４－１－３に係る参考情報

参考指標１：ウェブサイトへのアクセス数

	令和５年度
報道発表件数（①）	3
ウェブサイトへのアクセス数（②）（注１）	167,983
１件当たりの平均アクセス数（②／①）（注２）	55,944

（出所）大臣官房文書課広報室調
（注１）理財局国庫課通貨企画調整室の記念貨幣に関する報道発表へのアクセス件数。
（注２）計数は四捨五入による。

参考指標２：記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数

		令和４年度	５年度
販売型（注１）	発行貨種数（種類）	3	1
	発行枚数（枚）	140,000	50,000
引換型（注２）	発行貨種数（種類）	0	0
	発行枚数（枚）	0	0

（出所）理財局国庫課通貨企画調整室調
（注１）販売型とは、造幣局から通信販売を行う記念貨幣のことである。
（注２）引換型とは、全国の取扱金融機関の窓口において額面により引換えを行う記念貨幣のことである。

施策	政４－１－４：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理

測定指標（定量的な指標）

[主要]政4-1-4-A-1：地金の売払い計画及び実績　（単位：t、%）

年　度	令和元年度	令和２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	300.0	100.0	500.0	1,080.0	4,150.0	○
実績値	300.8 (100.3)	250.3 (250.3)	494.0 (98.8)	1,088.2 (100.8)	4,165.9 (100.4)	

（出所）理財局国庫課通貨企画調整室調
（注１）令和元年度の目標値については、年度途中に見直しを行っている。
（注２）令和２年度においては、上記のほか金地金約80.8tを外国為替資金に売却している。

（目標値の設定の根拠）

磨損等により市中の流通に不適当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。目標値については、地金の種類ごとの標準的な総重量（入札参加者が取扱いやすいロットとして設定した売払い実施単位）に、売払い実施回数を乗じた概数値としており、令和５年度においては次のとおりです。

・アルミニウム地金：約50t（１単位）×５回＝250t
・白銅地金：約100t（１単位）×18回＝1,800t
・青銅地金：約100t（１単位）×12回＝1,200t
・黄銅地金：約100t（１単位）×９回＝900t

※地金は重量の異なる複数の塊で保有しており、これらをまとめて１単位としています。

（目標の達成度の判定理由）

磨損等により市中の流通に不適当となり政府が受け入れる貨幣の数量や、新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量の動向を見極めながら、売払いを行いました。

具体的には、売払計画において4,150tの売払いを目標としていたアルミニウム地金、白銅地金、青銅地金及び黄銅地金について、その後における在庫量の動向等を精査し、約4,165tを市中に売却しました。

なお、目標値である１単位当たりの標準的な総重量と、実際に入札に付す１単位当たりの総重量には誤差が生じるため、全量を売払った場合でも必ずしも目標値と実績値は一致しません。

上記のとおり、貨幣回収準備資金（用語集参照）の保有する地金を適正に管理したため、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成

評定の理由

新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保し、新たな貨幣の製造等に使用しない地金については地金の在庫量等を見極めつつ売払いを行うなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

施策	政４－１－５：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応	
	目　標	通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。 （目標の設定の根拠） 通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に対する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものであるためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	通貨に関する情報については、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式ＳＮＳへの投稿及びポスター等を活用した提供を行いました。 また、寄せられた質問等（参考指標１参照）については速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、インターネットが使用できる方には内容に関連する事項が記載されているウェブサイトも参照していただきながら説明するなど、丁寧な対応に努めました。 （注）財務省ウェブサイト 「通貨に関する報道発表の実施状況」 （令和５年） https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2023currency.html （令和６年） https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2024currency.html 上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。
	達成度	○
施策についての評定	ｓ　目標達成	
評定の理由	通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。	

政４－１－５に係る参考情報

参考指標１：通貨に関する質問、照会等の受付件数　（単位：件）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
質問・照会等件数	3,977	2,552	917	618	970

（出所）理財局国庫課通貨企画調整室調
（注）　理財局国庫課通貨企画調整室にあった質問、照会の件数。

評価結果の反映	令和５年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和６年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めます。 このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

	区　　分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
政策目標に係る予算額	予算の状況（千円）	当初予算	17,110,246	17,150,963	16,886,365	17,300,547
		補正予算	886,504	253,604,452	111,038,284	
		繰 越 等	559,718	－	N.A.	
		合　　計	18,556,468	270,755,415	N.A.	
	執行額（千円）		18,090,130	235,782,377	N.A.	

（概要）
貨幣の製造等に必要な経費、貨幣回収準備資金へ繰入れに必要な経費
（注）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和４年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和５年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めました。 このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	理財局（国庫課）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標４－２：金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

上記目標の概要	金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。 また、新型コロナウイルス感染症、物価上昇等により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。 （上記目標を達成するための施策） 政４－２－１：金融システムの安定のために必要な制度の整備 政４－２－２：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

政策目標４－２についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和６年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。 以上のとおり、全ての施策について評定が「s　目標達成」であるため、政策目標の評定を「S　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。

施策	政４－２－１：金融システムの安定のために必要な制度の整備		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備		
	目　標	金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。 （目標の設定の根拠） 金融システムの安定を確保するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行ったことから、「○」としました。	○
施策についての評定		ｓ　目標達成	
評定の理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。		

政４－２－１に係る参考情報

参考指標１：預金保険機構等に対する政府保証枠　（単位：兆円）

		令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
預金保険機構		72	72	72	72	72
（内訳）	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	35	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	15	15	15	15	15
農水産業協同組合貯金保険機構		－	－	8.9	8.9	8.9
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	20
（株）地域経済活性化支援機構		2	2	2	3	3
（株）東日本大震災事業者再生支援機構		0.50	0.50	0.05	0.05	0.05

（出所）一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標２：国内金融機関の自己資本比率【再掲（総４－１：参考指標１）】

参考指標３：国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲（総４－１：参考指標２）】

施策	政４－２－２：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督		
	目　標	金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。 （目標の設定の根拠） 適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、金融庁等と連携して、令和６年度予算・資金計画や借入の認可、定款変更の認可等を行いました。また、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）に基づく国の資本参加の決定に同意しました。このほか、資本参加先からの返済を承認しました。 上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	○
	[主要]政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督		
	目　標	株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。 （目標の設定の根拠） 地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	株式会社地域経済活性化支援機構については、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、内閣府等と連携して、令和６年度予算の認可等を行いました。なお、株式会社地域経済活性化支援機構では、令和５年度において、地域金融機関等と連携しながら、３件の事業再生支援決定、１件のファンド設立、11件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、11件の特定支援（用語集参照）決定が行われました（参考指標６参照）。 上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	○
	[主要]政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督		
	目　標	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。 （目標の設定の根拠） 東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。	達成度

	実績及び目標の達成度の判定理由	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和６年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和５年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など344件のソリューション提供が行われました。 上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	○
施策についての評定		s　目標達成	
評定の理由		預金保険機構等について、令和６年度予算・資金計画や借入の認可、定款変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和６年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。	

政４－２－２に係る参考情報

参考指標１：預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移　（単位：件、億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
資金援助の件数	0	0	0	0	0
金銭贈与	－	－	－	－	－
金銭贈与（衡平資金援助）	－	－	－	－	－
資産買取	－	－	－	－	－

（出所）「資金援助実績表（年度別内訳）」（預金保険機構）
（https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html）

参考指標２：預金保険機構等の借入等残高　（単位：億円）

		令和元年度末	２年度末	３年度末	４年度末	５年度末
預金保険機構		19,632	19,230	15,055	10,860	7,240
（内訳）	一般勘定	－	－	－	－	－
	危機対応勘定	－	－	－	－	－
	金融再生勘定	15,355	14,980	10,900	6,900	3,700
	金融機能強化勘定	4,277	4,250	4,155	3,960	3,540
生命保険契約者保護機構		－	－	－	－	－
銀行等保有株式取得機構		4,000	1,500	1,800	－	－
（株）地域経済活性化支援機構		－	－	－	－	－
（株）東日本大震災事業者再生支援機構		236	236	146	117	98

（出所）預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。
（注）いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

参考指標３：預金保険機構の資本増強額の状況　（単位：億円）

根拠法	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
旧金融安定化法	1,300	1,300	1,300	1,300	966
早期健全化法	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
預金保険法（102条１項１号措置）	－	－	－	－	－
金融機能強化法	4,835	4,835	4,725	4,095	4,065
返済額（年度ごと）	－	－	110	630	350

（出所）預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。
（注）返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

参考指標４：生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移　（単位：件、億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	－	－	－	－	－

（出所）生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標５：銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移　（単位：億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
株式等買取額	597	1,300	1,554	1,234	605

（出所）銀行等保有株式取得機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標６：株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
事業再生支援決定件数	1 （112）	0 （112）	2 （114）	5 （119）	3 （122）
特定専門家派遣決定件数	24 （204）	10 （214）	16 （230）	10 （240）	11 （251）
ファンド設立件数	3 （43）	1 （44）	0 （44）	0 （44）	1 （45）
特定支援決定件数	22 （120）	24 （144）	14 （158）	10 （168）	11 （179）

（　）書は累計件数（事業再生支援決定件数は機構改組前の28件を含む）。
（出所）株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。 また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	区　分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）	当初予算	10,489	9,524	9,679	11,074
		補正予算	－	－	－	
		繰越等	－	－	－	
		合　計	10,489	9,524	9,679	
	執行額（千円）		8,935	8,843	N.A.	

（概要）
金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費
（注）令和５年度「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年10月28日閣議決定） 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月２日閣議決定） 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和４年６月７日閣議決定） 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月23日閣議決定） 「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」（令和５年12月26日閣議決定） 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和４年６月７日閣議決定） 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和５年６月16日閣議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和４年６月７日閣議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定） 「成長戦略等のフォローアップ」（令和５年６月16日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	預金保険機構等に対する政府保証枠等 預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移 預金保険機構等の借入等残高 預金保険機構の資本増強額の状況（残高、返済額） 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移 (株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

前年度政策評価結果の政策への反映状況	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。 また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	大臣官房信用機構課	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標５－１：内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

上記目標の概要	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。 （上記目標を達成するための施策） 政５－１－１：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施 政５－１－２：特殊関税制度の適正な運用

政策目標５－１についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。 全ての施策が「s　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S　目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取組みです。 ・令和６年度関税改正の検討に当たり、要望を受け付ける際には政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求めるとともに、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集や国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、 ・ＷＴＯ協定及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税（用語集参照）の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことなど、 内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に取り組んでいます。

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="3">政５－１－１：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td colspan="3">[主要]政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施</td></tr>
<tr><td>目　標</td><td>適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。

（目標の設定の根拠）
関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実績及び目標の達成度の判定理由</td><td>令和６年度関税改正では、内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような内容を含む「関税定率法等の一部を改正する法律」が令和６年３月29日に成立しました。
・暫定税率等の適用期限の延長等
暫定税率（411 品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和６年度末まで１年延長。
・個別品目の関税率の見直し
国際的な分類決定を受けたルイボスの分類変更に伴い、税細分を新設することで現行の関税率を維持。
・輸入手続の利便性向上
特例輸入者による特例申告の納期限延長において必須とされている担保について、関税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求める取扱いに緩和。
・納税環境の整備
内国税の改正に合わせ、仮装・隠蔽に基づく更正の請求について関税の重加算税の対象に追加。
上記のとおり適切な関税改正等を実施したため、達成度を「○」としました。
・令和６年度における関税率及び関税制度の改正についての答申（令和５年12月14日）
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20231214_toushin.html

・令和６年度税制改正の大綱（令和５年12月22日 閣議決定）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/06taikou_mokuji.htm

・第213回国会における財務省関連法律
https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/213diet/index.htm</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">ｓ　目標達成</td></tr>
</table>

評定の理由	令和６年度関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをし、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、適切に判断しました。 なお、関税・外国為替等審議会における「令和６年度における関税率及び関税制度の改正についての答申」を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「令和６年度税制改正の大綱」に盛り込みました。 これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、令和６年２月６日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年３月29日に成立し、翌日に公布され、一部の規定を除き同年４月１日から施行されています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「ｓ　目標達成」としました。

施策	政５－１－２：特殊関税制度の適正な運用		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用		
	目　標	特殊関税制度の適正な運用を行う。 （注）特殊関税制度とは、ＷＴＯ協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。	達成度
		（目標の設定の根拠） グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、ＷＴＯ協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	ＷＴＯ協定及び国内関係法令に基づき、 ・中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長 について調査や賦課決定等を適正に行いました。 上記のとおりＷＴＯ協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。 ・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンに対して不当廉売関税を課する期間を延長することについての答申（令和６年１月29日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20240129_toushin.html	○
施策についての評定	ｓ　目標達成		

評定の理由	ＷＴＯ協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったことにより、特殊関税制度を適正に運用しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「ｓ　目標達成」としました。

政５－１－２に係る参考情報

参考指標１：課税の求めから２か月以内に調査を開始した件数

	調査開始可否決定件数	２か月以内の調査開始可否決定件数
令和元年度	1	1
令和２年度	2	2
令和３年度	2	1
令和４年度	1	1
令和５年度	0	0

(注) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は２か月程度を目途に（補正があった場合は、全ての補正が完了した日から２か月程度を目途に）行うこととされています。

参考指標２：調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数

	最終決定件数	18 か月以内の最終決定件数	うち 12 か月以内の最終決定件数
令和元年度	0	－	－
令和２年度	1	1	1
令和３年度	2	2	2
令和４年度	2	2	1
令和５年度	1	1	1

（注）関税定率法第８条第６項には、調査は１年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を６月以内に限り延長することができるとされています。

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。 また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。 不当廉売関税等の特殊関税制度については、ＷＴＯ協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。 令和７年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	区　分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）	当初予算	132,518	143,241	122,146	121,297
		補正予算	△1,574	△1,610	△323	
		繰 越 等	456,480	206,420	N.A.	
		合　　計	587,424	348,051	N.A.	
	執行額（千円）		536,409	303,152	N.A.	

（概要）

関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。

（注１）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

（注２）令和３年度の一部及び４年度以降の政府情報システム関連予算の当初予算額は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	令和６年度税制改正の大綱（令和５年12月22日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	（適切な関税改正の実施） 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。 また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。 （特殊関税制度の適正な運用） 不当廉売関税等の特殊関税制度については、ＷＴＯ協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。 令和６年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和６年６月

政策目標５－２：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

上記目標の概要	自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「経済財政運営と改革の基本方針2023」「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和５年６月16日閣議決定）等では、世界の成長と繁栄の基盤となる、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、国際環境の変化に対応し、世界に開かれた貿易・投資立国であり続けるため、引き続き、ＥＰＡ（経済連携協定：用語集参照）の締結に関する取組を積極的に行うことが求められています。財務省としては、関係省庁と連携しつつ、ＷＴＯ（世界貿易機関：用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。 また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。財務省としては、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、ＷＣＯ（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、ＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力の枠組み、ＥＰＡ及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。 **（上記目標を達成するための施策）** 政５－２－１：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 政５－２－２：税関分野における貿易円滑化の推進

政策目標５－２についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。 施策５－２－１の評定は「ｓ　目標達成」、施策５－２－２の評定も「ｓ　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「Ｓ　目標達成」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における国際的な貿易円滑化の推進は引き続き必要です。 平成30年12月30日に発効したＣＰＴＰＰ（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：用語集参照）と平成31年２月に発効した日ＥＵ・ＥＰＡ（用語集参照）は、アジア・太平洋及び日ＥＵ関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。令和２年１月に発効した日米貿易協定（用語集参照）は世界のＧＤＰの約３割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、この分野での高い水準のル

	ールを示すものです。ＥＵ離脱後の英国との間で令和３年１月に発効した日英ＥＰＡは、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和４年１月に発効した地域的な包括的経済連携（ＲＣＥＰ）協定（用語集参照）には、ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合：用語集参照）構成国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計１５か国が参加しており、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。 　また、途上国税関の支援ニーズ等を踏まえ、税関の改革・能力向上に対する技術協力を行うことは、貿易円滑化の推進にとって必要です。 　これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。 　なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。

施策	**政５－２－１：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進**	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進	
目　標	ＷＴＯやＥＰＡ交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。 **（目標の設定の根拠）** 主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、ＥＰＡ交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。	**達成度**
実績及び目標の達成度の判定理由	Ａ　ＷＴＯにおける取組 平成29年２月に発効したＷＴＯ貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が156か国（令和６年３月末時点）（ＷＴＯ貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、令和６年２月に開催された第13回ＷＴＯ閣僚会議において、ＷＴＯ改革については特に紛争解決制度に関し、令和６年内にすべての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する制度の実現のために議論を加速させることに一致したほか、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについては令和８年にカメルーンで開催予定の第14回ＷＴＯ閣僚会議まで延長することが決定されるなど、様々な成果が得られたところ、財務省は主に関税制度・通関制度を所管する立場から、関係省庁と連携し、こうした多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。 Ｂ　経済連携の推進に係る取組 ＣＰＴＰＰは、平成30年３月に11か国で署名に至り、同年12月30日にＣＰＴＰＰとして発効しました。同月、６カ国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）について発効し、その後令和５年７月までに他の全ての原署名国（ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ）に	○

		ついて発効しました。また、令和４年２月の加入要請に始まった英国加入プロセスについても、同年９月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和５年７月には加入議定書が署名されました。以降、同議定書の発効に向けて各国が国内手続を進めていくことになり、我が国においては同年12月に同議定書が国会承認されました。 日ＥＵ・ＥＰＡは、平成30年７月に署名に至り、平成31年２月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、本協定の円滑な実施に取り組みました。令和５年度も各種専門委員会において、日ＥＵ・ＥＰＡの運用状況等について引き続き議論を行いました。 ＥＵを離脱した英国との間では日英ＥＰＡが令和２年10月に署名に至り、令和３年１月に発効したことで日系企業のビジネスの継続性が確保されました。令和５年10月に開催された日英ＥＰＡ合同委員会第２回会合では、日英ＥＰＡの運用状況の確認や、日英間のビジネス及び貿易を一層強化・促進するための今後の取り組みなどに関する議論を行いました。 ＲＣＥＰ協定については、令和２年11月に署名に至り、令和４年１月に発効しました。令和５年８月に開催された第２回ＲＣＥＰ閣僚会合では、ＲＣＥＰ協定の運用に関わる諸事項について議論を行いました。 また、ＣＰＴＰＰ、日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定、日英ＥＰＡ及びＲＣＥＰ協定については、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和５年度における税関主催：計16回）他、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。 さらに、日インドネシアＥＰＡについては、平成27年５月に協定の改正交渉を開始し、令和５年12月に改訂議定書の大筋合意に至りました。本改正により、知的財産における国境措置の強化を含むルール分野等の改善を通じて、協定の内容が拡充されることが期待されます。 バングラデシュとの間では、令和５年４月より「あり得べき日・バングラデシュＥＰＡに関する共同研究」の会合が計３回開催され、令和５年12月にはその成果をまとめた共同研究報告書が発表されました。また、会合における議論、及び共同研究報告書において、日・バングラデシュ間の包括的かつ高いレベルのＥＰＡを締結することは、両国間の貿易・投資の拡大を始めとする経済関係の強化等に資するとして、両国間のＥＰＡ締結のための交渉開始が提言されたことを踏まえ、令和６年３月には、バングラデシュとの間でＥＰＡ締結のための交渉を開始することを決定しました。 また、財務省では、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（令和２年12月８日ＴＰＰ等総合対策本部決定）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、ＥＰＡに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、ＡＳＥＡＮと協議を進め、日インドネシアＥＰＡについては令和５年６月に運用を開始しました。タイ及びＡＳＥＡＮについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります。 上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。	

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	ＷＴＯやＥＰＡ交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政５－２－１に係る参考情報

参考指標１：ＦＴＡ／ＥＰＡ等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

日中韓ＦＴＡ、日トルコＥＰＡ、日コロンビアＥＰＡは交渉継続中（外務省公表状況に基づく）であるが、令和５年度における交渉実績は無し。

（参考）各国との経済連携の進捗状況（令和６年３月現在）

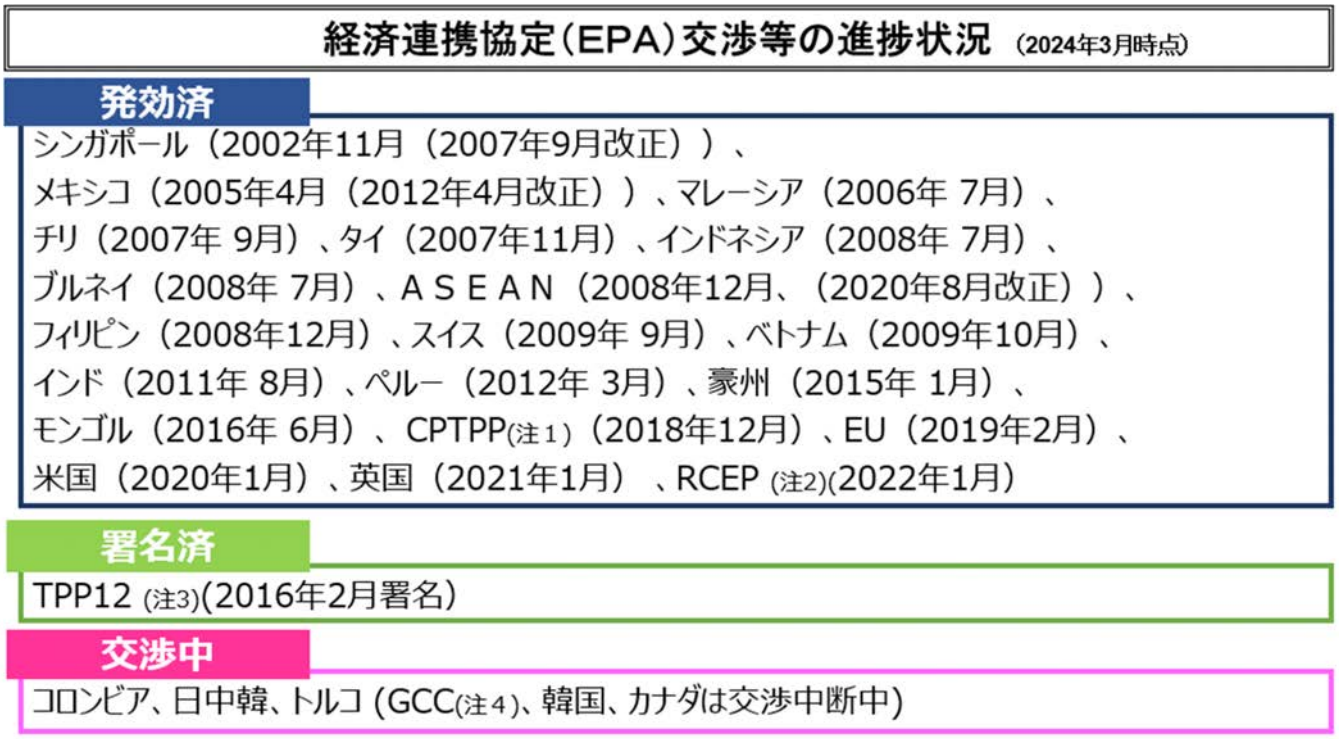

(注1) CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国（計12か国)。
発効国:カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ(2018年12月)、ベトナム(2019年1月)、ペルー(2021年9月)、マレーシア(2022年11月)、チリ(2023年2月)、ブルネイ(2023年7月)

(注2) RCEP(地域的な包括的経済連携):ASEAN加盟国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(計15か国)。
発効国:ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、豪州、ニュージーランド(2022年1月)、韓国(2022年2月)、マレーシア(2022年3月)、インドネシア(2023年1月)、フィリピン(2023年6月)

(注3) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ（計12か国)。

(注4) GCC(湾岸協力理事会):アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。2024年に交渉再開予定。

（出所）関税局参事官室（国際交渉担当）・経済連携室調

施策	政５－２－２：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進		
測定指標（定性的な指標）	政5-2-2-B-1：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進		
	目　標	税関分野における技術協力、ＷＣＯをはじめとする国際機関等での取組、ＥＰＡにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。 **（目標の設定の根拠）** 税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	Ａ　途上国の税関行政近代化への取組 関税技術協力については、令和５年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、85件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標１参照）。例えば、アフリカ・太平洋島嶼国（用語集参照）の対象国については、各国での指導的役割を担う教官（マスタートレーナー）を育成し、研修教材の作成を支援する複数年のプログラムを実施し、対象国税関の能力向上に貢献しています。 Ｂ　ＷＣＯにおける取組 ＷＣＯでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年９月以降、改正京都規約見直し作業部会及び同規約管理委員会において、我が国からの提案を含め、規定やガイドラインの見直しのための検討を行っています。令和５年度には同規約管理委員会が開催され、我が国は会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。 Ｃ　地域協力の枠組みにおける取組 ＡＰＥＣでは、税関手続のデジタル化等に関する我が国の知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。 ＡＳＥＭ（アジア欧州会合：用語集参照）では、新型コロナウイルス感染拡大以降、対面による活動が実施されておらず、令和５年度においては、オンラインでの活動も実施されませんでしたが、日本としてＡＳＥＭ域内へ税関手続のデジタル化等に関する知見共有を行うなど、域内における貿易円滑化の実現に向けて引き続き貢献しています。 中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第６回日中韓３か国関税局長・長官会議において更新した「日中韓３か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、税関当局間の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野における実務レベルの協力を推進しました。 Ｄ　ＥＰＡ等における取組 貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、	○

		税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。ＥＰＡにおいては、政５－２－１に記載のとおり、原産地証明書等のデジタル化等に取り組みました。また、令和４年９月に交渉を開始したＩＰＥＦ（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとして取り上げられており、財務省としても、貿易円滑化の推進につながるよう、積極的に議論に参加しました。 Ｅ　税関当局間の情報交換等に関する取組 バングラデシュ（令和５年４月）及びボリビア（令和５年６月）との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。 また、令和６年１月にＲＩＬＯ・ＡＰ（ＷＣＯアジア・大洋州地域情報連絡事務所：用語集参照）のホストを日本が韓国から引継ぎ、２月には開所式が開催されました。日本税関としてはＲＩＬＯ・ＡＰが我が国を含むアジア・大洋州地域内における密輸関連情報の交換を促進し、効果的・効率的な取締の実施など安全・安心な社会の確保及び適切な関税等の徴収に貢献するための活動を支え、連携しているところです。 上記のとおり、税関分野における貿易円滑化の推進に貢献したものと判断し、達成度は「○」としました。	
施策についての評定	**ｓ　目標達成**		
評定の理由	政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政５－２－２に係る参考情報

参考指標１：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
受入研修	案件数	9	21	28
	受入人数	182	218	316
専門家派遣	案件数	51	46	54
	派遣人数	133	111	114

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調
（注）令和３年度はすべてオンラインで実施し、令和４年度及び令和５年度も一部オンラインで実施した。

参考指標２：改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成 18 年２月発効）に係る締約国数

令和元年度末	令和２年度末	令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末
121 か国及びＥＵ	126 か国及びＥＵ	130 か国及びＥＵ	132 か国及びＥＵ	135 か国及びＥＵ

（出所）ＷＣＯウェブサイト
http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

参考指標３：税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数（単位：国・地域）

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
36	37	39	39	41

（出所）関税局参事官室（国際交渉担当）調
https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。 多角的自由貿易体制の維持・強化については、ＷＴＯ貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なＷＴＯ上の取組にも貢献していきます。 経済連携の推進については、経済連携協定等の円滑な運用及び履行の実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。 税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の枠組みを通じた税関当局間の協力を進めていきます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。 また、ＷＣＯ、ＡＰＥＣ等の地域協力の枠組み、ＥＰＡ及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。 更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	区分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）	当初予算	40,298	33,213	161,385	198,695
		補正予算	－	－	△522	
		繰越等	－	－	N.A.	
		合計	40,298	33,213	N.A.	
	執行額（千円）		532	4,278	N.A.	

（概要）
多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。
（注）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定） 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和５年６月16日閣議決定） 「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（令和２年12月８日ＴＰＰ等総合対策本部決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	多角的自由貿易体制の維持・強化については、ＷＴＯ貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、ＷＴＯ改革等に関する議論に積極的に参画し、様々なＷＴＯ上の取組にも貢献しました。 経済連携の推進については、ＲＣＥＰ協定をはじめとするＥＰＡの事業者向け説明会を開催し周知を行いました。 税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。 また、ＷＣＯ、ＡＰＥＣ等の地域協力の枠組み、ＥＰＡ及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。 更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、調査課、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標５－３：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

上記目標の概要	経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。 「未来投資戦略2018」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。 一方、「「世界一安全な日本」創造戦略」や「知的財産推進計画2022」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。 これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。 **（上記目標を達成するための施策）** 政５－３－１：関税等の適正な賦課及び徴収 政５－３－２：社会悪物品等の密輸阻止 政５－３－３：税関手続における利用者利便の向上 政５－３－４：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上 政５－３－５：税関行政に関する情報提供の充実

政策目標５－３についての評価結果	
政策目標についての評定	Ａ　相当程度進展あり
評定の理由	目標の達成に向けて設定した施策について、５－３－２「社会悪物品等の密輸阻止」、５－３－４「税関手続きシステムの機能拡充及び利用者利便の向上」については「ｓ　目標達成」したものの、それ以外については「ａ　相当程度進展あり」であることから、目標達成に向けて、さらなる改善の余地があると判断し、本政策目標の評定は「Ａ　相当程度進展あり」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 政策目標５－３は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。 適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによる有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。 加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。

（令和５年度行政事業レビューとの関係）

・　取締機器等調査研究経費

「調査研究に当たっては、引き続き、情報収集、外部専門家からの意見聴取等の取組を継続し、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札とならないように調達を実施しました。今後も引き続き、競争性の確保に努め、検査機器の調査研究に係る運用方法を見直し、コストの削減を図ります。（事業番号0020）

・　税関監視艇整備運航経費

「より効果的な取締りを可能にするため、税関監視艇全体の望ましい配備・運航計画を作成し、それをEBPMの根拠として効果検証することを検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、配備計画に基づき監視艇を新造艇に更新する際に見込まれる燃費向上分の燃料費の削減を図りました。（反映額▲３百万円）（事業番号0021）

・　Ｘ線検査装置整備等経費

「引き続き、効果的・効率的に装置を活用した取締りを行うとともに、計画的かつ効率的な機器の運用・更新に努める。また、一者応札になった案件の調達経過を分析することにより、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、Ｘ線検査装置等の更新を見送ることによる削減を図りました。（反映額▲377百万円）（事業番号0022）

・　大型Ｘ線検査装置整備等経費

「引き続き、コスト削減に努めつつ、検査の効果的・効率的な実施を進めることにより、円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。また、設定した指標により事業の効果を適切に評価し、本事業が高い水準で維持されるよう努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行実績を踏まえた保守経費の削減を図りました。（反映額▲10百万円）（事業番号0023）

・　埠頭監視カメラ整備等経費

「引き続き、コスト削減に努めつつ、技術的進歩に応じて、取締レベルを維持しながら効率化の検討を進める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、既存機器について再リースを活用することで機器借料の削減を図りました。（反映額▲97百万円）（事業番号0024）

・　麻薬探知犬整備等経費

「引き続き、社会情勢に応じて麻薬探知犬を配備するとともに、麻薬探知犬の育成管理に係る経費の一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、麻薬探知犬の育成管理にかかる一部の調達において、一者応札の改善を図りました。（反映額▲０百万円）（事業番号0025）

・　円滑な通関等の環境整備（国際観光旅客税財源）（観光庁）

「訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備に向けて、引き続き、先進性が高い事業に取り組むとともに、導入機器の最新技術の具体化や導入によって解消される改善点やその効果、導入意義を明確にし、効率的かつ効果的な導入等を進めるべき。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、省庁の枠組みを超えた新たな取組として、税関・入管手続で必要な情報を同時に取得する「共同キオスク」の実証実験を開始し、税関・入管手続にて重複していた部分を解消することで、旅客の利便性向上、入国手続全体での時間短縮に努めました。（事業番号0281（国土交通省））

施策	政５－３－１：関税等の適正な賦課及び徴収

測定指標（定量的な指標）

政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況　（一定期間内で回答した割合等（単位：%、日））

年　度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
文書による回答（%）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	△
	実績値	99.8	99.2	99.5	99.5	99.2	
平均処理日数（日）	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	短縮又は前年度並み	×
	実績値	13.9	12.9	15.5	16.2	20.0	
口頭による回答（%）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○
	実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	

（出所）関税局業務課調

（注）各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数（処理日数）が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。））、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。）以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。

（目標値の設定の根拠）

輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。

輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、口頭による回答における即日回答の割合については、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。

他方、文書による回答については、30日以内に回答した割合が目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であったことから達成度は「△」としました。また、平均処理日数が目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としましたが、これは分類の統一的解釈の確保のため、検討に時間を要する事案が増加したことによるものです。

引き続き事前教示制度の利用の更なる促進や制度利用者の利便性向上との目標を踏まえ、適正な分類判断を確保しつつ、効率的な処理に努めて参ります。

指標（定性的な指標）

[主要]政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保

目　標	関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。	達成度
	（目標の設定の根拠） 関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。	

	実績及び目標の達成度の判定理由	税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう慫慂しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。 ①輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告された貨物に係る品目分類に疑義を持ち、貨物確認及び分析を行ったところ、申告された貨物の品目分類が適正なものとなっていないことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。 ②輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告価格の単価に疑義を持ち、貨物確認を実施したところ、低価申告であることが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。 ③輸入許可後の原産性の確認において、経済連携協定に基づく原産地規則を満たしておらず、特恵税率が適用できない申告が確認されたことから、輸入者に対して修正申告を慫慂しました。 ④輸入許可後に輸入者に対し事後調査を行い、課税価格に関する資料等を精査したところ、輸入者は輸入貨物の売買価格改定に伴い、増額分の追加貨物代金を輸出者に支払っていました。本来、この追加貨物代金は課税価格に含めるべきものでしたが、輸入者が修正申告を行っていなかったため、課税価格が過少であったことが判明しました。そのため、輸入者に対し修正申告を慫慂しました。 なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援として引き続き活用するとともに、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました。 また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に出し入れされる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。 この他、国際観光旅客税法に関しては、新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。 申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		a　相当程度進展あり	

評定の理由	本政策目標における測定指標である「事前教示制度の運用状況」について、口頭での即日回答は目標値を達成したものの、「平均処理日数」、「文書による回答」については目標値に至りませんでした。これは分類の統一的解釈の確保のため、検討に時間を要する事案の増加が要因となっています。 また、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めたことから、達成度は「○」となっております。 以上を踏まえ、主要な測定指標の達成度が「○」であり、未達の測定指標についても、理由が分類の統一的解釈の確保のため、検討に時間を要する事案が増加したことによるものであることから、当該施策の評定は、「ａ　相当程度進展あり」としました。

政５－３－１に係る参考情報

参考指標１：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）　（単位：億円、％）

年　度	令和元度	２年度	３年度	４年度	５年度
収入額	92,429	91,309	111,661	141,513	N.A.
国税全体に対する割合	14.9	14.1	15.5	18.5	N.A.

（出所）関税局業務課調
（注１）収入額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したもの。
（注２）国税全体に対する割合：税関による関税等の収入額／租税及び印紙収入。
（注３）令和５年度実績値は、令和６年８月以降にデータの集計が終了するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

参考指標２：審査・検査における非違発見件数　（単位：件数）

年　度	令和元年度（平成27年～令和元年度平均）	２年度（平成28年～令和２年度平均）	３年度（平成29年～令和３年度平均）	４年度（平成30年～令和４年度平均）	５年度（令和元年～令和５年度平均）
実績値	101,326	99,301	99,390	99,976	98,677

（出所）関税局業務課調
（注）当該年を含めた過去５年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数の１年間あたりの平均値。

参考指標３：輸入事後調査実績　（単位：件、百万円、％）

事務年度（７～６月）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
実施件数	3,361	715	1,484	3,312	N.A.
不足申告価格	123,123	63,067	59,109	88,493	N.A.
非違の割合	81.0	83.9	75.3	73.6	N.A.

（注１）実施件数：輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。
（注２）不足申告価格：非違に係る申告漏れ課税価格。
（注３）非違の割合：非違発見件数（実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数）／実施件数。
（注４）令和５年度（事務年度）実績値は、データの集計が未了のため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

参考指標４：通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）
（単位：件）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
許可件数	20	21	12	13	23
総数	956	971	974	982	996
処分件数	1	1	1	0	0

（出所）関税局業務課調
（注１）許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。
（注２）処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標５：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数　（単位：件）

事務年度（７～６月）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
非違発見件数	52	75	53	50	N.A.
処分件数	1	0	9	2	N.A.

（出所）関税局監視課調
（注１）非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。
（注２）処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。
（注３）令和５年度（事務年度）実績値は、令和６年11月以降にデータの集計が終了するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

施策　**政５－３－２：社会悪物品等の密輸阻止**

測定指標（定量的な指標）

政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合　（単位：%）

年　度		令和元年度（平成27年～令和元年平均）	２年度（平成28年～令和２年平均）	３年度（平成29年～令和３年平均）	４年度（平成30年～令和４年平均）	５年度（令和元年～令和５年平均）	達成度
不正薬物	目標値	増加又は前年並み	過去５年の平均より増加	過去５年の平均より増加	過去５年の平均より増加	過去５年の平均より増加	―
	実績値	88.4%	88.6%	86.7%	88.4%	―	
うち覚醒剤	目標値	増加又は前年並み	過去５年の平均より増加	過去５年の平均より増加	過去５年の平均より増加	過去５年の平均より増加	
	実績値	98.0%	97.9%	96.8%	97.6%	―	

（出所）関税局調査課調
（注１）国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去５年間の平均値。（注２，３）
（注２）当該年を含めた過去５年間における不正薬物（覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類（ヘロイン、コカイン））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、税関押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。
（注３）関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去５年間の平均値で把握。

（目標値の設定の根拠）

税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳格な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合（実績値）については、近年高水準で推移していることから、目標値を「過去５年の平均より増加」としました。

（目標の達成度の判定理由）

令和５年における国内全押収量の把握が６月以降となる予定のため、その把握後、令和元年～令和５年の平均実績値を算出し、令和６年度実績評価書に記載します。

測定指標（定性的な指標）

[主要]政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施

目　標	国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等（不正薬物、銃砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する厳正な水際取締りを実施します。	達成度
	（目標の設定の根拠） 税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施を行うことを目標として設定しました。	

	実績及び目標の達成度の判定理由	入国者数の増加やＧ７広島サミット等に向けた水際対策を強化するため、Ｘ線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。（令和５年度において、Ｘ線検査装置26台、不正薬物・爆発物探知装置（ＴＤＳ）12台等を整備） 社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和５年度には、関係機関との合同訓練を282件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、バングラデシュ（令和５年４月）及びボリビア（令和５年６月）との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行い、積極的な情報交換に資する環境整備において着実な進展が見られました。 さらに、関係業界団体と締結している「密輸防止に関する覚書」に基づき、情報提供等の協力依頼を行う等、継続的な協力関係を構築しました。 このほか、出港前報告情報及び乗客予約記録（ＰＮＲ：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。 取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和５年における不正薬物全体の押収量は、2,406kgと８年連続で１トンを超えました（参考指標１参照）。 また、令和５年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は218件、押収量は268kgでした（参考指標４参照）。 加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を実施しました。 上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評定	**ｓ　目標達成**		
評定の理由	主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」については、各種取締・検査機器やＰＮＲ等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努め、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報交換を積極的に推進しました。また、令和５年度の「不正薬物の水際押収量の割合」はまだ確定していませんが、令和５年の税関における不正薬物全体の押収量は2,406kgと、８年連続で１トンを超えました。 以上のとおり、主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」が「○」となり、もう一つの指標である「不正薬物の水際押収量の割合」も令和５年度の実績値は確定していませんが、税関における不正薬物全体の押収量が高水準で推移していることから、当該施策の評定は、「ｓ　目標達成」としました。		

政５－３－２に係る参考情報

参考指標１：社会悪物品の摘発実績

年		令和元年	２年	３年	４年	５年
覚醒剤	件	425	72	95	301	296
	Kg	2,587	811	1,014	665	1,978
大　麻	件	242	204	199	138	132
	kg	82	126	153	473	142
大麻草	件	110	86	94	57	76
	kg	61	49	22	315	74
大麻樹脂等	件	132	118	105	81	56
	kg	21	76	132	157	68
あへん	件	－	－	1	－	－
	kg	－	－	4	－	－
麻薬	件	209	167	233	237	234
	kg	656	822	61	188	276
	千錠	61	90	133	82	36
ヘロイン	件	5	2	－	－	－
	kg	17	0	－	－	－
コカイン	件	52	27	34	28	67
	kg	638	820	14	49	103
ＭＤＭＡ等	件	67	74	81	98	60
	kg	0	2	30	94	109
	千錠	61	90	130	81	36
その他麻薬	件	85	64	118	111	107
	kg	0	1	16	46	63
	千錠	0	0	3	0	0
向精神薬	件	6	2	6	16	10
	kg	－	－	0	0	0
	千錠	0	1	1	2	1
指定薬物	件	165	300	302	354	143
	kg	14	169	19	19	11
合計	件	1,047	745	836	1,046	815
	kg	3,339	1,928	1,251	1,346	2,406
	千錠	61	91	134	84	37

年		令和元年	２年	３年	４年	５年
銃砲	件	－	3	1	6	1
	丁	－	3	1	7	1
うち拳銃	件	－	3	1	6	1
	丁	－	3	1	7	1
拳銃部品	件	－	－	1	2	1
	点	－	－	1	4	1
ワシントン条約該当物品（輸入差止件数）	件	351	351	324	362	380
盗難車両（輸出申告時における摘発件数）	件	22	22	11	12	16
	点	30	29	12	14	31

（出所）関税局業務課、調査課調

（注１）令和元年は、平成31年１月から令和元年12月を示す。以下同じ。

（注２）税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

（注３）覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。

（注４）大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。

（注５）ＭＤＭＡ等は、ＭＤＭＡ、ＭＤＡ及びＭＤＥの合計を示す。
（注６）端数処理のため数値が合わないことがある。
（注７）数量の表記について、「0」とは500ｇまたは500錠未満の場合を示し、「－」とは全く無い場合を示す。
（注８）令和５年の数値は速報値である。

参考指標２：不正薬物の密輸形態別摘発件数　　（単位：件）

年	令和元年	２年	３年	４年	５年
航空機旅客による密輸	389	70	24	93	262
国際郵便物を利用した密輸	520	567	689	728	385
商業貨物を利用した密輸	127	108	123	222	164
航空貨物	121	95	108	205	155
海上貨物	6	13	15	17	9
船員等による密輸	11	－	－	3	4
合　　計	1,047	745	836	1,046	815

（出所）関税局調査課調
（注１）航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。
（注２）令和５年の数値は速報値である。

参考指標３：覚醒剤の密輸形態別摘発実績　　（上段：件、下段：kg）

年	令和元年	２年	３年	４年	５年
航空機旅客による密輸	229	23	5	43	88
	427	54	35	108	406
国際郵便物を利用した密輸	85	23	33	128	102
	188	14	62	154	132
商業貨物を利用した密輸	109	26	57	130	105
	367	743	917	402	1,440
航空貨物	107	20	50	127	99
	325	103	266	375	491
海上貨物	2	6	7	3	6
	43	639	650	28	949
船員等による密輸	2	－	－	－	1
	1,605	－	－	－	－
合　　計	425	72	95	301	296
	2,587	811	1,014	665	1,978

（出所）関税局調査課調
（注１）航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。
（注２）端数処理のため数値が合わないことがある。
（注３）数量の表記について、「0」とは500ｇ未満の場合を示し、「－」とは全く無い場合を示す。
（注４）令和５年の数値は速報値である。

参考指標４：金密輸の摘発実績　　（上段：件、下段：kg）

年	令和元年	２年	３年	４年	５年
摘発件数	61	51	5	9	218
押収量	319	150	27	135	268

（出所）関税局調査課調
（注）令和５年の数値は速報値である。

参考指標５：知的財産侵害物品の差止実績　（単位：件）

年	令和元年	２年	３年	４年	５年
輸入差止件数	23,934	30,305	28,270	26,492	31,666

（出所）関税局業務課調

参考指標６：テロ関連物資の摘発実績　（単位：件）

年	令和元年	２年	３年	４年	５年
実施件数	2	5	6	12	7

（出所）関税局調査課調
（注）令和５年の数値は速報値である。

参考指標７：テロ関連研修の開催実績　（単位：件）

年	令和元年	２年	３年	４年	５年
実施件数	83	48	103	159	169

（出所）関税局監視課、業務課、調査課調

参考指標８：輸出事後調査実績（実施件数）　（単位：件）

年	令和元年	２年	３年	４年	５年
実施件数	524	167	105	276	446

（出所）関税局調査課調

参考指標９：関係機関との連携・情報収集の実績　（単位：件）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
国内関係機関からの情報入手件数	265	258	292	244	250
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	296	251	243	369	424
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	5,670	823	966	2,151	3,611

（出所）関税局監視課、調査課調
（注１）国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。
（注２）密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。
（注３）国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

（単位：件）

年	令和元年	２年	３年	４年	５年
外国関係機関との情報交換件数	47,736	20,730	26,391	54,967	83,310
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	4,143	3,693	3,947	4,629	6,689

（出所）関税局監視課、調査課調
（注１）外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、ＷＣＯ（用語集参照）、ＲＩＬＯ等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。
（注２）密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

参考指標10：出港前報告情報による検査の割合　（単位：％）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
実績値	12.5	10.4	10.3	9.0	7.4

（出所）関税局監視課調

施策	政５－３－３：税関手続における利用者利便の向上

測定指標（定量的な指標）

政5-3-3-A-1：ＡＥＯ事業者数及び貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合　（単位：者、％）

年		令和元年	２年	３年	４年	５年	達成度
ＡＥＯ事業者数（単位：者）	目標値	－	－	－	増加又は前年並み	増加又は前年並み	○
	実績値	706	714	723	737	751	
貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合（単位：％）	目標値	－	－	80.0	80.0	80.0	×
	実績値	80.3	77.1	79.0	74.2	74.5	

（注）ＡＥＯ事業者数は、税関が承認・認定した各ＡＥＯ事業者の総数です。貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合は、我が国の輸出入総額のうち、ＡＥＯ輸出入者又はＡＥＯ通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。

（出所）関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

ＡＥＯ制度（用語集参照）とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度であり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化の両立に資するものです。したがって、同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることは貿易円滑化の推進と水際取締りの強化の観点から重要となっています。本指標はその貢献の程度を把握するためのものであり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

ＡＥＯ事業者数については、ＡＥＯ制度の利便性の向上及びＡＥＯ事業者への情報提供の充実化の取組を通じて、ＡＥＯ制度の利用拡大に努めた結果、前年より増加したことから、達成度を「○」としました。

貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合については、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。なお、令和５年の我が国の輸出入総額及びＡＥＯ輸出入者又はＡＥＯ通関業者が関与した輸出入取引額は、令和４年からともに減少しましたが、ＡＥＯ輸出入者又はＡＥＯ通関業者が関与した輸出入取引額の方が前年比の減少率が低かったことから、令和５年における貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合の実績値は微増しました。

今回の結果も踏まえ、引き続きＡＥＯ事業者数の増加に向けた取組に努めて参ります。

[主要]政5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度（上位４段階）　（単位：％）

年　度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
輸出入者（上位４段階）	目標値	維持	95.0	95.0	95.0	95.0	○
	実績値	98.6	99.4	97.7	98.8	100.0	
通関業者（上位４段階）	目標値	維持	95.0	95.0	95.0	95.0	○
	実績値	98.6	98.8	98.3	98.6	98.4	

（出所）関税局業務課調
（注）輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの７段階評価で、アンケート調査したものです。
（参考）最近のアンケート調査において、「普通」の評価をした輸出入者・通関業者の大半が輸出入通関手続に不満を持っているわけではないことが明らかになったこと、また、利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位４段階で評価することとしました。

（目標値の設定の根拠）

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95％程度で推移していることから95%以上を目標としました。

（目標の達成度の判定理由）

輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**a　相当程度進展あり**

評定の理由

主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回りました。また、税関関係書類における押印等の原則廃止やＮＡＣＣＳ未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和３年７月からスマートフォン決済アプリ納付、令和４年２月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Ｅゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。

一方、測定指標「ＡＥＯ事業者数及び貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合」については、ＡＥＯ制度の信頼性維持・向上に努めつつ普及を図った結果、ＡＥＯ事業者数は増加しましたが、貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合は、貿易環境の変化もあり、実績値が目標値を下回りました。

また、産業界からの要望を踏まえ、原産地証明書のデータ交換については、インドネシア、タイ及びＡＳＥＡＮと協議を進め、日インドネシアＥＰＡについては、令和５年６月に運用を開始しました。タイ及びＡＳＥＡＮについては、早期実現に向け引続き協議を進めて参ります。

以上のとおり、一部「×」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「a　相当程度進展あり」としました。

政５－３－３に係る参考情報

参考指標１：ＡＥＯ事業者新規承認数　（単位：件）

事務年度（７～６月）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
承 認 数	14	19	14	23	11

（出所）関税局業務課調
（注）令和５事務年度の数値は令和６年４月１日時点の数値。

参考指標２：旅具通関に対する利用者の評価　（単位：%）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
評　価（上位４段階）	96.7	97.4	97.7	90.1	92.1

（出所）関税局監視課調
（注）入国者に対し、旅具通関（用語集参照）手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の７段階評価で、アンケート調査したものです。

施策　**政５－３－４：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上**

測定指標（定量的な指標）

[主要]政5-3-4-A-1：ＮＡＣＣＳの利用状況（システム処理率）　（単位：%）

年	令和元年	２年	３年	４年	５年	達成度
目標値	維持	維持	維持	維持	維持	○
実績値	99.7	99.9	99.9	99.9	99.9	

（出所）関税局総務課事務管理室調
（注１）（ＮＡＣＣＳにより処理された輸出入申告件数）／（税関への全輸出入申告件数）
（注２）「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等をいう。

（目標値の設定の根拠）

税関への全輸出入申告件数のうちＮＡＣＣＳにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近（平成29年10月）のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。

（目標の達成度の判定理由）

令和５年においても、実績値を99.9%と維持できていることから、達成度は「○」としました。

測定指標（定性的な指標）

政5-3-4-B-1：ＮＡＣＣＳセンターの監督

目標	ＮＡＣＣＳの利便性向上等に努めるとともに、ＮＡＣＣＳセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。 **（目標の設定の根拠）** 利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、ＮＡＣＣＳの利便性向上等に努めるとともに、ＮＡＣＣＳを管理・運営するＮＡＣＣＳセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	ＮＡＣＣＳセンターの令和６年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題と位置づけるとともに、次期（７次）ＮＡＣＣＳ更改に向けても、情報提供やサポート体制の強化等に関する取組を行いサービス向上に努めていく旨の記載があり、ＮＡＣＣＳの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも適切なものと考えられることから、当該事業計画について認可を行いました。 また、令和５年度においても、100%のシステム稼働率を維持しており、安定稼働していたことから、達成度は「○」としました。	○

施策についての評定　**s　目標達成**

評定の理由

主要な測定指標「ＮＡＣＣＳの利用状況」については、目標値を達成しました。

民間利用者からの要望を受けたプログラム変更を実施するほか、令和７年10月に予定している第７次ＮＡＣＣＳ更改による利用者の利便性向上にＮＡＣＣＳセンターが努めていると認められること、ＮＡＣＣＳセンターの適正かつ確実な運営の観点から事業計画を審査し、認可を行ったことから、目標を達成したと判断しました。

以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、「ｓ　目標達成」としました。

政５－３－４に係る参考情報

参考指標１：ＮＡＣＣＳの運用状況（システム稼働率）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
システム稼働率	100.00%	100.00%	99.99%	100.00%	100.00%

（出所）輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調
（注１）システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。
（注２）システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。
（注３）年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱（24時間（分換算）×365日×0.01%＝52.56分）となる。

施策　政５－３－５：　税関行政に関する情報提供の充実

測定指標（定量的な指標）

政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況　（単位：者）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	3,600,000	4,000,000	4,400,000	4,400,000	4,800,000	○
実績値	4,751,275	4,468,552	4,849,856	5,251,413	5,876,089	

（出所）関税局総務課調
（注）税関ホームページ（http://www.customs.go.jp）の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者（IPアドレス）は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず１件として計上しています。

（目標値の設定の根拠）

税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様に知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位３段階）　（単位：%）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	維持	過去５年平均より増加	過去５年平均より増加	95.0	過去５年平均より増加	×
実績値	計測不能	96.5	90.3	96.5	93.4	

（出所）関税局総務課調
（注1）講演会や税関見学に参加者した学生・生徒、教員や事業者等に対して、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの７段階評価で、アンケート調査したものです。
（注2）令和元年度におけるアンケート調査は令和２年２月～３月に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により講演会および税関見学が中止されたため、アンケートの回収数は例年と比較して1.35%程度の回収率であり、サンプル数が非常に小さかったことから、実績値は計測不能としました。

（目標値の設定の根拠）

Ｗｅｂ形式などによる講演会や税関見学を活用して、税関の取組を分かり易い形で説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が既に95%を超え高い水準を維持していることを踏まえ、目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

目標値である過去５年平均の94.6%を1.2%下回る実績値となったことから、達成度は「×」としました。

令和５年度実績値の内訳は、講演会は91.2%、見学会は97.8%となりました。令和５年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限の影響も無くなったため、外部に赴いて講演会を実施する機会が増加しました。その結果、アンケートの母数に占める講演会の割合が昨年度と比べ大幅に増加し、講演会においても９割を超える高い水準を維持しているところですが、見学会ほどの高い評価は得られず、結果実績値が目標値を下回ることとなりました。

税関行政について積極的に発信していく機会を増やしたことは評価でき、満足度の高い講演会及び見学会を今後も実施できるよう、内容の充実に努めて参ります。

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度　（単位：%）

年　度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
事前教示制度	目標値	80.0	80.0	維持	維持	増加又は前年度並み	○
	実績値	75.5	80.3	76.5	79.0	80.9	
納期限延長制度	目標値	維持	維持	維持	維持	増加又は前年度並み	○
	実績値	70.8	78.6	71.6	78.3	81.9	
ＡＥＯ制度	目標値	90.0	90.0	維持	維持	増加又は前年度並み	×
	実績値	88.2	90.8	87.4	91.7	90.6	

（出所）関税局業務課調

（注1）輸出入者に対し、事前教示制度やＡＥＯ制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

（注2）令和２年度の各項目の実績値に関して、同年度に実施したアンケートの回収数は、新型コロナウイルスの影響等により、例年と比較して少なくなっています。

（目標値の設定の根拠）

各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

ＡＥＯ制度については、実績値が目標値を下回ったことから達成度は「×」としましたが、事前教示制度及び納期限延長制度については目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。今回の結果を踏まえ、これらの制度を含めた各種輸出入通関制度について、今後更に国民の皆様に適切に利用いただけるよう、税関ホームページや全国の税関で行っている説明会等を通じ、積極的な認知度向上に努めて参ります。

[主要]政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度　（単位：%）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	80.0	過去５年平均より増加	過去５年平均より増加	過去５年平均より増加	過去５年平均より増加	○
実績値	87.0	91.8	70.5	95.2	87.7	

（出所）関税局総務課調
（注）輸出入者や海外渡航者等に対し、麻薬探知犬やＸ線検査装置による検査などの各密輸取締活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

（目標値の設定の根拠）

税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様に知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去５年の平均より増加することを目標としました。

（目標の達成度の判定理由）

実績値の過去５年の平均である86.8%を上回ったため、達成度は「○」としました。

政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度：上位４段階）　（単位：%）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	維持	95.0	95.0	95.0	95.0	○
実績値	97.2	96.8	96.3	97.3	97.3	

（出所）関税局業務課調
（注）輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの７段階評価で、アンケート調査したものです。
（参考）税関相談においては、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のため利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位４段階で評価することとしました。

（目標値の設定の根拠）

税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。

（目標の達成度の判定理由）

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数　（単位：件）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	2,000,000	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	○
実績値	2,213,918	2,351,969	2,469,882	1,850,610	1,915,890	

（出所）関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

税関ホームページでは、通関手続等についてのＱ＆Ａを掲載しています（カスタムスアンサー）。カスタムスアンサーの利用状況（Ｑ＆Ａの閲覧回数）を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

実績値が前年度を上回ったことから、達成度は「○」としました。

令和５年度においては、「主な商品の関税率の目安」や「課税価格が１万円以下の物品の免税適用について」等の項目が昨年から引き続き堅調なアクセス件数を記録しました。また、「海外旅行者の携帯品の免税範囲」や新規に追加した「旅具通関扱いをする輸出貨物」、「旅具通関扱いをする輸入貨物」等の項目に多くのアクセス件数が記録されており、新型コロナウイルスに関連する行動制限の緩和、出入国旅客数の増加等の環境の変化がカスタムスアンサーのアクセス件数に影響している可能性が考えられます。

この結果を踏まえ、利用者が関税局及び税関に問い合わせをせずともカスタムスアンサーで問題解決できるよう、引き続き利用者のニーズの変化を踏まえて適時適切に内容更新を行うなど、更なるカスタムスアンサーの拡充を行うことといたします。

施策についての評定	**a　相当程度進展あり**

評定の理由

主要な測定指標政5-3-5-A-4「密輸取締り活動に関する認知度」、測定指標政5-3-5-A-1「税関ホームページへのアクセス状況」、5-3-5-A-5「税関相談官制度の運用状況」及び政5-3-5-A-6「カスタムスアンサー利用件数」については目標値を上回ったものの、測定指標政5-3-5-A-2「講演会及び税関見学における満足度（上位３段階）」及び政5-3-5-A-3「輸出入通関制度の認知度」のうちAEO制度については、目標値を下回りました。

以上のとおり、一部「×」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、「a　相当程度進展あり」としました。

政５－３－５に係る参考情報

参考指標１：税関相談制度の運用状況（相談処理件数）　（単位：件）

年　度	令和元年	２年	３年	４年	５年
処理件数	186,695	174,336	166,950	177,053	187,177

（出所）関税局業務課調
（注）　税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標２：税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況

（単位：件）

年　度	令和５年度
税関ツイッターのフォロワー数（単位：者）	1,448
税関チャンネルの再生回数（単位：回）	182,563
税関フェイスブックの「いいね」数（単位：者）	6,921

（出所）関税局総務課調
（注１）税関ツイッターの数値は、令和５年度中における増加数
（注２）税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が令和５年度中に再生された回数
（注３）税関フェイスブックの数値は、令和５年度中におけるリアクション数

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。 適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。 また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。 さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るため、ＡＥＯ制度について、ＡＥＯ事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び同制度に参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、その利用拡大に引き続き努めていきます。 税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きＮＡＣＣＳの安定稼働に努めます。 加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。 令和７年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	○　税関などについては、手続きのオンライン化が進んでいるということも確認ができてよかった。

政策目標に係る予算額	区　　分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）	当初予算	25,972,059	22,187,792	23,260,959	22,492,744
		補正予算	1,663,508	1,684,279	1,914,586	
		繰越等	8,611,254	13,679,354	N.A.	
		合　　計	36,246,821	37,551,425	N.A.	
	執行額（千円）		34,362,138	35,383,433	N.A.	

（概要）

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

（注１）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。
（注２）令和３年度の一部及び４年度以降の政府情報システム関連予算の当初予算額は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。
（注３）「(項) 国際観光旅客税財源税関業務費」の当初予算額は、国土交通省所管（組織）観光庁に「(項) 国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されています。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 「世界一安全な日本」創造戦略2022（令和４年12月20日閣議決定） 明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） 観光ビジョン実現プログラム2020（令和２年７月14日観光立国推進閣僚会議決定） 令和４年版観光白書（令和４年６月10日閣議決定） 令和５年版観光白書（令和５年６月13日閣議決定） 知的財産推進計画2022（令和４年６月３日知的財産戦略本部決定） 未来投資戦略2018（平成30年６月15日閣議決定） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和４年６月７日閣議決定） 令和５年度税制改正の大綱（令和４年12月23日閣議決定） 令和６年度税制改正の大綱（令和５年12月22日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数（財務省）、事前教示制度の運用状況（財務省）、輸入事後調査実績（財務省）等 社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量（厚生労働省）、不正薬物の水際押収量(財務省)等 税関手続き状況：輸入通関における利用者満足度（財務省）、ＮＡＣＣＳの運用状況（輸出入・港湾関連情報処理センター(株)）等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。 内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。 ＡＥＯ制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。 ＮＡＣＣＳの安定稼働に努めました。 税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。輸出入通関における利用者満足度等を把握するための通関手続に関するアンケートについては、利用者の評価をより適切に把握する観点から、各種制度の概要をアンケート票に掲載しました。 また、カスタムスアンサーについて、税関に問い合わせが多い質問事項について新規掲載を行うなど利用者の利便性向上に努めました。 令和６年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標６－１：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

上記目標の概要	世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。 このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月１日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。 **（上記目標を達成するための施策）** 政６－１－１：外国為替市場の安定 政６－１－２：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 政６－１－３：アジアにおける地域金融協力の推進 政６－１－４：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応 政６－１－５：対内直接投資審査制度の適正な運用

政策目標６－１についての評価結果	
政策目標についての評定	**Ｓ　目標達成**
評定の理由	外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通した国際金融システムの濫用への対応等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果がありました。そして、全ての施策の評定が「ｓ　目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「Ｓ目標達成」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** Ｇ７（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和５年度は、世界経済が、ロシアによるウクライナの侵略戦争の継続や緊迫する中東情勢等、地政学的緊張の更なる悪化が重要なリスクとなっている中、我が国として、世界経済の更なる回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。 また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）＋３（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、ＣＭＩＭ（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びＦＡＴＦ（金融活動作業部会：用語集参照）

	基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するための執行体制を強化し、適切な運用を行っています。 　財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

施策	政６－１－１：外国為替市場の安定		
測定指標（定性的な指標）	［主要］政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組		
	目標	Ｇ７/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。 （目標の設定の根拠） 　外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともにＧ７やG20といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、ＩＭＦ（国際通貨基金：用語集参照）やＡＭＲＯ（ＡＳＥＡＮ＋３マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照）などの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。 　国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握に努めました。 　上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したことから、達成度を「○」としました。	○

測定指標（定量的な指標）

［主要］政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供

作成頻度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年４回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
外貨準備等の状況	月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○

［主要］政6-1-1-A-2：国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供

作成頻度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
国際収支状況	月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
本邦対外資産負債残高	年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
オフショア勘定残高	月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
対外及び対内証券売買契約等の状況	月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○

（注） 国際収支状況
＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm＞
本邦対外資産負債残高
＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm＞
外貨準備等の状況
＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm＞
外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等
＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html＞
外国為替平衡操作実施状況
＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html＞
オフショア勘定残高
＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm＞
対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表）
＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm＞
（出所）国際局為替市場課

（目標値の設定の根拠）

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定　ｓ　目標達成

評定の理由

外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握に努めました。

外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和３年10月よりＥＳＧ投資を開始しています。

国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したＩＭＦ国際収支マニュアル第６版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「ｓ　目標達成」としました。

政６－１－１に係る参考情報

参考指標１：為替相場の動向

（出所）Bloomberg（日次、ＮＹ終値）より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
令和５年度	151円97銭 （令和６年３月27日）	130円64銭 （令和５年４月５日）	21円33銭
令和４年度	151円94銭 （令和４年10月21日）	121円66銭 （令和４年４月１日）	30円28銭
令和３年度	125円11銭 （令和４年３月28日）	107円48銭 （令和３年４月23日）	17円63銭

（出所）Bloomberg（日次、ＮＹ終値）より財務省国際局為替市場課作成

参考指標２：国際収支動向

（単位:億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
経常収支	186,712	169,343	201,419	90,787	253,390
貿易収支	3,753	37,853	−15,043	−177,869	−35,725
輸出	746,694	683,635	856,497	997,385	1,018,666
輸入	742,941	645,782	871,541	1,175,254	1,054,391
サービス収支	−17,302	−35,282	−48,936	−53,902	−24,504
第一次所得収支	215,078	194,593	289,918	353,150	355,312
第二次所得収支	−14,817	−27,821	−24,519	−30,592	−41,692
金融収支	204,568	133,034	180,496	91,471	214,532
直接投資（資産）	217,343	174,872	214,770	230,911	268,031
〃（負債）	27,115	85,021	38,126	48,869	15,992
証券投資（資産）	241,487	50,142	−48,851	−68,204	114,334
〃（負債）	18,298	203,438	111,603	16,890	25,497
金融派生商品	−3,346	27,263	16,875	37,271	75,724
その他投資（ネット）	−226,275	156,411	85,420	22,121	−245,533
外貨準備	20,772	12,805	62,012	−64,870	43,465

（出所）財務省「国際収支統計」
（注１）金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「−」は資産、負債又はネットの減少を示す。
（注２）令和５年度実績値は速報値。令和６年７月にデータが更新されるため、令和６年度実績評価書に確定値を掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況（国際収支ベース）

（単位:億円）

		資産（本邦資本）		負債（外国資本）	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和４年度	230,911	−68,204	48,869	16,890
	令和５年度	268,031	114,334	15,992	25,497
米国	令和４年度	74,796	43,790	11,074	−176,470
	令和５年度	110,830	123,366	−19,263	−248,873
ＥＵ	令和４年度	48,041	−73,052	1,433	−697,148
	令和５年度	31,097	−39,689	6,617	−747,754
アジア	令和４年度	49,352	−12,581	13,723	−6,820
	令和５年度	56,132	8,051	21,324	−77,279

（出所）財務省「国際収支統計」
（注１）金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「−」は資産、負債又はネットの減少を示す。
（注２）令和５年度実績値は速報値。令和６年７月にデータが更新されるため、令和６年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標３：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	471兆3,061億円（令和５年末）
アメリカ	▲2,805兆2,713億円（令和５年末）
イギリス	▲149兆　824億円（令和５年末）
ドイツ	454兆7,666億円（令和５年末）
フランス	▲129兆3,333億円（令和５年末）
イタリア	24兆2,391億円（令和５年末）
カナダ	179兆5,388億円（令和５年末）
中国	412兆7,032億円（令和５年末）

（出所）日本：財務省資料、その他：ＩＭＦ資料

（注）日本以外の計数は、ＩＭＦで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標４：外貨準備動向　（単位：百万ドル）

	令和元年度末	２年度末	３年度末	４年度末	５年度末
外貨準備高	1,366,177	1,368,465	1,356,071	1,257,061	1,290,606

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標５：外国為替平衡操作の実施状況

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
金　額	0円	0円	0円	9兆1,881億円	0円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政６－１－２：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画		
測定指標（定性的な測定指標）	［主要］政 6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画		
	目　標	Ｇ７、G20等の国際的な枠組において積極的に議論に貢献します。また、ＩＭＦをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 （目標の設定の根拠） 国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、Ｇ７・G20・ＡＳＥＡＮ＋３を始めとする国際的な枠組における議論や、ＩＭＦなどの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。 【Ｇ７】 Ｇ７においては、令和５年の議長国として、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹	○

を守るための、Ｇ７としての協調した行動を主導しました。また、世界経済・金融市場の動向、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、脱炭素時代における強靭なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論を主導し、声明の形でＧ７としての共通理解をとりまとめました。

令和６年１月以降は、イタリア議長下において、ウクライナ支援をはじめとする世界経済の諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。

【G20】

G20においては、ロシアのウクライナに対する侵略戦争等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、ＩＭＦや国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、インド、ブラジル議長の下、これらの議論に積極的に参画するとともに、新規配分されたＩＭＦの特別引出権（ＳＤＲ）を脆弱国に融通する取組について、貢献率を配分額の40％をまで引き上げることにより、世界全体で1,000億ドルの目標達成に大いに貢献する等、ＩＭＦを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた議論に貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミック時の対応のための革新的な資金供給メカニズムの必要性に関する議論を主導するなど、強靭で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。

【ＩＭＦ】

ＩＭＦは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施することを主な業務とする国際機関であり、ＩＭＦが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、その資金規模・機能・ガバナンスの強化に向けた議論に積極的に参画しました。資金規模については、その融資能力を強化すべく、第16次クォータ一般見直しに係る増資の議論にも積極的に参画し、最終的に50％の比例増資への合意に至りました。増資の早期実現に積極的に貢献すべく、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和６年４月12日成立）。また、貢献率を新規配分額の40％に引き上げたＳＤＲの活用などを通じ、ＩＭＦが低所得国に対し融資を行う枠組である、貧困削減・成長トラスト（ＰＲＧＴ）の資金動員目標の達成に大きく貢献しました。

ＩＭＦの組織の在り方に関しては、ＩＭＦの正統性、有効性、信頼性を高めるために、ＩＭＦスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（ＩＭＦにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標６参照）。

【ＡＳＥＡＮ＋３等】

		また、アジア地域では、ＡＳＥＡＮ＋３（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等における議論を共同議長国として主導し、ＣＭＩＭにおける新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました（詳細は政 6-1-3 参照）。 上記実績のとおり、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。	

施策についての評定	**ｓ　目標達成**
評定の理由	国際金融システムの安定に関しては、Ｇ７やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。 Ｇ７では、令和５年の議長国として、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための、Ｇ７としての協調した行動を主導しました。また、世界経済・金融市場の動向、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、脱炭素時代における強靭なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論を主導し、声明の形でＧ７としての共通理解をとりまとめました。令和６年１月以降は、イタリア議長下において、ウクライナ支援をはじめとする世界経済の諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 G20においても、ロシアのウクライナに対する侵略戦争等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、ＩＭＦやＭＤＢｓを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、インド、ブラジル議長の下、これらの議論に積極的に参画し、ＩＭＦやＭＤＢｓを通じた脆弱国支援の実施や、国際保健等の世界経済の政策対応において、G20における議論の進展に貢献しました。 また、ＩＭＦが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、その資金規模・機能・ガバナンスの強化に向けた議論に積極的に参画しました。資金規模については、その融資能力を強化すべく、第16次クォータ一般見直しに係る増資の議論にも積極的に参画し、最終的に50％の増資への合意に至りました。増資の早期実現に積極的に貢献すべく、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和６年４月12日成立）。また、貢献率を新規配分額の40％に引き上げたＳＤＲの活用などを通じ、ＩＭＦが低所得国に対し融資を行う枠組である、貧困削減・成長トラスト（ＰＲＧＴ）の資金動員目標の達成に大きく貢献しました。 アジア地域では、ＡＳＥＡＮ＋３（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等における議論を共同議長国として主導し、ＣＭＩＭにおける新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「ｓ　目標達成」としました。

政６－１－２に係る参考情報

参考指標１：国際通貨基金（ＩＭＦ）への主要国出資

国名	出資額（億ＳＤＲ）	シェア（%）
米	829.9	17.43
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

（出所）ＩＭＦ公表統計等
（注）ＳＤＲ（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。１ＳＤＲ＝約1.32米ドル（令和６年３月現在）。

参考指標２：ＩＭＦの融資状況（令和６年３月末現在）

（単位：億ＳＤＲ）

一般資金勘定融資残高（借入国：53か国）	930.2
譲許的融資残高（借入国：59か国）	188.9

（出所）ＩＭＦウェブサイト（http://www.imf.org）

参考指標３：ＩＭＦに対する融資貢献の状況（令和６年３月末現在）

（単位：億ＳＤＲ）

ＰＲＧＴに対する貢献額	92
ＲＳＴに対する貢献額	41
ＮＡＢに対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	195

（出所）ＩＭＦ公表統計等
（注）バイ融資は、１ＳＤＲ＝約1.32米ドル（令和６年３月現在）で換算。

参考指標４：ＩＭＦのキャパシティ・ビルディングの実施状況　（単位：百万ドル）

	2019財政年度	2020財政年度	2021財政年度	2022財政年度	2023財政年度
自己資金	147	142	131	101	148
外部資金	178	168	118	141	189

（出所）ＩＭＦ公表統計等

参考指標５：ＩＭＦのサーベイランス実施状況

年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
二国間	119	129	36	126	126
多国間	19	21	19	19	19

（出所）IMF Annual Report, https://www.imf.org/external/research/index.aspx

参考指標６：ＩＭＦにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等を含む）

	平成31年４月	令和２年４月	３年４月	４年４月	５年４月
日本人職員数	63(20)	65(21)	66(23)	70(24)	70(23)
日本人幹部職員数	6	6	5	7	11
日本人比率	2.70%	2.74%	2.73%	2.79%	2.68%

（出所）ＩＭＦ公表統計等
（注１）（　）内は女性職員数。
（注２）日本人幹部職員数は、準幹部レベル以上（Ｂレベル）を指す。

参考指標７：ＩＭＦのセーフティネットの規模

（単位：10億ＳＤＲ）

出資額	309
ＮＡＢ	278
バイ融資	109

（出所）ＩＭＦウェブサイト（http://www.imf.org）
（注）令和５年６月30日現在の融資能力を指す。

参考指標８：ＣＭＩＭのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

		貢献額（億ドル）		貢献割合（%）		借入乗数	借入可能総額（億ドル）
日中韓		**1,920.0**		**80.00**			**1,194.0**
中国	中国（香港除く）	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50	2.5	84.0
日本			768.0		32.00	0.5	384.0
韓国			384.0		16.00	1	384.0
ＡＳＥＡＮ			**480.0**		**20.00**		**1262.0**
インドネシア			91.04		3.793	2.5	227.6
タイ			91.04		3.793	2.5	227.6
マレーシア			91.04		3.793	2.5	227.6
シンガポール			91.04		3.793	2.5	227.6
フィリピン			91.04		3.793	2.5	227.6
ベトナム			20.0		0.833	5	100.0
カンボジア			2.4		0.100	5	12.0
ミャンマー			1.2		0.050	5	6.0
ブルネイ			0.6		0.025	5	3.0
ラオス			0.6		0.025	5	3.0
合計		**2,400.0**		**100.00**			**2,456.0**

（出所）ＡＭＲＯウェブサイト（https://amro-asia.org）

施策	政６－１－３：アジアにおける地域金融協力の推進		
測定指標（定性的な指標）	［主要］政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力への取組		
	目　標	令和５年は日ＡＳＥＡＮ友好協力50周年の節目の年にあたり、また、ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）＋３（日中韓）でインドネシアとともに共同議長国を務めます。ＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブ（ＣＭＩＭ）やアジア債券市場育成イニシアティブ、ＳＥＡＤＲＩＦ等の地域金融協力を積極的に推進していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	ＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和５年５月２日に開催された同会議をはじめ、新ファシリティ創設を含むＣＭＩＭの強化や、AMROの能力強化、ＡＢＭＩ（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）及びＳＥＡＤＲＩＦ（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）を含むＤＲＦ（災害リスクファイナンス）の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。 【ＣＭＩＭ】 ＣＭＩＭについては、令和５年12月のＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁代理会議において、（１）ＣＭＩＭの新ファシリティとしての緊急融資ファシリティの創設の合意、（２）地域金融セーフティネットの資金構造の議論についてのロードマップの策定、及び（３）ＣＭＩＭのマージン構造の見直しを完了し、ＣＭＩＭの強化を通じた地域金融市場の強靭性に貢献しました。 【AMRO】 AMROについては、幹部ポストの増設など、幹部ガバナンスの見直しを推進しました。また、ＡＳＥＡＮ＋３財務トラックにおける事務局的支援機能の拡充に関する議論を推進しました。このほか、サーベイランス機能や情報発信機能の強化に関する議論を推進しました。 【ＡＢＭＩ】 ＡＢＭＩについては、グリーンやデジタルといった新たな潮流を踏まえて今後取り組む重点分野等を明確化した新たな中期ロードマップを令和５年５月に策定し、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。 【ＤＲＦ】 ＤＲＦについては、ＳＥＡＤＲＩＦの低所得国を対象とした中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化を各国と議論しながら進めています。また、令和５年５月のＤＲＦイニシアティブの定例議題への格上げ、同イニシアティ	○

		ブのアクションプランの承認を踏まえ、ＤＲＦイニシアティブを推進する体制構築等に係る議論を主導するとともに、各国との対話を進めています。 【金融デジタル化】 金融デジタル化については、域内でデジタル通貨等の取組みが急速に進められる中、新たな機会と課題や、既存の地域金融協力に及ぼす影響の分析、金融協力の今後の在り方に関する提言などをまとめたレポートを作成し、議論を主導しました。 上記実績のとおり、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。	
	［主要］政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組		
	目　標	金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。 （目標の設定の根拠） アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	二国間金融協力については、ＡＳＥＡＮ諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組について、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めるほか、枠組改善に向けたニーズの調査を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 また、韓国との間では、令和５年６月に７年ぶりに日韓財務対話を開催し、二国間通貨スワップ取極の再開に合意しました。この合意に基づき同年12月に同取極を締結しました。 上記実績のとおり、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。	○

測定指標（定量的な指標）

政6-1-3-A-1：ＡＳＥＡＮ＋３における現地通貨建て債券による資金調達の状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）

年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	－	－	－	－	100%以上	○
実績値	113.9%	117．6%	112.3%	109.0%	105.5%	

（注）ＡＳＥＡＮ主要６ヵ国及び中韓の、歴年年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高。算出するにあたっては、為替レート変動の影響を除外するため、その翌年末時点の為替レートを適用している。
（出所）AsianBondsOnline（令和６年３月28日時点の公表値）

（目標値の設定の根拠）

アジアにおける地域金融協力の推進の観点で、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが

	重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100％以上を目標値として設定します。 （目標の達成度の判定理由） 現地通貨建て債券残高については、目標値である「対前年比100％以上」を達成したことから、本測定指標の達成度を「○」としました。
施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	地域金融協力については、令和５年５月に開催されたＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁会議において、新ファシリティ創設を含むＣＭＩＭ/地域金融取極の強化、ＡＭＲＯの幹部ガバナンス見直しやサーベイランス能力の強化、ＡＢＭＩの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、ＤＲＦや金融デジタル化に関する取組を着実に進めました。 二国間金融協力については、ＡＳＥＡＮや東アジアの複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組み等について、意見交換を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間の現地通貨利用促進に係る協力枠組の改善に向けニーズ調査を行う等、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「ｓ　目標達成」としました。

政６－１－３に係る参考情報

参考指標１：ＣＭＩＭのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲（政６－１－２：参考指標８）】

参考指標２：日本―ＡＭＲＯ特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
10	2	11	13	13

（出所）国際局地域協力課調（令和６年３月時点）

参考指標３：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	韓国
契約日	令和３年 10月14日	令和４年 １月１日	令和３年 ５月21日	令和３年 ７月23日	令和５年 ９月18日	令和４年 ２月28日	令和５年 12月１日
スワップ額	日→尼： 227.6億ドル 相当	日→比： 120億ドル 相当	日→星： 30億ドル 相当	日→泰： 30億ドル 相当	日→馬： 30億ドル 相当	日→印： 750億ドル 相当	日→韓： 100億ドル
	―	比→日： 5億ドル	星→日： 10億ドル	泰→日： 30億ドル	馬→日： 30億ドル	印→日： 750億ドル 相当	韓→日： 100億ドル

（出所）国際局地域協力課、国際局調査課調（令和６年３月時点）

参考指標４：サーベイランス実施状況（ＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数（代理レベル含む））

令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
3	3	3	3	2

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="3">政６－１－４：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応</td></tr>
<tr><td rowspan="4">測定指標（定性的な指標）</td><td colspan="3">［主要］政6-1-4-B-1：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への国際的な枠組の中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等</td></tr>
<tr><td>目　標</td><td>国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。
また、令和３年８月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する行動計画」や、令和４年５月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するＦＡＴＦ基準の履行等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。
更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びＦＡＴＦ基準の着実な履行等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。

（目標の設定の根拠）
国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びＦＡＴＦ基準の着実な履行等が、国際金融システムの安定に資するためです。</td><td>達成度</td></tr>
<tr><td>実績及び目標の達成度の判定理由</td><td>【外為法に基づく措置等】
国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。
・　テロリスト等に対しては、平成13年９月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和５年度においては、29個人・団体を措置の対象に追加しました。２個人・団体の対象からの削除と併せて、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計544個人・団体となりました（参考指標１参照）。
・　このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、ＦＡＴＦ勧告を踏まえ、令和５年度も引き続き制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を実施しました。また、北朝鮮及びイランに関しては、ＦＡＴＦ全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き</td><td>○</td></tr>
</table>

適切な対応を求めました。

・　また、令和５年10月７日、ハマス等によるイスラエルに対するテロ攻撃を受け、Ｇ７を始めとする国際社会と緊密に連携して、ハマスの資金源を絶ち、テロ資金の流れの抜け穴を作らないとの観点から、ハマス関係者の個人・団体に対する資産凍結を累次にわたり実施しています。

・　これに加え、令和４年２月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、Ｇ７を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結の措置を実施しました。この他、上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）に関して、これを迂回・回避する取引に対する懸念等が見られたことから、Ｇ７議長国として積極的にその対策に係る議論に貢献しました。その結果、同志国間で合意された、原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスの強化策をとりまとめ、令和６年２月20日から実施しています。

【ＦＡＴＦ基準の履行等】

ＦＡＴＦの枠組に関する国内外の以下の取組に積極的に参画するほか、ＦＡＴＦ基準の着実な履行を図るための取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

・　国際基準の策定や履行確保を担うＦＡＴＦの関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、ＦＡＴＦ非加盟国のＦＡＴＦ基準の履行確保を担うＦＡＴＦ型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域のＦＡＴＦ型地域体（ＡＰＧ：Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。

・　国内では、令和３年８月に財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用しつつ、同会議が、令和３年８月に決定した「マネロン･テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」や、令和４年５月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿って対策を推進しています。また、ＦＡＴＦ第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和４年12月に成立したＦＡＴＦ勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。加えて、拡散金融対策を推進するため、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」を令和６年３月12日に作成しました。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及びＦＡＴＦ基準の着実な履行のため、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づき、104件の外国為替検査を行いました。

（注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組】

		金融機関における外為法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及びＦＡＴＦ基準の着実な履行等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計213の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。 また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。 上記に関する事項も含め、令和５年度は、経済制裁措置の実効性の確保及びＦＡＴＦ基準の着実な履行に係る説明会を16件実施しました。 上記実績のとおり、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、ＦＡＴＦ基準の着実な履行を図るための取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。	

測定指標（定量的な指標）

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施

年度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	割合(%)　(b)/(a)	－	100.00	100.00	100.00	100.00	○
実績値	割合(%)　(b)/(a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
	(a)国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	1	1	3	2	1	
	(b)外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	1	1	3	2	1	

（目標値の設定の根拠）

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。

（目標の達成度の判定理由及び判断基準）

制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示１件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況

年度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	249	238	238	226	223	○
	実績値	238	226	223	220	213	

外国為替検査の実施件数	目標値	110	110	90	110	104	○
	実績値	109	15	85	116	104	

（注）オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

（目標値の設定の根拠）

制裁措置の実効性の確保及びＦＡＴＦ基準の着実な履行等を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和３年度の実績を参考に目標値を設定しました。

外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、こうしたリスク評価の結果やロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、検査計画を策定しています。また、検査を実施するにあたっては、外為検査等で特定した課題について検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

（目標の達成度の判定理由及び判断基準）

令和５年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和３年度の実績値を参考に設定した目標値を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関が令和３年度から 10 機関減少したことに起因するものです。すべての対象先である外国送金取扱金融機関に対して実施できたことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、目標値を 104 件としていましたが、実績値は 104 件となり、目標を達成したことから、達成度を「○」としました。

政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況

年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	12	12	12	12	12	○
実績値	15	10	16	13	16	

（目標値の設定の根拠）

外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱を行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体が主催する機会やオンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月１回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由及び判断基準）

外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定	**s　目標達成**

評定の理由	令和４年２月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援に断固たる対応をとるため、Ｇ７を始めとする国際社会と協調して以下の措置をはじめ金融制裁を迅速かつ適時に実施しました。 ・　ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行や特定の銀行等に対する資産凍結等の制裁措置を累次にわたり実施しました。 ・　世界的なエネルギー市場の安定を図りつつ、ロシアのエネルギーによる歳入を減少させるため、一定の価格を超えるロシア産原油及び石油製品の海上輸送等に関連するサービスの提供禁止措置（プライス・キャップ制度）の実効性を高めるために、原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスを強化しました。 また、外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及びＦＡＴＦ基準の着実な履行等を図るため、外国為替検査においては、金融機関向けの検査指針であった「外国為替検査ガイドライン」を上記態勢整備義務の遵守に向けた考え方・解釈等を含める形で「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」として再整理し令和５年11月に公表したほか、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に検査等を実施しました。 国際社会の先行きが極めて不透明であり、必要な政策的対応を事前に見通すことが著しく困難であった中、「ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結措置等を機動的に実施」するにとどまらず、職員一人一人の業務の最大限の効率化を図りながら、 ・　プライス・キャップ制度の実効性を高めるために、原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスを強化したことや、 ・　２度の外為法改正に加え、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえた外国為替検査の実施など、制裁の実効性の確保・強化にも精力的に取り組んだこと等、 状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「ｓ　目標達成」としました。

政６－１－４に係る参考情報

参考指標１：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総５－１：参考指標３）】

参考指標２：ＦＡＴＦ関連会合への出席回数

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
出席回数	41	55	68	60	71

参考指標３：ＦＡＴＦ勧告に係る演習・研修への参加状況

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
参加回数	2	2	2	3	2
参加人数	2	14	15	18	17

参考指標４：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
開催回数	-	-	2	2	2

施策	政６－１－５：対内直接投資審査制度の適正な運用		
測定指標（定性的な測定指標）	［主要］政 6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組		
	目標	迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。 （目標の設定の根拠） 安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	関係省庁や各国当局と連携し迅速かつ適切に審査を実施した他、コア業種の対象追加・執行体制の強化など、実効性のある制度の整備・運用に取り組みました。 ・　対内直接投資審査制度に関して、令和２年５月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携しつつ、地方支部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。 ・　また、実効性のある制度の整備・運用のため、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、肥料（塩化カリウム等）、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、半導体、蓄電池、天然ガス、金属鉱産物、船舶の部品、金属３Ｄプリンターに係る業種について、令和５年５月、外為法の指定業種のうち、コア業種に追加しました。 上記実績のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評定	s　目標達成		
評定の理由	対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの		

	対処等の観点から、半導体製造装置製造業等について外為法の指定業種のうち、コア業種に追加する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。 　以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「ｓ　目標達成」としました。

政６－１－５に係る参考情報

参考指標１：我が国への対内直接投資残高【再掲（総５－１：参考指標４）】

参考指標２：対内直接投資にかかる説明会の回数

	令和５年度
開催回数	14回

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、Ｇ７やG20で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。 世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、Ｇ７やG20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。 国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、ＩＭＦによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、ＩＭＦのガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献します。 ＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、ＣＭＩＭ、AMROの強化及びＡＢＭＩ、ＤＲＦを推進しました。また、ＡＳＥＡＮ諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行いました。 各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年３月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。）の実効性の確保に加え、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じた関係省庁間の連携強化を行いつつ、ＦＡＴＦ第５次対日相互審査も見据え令和６年４月に策定された「行動計画（2024-2026年度）」に基づく、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進するほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和４年２月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、Ｇ７を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用していきます。 また、令和５年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	区　　分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）	当初予算	778,652,050	846,931,792	918,329,543	1,016,558,268
		補正予算	－	－	－	
		繰 越 等	△14,962	△129,128	N.A.	
		合　　計	778,637,088	846,802,664	N.A.	
	執行額（千円）		176,519,960	113,155,150	N.A.	

（概要）

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

（注１）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。
（注２）令和３年度「執行額」については、端数処理に誤りがあったことから、計数を修正している。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	成長戦略実行計画（令和３年６月18日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	Ｇ７やG20で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。 世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、Ｇ７やG20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。 国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、ＩＭＦによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、ＩＭＦのガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献しました。 ＡＳＥＡＮ＋３財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、ＣＭＩＭ、AMROの強化及びＡＢＭＩ、ＤＲＦを推進していきます。また、ＡＳＥＡＮ諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行っていきます。 各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく立ち上げた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融

	対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む３ヵ年の行動計画に沿って政府全体の取組を推進しました。また、ＦＡＴＦの議論への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和４年２月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、Ｇ７を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。 　また、令和４年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標６－２：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	新型コロナによるパンデミックと、それに続けて起きたロシアのウクライナ侵略によって、世界経済は大きな転換点を迎え、複雑化する状況の中で多くの困難がもたらされています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことが求められています。 こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のＯＤＡに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（ＪＩＣＡ）の有償資金協力や国際協力銀行（ＪＢＩＣ）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現や、デジタル・グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。 **（上記目標を達成するための施策）** 政６-２-１：ＯＤＡ等の効率的・戦略的な活用 政６-２-２：有償資金協力（国際協力機構（ＪＩＣＡ））を通じた支援並びに国際協力銀行（ＪＢＩＣ）及び国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）を通じた支援等 政６-２-３：債務問題への取組 政６-２-４：開発途上国に対する知的支援

政策目標６－２についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	ＯＤＡ等の効率的・戦略的な活用、ＭＤＢｓや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、全ての施策の評定が「ｓ　目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「Ｓ　目標達成」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** ＪＩＣＡの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、ＪＢＩＣの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ＯＤＡ等の効率的・戦略的な活用、ＭＤＢｓを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 ＭＤＢｓ及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やＮＧＯとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ＯＤＡの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。 **（令和５年度行政事業レビューとの関係）** ・　アジア開発銀行豊かで強靭なアジア太平洋日本基金（ＪＦＰＲ）への拠出他23事業 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問

	題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。（事業番号0026～0046、0048、新23-0002） ・　独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）有償資金協力部門への出資 ＪＩＣＡの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、ＪＩＣＡの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。（事業番号0047）

施策	政６－２－１：ＯＤＡ等の効率的・戦略的な活用		
測定指標（定性的な指標）	［主要］政6-2-1-B-1：円借款を通じたＯＤＡの効率的・戦略的な活用		
	目　標	円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。 （目標の設定の根拠） 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てＯＤＡを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	ＪＩＣＡを通じて、新興国・開発途上国への着実な支援等を実施するなど、ＯＤＡの効率的・戦略的な活用に努めました。 ・　政府が平成28年５月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、ＪＩＣＡについては、令和５年度中に計８件、約6,541億円（交換公文（Ｅ／Ｎ）ベース）の本邦技術活用条件（ＳＴＥＰ：用語集参照）による円借款供与や計13件、約3,385億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。 ・　また、令和２年４月に創設した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」では、令和５年度は計２件、約800億円を供与しました。令和６年３月までに、計23カ国向けに約6,848億円を供与（交換公文（Ｅ／Ｎ）ベース）し、本制度を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。 ・　更に、ロシアによるウクライナ侵略により影響を受け、多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対しては、令和５年に135億円の財政支援借款を供与しました。 上記実績のとおり、ＯＤＡの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。	○
	［主要］政6-2-1-B-2：ＪＢＩＣを通じたその他の政府資金（ＯＯＦ：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用		
	目　標	ＪＢＩＣの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。	達成度

		（目標の設定の根拠） 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ＯＤＡのみならず、ＪＢＩＣの実施するＯＯＦとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、ＪＢＩＣの機能強化も行いつつ、ＪＢＩＣの実施するＯＯＦを効率的・戦略的に活用しました。 【ファシリティ等を通じた支援】 ＪＢＩＣは、令和５年度において、地球環境保全業務（ＧＲＥＥＮ：Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で25件、約6,329億円の出融資を承諾するなど、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和４年７月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和６年３月までに、計226件、約40,067億円の出融資等を承諾しています（ＧＲＥＥＮとの重複分を含む）。こうしたファシリティを活用し、上述のＧＲＥＥＮも含め、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援することで、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展に寄与してきました。 【法令改正による機能強化】 さらに、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和５年４月成立）により、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されるとともに、国際協調によるウクライナ復興支援への参画のための措置が講じられました。 上記実績のとおり、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評定		ｓ　目標達成	
評定の理由		ＪＩＣＡについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保しつつ、世界銀行等の他機関との連携も図りながら、「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」の供与をはじめ新興国・開発途上国への支援等を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。 ＪＢＩＣについては、ＧＲＥＥＮや「グローバル投資強化ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。法改正によって更なる機能強化も進められました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「ｓ　目標達成」としました。	

政６－２－１に係る参考情報

参考指標１：開発途上国に対するＯＤＡ、ＯＯＦ及びＰＦ（民間資金）の実施状況

（単位：百万ドル）

	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
ＯＤＡ	10,064	11,720	13,660	15,765	16,747
ＯＤＡ以外の政府資金（ＯＯＦ）	1,380	313	4,898	591	-682
民間資金（ＰＦ）	41,701	42,913	13,309	21,502	37,423
非営利団体による贈与	522	574	606	636	750
資金の流れ総計	53,667	55,519	32,472	38,496	54,238

（注）支出純額（ネット）ベース。暦年。
（出所）財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」
（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm）

参考指標２：円借款実施状況【再掲（総５－１：参考指標５）】

参考指標３：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（９か月間）の達成率

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
達成率	63.4%	76.7%	64.3%	52.2%	74.4%

（出所）外務省調（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html）

参考指標４：ＪＩＣＡの詳細型事後評価完了案件の分布

令和５年度外部評価結果

（総合評価）（注）

レーティング	A（非常に高い）	B（高い）	C（一部課題がある）	D（低い）
総合評価	45%（20 件）	41%（18 件）	14%（6 件）	0%（0 件）

（項目別評価）

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	5%（2件）	91%（40件）	5%（2件）	0%（0件）
有効性・インパクト	7%（3件）	80%（35件）	14%（6件）	0%（0件）
持続性	14%（6件）	43%（19件）	43%（19件）	0%（0件）
効率性	7%（3件）	43%（19件）	43%（19件）	7%（3件）

（出所）財務省国際局開発政策課作成、出典：国際協力機構
（注１）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。
（注２）国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価をＡ～Ｄの４段階でレーティング（格付）。令和５年度は44件が総合評価の掲載対象。

参考指標５：国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の出融資保証業務実施状況【再掲（総５－１：参考指標６）】

施策	政６－２－２：有償資金協力（国際協力機構（ＪＩＣＡ））を通じた支援並びに国際協力銀行（ＪＢＩＣ）及び国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）を通じた支援等	
測定指標（定性的な指標）	［主要］政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）等を通じた支援への参画	
	目　標	世界銀行グループ、アジア開発銀行等のＭＤＢｓ等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。また、ＩＤＡ20やアフリカ開発基金（ＡｆＤＦ）等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。 （目標の設定の根拠） ＭＤＢｓ等の業務運営に積極的に参画し、我が国のＯＤＡ政策・開発理念や経験・専門的知見をＭＤＢｓ等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	我が国は、本年度もＭＤＢｓの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、国際保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてＭＤＢｓとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。 【国際保健】 ・　保健分野では、パンデミックに対する予防・備え・対応（ＰＰＲ）の強化が重要であるとの考えのもと、令和４年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和５年度に4,000万ドルを拠出しました。また、理事会において令和５年７月の第１回目の支援案件決定等の議論に貢献しました。 ・　また、日本が重視しているＵＨＣの推進を含む保健システム全体の長期的なレジリエンス強化にリーダーシップをもって取り組むため、「保健システムの変革と強靭化に係るマルチドナー基金（ＨＳＴＲＦ）」の設立の際に、創設ドナーとして1,000万ドルを拠出する用意があることを表明しました。 ・　他のＭＤＢｓにおいても、国際保健の取組を進めており、令和６年３月には、米州開発銀行（ＩＤＢ）年次総会において、中南米・カリブ地域におけるデジタル化を通じた保健基盤強化に資するため、ＩＤＢと世界保健機関（WHO）傘下のパンアメリカ保健機構が主導する「汎アメリカデジタル保健ハイウェイイニシアチブ」に対して最大500万ドルを支援することを表明しました。 【質の高いインフラ投資】 ・　インフラ分野では、日本の重視する質の高いインフラ投資の考え方をＭＤＢｓのプロジェクトに反映させるための取組として、平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に、1,000万ドルを追加拠出したほか、世界銀行東京ラーニングセンターと連携し、「都市開発実務者向け対話型研修」を通じて、途上国の政府関係者及び実務者等に対して質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の共有を行いました。他のＭＤＢｓにおいても同様の取組を行っています。 ・　更に、ＭＤＢｓとＪＩＣＡとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。令和５年12月には、ＡＤＢとＪＩＣＡの協調融
	達成度	○

資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金（ＬＥＡＰ）の後継として、対象分野の追加等の改善を行い、ＪＩＣＡによる最大15億ドルの投融資を活用するＬＥＡＰ２を立ち上げました。また、令和６年１月には、ＩＤＢとＪＩＣＡの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（ＣＯＲＥ）」について、有償資金協力の目標額を30億ドルから40億ドルに拡大し、枠組みの有効期限を令和８年から令和10年までに延長しました。

【防災・気候変動】

・　防災分野では、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおいて、日本の重視する防災の主流化を支援するため、平成 26 年２月に世界銀行東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」に 1,800 万ドルを追加拠出しました。東京防災ハブでは、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、令和５年度にモロッコやアフガニスタンで発生した地震等に対しては、災害発生後速やかに、復旧・復興計画の策定に不可欠な災害による経済被害を評価する「グローバル災害被害迅速判定（ＧＲＡＤＥ手法）」を通じた支援が行われました。

・　気候変動分野でも、各ＭＤＢと連携して、取り組みを進めています。日本が最初のドナーとして貢献しているＡＤＢのエネルギー・トランジション・メカニズム（ＥＴＭ）は、第１号案件の実施に向けて関係者間での覚書が締結されるなど、取組が進んでおります。さらに、令和５年５月のＡＤＢ総会において立ち上げが発表された、気候変動対応のためのＡＤＢによる新規融資を加速させる取組であるアジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（ＩＦ－ＣＡＰ：Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific）に設立パートナーの１か国として資金貢献する方針を表明しました。また、高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するインドネシアにおける公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：ＪＥＴＰ）において、ＡＤＢの日本信託基金を通じて、事務局の設置を支援するなど、共同リード国として米国とともに議論を主導しています。

・　さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）において、より大きな役割を果たせるよう協力する新たなパートナーシップ「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：ＲＩＳＥ）の策定を主導し、同志国や世界銀行とともに立ち上げました。創設ドナーとして計 2,500 万ドルの貢献を表明し、そのうち 500 万ドルを令和６年３月に拠出しました。

・　加えて、令和５年 11 月には、ＣＯＰ28 において、グリーンで気候変動に強靱なインフラプロジェクトへの民間資金動員を図るべく、アフリカ開発銀行（ＡｆＤＢ）が主導し、立ち上げたグリーンインフラ向け支援基金（The

Alliance for Green Infrastructure in Africa：ＡＧＩＡ）について、気候変動に脆弱なアフリカ諸国を支援し、ひいては国際社会全体での1.5℃目標達成に貢献するため、創設ドナーとして1,000万ドルの拠出を表明しました。

こうした分野別の取組に加え、ＭＤＢｓの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が重視する分野が重点政策に位置づけられるよう努めました。

・　中南米・カリブ地域の国際開発金融機関である米州開発銀行（ＩＤＢ）グループでは、同地域の地球規模課題等への膨大な資金需要に対応するため、さらなる民間資金動員等を目的に、民間セクター支援を行う米州投資公社（通称：ＩＤＢ Invest）の増資およびスタートアップや新しいビジネスの支援を行う多数国間投資基金（通称：ＩＤＢ Lab）の資金補充が、令和６年３月の年次総会において合意されました。我が国は、ＩＤＢ Investにおける域外国理事の増加などのガバナンス強化の確保、ＩＤＢ Labにおける一部の国の未払い問題の解決などを主導しながら、積極的に議論に参画することで、それぞれの増資および資金補充の成立に貢献し、同地域への支援強化の実現に大きく貢献しました。
・　さらに令和５年12月に合意された、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（ＥＢＲＤ）のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第２位の出資国として、参画しています。
・　また、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（ＩＤＡ）においては、今後行われる第21次増資（ＩＤＡ21）に向け、また、アジア開発銀行（ＡＤＢ）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ＡＤＦ）においては、第13次財源補充（ＡＤＦ14）に向け、加盟国間で議論が行われ、国際保健や地域連結の促進等の我が国が重視する分野が重点政策に位置付けられるよう積極的に議論に参加しました。

また、気候変動やパンデミック等の国境を越える課題により、貧困が深刻化し、不平等も拡大する中、世界銀行をはじめとするＭＤＢｓにおいて、地球規模課題への対応強化（ＭＤＢ改革）や開発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用といった取組（ＣＡＦレビュー）が進められています。我が国は、令和５年10月の世界銀行・ＩＭＦ合同開発委員会で表明した、融資余力を拡大するための新たな金融手法である世界銀行のポートフォリオ保証プラットフォーム等に対する貢献などを通じて、各ＭＤＢやＧ７・Ｇ20等におけるこれらの議論を積極的に主導してきました。

その他、ＭＤＢｓにおける日本人職員の採用も推進しています。

ＡＤＢ総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（ＭＩＧＡ）長官、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項には国際開発協会（ＩＤＡ）増資を含む）等、日本人は様々なＭＤＢｓで幹部として貢献しています。日本政府としては、ＭＤＢｓにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各ＭＤＢと協力し

		ながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。令和５年度には、世界銀行やＡＤＢにおいて、リクルートミッションが行われたほか、令和５年10月には、ＡＤＢ、ＡｆＤＢ、ＥＢＲＤ及びＩＤＢが上智大学との共催の形で、「ＲＤＢｓ・ジョイントキャリアセミナー」を開催し、４機関の事業内容や日本人職員の活躍ぶりを説明するなど、ＭＤＢｓ横串での取組も行われました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	
	政6-2-2-B-2：ＵＨＣ実現・パンデミックへのＰＰＲの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画		
	目　標	我が国が国際的取組を先導しているＵＨＣの実現に向けた議論や、パンデミックへのＰＰＲの強化に向けた議論に積極的に参画していきます。 **（目標の設定の根拠）** 開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、ＵＨＣの実現やパンデミックへのＰＰＲの強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とＵＨＣ実現・パンデミックへのＰＰＲの強化に向けた取組の推進が必要であるためです。	**達成度**
	実績及び目標の達成度の判定理由	ＵＨＣは、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ：用語集参照）のターゲットの一つとして挙げられています。 ＵＨＣの推進に当たって、財務省はＭＤＢｓの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるＵＨＣ達成の推進に積極的に取り組んできました。 また、Ｇ７やG20等の国際場裡においても、ＵＨＣの推進やパンデミックへのＰＰＲ強化の議論を先導しています。令和５年の日本議長下のＧ７においては、「財務・保健の連携強化及びＰＰＲファイナンスに関するＧ７共通理解」を取りまとめ、財務・保健の更なる連携強化の重要性を確認するとともに、パンデミック発生時の「対応」のため、必要な資金を迅速かつ効率的に供給する、「サージ・ファイナンス」の枠組について「G20財務・保健合同タスクフォース」等と共に検討を進めることに合意しました。これを踏まえ、G20における議論にも積極的に貢献しました。 また、令和４年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和５年度に4,000万ドルを拠出しました。また、理事会において令和５年７月の第１回目の支援案件決定等の議論に貢献しました。 加えて、令和５年９月には途上国に対しＰＰＲの向上を支援するため、新たな円借款制度を創設し、途上国政府による公衆衛生危機への予防・備えと危機発生時の機動的な対応を一体的に支援することを可能としました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	○
	政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画		
	目　標	Ｇ７やG20等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファ	**達成度**

		シリティ（Global Environment Facility：ＧＥＦ）、気候投資基金（Climate Investment Funds：ＣＩＦ）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：ＧＣＦ）の運営、また米国とともに共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：ＪＥＴＰ）に係る議論等に積極的に参画していきます。	
		（目標の設定の根拠） 気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	各基金の意思決定機関である評議会（ＧＥＦ）、運営委員会（ＣＩＦ）、理事会（ＧＣＦ）の会合や、令和５年12月に開催されたＣＯＰ28でのＧＥＦとＧＣＦに関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画するとともに、ロス＆ダメージに対応するための新たな基金に関連し、具体的な基金の設置方法等についての勧告を行う移行委員会への出席等を通じ、特に技術的な観点からの知見を提供するなど、新規立上げに向けた貢献を行いました。 また、ＪＥＴＰにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。 このほか、ＥＴＭやＩＦ－ＣＡＰ等、ＡＤＢにおいて進められているアジア・太平洋地域の気候変動対応を支援する取組にも積極的に参画しています。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	○
政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援［新］			
	目　標	我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、Ｇ７や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。	**達成度**
		（目標の設定の根拠） 令和４年２月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、Ｇ７や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	【ＭＤＢｓ】 ・　令和５年４月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正により、世界銀行に設けられる基金に対して国債を拠出することで、世界銀行によるウクライナ向け融資への信用補完を通じた財政支援を行うことが可能となりました。これを受け、令和５年６月に、世界銀行のウクライナ復旧・復興基金（ＡＤＶＡＮＣＥ）に対して、国債を拠出し、信用補完を行うことで、令和６年３月までに50億ドルの世界銀行によるウク	○

		ライナ向け融資を実現しました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じて、同国の流動性の確保にも取り組んでいます。 ・　これに加え、4.7億ドルを世界銀行のＰＥＡＣＥ信託基金に拠出し、同国の政府機能維持や非軍事の公共サービスの提供のための財政支援も実施しました。 ・　復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第１号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（ＭＩＧＡ）のウクライナ復興・経済支援（ＳＵＲＥ）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでいます。令和５年度において、日本は本基金に、合計1,300万ドルを追加拠出し、最大ドナー国となりました。また、民間セクター支援を行う国際金融公社（ＩＦＣ）の投融資や技術支援等を活用した支援を行うべく、ＩＦＣの包括的日本信託基金にウクライナ・ウィンドウを新設し、700万ドルを拠出しました。加えて、令和５年12月に合意された、ＥＢＲＤのウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第２位の出資国として、参画しています。 ・　また、周辺国支援の一環として、国際復興開発銀行（ＩＢＲＤ）に供与した円借款を活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（ＧＣＦＦ）を通じて、多くのウクライナ避難民を受け入れるモルドバに対し、世界銀行への金利支払い負担軽減のため、約1,700万ドルの支援を実施しました。 【ＪＢＩＣ】 令和６年２月、日ウクライナ経済復興推進会議が東京で開催され、国際協力銀行と黒海貿易開発銀行によるウクライナ及び周辺国向けのツーステップローン供与に向けたＭＯＵの締結などの成果を得ました。 なお、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和５年４月成立）により、国際協調によるウクライナ復興支援への参画のための措置が講じられています。 【ＪＩＣＡ】 令和５年８月に実施した日ウクライナ財務協議を踏まえ、ＪＩＣＡを通じて、関税分野や国税分野での行政能力強化に関する技術協力の準備を開始しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	
施策についての評定	**ｓ　目標達成**		
評定の理由	ＭＤＢｓを通じた支援に関しては、ＭＤＢｓの業務運営についての議論に積極的に参画し、我が国が開発政策において重点政策と位置付けるテーマをＭＤＢｓの政策に反映させるとともに、そうした分野における日本とＭＤＢｓの間の連携を深めることができた他、Ｇ７やG20、各ＭＤＢにおいて行われた地球規模課題への対応強化のためのＭＤＢ改革の議論にも積極的に貢献しました。		

	新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、財務・保健当局の連携を通じたパンデミックへのＰＰＲの強化やＵＨＣの推進に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的にG20等の国際的な議論を主導しました。 国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、ＧＥＦやＧＣＦ等の多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。また、ＪＥＴＰにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップ立上げのための議論を主導し、気候変動対策の進展に貢献しました。このほか、ＥＴＭやＩＦ－ＣＡＰといったＡＤＢにおける取組に積極的に参画しました。 ウクライナ支援については、ＭＤＢｓの知見を活用しつつ、膨大な支援ニーズに応えるため、昨年の法改正により可能となった世界銀行を通じた財政負担の観点での支援を含め、国際社会全体としての支援に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「ｓ　目標達成」としました。

政６－２－２に係る参考情報

参考指標１：国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）に対する上位出資国とシェア　（単位：%）

	世界銀行グループ							
	国際復興開発銀行（ＩＢＲＤ）		国際開発協会（ＩＤＡ）		国際金融公社（ＩＦＣ）		多数国間投資保証機関（ＭＩＧＡ）	
日本	7.6%（２位）		16.7%（２位）		8.0%（２位）		5.1%（２位）	
１位	米	16.6	米	19.2	米	19.2	米	18.4
２位	日	7.6	日	16.7	日	8.0	日	5.1
３位	中	5.9	英	12.1	独	5.3	独	5.0
４位	独	4.5	独	9.9	英・仏	4.8	英・仏	4.8
５位	英・仏	4.1	仏	7.1	－	－	－	－

	アジア開発銀行			
	通常資本（ＯＣＲ）		アジア開発基金（ＡＤＦ）	
日本	15.6%（１位）		38.5%（１位）	
１位	日・米	15.6	日	38.5
２位	中	6.4	米	13.2
３位	印	6.3	豪	8.2
４位	豪	5.8	加	5.9
５位	－	－	独	5.6

	米州開発銀行グループ					
	米州開発銀行				米州投資公社（ＩＩＣ）	
	米州開発銀行（ＩＤＢ）		多数国間投資資金（ＭＩＦ）			
日本	5.0%（域外国中１位）		33.7%（１位）		3.7%（域外国中４位）	
１位	米	30.7	日	33.7	ブラジル	13.5
２位	ブラジル	11.2	米	32.1	米	13.2
３位	アルゼンチン	11.2	スペイン	7.0	アルゼンチン	11.7
４位	メキシコ	7.2	韓	3.6	メキシコ	7.5
５位	日	5.0	中	3.0	中	5.9

	アフリカ開発銀行グループ			
	アフリカ開発銀行（ＡｆＤＢ）		アフリカ開発基金（ＡｆＤＦ）	
日本	5.4%（域外国中２位）		10.0%（域外国中４位）	
１位	ナイジェリア	8.6	米	11.0
２位	米	6.5	英	10.7
３位	エジプト	6.0	独	10.5
４位	日	5.4	日	10.0
５位	アルジェリア	5.0	仏	10.0

	欧州復興開発銀行	
日本	8.6%（２位）	
１位	米	10.1
２位	日・英・独・仏・伊	8.6

（出所）各機関年次報告書等（令和５年度末時点の最新版）。

参考指標２：国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）等に対する拠出金　（単位：億円）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
ＭＤＢｓ	240.5	615.6	440.1	824.7	1032.3
世界銀行グループ	150.1	347.7	270.5	710.0	883.0
アジア開発銀行	64.8	234.0	132.9	69.1	94.2
米州開発銀行	13.3	18.8	20.5	18.4	20.6
アフリカ開発銀行	5.5	5.7	6.2	8.3	25.8
欧州復興開発銀行	7.0	7.1	9.9	18.9	8.8
ＩＭＦ拠出金	37.3	312.8	112.1	178.7	43.7
合計	277.8	926.0	555.2	1003.5	1076.0

（出所）国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標３：国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）の活動状況

世界銀行（セクター別融資等承諾額）　（単位：億ドル）

	令和元年	２年	３年	４年	５年
農業・漁業・林業	38.2	37.5	41.7	76.2	83.5
教育	36.4	51.7	56.0	34.3	37.0
エネルギー・採取産業	63.2	52.7	61.8	67.7	102.6
金融セクター	31.7	42.4	57.4	32.2	54.6
保健	34.1	82.8	64.5	105.2	53.9
産業・貿易・サービス	43.2	49.2	52.0	42.3	46.1
情報通信技術	13.9	20.9	19.2	17.5	23.2
行政	84.4	85.5	112.4	126.8	172.4
社会的保護	42.8	89.7	111.5	82.4	73.5
運輸	31.9	34.6	46.4	82.0	35.5
水・衛生・廃棄物処理	31.4	36.5	42.6	41.4	46.1
合計	451.2	583.4	665.5	708.0	728.2

（出所）世界銀行年次報告書
（注１）世界銀行の年度は、前年７月１日～当年６月30日。
（注２）国際復興開発銀行（ＩＢＲＤ）及び国際開発協会（ＩＤＡ）の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等承諾額）　（単位：億ドル）

	令和元年	２年	３年	４年	５年
農業・天然資源	22.7	12.8	14.9	22.2	32.3
エネルギー	26.3	42.9	18.4	14.5	22.3
金融	21.6	46.1	41.2	56.9	36.1
産業・貿易	5.8	22.2	7.2	2.4	6.6
教育	11.3	10.7	9.8	8.0	13.9
保健・社会保障	6.4	35.1	58.8	8.2	22.8
給水・衛生・廃棄物処理	12.2	18.6	19.9	11.0	19.2
運輸・通信	80.8	31.8	34.5	44.3	47.8
公共政策	29.5	95.6	22.9	37.3	33.5
多目的	0	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	216.4	315.9	227.6	204.7	235.4

（出所）アジア開発銀行年次報告書等
（注１）アジア開発銀行の年度は、１月１日～12月31日。
（注２）アジア開発基金分を含む。

ＭＤＢｓにおける日本人職員数等

		世界銀行グループ	アジア開発銀行	米州開発銀行グループ	アフリカ開発銀行	欧州復興開発銀行
日本人職員数	（令和４年度）	242	134	22	12	20
	（令和５年度）	242	133	22	10	22
日本人幹部職員数（令和５年度）		6	32	3	3	2
日本人比率（令和５年度）		2.7%	9.5%	1.0%	0.7%	0.8%

（出所）各機関資料、理事室調べ
（注１）各機関の会計年度末（世界銀行グループは６月末、その他ＭＤＢｓは12月末）の数値。
（注２）世界銀行グループについては、統計資料の都合上、令和５年度より日本人職員の定義を変更。それに伴い、令和４年度の数値も遡及改訂。

参考指標４「円借款実施状況」【再掲（総５－１：参考指標５）】

参考情報

（１）　ＪＩＣＡ円借款業務

イ　ＪＩＣＡ円借款の供与実績

令和５年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で21,117億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、インフラシステム海外展開戦略2025等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約15,963億円で、円借款供与総額の約73%であり、主な供与国は、インド、バングラデシュ、及びフィリピンでした。

ロ　ＭＤＢｓとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のＭＤＢｓの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とＭＤＢｓの協調融資を行っています。

①　ＥＰＳＡイニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セク

ター開発を包括的に支援しており、令和元年８月に開催されたＴＩＣＡＤ７においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブＥＰＳＡ４（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）を表明しました。

この枠組の下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長を推進しています。

②　ＩＤＢ協調融資スキーム（ＣＯＲＥ）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、ＩＤＢと協調融資を行う枠組として、平成24年以降、ＣＯＲＥ（コア:Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、令和３年３月の改定（名称もCofinancing for Renewable Energy and Energy EfficiencyからCooperation for Economic Recovery and Social Inclusionに変更）以降は、これまで支援してきた再生エネルギーなどの分野を中心とした質の高いインフラ投資に加え、保健・防災への取組も重視しているほか、ＩＤＢ Invest・ＩＤＢ Labとの協力も推進しています。令和６年１月には、ＩＤＢとＪＩＣＡの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（ＣＯＲＥ）」について、有償資金協力の目標額を30億ドルから40億ドルに拡大し、枠組みの有効期限を令和８年から令和10年までに延長しました。

③　新型コロナ危機対応緊急支援円借款

令和２年度に創設し、令和３年度に拡充した本借款において、多くの案件でＭＤＢｓとの協調融資を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。

（２）　ＪＩＣＡ海外投融資業務

ＪＩＣＡの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでの対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という２つの資金面から支えるものです。令和５年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標５「国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総５－１：参考指標６）】

参考情報

国際協力銀行（ＪＢＩＣ）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和５年度のＪＢＩＣ出融資および保証の承諾額合計は約20,379億円でした。

参考指標６：国際協力銀行（ＪＢＩＣ）によるサムライ債発行支援の実績（令和５年度）

（単位：億円）

支援形態	発行体	サムライ債発行額
保証	ポーランド共和国政府系金融機関	930
一部取得	インドネシア共和国政府	207

施策	政６－２－３：債務問題への取組	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画	
	目　標	達成度
	債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、ＩＭＦ、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、Ｇ７やG20等の国際的枠組において、我が国は、債権国に対する債権データの国際機関への共有に係る働きかけを通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいきます。	
	（目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	○
	【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】 債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、ＩＭＦ・世界銀行やＧ７・G20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。 ・　G20やパリクラブにおいて、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。令和６年３月には、全てのパリクラブ債権国は、ＨＩＰＣ（重債務貧困国）イニシアティブの下、ソマリアに対する債務削減の供与に合意しました。 ・　また、ＩＭＦ等の信託基金（「決定のためのデータ基金」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。 ・　さらに、Ｇ７において、債権国が世界銀行に債権データを共有し、データ突合を実施して正確な債務データを確保する取組を、Ｇ７議長国として日本が主導し、初期段階で計65億ドルに上るデータギャップの特定に貢献するとともに、G20においては、国際金融機関への債権データ共有状況に関する確認作業に参加し、債務の透明性・正確性の向上に大きく貢献しました。 【「共通枠組」及びその他債務再編プロセス等への積極的参画】 ・　G20 及びパリクラブは、令和２年 11 月にG20 及びパリクラブが合意した、「債務支払猶予イニシアティブ（ＤＳＳＩ）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「ＤＳＳＩ後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。「共通枠組」の下での債務再編は、令和５年 10 月に、ザンビア政府との間で覚書について合意し、令和６年１月には、ガーナ政府との間で債務再編にかかる基本合意に到達する等の進展がありました。これらの一連の議論への積極的な参加を通じ、債権国の一員として	

		プロセスの進展に貢献しました。 ・　また、「共通枠組」対象外の中所得国、とりわけスリランカの債務問題については、パリクラブメンバーに加え、非パリクラブ国と協調した形で債権国会合を創設し、インドやフランスとともに当該会合の共同議長として債務再編を主導した結果、令和５年 11 月に債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編条件の基本合意に至りました。 ・　更に、ＩＭＦ・世界銀行が主催する債務問題に関するラウンドテーブルに参加し、国際金融機関・官民債権者・債務国等の全ての主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨み、債務問題への理解が促進されるよう、努めました。 ・　昨年、我が国を含む公的債権国グループは、ウクライナの公的債務の支払猶予を供与し、令和５年 12 月に、当該支払猶予期限を令和５年末から令和９年３月末まで延長することに合意しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	我が国は引き続き、ＩＭＦ・世界銀行、Ｇ７・G20やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、債権国が世界銀行に債権データを共有する取組みをＧ７議長国として主導し、初期段階で計65億ドルに上るデータギャップの特定に貢献しました。また、G20においては、国際金融機関へのデータ共有状況に関する確認作業に参加するなど、債務透明性の向上、貸付慣行の改善に向けた取組に積極的に貢献しました。 パリクラブにおいては、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。また、2024年３月には、全てのパリクラブ債権国は、ＨＩＰＣ（重債務貧困国）イニシアティブの下、ソマリアに対する債務削減の供与に合意しました。更に、「共通枠組」のプロセスの進展に貢献するとともに、「共通枠組」対象外の中所得国であるスリランカについては、インドやフランスとともに共同議長として非パリクラブ国と協調した形で同国の債務再編を主導し、債務再編条件の基本合意に至りました。引き続き、覚書の早期署名に向けて、主導してプロセスを進めています。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「ｓ　目標達成」としました。

施策	政６－２－４：開発途上国に対する知的支援

測定指標（定量的な指標）

[主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）　（単位：%）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	○
実績値	99.0	99.0	99.6	99.1	99.8	

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調
（注１）研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。
（注２）数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

	（目標値の設定の根拠） 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。 （目標の達成度の判定理由） 目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。
施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	財務省関税局・税関では、後掲のとおり開発途上国の税関職員に対して、支援ニーズを的確に把握した上で、ＷＣＯ（世界税関機構：用語集参照）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、技術支援を実施しました。 財務総合政策研究所では、令和５年度は、４年ぶりに対面形式でのセミナー等を実施する一方、オンライン方式の利点も活かして、オンライン方式も積極的に併用して効率的にセミナー等を実施しました。また、講義内容に関しても、国際的な議論が活発な論点のみならず、できるだけ参加者の関心に沿う内容とするなどの工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました（参考指標参照）。 実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているＪＩＣＡ専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政６－２－４に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

		令和５年度の実施状況
受入研修	財政経済セミナー	・　開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施するものです。令和５年度は４年ぶりに対面形式のセミナーを提供しました。
	中央アジア・コーカサスセミナー	・　中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、ジョージア、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタンの財務省職員等を受け入れるものです。令和５年度は４年ぶりに対面形式のセミナーを提供しました。
専門家派遣	カンボジア中小企業金融支援	・　令和５年６月、カンボジア中小企業銀行に対し、人材育成及び融資審査能力の向上を目的とした技術協力の覚書を締結しました。当覚書に基づき、令和５年６月及び11月にプノンペンへ専門家を派遣し、融資審査に関するセミナーを実施しました。
	ＰＲＩ－ＵＭＯＥＦ－ＢＦＡ合同セミナー	・　令和６年３月、ウズベキスタン経済財務省（ＵＭＯＥＦ）及びウズベキスタン金融財政アカデミー（ＢＦＡ）との合同セミナーを、オンライン及び対面方式の併用で開催し、財務総研から、ＵＭＯＥＦ職員及びＢＦＡ学生等に対する講義を実施しました。

【財務省関税局による知的支援】

		令和５年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・　ＡＳＥＡＮやアフリカ等の開発途上国の税関職員に対して、関税評価や研修管理等の分野において、相手国の支援ニーズに即した技術支援を実施しました。
	ＪＩＣＡプログラム	・　ＪＩＣＡと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、主に日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした課題別研修「税関行政」等を実施しました。
	ＷＣＯプログラム	・　ＷＣＯに加入している開発途上国の税関職員を対象に、ＷＣＯ事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・　ＷＣＯ事務局及びＷＣＯアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・　ＡＳＥＡＮや南西アジア等の開発途上国の税関職員に対して、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国税関の実情に即した技術支援を行いました。
	ＪＩＣＡプログラム	・　カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	ＷＣＯプログラム	・　ＷＣＯ事務局及びＷＣＯアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、ＷＣＯが実施する地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 ・　ＷＣＯが、ＪＩＣＡの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国及び太平洋島嶼国の税関職員を対象とする教官養成プログラム（マスタートレーナープログラム）のもとで開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

［受入研修・セミナーの実績］　（単位：件、人）

		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
案件数	財務総研	3	0	2	4	5
	関税局	24	3	9	21	28
	合計	27	3	11	25	33
受入人数	財務総研	38	0	17	416	180
	関税局	229	20	182	218	316
	合計	267	20	199	634	496

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）新型コロナウイルス感染拡大により令和２年度及び令和３年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和４年度及び５年度も一部オンラインで実施した。

［専門家派遣の実績］　（単位：件、人）

		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
案件数	財務総研	7	5	0	2	3
	関税局	45	34	51	46	54
	合計	52	39	51	48	57
派遣人数	財務総研	29	31	0	9	16
	関税局	100	76	133	111	114
	合計	129	107	133	120	130

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注１）専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

（注２）新型コロナウイルス感染拡大により令和２年度及び令和３年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和４年度及び５年度も一部オンラインで実施した。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係省庁間で密接な連携を図りながら、ＯＤＡの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。 ＪＩＣＡに関しては、ＯＤＡの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。 ＪＢＩＣに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。 ＭＤＢｓに関しては、引き続き主要出資国としてＭＤＢｓの業務運営及びＧ７・Ｇ20等における議論に積極的に参画していきます。 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（ＰＰＲ）を含む、強靭で持続可能な保健財政枠組構築のための、財務・保健当局の連携強化やＵＨＣの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、Ｇ20等の国際的な議論に積極的に参画していきます。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、ＧＥＦやＣＩＦ及びＧＣＦの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、ＪＥＴＰにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導していきます。 債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、ＩＭＦ、世界銀行、Ｇ20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施していきます。 また、令和５年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和７年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	**区　分**	**令和３年度**	**４年度**	**５年度**	**６年度**
	予算の状況（千円） 当初予算	78,015,440	77,806,694	82,813,243	83,435,692
	補正予算	26,983,471	72,522,504	76,544,732	
	繰越等	－	－	N.A.	
	合　計	104,998,911	150,329,198	N.A.	
	執行額（千円）	104,686,105	150,127,186	N.A.	

（概要）
アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。
（注）令和５年度「繰越等」「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定） 開発協力大綱（令和５年６月９日閣議決定）

	質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年５月23日公表） 成長戦略フォローアップ（令和３年６月18日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年10月28日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和５年11月２日閣議決定） インフラシステム海外展開戦略2025（令和２年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和３年６月17日改訂、令和４年６月３日追補、令和５年６月１日追補）
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：令和３～５年度一般会計補正予算書（財務省）、令和６年度一般会計予算書（財務省）、令和３～４年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）
前年度政策評価結果の政策への反映状況	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ＯＤＡの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 ＪＩＣＡに関しては、ＯＤＡの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、ロシアによるウクライナ侵略により多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対する財政支援借款供与を通じて、ウクライナ周辺国の経済復興を支援しました。 ＪＢＩＣに関しては、ＧＲＥＥＮや令和４年７月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を通じて、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。 ＭＤＢｓに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 国際保健に関しては、特にＧ７議長国としてパンデミックへの対応のためのファイナンスの強化に関する議論を主導するなど、財務・保健当局の連携を通じたＰＰＲの強化やＵＨＣの推進に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、Ｇ20等の国際的な議論に積極的に参画しました。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、ＧＥＦやＣＩＦ及びＧＣＦの運営に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務問題に関しては、令和２年11月にＧ20及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、ＩＭＦ・世界銀行やＧ20、パリクラブをはじめとする国際的枠組における議論や取組に積極的に参画しました。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施しました。 また、令和４年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和６年度予算において、必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標６－３：日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。 令和２年12月、新興国企業との競争の激化、ＳＤＧｓの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年５月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し（令和３年６月に改訂、令和４年６月・令和５年６月に追補）、令和７年に34兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標に向けて取り組んでいます。 財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靭化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。 **（上記目標を達成するための施策）** 政６－３－１：国際協力機構（ＪＩＣＡ）有償資金協力業務、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）業務を通じた支援の推進

政策目標６－３についての評価結果	
政策目標についての評定	Ｓ　目標達成
評定の理由	国際協力機構（ＪＩＣＡ）有償資金協力業務や国際協力銀行（ＪＢＩＣ）業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、施策の評定が「ｓ目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「Ｓ　目標達成」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、ＪＩＣＡの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、ＪＢＩＣの出融資といったツールを活用して推進しています。

施策	政６－３－１：国際協力機構（ＪＩＣＡ）有償資金協力業務、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）業務を通じた支援の推進	
測定指標（定性的な指標）	政6-3-1-B-1：国際協力機構（ＪＩＣＡ）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組	
	目　標	日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、ＪＩＣＡによる有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。 （目標の設定の根拠） 我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、ＪＩＣＡによる有償資金協力が重要なツールの１つであるためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	ＪＩＣＡについては、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、ＪＩＣＡ海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、ＪＩＣＡ海外投融資の審査プロセスについて、令和２年11月に「ＪＩＣＡ海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努め、令和５年度においては、計13件、約3,385億円（承諾額ベース）の海外投融資を実施しました。 円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和５年度中に計６件、約5,955億円（交換公文（Ｅ／Ｎ）ベース）の本邦技術活用条件（ＳＴＥＰ：用語集参照）による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。 なお、財務省は、ＭＤＢｓとも連携し、以下をはじめとする様々な機会に積極的に参画することを通して、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援しています。 ・　令和５年９月には、ＥＢＲＤ等によりウズベキスタンへの投資呼び込みを目的としたウズベキスタン投資フォーラムが開催され、同国でのビジネス展開に関心を持つ多くの日本企業が参加しました。 ・　日本企業のアフリカ進出を促進するため、令和５年11月のＡｆＤＢ主催「2023年アフリカ投資フォーラム（Africa Investment Forum：ＡＩＦ2023）」のサイドイベントとして「ジャパン・スペシャル・ルーム」を開催しました。スタートアップを含む日本企業40社が参加し、アフリカのニーズと日本企業が有する技術等について議論を行いました。 ・　令和６年１月には、ＡＤＢ及び内閣府と連携して、途上国政府・国営企業を対象としたエネルギートランジションに関するワークショップを行い、日本のエネルギー政策や、日本企業の技術について紹介することにより、日本企業の海外展開の機会創出に貢献しました。 上記実績のとおり、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款・海外投融資の活用等により、着実に支援していることから、達成度を「○」としました。
	達成度	○

	[主要]政6-3-1-B-2：国際協力銀行（ＪＢＩＣ）を通じた効率的・戦略的な支援の取組		
	目　標	ＪＢＩＣにおいては、更なるリスクテイクを可能とする「特別業務」や「グローバル投資強化ファシリティ」等のツールを活用しつつ、更なる機能強化を行うことで、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。 （目標の設定の根拠） 日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきているＪＢＩＣによる出融資保証業務が重要なツールの１つであるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	ＪＢＩＣを通じた支援については、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能の改善・強化なども行いつつ、効率的・戦略的に支援を実施しました。 ・　具体的には、「インフラシステム海外展開戦略2025」等を踏まえ、令和４年７月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和６年３月までに、計226件、約40,067億円の出融資等を承諾しています。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素社会をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質の高いインフラ投資や海外における新たな市場創出を支援しました。 ・　さらに、令和５年10月には株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号。以下「ＪＢＩＣ法」といいます。）の一部改正法（令和５年４月成立）の全面施行を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されました。 上記実績のとおり、日本企業の海外展開をより一層後押しするためにＪＢＩＣを通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評定		ｓ　目標達成	
評定の理由		ＪＩＣＡについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するとともに、ＪＩＣＡ海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款や海外投融資の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。 ＪＢＩＣについては、「グローバル投資強化ファシリティ」を活用するとともに、ＪＢＩＣ法一部改正法の全面施行を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「ｓ　目標達成」としました。	

政６－３－１に係る参考情報

参考指標１：円借款実施状況【再掲（総５－１：参考指標５）】

参考指標２：国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の出融資保証業務実施状況【再掲（総５－１：参考指標６）】

評価結果の反映	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、ＪＢＩＣ先議を含むＪＩＣＡ海外投融資の審査プロセスの見直しなど質の高いインフラ輸出促進のための制度改善を行ってきたＪＩＣＡや、ファシリティの活用や、法改正等の機能強化を進めたＪＢＩＣの取組等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定） 開発協力大綱（令和５年６月９日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年５月23日公表） 成長戦略フォローアップ（令和３年６月18日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年10月28日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和５年11月２日閣議決定） インフラシステム海外展開戦略2025（令和２年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和３年６月17日改訂、令和４年６月３日追補、令和５年６月１日追補）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、引き続き日本企業の海外展開支援を推進しました。特に、ＪＢＩＣを通じた支援については、令和４年７月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、令和５年10月のＪＢＩＣ法一部改正法の全面施行によってサプライチェーン強靱化支援や日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能を強化するなど、日本企業の海外事業の維持・継続や更なる海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標７－１：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

上記目標の概要	政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。 **（上記目標を達成するための施策）** 政７－１－１：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保 政７－１－２：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

政策目標７－１についての評価結果	
政策目標についての評定	Ａ　相当程度進展あり
評定の理由	東日本大震災等からの復興に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き存在する中、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いましたが、適切な監督を引き続き行う必要があります。 施策７－１－１の評定は「ｓ　目標達成」、施策７－１－２の評定は「ａ　相当程度進展あり」であるため、政策目標の評定を「Ａ　相当程度進展あり」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。 財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、新型コロナウイルス感染症への対応や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施する等の必要なニーズに対して適切に対応しています。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営を確保するため、融資業務や調達等についても、各機関から受けた報告等の情報も活用しつつ、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証する等の対応を行い、政策の効率的な実施に努めています。 **（令和５年度行政事業レビューとの関係）** ・　新創業融資等実施事業（日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金）

「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

「本事業は、民間金融機関の活動等による外的要因を踏まえると、定量的な成果指標を設定することが難しいということは理解できるが、事業主体である日本政策金融公庫における融資事業の効果検証方法を把握するとともに、事業主管官庁としての政策効果を図る成果指標の設定を検討すること。スタートアップ育成５か年計画が重視するディープテック関連事業については、本事業によりカバーされており同計画の遂行に役立っているものと考えられるが、上乗せ金利減免の効果について検証すること。」との外部有識者の所見を踏まえ、事業主体である日本政策金融公庫における融資事業の効果検証方法を把握するとともに、事業主管官庁としての政策効果の測定について引き続き分析・検討を行うように努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

外的要因の影響を受けるため、本事業に係る定量的な成果指標を設定することは困難であるが、各種貸付制度が事業者に実際にどのように利用されているかを確認することは重要であることから、主務省として、今後も引き続き、事業主体である日本政策金融公庫における取組を適時適切に把握する。

令和６年度概算要求についても、過年度までと同様に、融資実績・顧客の利便性・政府方針などを踏まえ、適切に対応した。（事業番号0049）

・　中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）

「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

「本事業における適切な信用保証の規模は、経済状況や資金需要等の外的要因により変化するものであるため、定量的な目標設定が難しいということは理解できるが、市場における信用保証のニーズをモニタリングしつつ、事業の適正規模を図りながら中小企業等の資金調達の円滑化を図るとととともに、事業主管官庁として本事業の執行機関の実施状況を監督するなど、制度全体としての効果測定について引き続き分析・検討を行うこと。」との外部有識者の所見を踏まえ、市場における信用保証のニーズをモニタリングしつつ、事業の適正規模を図りながら中小企業等の資金調達の円滑化を図るとととともに、事業主管官庁として本事業の執行機関の実施状況を監督するなど、制度全体としての効果測定について引き続き分析・検討を行うよう努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

引き続き信用保険・信用保証制度の利用実績等の詳細な実施状況を把握しつつ、その効果の測定・分析に努める。

令和６年度概算要求において、上記の取組を踏まえ、経済状況や過去の実績に照らして将来の利用状況を予測し事業の規模（令和６年度の保険引受見込額）を検討する。

信用保険の利用状況等を踏まえ、要求内容の見直しを行った。（事業番号0050）

・　危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金）

「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

「本事業は、危機対応業務という性格から、定量的な目標設定が難しいということは理解できるが、実施プロセスについての検証に資する定性的な目標を検討すること。」との外部有識者の所見を踏まえ、運営体制が危機発生時に円滑に対応可能なものであるか、継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて実施プロセスの改善に努める。

「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングを行うこととする。また、金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等による被害に適切に対処するため、必要に応じて実施プロセスの見直しを行い、改善に努める。（事業番号0051）

施策	政７－１－１：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政7-1-1-B-1：中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化		
	目　標	中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。 （目標の設定の根拠） 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和４年６月７日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和４年６月７日閣議決定）等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和４年度から引き続き実施しました。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への資金繰り支援策として、経済環境の変化を踏まえ、金利引下げ幅の縮小等、コロナ前の支援水準に戻しつつ、引き続き、日本政策金融公庫等において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」及び「セーフティネット保証４号・５号」等に係る特例措置等を講じました。 さらに、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業等への資金繰り支援として、引き続き「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」の金利引下げを実施しました。 上記の施策を講じた結果、令和５年度における中小企業・小規模事業者への「新創業融資制度」による貸付の実績が1,331億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が304億円、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による貸付の実績が12,031億円（※）、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」による貸付の実績が1,352億円、「セーフティネット貸付」による貸付の実績が2,622億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は1,996億円、「新型コロナウイルス感染症関連の保険」の保険引受額が47,091億円になりました。 また、令和５年度は危機対応業務の認定事案が全て終了しており、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績はありませんでしたが、今後新たに発生しうる危機事案に備え、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための態勢を確保しました。 上記実績のほか、東日本大震災等からの復興のための措置に係る体制を確保しました。東日本大震災については、日本政策金融公庫において、 ①　影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続 ②　被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施 等の措置を講じ、令和６年能登半島地震については、「令和６年能登半島地震特	○

		別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証４号」等を災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県の市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。 上記の施策を講じた結果、令和５年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が2億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が421億円になるとともに、令和６年能登半島地震特別貸付の実績が31億円、保険引受額が37億円になりました。 上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じ、また、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための体制を確保したため、達成度を「○」としました。 ※「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の実績は令和６年３月時点のもの。	
	[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化		
	目　標	成長資金の供給業務の実施を確保します。 **（目標の設定の根拠）** 「株式会社日本政策投資銀行法」、「成長戦略フォローアップ」及び「(株) 日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	日本政策投資銀行の特定投資業務（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、令和２年度に日本政策投資銀行において創設された「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の回復・成長を後押ししてきました。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、令和２年度に創設された「グリーン投資促進ファンド」を通じ、グリーン社会実現に向けた取組を支援しました。さらに、令和４年度に従来の「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド」を改称し新たに設置された「DBJスタートアップ・イノベーションファンド」を通じ、スタートアップの創出・育成に向けた取組を加速しました。また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」（令和５年11月２日閣議決定）を踏まえ、令和６年２月から新たに「サプライチェーン強靭化・インフラ高度化」を重点分野として、重要物資等の供給力強化や物流インフラの強靭化・高度化等の取組を支援することとしました。これまでも「成長戦略フォローアップ」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府関係金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、特定投資業務を通じ成長資金の供給を促進してきたところ、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図りました。 特定投資業務を通じた、令和５年度における個別案件への投融資決定件数は38件（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは23件、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは1件、グリーン投資促進ファンドは1件、サプライチェーン強靭化・インフラ高度化ファンドは1件）、共同ファンドへの支援決定	○

		件数は13件（うち、 DBJスタートアップ・イノベーションファンドは11件）、共同ファンドからの投融資決定件数は170件になりました。また、特定投資業務を通じた、令和５年度における投融資決定額は668億円（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは136億円、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは150億円、グリーン投資促進ファンドは14億円、サプライチェーン強靭化・インフラ高度化ファンドは150億円）、実投融資額は490億円になりました。 上記のとおり成長資金（資本性資金等）供給業務について令和５年度における特定投資業務の実績が出ていることから、達成度を「○」としました。	
施策についての評定		**s　目標達成**	
評定の理由		上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等に対応して、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じるとともに、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための態勢を確保したこと、また、成長資金（資本性資金等）供給業務について令和５年度における特定投資業務の実績が出ていることから、各測定指標に対する達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s　目標達成」としました。	

政７－１－１に係る参考情報

参考指標１：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移　（単位：億円）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	28,700	213,420	130,510	58,960	47,490
	農林水産事業	6,760	12,760	7,910	7,168	8,190
	中小企業事業	15,950	164,850	62,850	34,150	27,900
沖縄振興開発金融公庫		1,681	11,555	5,640	2,951	2,332
株式会社国際協力銀行		27,216	34,000	27,000	26,000	29,500

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

参考指標２：政府関係金融機関の融資実績・残高の推移（参考指標５「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」を含む。）

①融資実績の推移　（単位：億円）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	21,464	91,640	24,115	18,570	15,972
	農林水産事業	4,840	7,058	5,008	5,579	4,693
	中小企業事業	11,474	45,648	16,874	13,551	11,820
沖縄振興開発金融公庫		1,093	3,008	1,263	1,115	862
株式会社国際協力銀行		16,739	18,475	20,385	17,927	12,576

②融資残高の推移

（単位：億円）

		令和元年度末	令和２年度末	令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	71,784	128,429	126,963	121,564	112,120
	農林水産事業	31,961	34,854	35,517	36,709	36,853
	中小企業事業	52,081	82,181	84,327	83,657	78,864
沖縄振興開発金融公庫		8,641	10,320	10,428	10,667	10,197
株式会社国際協力銀行		132,322	136,252	148,344	156,739	165,071

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

参考指標３：政府関係金融機関の金利の推移

（単位：%）

			R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1.91	1.86	1.82	1.95	1.95
		特利 ①～③	1.01 ～1.51	0.96 ～1.46	0.92 ～1.42	1.05 ～1.55	1.05 ～1.55
	農林水産事業	農業基盤整備	0.25	0.45	0.65	1.15	1.25
	中小企業事業	基準利率	1.11	1.11 ～1.14	1.07 ～1.15	1.20 ～1.40	1.30 ～1.50
		特利 ①～③	0.30 ～0.71	0.30 ～0.74	0.30 ～0.75	0.55 ～1.00	0.60 ～1.10
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	0.41 ～1.80	0.44 ～2.05	0.60 ～2.20	0.80 ～2.65	0.90 ～2.75
株式会社国際協力銀行		輸出	0.83	0.96	1.07	1.40	1.72

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。
（注）各機関の金利水準は一例。

参考指標４：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	７年２か月	10年０か月	９年８か月	９年０か月	８年４か月
	（生活衛生分）	９年10か月	10年９か月	10年９か月	10年０か月	９年７か月
	農林水産事業	13年０か月	12年４か月	13年１か月	12年８か月	12年11か月
	中小企業事業	９年５か月	10年１か月	10年５か月	９年11か月	９年５か月
沖縄振興開発金融公庫		14年６か月	13年２か月	14年０か月	16年４か月	13年４か月
株式会社国際協力銀行		12年３か月	11年５か月	８年７か月	10年2か月	12年７か月

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。
（注１）貸付金額による加重平均。
（注２）株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

参考指標５：危機対応業務の実施状況（中堅・大企業向け）

（単位：億円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
貸付額（計）	25	22,489	2,801	308	—
商工組合中央金庫	—	368	255	71	—
日本政策投資銀行	25	22,121	2,546	237	—
損害担保（計）	—	1,505	1,999	157	—
商工組合中央金庫	—	205	252	71	—
日本政策投資銀行	—	1,300	1,747	86	—

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。
（注１）単位未満切り捨て。単位未満の実績がある場合は“０”、実績がない場合は“－”で表示。
（注２）財政措置を同じくする貸付については重複計上しない。
（注３）損害担保は、貸付けに損害担保契約を付したものである。

施策	政７－１－２：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施	
	目　標	「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。 （目標の設定の根拠） 株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和５年度は、３機関に対して、「令和５事務年度 検査基本方針及び基本計画」に則り、関係法令・規程等に基づき、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、財務の健全性、政策目的に沿った適切・適正な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が確保されているかを検証しました（参考指標１参照）。 特に、業務運営に大きな影響を与える業務管理上の態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施し、業務運営の問題やその発生の原因等について、金融機関と議論を展開しました。 なお、検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、金融機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングの情報等の充実を図りそれを活用しながら、効果的・効率的な検査を行いました。 さらに、法令等遵守態勢等に関する検査結果を踏まえて、金融機関の業務運営体制の改善を図りました。これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図りました。 また、上記のほか、財務状況やリスク管理状況等に関する報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。 上記のとおり、「令和５事務年度 検査基本方針及び基本計画」等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関への深度ある検証を行うことができたことから、達成度を「○」としました。
	達成度	○
施策についての評定	a　相当程度進展あり	
評定の理由	３機関に対して検査を実施し認められた態勢上の弱点等について、問題点の指摘を行いました。今後もオフサイトモニタリングによる情報等の更なる充実を図り、効果的・効率的な検査に繋げていく余地があることから、測定指標に対する達成度が「○」であるものの、当該施策の評定は、「a　相当程度進展あり」としました。	

政７－１－２に係る参考情報

参考指標１：政府関係金融機関等への検査実績件数　（単位：件）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
件数	2	3	1	1	3

参考指標２：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数

（単位：億円）

株式会社日本政策金融公庫					
国民生活事業	30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
経常収益	1,372	1,383	1,358	1,218	1,108
経常費用	1,469	1,520	2,904	1,729	2,283
経常利益	△96	△138	△1,545	△511	△1,175
特別損益	△4	△2	△1	△1	1
当期純利益	△100	△140	△1,546	△512	△1,174
農林水産事業					
経常収益	415	433	499	477	473
経常費用	415	432	499	476	472
経常利益	1	0	0	1	1
特別損益	△1	△0	△0	△1	△1
当期純利益	△0	△0	－	－	－
中小企業事業					
経常収益	3,763	2,769	2,831	2,551	2,474
経常費用	2,766	2,831	11,540	5,686	3,673
経常利益	997	△62	△8,709	△3,135	△1,198
特別損益	△0	△1	△1	△1	△0
当期純利益	996	△63	△8,710	△3,136	△1,199
沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△107	△101	△91	△84	△80
業務費用②	113	109	124	138	156
業務費用合計（①＋②）＝③	6	8	34	55	75
機会費用④	0	0	1	3	6
行政コスト（③＋④）＝⑤	6	8	35	58	81
株式会社国際協力銀行					
経常収益	4,769	4,820	2,837	3,099	6,572
経常費用	4,240	3,652	2,395	2,952	4,973
経常利益	529	1,167	442	148	1,599
特別損益	0	0	0	0	0
当期純利益	529	1,168	442	148	1,599

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注１）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年６月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

（注２）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

参考指標３：政府関係金融機関の延滞率の推移

（単位：％）

		令和元年度末	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	1.66	0.84	0.75	1.04	1.81
	農林水産事業	0.30	0.32	0.48	0.58	0.43
	中小企業事業	1.26	0.82	0.77	0.86	1.00
沖縄振興開発金融公庫		0.41	0.25	0.26	0.38	0.58
株式会社国際協力銀行		1.40	1.33	1.74	1.64	1.46

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注）延滞率＝（弁済期限を６か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額/貸付残高×100）

評価結果の反映	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」（令和５年11月２日閣議決定）等に基づき、コロナ禍を乗り越えたものの、物価上昇の影響により、依然厳しい状況にある中小企業等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」やセーフティネット貸付の金利引下げ等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施するほか、令和６年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、「令和６年能登半島地震特別貸付」等を継続いたします。 危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めます。 さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 令和７年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	区分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）	当初予算	61,653,004	60,686,494	60,484,652	60,343,520
		補正予算	△2,415	21,197,978	5,098,696	
		繰越等	5,783,340,000	60,000	N.A.	
		合計	5,844,990,589	81,944,472	N.A.	
	執行額（千円）		5,196,956,075	78,816,856	N.A.	

（概要）

株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費

（注）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」「フォローアップ」（令和４年６月７日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年10月28日閣議決定） 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和３年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和５年２月10日変更）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等

前年度政策評価結果の政策への反映状況	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。 また、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年10月28日閣議決定）等に基づき、中小企業・小規模事業者について、新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施したほか、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業への資金繰り支援として、セーフティネット貸付の金利引下げを継続しました。 危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めました。 さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。 令和６年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	大臣官房政策金融課	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標８－１：地震再保険事業の健全な運営

上記目標の概要	地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号。以下、「地震保険法」といいます。）第１条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。 このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政８－１－１：地震保険制度の安定的な運営 政８－１－２：地震保険の普及 政８－１－３：地震保険検査の実施

政策目標８－１についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	施策８－１－１について、被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。 また、施策８－１－２については、財務省ウェブサイトやＳＮＳの活用に加え、政府広報、広報誌等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。 さらに、施策８－１－３の地震保険検査実施先数については、実績として５社に対して検査を実施し、主要な測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、全ての施策について評定が「ｓ　目標達成」であるため、政策目標の評定を「Ｓ　目標達成」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 地震保険法第１条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。 また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。 なお、地震保険の普及促進のために、財務省ウェブサイト・ＳＮＳを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換を通じて、国民の目に留まるような更なる広報活動を損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。 （令和５年度行政事業レビューとの関係） ・　地震再保険事業 「地震保険制度の運営の安定性確保や契約者の利便性向上の観点から、制度のモニタリングを継続的に行うとともに、地震保険の制度等を広く周知するため、更なる広報活動に努める」との、令和３年度における外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き民間危険準備金残高の回復を図る取組を推進するとともに、迅速・確実な再保険金の支払を実施しました。また、迅速な保険金支払に資するよう保険会社におけるデジタル化の取組についてフォローアップを行うなど、制度のモニタリングを行いました。さらに、財務省ウェブサイトやＳＮＳの活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。（事業番号0052）

施策	政８－１－１：地震保険制度の安定的な運営		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保		
	目　標	大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。 （目標の設定の根拠） 地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。また、現在の科学的知見では、確度の高い地震予測はできないとされる一方で、「南海トラフ地震臨時情報」の提供が開始されるなど、制度を取り巻く環境は変化しています。このため、近年の地震災害による民間危険準備金残高の減少に対応するなど、継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標とします。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和元年８月）を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。	○

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政８－１－１に係る参考情報

参考指標１：地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高　（単位：億円）

	30年度末	令和元年度末	２年度末	３年度末	４年度末
政府	16,970	18,970	19,909	19,645	19,957
民間	2,260	2,471	2,555	2,467	3,422

（出所）財務省ウェブサイト「令和６年度財務省所管特別会計予算概算の概要（参考資料）」
（https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/budget/fy2024/sankoushiryoutokkai2024.pdf）

参考指標２：過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額）　（令和４年度末）

	地震名	発生日	証券件数（件）	支払額（百万円）
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年３月11日	826,110	1,289,404
2	平成28年熊本地震	平成28年４月14日	215,642	390,894
3	福島県沖を震源とする地震	令和４年３月16日	320,920	265,427
4	福島県沖を震源とする地震	令和３年２月13日	245,982	250,905
5	大阪府北部を震源とする地震	平成30年６月18日	159,369	124,831
6	平成７年兵庫県南部地震	平成７年１月17日	65,427	78,346
7	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年９月６日	73,871	53,613
8	宮城県沖を震源とする地震	平成23年４月７日	31,018	32,414
9	宮城県沖を震源とする地震	令和３年３月20日	23,529	18,938
10	福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年３月20日	22,066	16,973

（出所）日本地震再保険株式会社資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

施策	政８－１－２：地震保険の普及	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組	
目　標	財務省ウェブサイトやＳＮＳ等を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。	達成度
	（目標の設定の根拠） 「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和２事務年度）」や、第46回行政改革推進会議（令和３年12月９日）の「特別会計に関する検討の結果の取りまとめ」等において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。	

	実績及び目標の達成度の判定理由	関東大震災の発生からちょうど100年となる「防災の日」（令和５年９月１日）の閣議後記者会見において、財務大臣から、関係省庁と連携しつつ地震保険の更なる周知の徹底に努める旨の発言を行いました。また、財務省ウェブサイトやＳＮＳの活用に加え、政府広報、広報誌等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。さらに、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて普及促進に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。	○

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	財務省ウェブサイトやＳＮＳの活用に加え、政府広報、広報誌等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。

政８－１－２に係る参考情報

参考指標１：地震保険の普及率等の推移　（単位：%）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
普及率（注１）	33.1	33.9	34.6	35.0	35.2
付帯率（注２）	66.7	68.3	69.0	69.4	69.5

（出所）日本地震再保険株式会社及び損害保険料率算出機構資料
（注１）世帯数に対する地震保険契約の件数の割合を表したもの。なお、令和５年度については令和６年１月における暫定値であり、確定値については、令和６年９月頃に日本地震再保険株式会社のウェブサイト等に公表される予定。
（注２）当該年度中に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した契約の件数の割合を表したもの。なお、令和５年度については、令和５年２月から令和６年１月までの直近１年間における暫定値であり、確定値については、令和６年８月頃に損害保険料率算出機構のウェブサイト等に公表される予定。

施策	政８－１－３：地震保険検査の実施

測定指標（定量的な指標）

[主要]政8-1-3-A-1：地震保険検査先数の推移　（単位:社）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	5	5	4	4	5	○
実績値	4	2	4	4	5	

（注）自然災害の発生等やむを得ない事情により保険会社等において検査受任が困難となり、検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。
（出所）大臣官房信用機構課調

（目標値の設定の根拠）

地震保険の引受けを行っている保険会社等（令和５年７月時点：27社）のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね３年から４年の周期で実施しております。新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、令和５年度は５社を目標値とします。

（目標の達成度の判定理由及び判断基準）

	令和５年度は、令和４年福島県沖を震源とする地震等に係る保険金の支払事務等が適切に行われているか、引き受けている保険契約の内容に関する確認状況等の着眼点から検証しました。その結果、損害割合の算出誤りや損害調査書の不適切な記載等が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善を求めました。また、検査予定日を早めに設定し日程調整を行ったほか、地震保険におけるデジタル化に対応した検査を進め、効果的・効率的な検査を実施しました。 実績値が目標値を達成したため、達成度は「○」としました。
施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	５社に対して地震保険検査を実施しており、実績値が目標値を達成しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s　目標達成」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 地震保険制度の安定的な運営を確保するため、再保険金の迅速・確実な支払に加え、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会の開催をはじめ関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行います。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやＳＮＳの活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。 また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	**区　分**		**令和３年度**	**４年度**	**５年度**	**６年度**
	予算の状況（千円）	**当初予算**	107,343,635（注１）	109,943,042	108,893,095	113,243,292
		補正予算	－	－	－	
		繰 越 等	－	－	N.A.	
		合　　計	107,343,635	109,943,042	N.A.	
	執行額（千円）		128,948,083	74,508,016	N.A.	

（概要）
民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費
（注１）令和３年度において、特別会計予算予算総則第19条第１項第２号の規定により、再保険費（69,215,716千円）を増額しており、増額後の金額は、176,559,351千円となります。
（注２）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。
（注３）令和２年度から、民間危険準備金残高の回復を図る方策を実施し、一時的に官民の保険料配分を変更しています。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地震保険普及率等の状況:「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」（日本地震再保険株式会社、損害保険料率算出機構）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	地震保険制度の安定的な運営を確保するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和元年８月）を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施しました。また、地震保険制度等研究会を開催し、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行いました。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやＳＮＳの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。 また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	大臣官房信用機構課	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標９－１：安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

上記目標の概要	国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。 これを踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しており、その際、「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応するとともに、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。 （上記目標を達成するための施策） 政９－１－１：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応 政９－１－２：共済手続の効率化･適正化 政９－１－３：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

政策目標９－１についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	（年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応） 国家公務員共済組合連合会の「令和４年度業務概況書（厚生年金保険給付積立金）」について、令和５年12月４日の財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会にて、外部の専門的な見地から意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守して運用を行っているものと評価しました。 また、国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、引き続き、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。 （共済手続の効率化・適正化） 行政手続全般にわたる書面規制、押印、対面規制の見直しに対応するため、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。 （国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保） 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。 以上のとおり、全ての施策が「ｓ　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「Ｓ　目標達成」としました。

政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 国家公務員共済組合制度は、国家公務員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営を確保するために必要な政策です。 上記「評定の理由」に記載しているとおり、環境の変化に対応しつつ、効率的かつ適正な運営の確保に努めています。 （令和５年度行政事業レビューとの関係） ・　国家公務員共済組合連合会等助成費 「概算交付については、引き続き、実態に合致した効率化の推進に努める。また、特定健康診査等交付事業については、受診率が向上した取組を共済組合間で共有することにより、更なる受診率の向上に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、概算交付について、引き続き、実態に合致した効率化の推進に努め、特定健康診査等について受診率向上に向けた取組を実施しました（事業番号0053）。

施策	政９－１－１：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政9-1-1-B-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応		
	目　標	国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行います。 （目標の設定の根拠） 財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	国家公務員共済組合連合会が行う厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況（「令和４年度業務概況書(厚生年金保険給付積立金)」）について、令和５年12月４日に財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部からの専門的な意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守した運用を行っているとの評価を行い、評価結果を財務省ウェブサイトに公表しました。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kkr_fund_evaluation/fy2022.html) 以上から、達成度は「○」としました。	○
	[主要]政9-1-1-B-2：諸外国との社会保障協定への対応		
	目　標	社会保障協定締結に際して、関係省庁と連携を図り、適切に対応します。 （目標の設定の根拠） 海外で勤務する国家公務員の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度	令和５年８月、新たにイタリア共和国との社会保障協定の実施のための行政取決めが署名され、令和６年４月に当該社会保障協定が発効されました（参考指標６参	○

	の判定理由	照)。 　したがって、関係省庁と連携を図り、社会保障協議への適切な対応を図ることができたことから、達成度は「○」としました。	
施策についての評定		ｓ　目標達成	
評定の理由		上記それぞれの測定指標における「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行い、また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。 　以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。	

政９－１－１に係る参考情報

参考指標１：男女別組合員数の年次推移

参考指標２：年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移

参考指標３：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移

参考指標４：短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移

参考指標５：短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移

参考指標６：社会保障協定の締結状況

（出所）財務省ウェブサイト
参考指標１、２、４、５(https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kk_annual_report/fy2022/index.html)
国家公務員共済組合連合会ウェブサイト
参考指標３(https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-zaisei-seidokaikaku-H30.8.pdf)
厚生労働省ウェブサイト
参考指標６(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html)

施策	政９－１－２：共済手続の効率化・適正化		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政9-1-2-B-1：共済手続の効率化・適正化		
	目　標	令和６年度の申請届出手続のオンライン化や内部手続も含めたデジタル完結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。 （目標の設定の根拠） 「規制改革実施計画」（令和４年６月７日閣議決定）に盛り込まれた行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進に適切に対応するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	「規制改革実施計画」（令和４年６月７日閣議決定）に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、ｅ-Ｇｏｖ審査支援サービスを活用することとし、令和５年度においては、デジタル庁等と必要な調整を行うとともに各共済組合と連携してサービスの利用に必要な共済手続の標準化等を進め	○

		たことから、達成度は「○」としました。	
施策についての評定		**s　目標達成**	
評定の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、デジタル庁等と連携を図り、共済手続のデジタル完結に向けて適切に対応しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s　目標達成」としました。		

政９－１－２に係る参考情報

参考指標１：行政手続等の棚卸結果

（出所）財務省ウェブサイト
（https://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/index.html）

施策	**政９－１－３：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保**		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保		
	目　標	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導します。	**達成度**
		（目標の設定の根拠） 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		**s　目標達成**	
評定の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営の確保に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s　目標達成」としました。		

政９－１－３に係る参考情報

参考指標１：男女別組合員数の年次推移【再掲（９－１－１：参考指標１）】

参考指標２：年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移【再掲（９－１－１：参考指標２）】

参考指標３：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移【再掲（９－１－１：参考指標３）】

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。その他の社会保障制度改革についても、関係省庁と連携を図って引き続き検討を進めていきます。 各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行います。 申請届出手続のオンライン化や共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結に向けて、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	区　　分	令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況（千円）　当初予算	85,809,523	84,997,057	84,373,495	84,599,850
	予算の状況（千円）　補正予算	△ 81,703	△44,960	△88,198	
	予算の状況（千円）　繰越等	—	—	N.A.	
	予算の状況（千円）　合　　計	85,727,820	84,952,097	N.A.	
	執行額（千円）	85,558,802	84,796,289	N.A.	

（概要）
国家公務員共済組合連合会等助成費
（注）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第211回国会　総理大臣施政方針演説（令和５年１月23日） 第213回国会　総理大臣施政方針演説（令和６年１月30日） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年６月16日閣議決定） 全世代型社会保障改革の方針（令和２年12月15日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「国家公務員共済組合事業統計年報」（財務省）、「社会保障協定」（厚生労働省）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	年金積立金の運用について、長期的な観点から行う必要性に鑑み、安全かつ効率的な運用が行われるよう適切に注視しました。 また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結については、引き続き推進し、共済手続の全面オンライン化については、共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行いました。 さらに、国家公務員共済組合連合会等の業務運営については、引き続き適正の確保に

	努めました。

担当部局名	主計局（給与共済課）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標 10－１：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

上記目標の概要	財務省設置法（平成11年法律第95号）第４条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されています。 一方、日本銀行法（平成９年法律第89号）第５条第１項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第２項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。 こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。 **（上記目標を達成するための施策）** 政10-１-１：経費予算の認可 政10-１-２：財務諸表の承認

政策目標10－1についての評価結果	
政策目標についての評定	S　目標達成
評定の理由	上記の目標を達成するため、適切に経費予算の認可、財務諸表の承認を行い、すべての施策が「s　目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S　目標達成」としました。
政策の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。 財務省では、日本銀行法の規定等に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。

施策	政10－１－１：経費予算の認可		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政10-1-1-B-1：経費予算の効率性の確保		
	目　標	日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 財務省設置法第４条第１項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条第１項において、日本銀行は、日本銀行の経費の予算について、「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。	

	実績及び目標の達成度の判定理由	令和６年度経費予算については、令和６年３月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和６年度経費予算の合計額は、全体で2,092.4億円（対５年度比+4.2億円）となっています。令和６年度経費予算は、物価や労務単価の上昇等を背景に各科目とも増加した一方、電力需給の逼迫が緩和したことなどによる光熱水道費の減少や固定資産取得費等について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標１参照）。 上記実績のとおり、令和６年度経費予算については、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度開始前に認可したことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		ｓ　目標達成	
評定の理由		令和６年度経費予算については、令和６年３月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和６年度経費予算の合計額は、全体で2,092.4億円（対５年度比+4.2億円）となっています。令和６年度経費予算は、物価や労務単価の上昇等を背景に各科目とも増加した一方、電力需給の逼迫が緩和したことなどによる光熱水道費の減少や固定資産取得費等について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標１参照）。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。	

政10－１－１に係る参考情報

参考指標１：認可対象経費の予算

（単位：百万円、％）

科目		令和２年度予算	３年度予算	４年度予算	５年度予算	６年度予算	前年度比
銀行券製造費	銀行券製造費	53,923	54,292	54,882	61,925	62,647	1.2
国庫国債事務費	国庫国債事務費	20,550	21,750	21,332	21,326	21,468	0.7
給与等	役員給与	433	430	429	432	438	1.4
	職員給与	42,156	41,895	41,579	42,989	44,243	2.9
	退職手当	10,546	10,493	10,356	10,547	8,719	▲17.3
	小　計	53,134	52,818	52,364	53,968	53,400	▲1.1
交通通信費	旅費交通費	2,187	2,005	1,978	2,524	2,556	1.3
	通信費	2,160	2,269	2,240	2,066	2,232	8.0
	小　計	4,347	4,274	4,218	4,590	4,788	4.3
修繕費	修繕費	2,338	2,508	2,277	2,187	3,275	49.8
一般事務費	消耗品費	1,136	1,253	1,170	1,309	1,160	▲11.4
	光熱水道費	1,893	1,859	2,020	4,039	2,923	▲27.6
	建物機械等賃借料	6,915	6,020	5,737	6,839	6,660	▲2.6
	建物機械等保守料	11,665	10,228	11,669	11,701	12,023	2.8
	事務費	31,827	34,255	37,149	36,176	37,806	4.5
	小　計	53,435	53,615	57,745	60,064	60,571	0.8
固定資産取得費	固定資産取得費	4,457	5,298	2,871	3,753	2,088	▲44.4
予備費	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0.0
合　計		193,185	195,554	196,689	208,814	209,237	0.2

（注）計数については、単位未満を四捨五入して表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

（参考URL）https://www.boj.or.jp/about/activities/strategy/yosan/index.htm/

<table>
<tr><td>施策</td><td colspan="3">政10－１－２：財務諸表の承認</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標（定性的な指標）</td><td colspan="3">[主要]政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目　標</td><td>日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査します。</td><td rowspan="2">達成度</td></tr>
<tr><td>（目標の設定の根拠）
財務省設置法第４条第１項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条第１項において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。</td></tr>
<tr><td>実績及び目標の達成度の判定理由</td><td>令和４年度決算及び令和５年度上半期決算に係る財務諸表については、令和５年５月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。また、平成27年度から量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から債券取引損失引当金制度が拡充され、令和４年度決算承認及び令和５年度上半期決算承認に当たり、日本銀行から、債券取引損失引当金の積立てに係る承認申請がなされ、これを承認しました。

上記実績のとおり、令和４年度決算及び令和５年度上半期決算に係る財務諸表等については、適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度又は上半期経過後二月以内に承認したことから、達成度は「○」としました。</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">施策についての評定</td><td colspan="2">ｓ　目標達成</td></tr>
<tr><td>評定の理由</td><td colspan="3">令和４年度決算及び令和５年度上半期決算に係る財務諸表等については、令和５年５月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。
以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「ｓ　目標達成」としました。</td></tr>
</table>

政10－１－２に係る参考情報

「令和５年度政策評価書」の評価対象期間は、令和５年４月１日～令和６年３月31日であることから、令和５年度決算に係る財務諸表の承認は、今回の評価の対象ではありません。

参考指標１：財務諸表の主要な計数

【貸借対照表】

（単位：億円）

科目	平成30年度末	令和元年度末	２年度末	３年度末	４年度末
（資産の部）					
金地金	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412
現金	2,500	2,050	1,991	2,983	4,166
国債	4,699,538	4,859,181	5,321,652	5,261,736	5,817,206
（うち長期国債）	4,595,862	4,735,413	4,957,770	5,112,312	5,762,197
コマーシャル・ペーパー等	20,420	25,518	28,764	25,143	21,232
社債	32,066	32,208	74,984	85,830	80,089
金銭の信託（信託財産株式）	8,970	7,277	5,810	4,575	3,047
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）	247,848	297,189	358,796	365,657	370,459
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）	5,178	5,753	6,668	6,661	6,665
貸出金	474,361	543,286	1,258,402	1,515,328	944,397
外国為替	67,321	259,662	76,787	83,064	91,105
代理店勘定	219	239	181	47	97
その他資産	5,315	5,900	4,884	4,767	5,868
有形固定資産	2,086	2,164	2,227	2,320	2,410
無形固定資産	1	1	1	4	4
資産の部合計	5,570,243	6,044,846	7,145,566	7,362,535	7,351,165
（負債の部）					
発行銀行券	1,075,592	1,096,165	1,160,116	1,198,707	1,219,550
預金	4,213,782	4,470,762	5,493,727	5,897,473	5,779,806
（うち当座預金）	3,938,836	3,952,560	5,225,703	5,631,784	5,490,781
政府預金	175,228	126,338	369,179	130,325	155,979
売現先勘定	1,908	241,163	5,947	9,199	53,709
その他負債	4,312	840	1,890	2,799	1,420
退職給付引当金	2,018	2,033	2,050	2,070	2,091
債券取引損失引当金	44,155	47,992	51,980	56,010	60,622
外国為替等取引損失引当金	15,147	14,075	15,314	18,924	22,669
負債の部合計	5,532,146	5,999,372	7,100,206	7,315,511	7,295,849
（純資産の部）					
資本金	1	1	1	1	1
法定準備金	32,226	32,520	33,167	33,777	34,439
特別準備金	0	0	0	0	0
当期剰余金	5,869	12,952	12,191	13,246	20,875
純資産の部合計	38,097	45,473	45,360	47,024	55,316
負債および純資産の部合計	5,570,243	6,044,846	7,145,566	7,362,535	7,351,165

（注１）計数については、円単位での計算後、単位未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない（損益計算書も同様）。

（注２）＜０＞の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す（損益計算書も同様）。

【損益計算書】

（単位：億円）

科目	平成30年度	令和元年度	令和２年度	３年度	４年度
経常収益	23,933	22,407	24,191	30,507	37,602
貸出金利息	0	0	0	0	7
買現先利息	—	▲0	—	▲1	—
国債利息	12,839	11,960	10,866	11,233	13,319
コマーシャル・ペーパー等利息	▲0	0	▲3	▲4	2
社債利息	▲10	▲7	8	21	34
国債売却益	—	—	—	—	158
外国為替収益	3,722	2,036	3,012	7,299	8,897
その他	7,383	8,418	10,307	11,958	15,181
経常費用	3,924	6,031	4,427	6,322	5,295
売現先利息	▲6	▲6	▲55	▲0	▲126
国債売却損	—	—	—	—	228
社債売却損	—	—	—	—	0
外国為替費用	—	2,144	—	1,037	309
経費	1,980	1,987	1,990	2,018	2,106
その他	1,951	1,905	2,493	3,267	2,776
経常利益	20,009	16,375	19,764	24,185	32,307
経常収入	14,090	13,170	11,646	11,598	15,207
長期国債関係損益	—	—	—	—	▲70
外国為替関係損益	2,257	▲2,144	2,478	7,220	7,490
経費	▲1,980	▲1,987	▲1,990	▲2,018	▲2,106
その他	5,642	7,337	7,629	7,385	11,785
うち金銭の信託（信託財産株式）運用損益	2,510	2,050	2,505	2,973	3,541
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）運用損益	4,416	6,047	7,275	8,426	11,044
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）運用損益	211	79	292	315	306
補完当座預金制度利息	▲1,865	▲1,882	▲2,179	▲1,802	▲1,766
貸出促進付利制度利息	—	—	—	▲806	▲372
特別利益	24	1,132	—	100	170
特別損失	9,285	3,839	5,234	7,643	8,360
特別損益	▲9,261	▲2,706	▲5,234	▲7,542	▲8,190
うち債券取引損失引当金	▲8,154	▲3,837	▲3,987	▲4,029	▲4,612
外国為替等取引損失引当金	▲1,128	1,072	▲1,239	▲3,610	▲3,745
税引前当期剰余金	10,748	13,669	14,529	16,643	24,116
法人税、住民税及び事業税	4,878	716	2,338	3,396	3,241
当期剰余金	5,869	12,952	12,191	13,246	20,875

（注）＜—＞の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示す。

（参考URL）https://www.boj.or.jp/about/account/index.htm/

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和４年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費予算の認可においては経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。

担当部局名	理財局（総務課調査室）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

政策目標 11－1：たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

上記目標の概要	たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）の趣旨・目的を踏まえた適切な運用を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとするたばこに係る国際的な動向、受動喫煙防止等の喫煙と健康をめぐる国民の意識の高まり等を踏まえ、注意文言表示規制等を適切に行い、20歳未満の者の喫煙防止等のたばこに係る様々な課題に対応する施策を進めます。 塩事業については、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法（平成８年法律第39号）の趣旨・目的を踏まえ、必要な施策を進めます。 （上記目標を達成するための施策） 政11-１-１：たばこ事業の適切な運営と管理・監督 政11-１-２：塩事業の適切な運営の確保

政策目標11－1についての評価結果	
政策目標についての評定	B　進展が大きくない
評定の理由	たばこ事業については、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、たばこ事業者に対して、法の趣旨・目的を踏まえた許認可等及び管理・監督を行いました。また、たばこに関する規制については、注意文言表示規制等の見直しを行うため令和元年６月に改正した省令等を踏まえ、引き続き、規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。また、20歳未満の者の喫煙防止について、業界団体等とも連携しながら必要な取組を行いました。 塩事業については、令和５年度においては事務処理手続に時間を要した案件があったため、「塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率」の目標値を達成することができませんでした。一方、「塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況」及び「塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理」については適切に対応しました。 その結果、政11－１－２：塩事業の適切な運営の確保の評定が「b　進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「B　進展が大きくない」としました。

政策の分析

（必要性・有効性・効率性等）

たばこ事業に関しては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることが科学的に認められていることを踏まえ、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まりや、たばこ産業の変化等に対応し、喫煙と健康に関する規制等の見直しを図っていくことが、たばこ事業の適切な運営の確保等の観点からは重要です。なお、こうした喫煙と健康に関する規制や20歳未満の者の喫煙防止の取組等に当たっては、関係省庁と連携することで、効果的・効率的に対応しています。

塩事業に関しても、塩事業法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、塩事業センターの監督や塩需給見通し及び塩需給実績の公表など、必要最小限度の国の関与により、良質な塩の安定的な供給の確保等を図っています。

施策　政11－１－１：たばこ事業の適切な運営と管理・監督

測定指標（定量的な指標）

[主要]政11-1-1-A-1：製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率　（単位：%）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	99.5以上	99.5以上	99.5以上	99.8以上	99.8以上	○
実績値	99.9	100.0	99.1	99.9	99.9	

（出所）財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。
（注１）各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。
（注２）標準処理期間：申請を受理した日の属する月末から２か月以内の期間をいいます。

（目標値の設定の根拠）

小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則２か月以内に処理するように努めることとしています。近年の実績値が継続して目標値を上回っていたことを踏まえ、令和４年度から目標値を99.8%に引き上げており、令和５年度においても同水準の目標値を設定しています。

（目標の達成度の判定理由）

令和５年度の製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、99.9%となりました。そのため、達成度は「○」としました。

測定指標（定性的な指標）

[主要]政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組

目　標	注意文言表示規制や広告規制、受動喫煙対策等について、関係省庁とも連携しつつ、規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。	達成度
	（目標の設定の根拠） たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。	

	実績及び目標の達成度の判定理由	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制である注意文言表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、受動喫煙防止に関する注意文言表示を充実させるなどの所要の見直しを行うため、令和元年６月に省令等を改正しました。これに伴い、小売定価の認可の際に併せて、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、改正後の省令等に規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。このように、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応したため、達成度は「○」としました。	○
	[主要]政11-1-1-B-2：20歳未満の者の喫煙防止に対する取組		
	目　標	20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。 （目標の設定の根拠） 20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、2,254の小売店に条件を付与しました（参考指標１参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、120の小売店に条件を付与しました。 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律第５条に違反したたばこ小売販売業者には厳正に対処しており、１の小売店に対し、たばこ事業法に基づいて営業停止処分（１ヶ月以内）としました。 このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底すること等を要請しました。 このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
	[主要]政 11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理		
	目　標	日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。 （目標値の設定の根拠） たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。	達成度

	実績及び目標の達成度の判定理由	たばこ事業法に基づく許認可等の申請に対し、内容に応じ、各財務（支）局等及び各税関とも連携の上、同法の規定に沿って処理を行ったほか、日本たばこ産業株式会社の事業計画等の認可申請に対しては、日本たばこ産業株式会社法等に規定する同社の目的や役割等に照らし、その妥当性等を審査の上、認可を行いました。 製造たばこの小売定価の認可について、消費者の利益を不当に害さないかどうか等の観点から審査を行い、令和５年度においては、1,203品目（変更認可品目を含む。）の認可を行いました。 東日本大震災によって被災した小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、１件の処理を行いました。また、令和６年能登半島地震については、被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、小売販売業の許可の取扱いについて弾力的な運用を行いました。 このように、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行ったことを踏まえ、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定	s　目標達成		
評定の理由	たばこに関する規制については、令和元年６月に改正を行った省令等で規定された措置が円滑に実施されるよう、小売定価認可の審査において、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、適切に対応しました。 20 歳未満の者の喫煙防止について、許可条件の付与に加え、業界団体主催の 20 歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店における 20 歳未満の者の喫煙防止の徹底等を要請するなど、必要な取組等を行いました。 たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、小売販売業の許可に係る測定指標の目標値を達成しつつ、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は「s　目標達成」としました。		

政１１－１－１に係る参考情報

参考指標１：小売販売業許可申請件数及び同許可件数　（単位：件）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
申請件数	6,700	5,933	5,153	4,471	3,857
許可件数	3,456	2,873	2,717	2,347	2,254

（出所）財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

施策	政11－１－２：塩事業の適切な運営の確保

測定指標（定量的な指標）

[主要]政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率　（単位：%）

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	×
実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	96.2	

（出所）財務（支）局等からの報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。
（注１）各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。
（注２）標準処理期間：申請を受理した日の翌日から20日以内の期間をいいます。

（目標値の設定の根拠）

塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

令和５年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、96.2%となりました。令和５年度においては事務処理手続に時間を要した案件があったため、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は、「×」としました。

[主要]政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況

年　度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	達成度
塩需給見通し（年１回）	○	○	○	○	○	○
塩需給実績（年１回）	○	○	○	○	○	

（出所）理財局総務課たばこ塩事業室調
（注）「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。

（目標値の設定の根拠）

塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。

（目標の達成度の判定理由）

令和５年度は、「令和４年度塩需給実績（令和５年６月30日公表）」及び「令和６年度塩需給見通し（令和６年３月29日公表）」を所定の時期に公表しました。いずれも適切な時期に公表していることから、達成度は「○」としました。

[主要]政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理

目　標	塩事業法の趣旨・目的に沿って円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、各財務（支）局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録・届出に対する処理を行います。また、必要に応じ、塩の安定的な供給の確保や塩事業の適切な運営の観点等から対応を行います。	達成度

測定指標（定性的な指標）		（目標の設定の根拠） 塩事業法の趣旨・目的に沿って、円滑に、塩事業センターの監督を行うとともに、各財務（支）局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録・届出に対する処理を行うこと等を通じて、塩事業の適切な運営を確保し、良質な塩の安定的な供給等を確保する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	塩事業センターの令和６年度事業計画及び収支予算については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保する観点から、塩に関する調査研究等に係る事業（調査研究、情報等の提供等）及び生活用塩供給等に係る事業（円滑かつ安定的な供給、塩の備蓄）の内容や事業実施のための費用の状況等について審査を行い、認可しました。 塩事業法に基づく塩事業者からの登録・届出に関しては、各財務（支）局等及び各税関とも連携して、塩事業の適切な運営を確保する観点から審査を行い、登録等の処理を行いました。また、令和６年能登半島地震については、被災された塩事業者の事務負担の軽減を図るため、塩事業に係る届出等の取扱いについて弾力的な運用を行いました。このほか、食用塩の需要量分について、国内産塩の供給を確保する必要があり、国内産塩の競争力を高め、食用塩の安定的かつ円滑な供給を持続させていくため、イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭について、石油石炭税の軽減措置が設けられています。この適用について、前年度に引き続き各事業者から申請を受け、用途証明書の交付を行う等の対応を行いました。 このように、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。そのため、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		b　進展が大きくない	
評定の理由		塩製造業者等の登録について、令和５年度においては事務処理手続に時間を要した案件があったため、測定指標の目標値を達成することができませんでした。 一方、令和４年度塩需給実績及び令和６年度塩需給見通しについては、適切な時期に公表しました。また、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。 このように、主要な測定指標の一つに「×」があるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「b　進展が大きくない」としました。	

政１１－１－２に係る参考情報

参考指標１：塩製造業者等登録件数　（単位：件）

年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
登録件数	56	49	46	58	53

（出所）財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

評価結果の反映	**（たばこ事業の適切な運営の確保）** 引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めます。 **（塩事業の適切な運営の確保）** 引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	○　塩事業で評価が下がっているのは、小さなミスかもしれないが、財務省はこういうことは絶対に失敗しない省庁だという今までの信頼が崩れることに繋がりかねないので、早期に芽を摘んでいただきたい。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	塩需給見通し、塩需給実績（財務省ウェブサイト）

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和４年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 **（たばこ事業の適切な運営の確保）** 引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めました。 **（塩事業の適切な運営の確保）** 引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めました。

担当部局名	理財局（総務課たばこ塩事業室）	**政策評価実施時期**	令和６年６月

Ⅲ　財務省政策評価懇談会における意見

（全体に通じるもの）

【財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）】

○　財務省の令和５年の評価全体について、現在直面している現実を見れば、全体として適正評価である。

○　令和５年度財務省政策評価書、令和６事務年度国税庁実績評価実施計画について、異論はない。

○　租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等に係る政策評価

１．財務省における租税特別措置等に係る政策評価の実施方針について

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年５月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、「政策評価に関する基本計画」（財務省）において、租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るものについて、新設、拡充又は延長の要望を行う際に事前評価を実施するほか、必要に応じて事後評価を実施することとしています。

租税特別措置等に係る政策評価を実施した場合は、政策評価書を作成・公表し、総務省に送付しています。また、事前評価の政策評価書は税制改正要望に添付されて活用されています。

２．令和５年度に実施した租税特別措置等に係る政策評価について

令和５年度に実施した租税特別措置等に係る政策評価の概要は、以下のとおりです。

事前評価書

租税特別措置等の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
協定銀行等に係る資本割の特例措置	令和５年８月	別添１の通り	評価結果を踏まえ、令和６年度税制改正要望を行い、税制改正大綱に盛り込まれた。
銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）	令和５年８月	別添２の通り	評価結果を踏まえ、令和６年度税制改正要望を行い、税制改正大綱に盛り込まれた。

別添１

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			協定銀行等に係る資本割の特例措置
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税２）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 協定銀行及び承継銀行（以下「協定銀行等」という。）については、令和6年3月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20 億円）とみなす資本割の特例措置が講じられている。
				《要望の内容》 上記の特例措置の延長（当分の間）を要望する。
				《関係条項》 ・地方税法第 72 条の 12 第２号 ・地方税法附則第９条第２項
5	担当部局			財務省大臣官房信用機構課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和５年８月 分析対象期間：令和元年度～
7	創設年度及び改正経緯			平成 16 年度　協定銀行に係る資本割の特例措置　創設 平成 16 年度　承継銀行に係る資本割の特例措置　創設 平成 21 年度　協定銀行に係る資本割の特例措置の延長（５年間） 平成 21 年度　承継銀行に係る資本割の特例措置の延長（５年間） 平成 26 年度　承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長（５年間） 平成 31 年度　承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長（５年間） ※　平成 26 年度の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を1つにまとめて要望している。
8	適用又は延長期間			当分の間の延長とする。
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を目的とするものである。
				《政策目的の根拠》 預金保険法 （目的） 第１条　この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難

				債権の買取りの措置、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標４－２ 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 協定銀行等が法人事業税の資本割の特例措置による税負担の軽減を受け、安定的な財産基盤を確保することにより、金融機関破綻時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。
10	有効性等	①	適用数	【協定銀行】 平成 16 年度から令和5年度までは整理回収機構が適用を受けている。将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みである。 【承継銀行】 平成 16 年度から平成 22 年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。承継銀行は、令和5年8月現在においては存在しないが、必要な場合には内閣総理大臣の決定を受けて預金保険機構により適時に設立される。
		②	適用額	【協定銀行】 各年度「資本金等の額（※1）-特例措置適用後課税標準（20 億円）」である。 （※1）120 億円（平成 24 年度から） 【承継銀行】 各年度「資本金等の額（※2）-特例措置適用後課税標準（20 億円）」である。 （※2）21.2 億円（平成 16 年度から平成 22 年度まで）
		③	減収額	実績は以下の通りである。 【協定銀行】　【承継銀行】 平成 31 年度　52.5 百万円　平成 20 年度　0.2 百万円 令和2年度　52.5 百万円　平成 21 年度　0.2 百万円 令和3年度　52.5 百万円　平成 22 年度　0.2 百万円 令和4年度　52.5 百万円 令和5年度　52.5 百万円 《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税（資本割）税率 【協定銀行】 10,000,000 千円×0.525%＝52,500 千円（平成 31 年度～令和5年度） 【承継銀行】 120,000 千円×0.21%＝252 千円（平成 20 年度～平成 22 年度）

				なお、協定銀行等の資本金等の額は、将来的に、業務の増加・追加等に伴い、増資によって増加しうる。こうした性格上、将来の減収額を見通すことは困難である。 仮に、協定銀行の資本金等の額及び東京都適用税率が、いずれも令和5年度と同一のままであるとすれば、令和6年度から 10 年度までの各年度における協定銀行に係る法人事業税の減収額の予測は、以下のとおりである。 10,000,000 千円×0.525%（東京都適用税率）＝52,500 千円
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じた預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十全な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である。 特例措置が延長されず課税された場合、協定銀行等においては、減免されなかった納税額に相当する額だけ資本金が小さくなるため、あらかじめ、当該納税による資本金の減少額に相当する額だけ多く増資しておく必要が生じることとなるところ、多額の増資に係る調整に時間を要し、迅速かつ円滑な破綻処理に支障が生ずるおそれがある。
		⑤	税収減を是認する理由等	法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の税負担が軽減され、安定的な財産基盤が確保される。これを通じて円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っており、営利性はない。また、承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引き継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っており、営利性はない。 本措置は、協定銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、他の政策手段（規制等）では実現困難である。本措置は、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	協定銀行等に対する法人事業税の資本割の特例措置の延長を行うことで、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。

12	有識者の見解	ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年8月

別添２

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：外（国税３）
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）については、租税特別措置法において以下の特例が措置されている。

		機構の法人税に係る特例	（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い
①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし （令和 14 年３月末まで措置）	10 年間
②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100% （令和 18 年３月末まで措置）	所得金額の 50%
③	欠損金の繰戻しによる還付	あり （令和６年３月末まで措置）	なし

			《要望の内容》 令和6年3月末で日切れとなる③欠損金の繰戻しによる還付について、延長することを要望する。
			《関係条項》 ・租税特別措置法第 66 条の 12
5	担当部局		財務省大臣官房信用機構課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：　令和5年8月 分析対象期間：　令和4年度～
7	創設年度及び改正経緯		令和4年度　創設
8	適用又は延長期間		租税特別措置法第 66 条の 12 第1項の不適用期限まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。
			《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号） （目的） 第1条　この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保する

				ため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標４－２ 　金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 　銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 　本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能の発揮に資するものと考えられる。
10	有効性等	①	適用数	適用数の実績はない。 適用見込みは機構のみである。
		②	適用額	適用額の実績はない。 適用見込みは要望内容の性格上明示することが困難である。
		③	減収額	減収額の実績はない。 減収額見込みは、要望内容の性格上、明示することが困難である。
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 　機構は、その設立から令和4年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行ってきているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 　本特例措置が延長されなかった場合には、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがある。
		⑤	税収減を是認する理由等	機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	機構の業務は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 　また、当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることも踏まえると、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において

				も、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するため、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	ー
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月

○　参考資料

令和５年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税制関連ウェブサイトに関するアンケート 【測定指標政 2-1-2-A-2:財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）】	○実施場所 財務省税制関連ウェブサイト ○実施対象者 ウェブサイト閲覧者	令和５年４月～令和６年３月	税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設	○無記名 ○５段階評価 （分かりやすかった、まあまあ分かりやすかった、どちらともいえない、やや分かりにくかった、分かりにくかった） ○主な質問項目 ・情報の見つかりやすさ ・内容の分かりやすさ 等
2	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政3-1-3に係る参考指標：個人向け国債の認知状況の推移】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者（20歳以上） ・金融商品の購入未経験者（20歳以上）	令和５年８月	電子メールで通知しインターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、名前だけは知っている、知らない　等） ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
3	税関相談及び通関手続等に関するアンケート 【測定指標政 5-3-3-A-2： 輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ○回収数 855 ・通関業者 544 ・輸出入者 311	令和６年２月	ＵＲＬ又はＱＲコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・輸出入通関手続の満足度
4	税関検査に関するアンケート 【政 5-3-3 に係る参考指標:旅具通関に対する利用者の評価】	○実施場所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・一般旅客 ○回収数 294	令和６年２月～３月	各空港の旅具検査場でＵＲＬ及びＱＲコードを記載した用紙を配布 インターネット画面上で回収	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・検査官の対応、電子申告ゲートの利用のしやすさ、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等
5	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-2： 講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ○回収数 16,632 ・税関見学者 4,097 ・講演会参加者 12,535	通年	見学会場、講演会場でＵＲＬ及びＱＲコードを記載した用紙を配布 インターネット上で回収	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、やや悪い、悪い、大変悪い、どちらともいえない） ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度

6	税関相談及び通関手続等に関するアンケート 【測定指標政 5-3-5-A-3： 輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・輸出入者、通関業者 ○回収数　855 ・通関業者　544 ・輸出入者　311	令和６年２月	ＵＲＬ又はＱＲコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 （事前教示制度、AEO 制度等）
7	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-4： 密輸取締り活動に関する認知度】	○実施場所 ・全国の税関本関、支署、出張所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・窓口来訪者 ・通関業者 ・輸出入者 ・一般旅客 ○回収数 1,244 ・窓口来訪者 95 ・通関業者 544 ・輸出入者 311 ・一般旅客 294	令和６年２～３月	（通関業者等） ＵＲＬ又はＱＲコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 （窓口来訪者） ＵＲＬ又はＱＲコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 （一般旅客） 各空港の旅具検査場でＵＲＬ及びＱＲコードを記載した用紙を配布 インターネット画面上で回収	○無記名 ○選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各密輸取締活動の認知度（麻薬探知犬・Ｘ線検査装置による検査等）
8	税関相談等に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-5： 税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ○回収数 950 ・通関業者 544 ・輸出入者 311 ・窓口来訪者 95	令和６年２月	ＵＲＬ又はＱＲコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサーについての満足度
9	知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【測定指標政 6-2-4-A-1： 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】	○実施場所 ・対面又はオンライン ○実施対象者 ・セミナー受講者 ○回収数 ・453	令和５年４月～令和６年３月の間 （各研修・セミナー時）	研修・セミナー前にメールで配付 後日メールで回収	○無記名 ○５段階評価 （非常に有意義、有意義、普通、あまり有意義ではない、有意義ではない） ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度

用　語　集

あ　アジア債券市場育成イニシアティブ
（ＡＢＭＩ：Asian Bond Markets Initiative）
平成15年８月のＡＳＥＡＮ＋３（日中韓）財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて域内の債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

い　一般歳出
国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

え　円借款
開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構（ＪＩＣＡ）が担当。

か　海外ＩＲ
国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却
国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表
「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目について、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの。

海外投融資
主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

外国為替資金証券
特別会計に関する法律第 83 条第１項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

外国為替平衡操作（為替介入）
為替相場の急激な変動を抑え、その安定化を図ることを目的として、通貨当局が、外国為替市場において外国為替の売買を行うこと。

改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）
各国の税関手続の簡易化・調和を通じた国際貿易の円滑化を目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。
昭和48年のＷＣＯ総会（於：京都）で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』（通称：京都規約）を改正する形で作成された。
平成 11 年６月のＷＣＯ総会で採択され、平成18年２月に発効。

拡散金融
不正資金対策の文脈において、大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）等の開発、保有、輸出等に関与する者に、資金または金融サービスの提供をする行為。

貨幣回収準備資金
貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと（貨幣回収準備資金に関する法律第１条及び第３条）。

貨幣のクリーン化
日本銀行に還流する貨幣の政府への回収割

合を高めることにより、新規製造貨幣の市中流通を促進すること。

借換債

特別会計に関する法律に基づき、普通国債の償還額の一部を借り換える資金を調達するために発行される国債。

カレンダーベース市中発行額

あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の、４月から翌年３月までの発行予定額の総額。

官民ファンド

現在、わが国では民間資金がリスクマネーとして十分に供給されていない状況にある中、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、新たな産業・市場の創出などの政策的意義があるものに限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間投資を喚起する（呼び水効果）ためのファンドのこと。

き　気候投資基金

（ＣＩＦ：Climate Investment Funds）

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の２つの基金から構成される。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者はぜい弱な途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

基礎的財政収支

（ＰＢ：Primary Balance）

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって４つの種類に分けられる。

・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）

・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

緊急関税

輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税。

金融再生法開示債権

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号・以下「金融再生法」という。）に基づく開示債権。金融再生法では、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返などを含む）を債務者の状況などに応じ、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」に分類し、それぞれ開示することとされている。

く　国・地方の公債等残高

普通国債（国民経済計算における社会保障基金から発行されることが見込まれるこども・子育て支援特例公債を除く）、地方債及び交付税特会借入金の合計。（出所）内閣府「中長期の経済

財政に関する試算」（令和６年１月 22 日経済財政諮問会議提出）

け　減収補塡債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。

こ　公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本評価書における国有財産とは、国有財産法第２条及び附則第４条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

なお、国公有財産とは、国有財産のほか、地方自治法第238条に規定されている公有財産を含めた財産をいう。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

国庫

国は、租税及び国債を主たる財源として現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第 128 条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ　財政投融資

政府が財投債（国債）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・低利の資金などの供給を行うもの。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期･固定･低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主として出資）により長期リスクマネーを供給）、③政府保証（政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う）の３つの方法がある。

財政投融資計画

当該年度の財政投融資の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、

償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系（ＳＮＡ）上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第７条第１項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

し　事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分（税番）、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報（ガイダンス）として口頭により回答する。（関税法第７条第３項）

事前選定

我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を行うこと。

資本性資金

金融機関が財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことであり、貸出条件において、長期間償還不要な状態や配当可能利益に応じた金利設定、法的破綻時の劣後性といった資本に準じた性質が確保されているもの。

社会保障・税一体改革（社会保障と税の一体改革）

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナー貨物について、原則として、当該コンテナー貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な積荷情報。
※当該制度は、ＷＣＯの「ＳＡＦＥ基準の枠組み」に基づくもの。

乗客予約記録

（ＰＮＲ：Passenger Name Record）

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

せ　税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目（重さ）が適正であることを公開の場で示すもので、明治５年以降実施。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則３ヶ月だが、国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が２か月程度・６か月程度・１年のものもある。

政府保証枠

預金保険機構等が日本銀行及び民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の４種類に区分されている。

そ　相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

相続土地国庫帰属制度

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地について、一定の要件を満たした場合に、土地の所有権を国庫に帰属させることを可能とする制度。

その他収入

歳入総額から税収と公債金を除いたもの。日本銀行・独立行政法人等からの納付金や特別会計からの受入金、前年度剰余金受入等から構成される。

た　太平洋島嶼国

大洋州におけるパプアニューギニア、フィジー、ソロモン諸島、バヌアツ、サモア、トンガ王国、クック諸島、ツバル、ニウエ、ミクロネシア連邦、キリバス、マーシャル諸島、パラオ、ナウルの14か国。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

ち　チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備（ドル）から融通するＡＳＥＡＮ＋３の取組み。

地球環境ファシリティ

（ＧＥＦ:Global Environment Facility）

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の５分野を支援対象としている：生物多様性保全、化学物質対策、気候変動対策、国際水域汚染防止、砂漠化防止。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が、地区計画等の都市計画決定をした上で行う一般競争入札。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。(関税法第 69 条の２及び第 69 条の 11)

つ　通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定めら

れている。

て　デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることとなる。

と　特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第５条）。

特定支援

株式会社地域経済活性化支援機構が、金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買い取り、事業者（主債務者）の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について経営者保証ガイドラインに従った整理手続きを行うもの。

特定専門家派遣

株式会社地域経済活性化支援機構が、地域における事業再生・地域経済活性化事業活動の支援の担い手となる金融機関やファンドの運営会社等に対し、事業再生等の専門的なノウハウを持った人材の派遣を行うもの。

に　二国間通貨スワップ取極

（ＢＳＡ：Bilateral Swap Arrangement）

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する取極。

二段階一般競争入札

定期借地権による土地の借受け又は買受けを希望する者から土地の利用等に関する企画提案を求めた上で、これを審査し、審査を通過した者を対象に行う一般競争入札。

日ＥＵ・ＥＰＡ

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定。

平成25年3月に交渉が開始され、平成29年７月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効した。

日インドネシアＥＰＡ

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定。平成17年６月の日インドネシア首脳会談における決定を受け、同年７月に交渉開始、平成18年11月に大筋合意、平成19年８月に署名に至り、平成20年７月に発効した。

日英ＥＰＡ

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定。ＥＵ離脱後の英国との、日ＥＵ・ＥＰＡに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、令和２年６月に交渉開始、９月に大筋合意、10月に署名に至り、令和３年１月に発効した。

日米貿易協定

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定。物品貿易に関する協定で、平成30年９月の日米首脳会談における日米共同声明を受けて、平成31年４月から両国間で交渉を行い、令和元年９月に最終合意、同年10月に署名に至り、令和２年１月に発効した。

日米デジタル貿易協定

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定。円滑で信頼性の高い自由なデ

ジタル貿易を促進するためのルールを整備したもの。日米貿易協定と同時に最終合意、署名に至り、発効した。

ひ　非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。

なお、これと対照的に、円借款等のＯＤＡはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

ふ　普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（アンチダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

フューチャー・デザイン

将来世代は現在の政策決定に意思を反映できないという問題意識に立ち、現世代が将来可能性（将来世代の利益のために行動しようとする潜在的意欲）を発揮できる社会の仕組みをデザインすること。

プライマリーバランス(基礎的財政収支)

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

ほ　報復関税

ＷＴＯ協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税。

保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の５種となっている。

本邦技術活用条件制度

（ＳＴＥＰ：Special Terms for Economic Partnership ）

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、2002年7月より導入された円借款の制度。

み　緑の気候基金

（ＧＣＦ:Green Climate Fund）

2010年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において設立が決定した、開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国(仁川市)。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ　遊水地・雨水貯留浸透施設

・遊水地：洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域であり、河川整備計画において計画高水流量を低減するものとして定められたもの（河川法第６条第１項第３号、河川法施行令第１条第２項）。

・雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯留し、

又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの（特定都市河川浸水被害対策法第２条第６項）。

輸出事後調査

輸出貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

（UHC: Universal Health Coverage）

すべての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態のこと。

輸入事後調査

輸入貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

り　流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持･向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行するための入札。

リオープン

新たに発行する国債を既発債と同一銘柄の国債として追加発行すること。

留保財産

国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地。地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けで活用を図ることとしている。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A　ＡＥＯ（認定事業者）制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。

ＡＬＭ

資産・負債管理。Asset Liability Managementの略称。金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。

ＡＰＥＣ

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21の国と地域（エコノミー）が参加する経済協力の枠組み。貿易・投資の自由化と円滑化を通じた地域経済統合の推進、質の高い成長の実現、経済・技術協力等の活動を実施。

ＡＳＥＡＮ

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nations の略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの 10 カ国が加盟。

ＡＳＥＡＮ＋３

ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）と日本、

中国、韓国の３カ国。

ＡＳＥＡＮ＋３マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）

2011年４月にシンガポールに設置された常設機関で、地域経済の監視・分析を行う。平時においては、経済サーベイランスの実施を行い、危機時においてはチェンマイ・イニシアティブの迅速な意思決定の支援等を行う。

2013年５月には、ＡＭＲＯの国際機関化に合意し、2014年10月には、その設立協定への署名が完了。2015年５月に設立協定が国会承認され、同年６月に受諾書をＡＳＥＡＮ事務局へ寄託し、2016年２月にＡＭＲＯは国際機関となった。

ＡＳＥＭ

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。アジア・欧州間の対話と協力の強化を目的として平成８年より開始された対話と協力の枠組み。アジア・欧州の相互尊重及び相互利益に基づく平等な関係の下、政治、経済、社会・文化その他、の３つの柱を中心に活動を実施。

C　ＣＢＤＣ

中央銀行デジタル通貨。Central Bank Digital Currencyの略称。民間銀行が中央銀行に保有する当座預金とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネー。中央銀行の負債であり、決済の手段として用いられる。

ＣＧＩＦ

信用保証・投資ファシリティ。Credit Guarantee and Investment Facilityの略称。ＡＳＥＡＮ＋３域内の企業が発行する社債に保証を供与することで、現地通貨建て債券の発行を支援し、域内債券市場の育成に貢献すること目指してＡＤＢに設置された信託基金。

D　ＤＲＦイニシアティブ

ＡＳＥＡＮ＋３金融協力の柱の一つである災害リスクファイナンス（Disaster Risk Financing）・イニシアティブの略称。域内の自然災害リスクに対する財務強靭性の向上を目的としたイニシアティブ。

E　ＥＰＡ

経済連携協定。Economic Partnership Agreement の略称。ＦＴＡの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

F　ＦＡＴＦ

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、マネロン･テロ資金供与・拡散金融に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

ＦＩＬＰ

財政投融資。Fiscal Investment and Loan Program の略称。

ＦＴＡ

自由貿易協定。Free Trade Agreement の略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

G　G20

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、Ｇ７等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、1999年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

Ｇ７

７カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Seven の略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行

っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加の７か国及び欧州連合（ＥＵ）が参加。

ＧＣＣ（Gulf Cooperation Council）

湾岸協力理事会。1981 年にサウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立。本部（事務局）はサウジアラビアの首都リヤドに所在。

防衛・経済をはじめとするあらゆる分野における参加国間での調整、統合、連携を目的としている。

ＧＣＦＦ（Global Concessional Financing Facility）

2016 年９月、主に中所得国に対して融資等を供与する国際復興開発銀行（IBRD）が、シリア危機発生以降の難民受入の財政負担に苦しむヨルダン、レバノン等の中所得国に対して、通常よりも譲許的な条件による資金提供を行うための仕組みとして創設。

Ｉ　ＩＭＦ

国際通貨基金。International Monetary Fund の略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

ＩＰＥＦ

インド太平洋経済枠組み。 Indo-Pacific Economic Frameworkの略称。令和４年５月のバイデン大統領訪日時に、米国が枠組みの立上げを発表し、同年９月に交渉を開始した。貿易（柱１）、サプライチェーン（柱２）、クリーン経済（柱３）、公正な経済（柱４）の４つの分野において、インド太平洋における持続可能で包摂的な経済成長を実現するための協力枠組み。柱２については、令和５年５月に米国・ロサンゼルスにて開催された閣僚級会合で実質妥結が発表され、同年11月、米国・サンフランシスコにて開催された首脳会合及び閣僚会合でＩＰＥＦサプライチェーン協定として署名が行われた。その後、令和６年２月に発効。柱３・４については、令和５年11月の首脳会合及び閣僚会合にて、それぞれＩＰＥＦクリーン経済協定、ＩＰＥＦ公正な経済協定として実質妥結が発表された。柱１は議論を継続している。参加国は日本、米国、豪州、ブルネイ、フィジー、インド（柱１は交渉不参加）、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムの計14カ国。

Ｍ　ＭＤＢｓ

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

Ｎ　ＮＡＣＣＳ

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

Ｐ　ＰＢ

基礎的財政収支。Primary Balance の略。

ＰＦＩ

Private Finance Initiativeの略称。民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

（ＩＤＢの）ＰＰＰファシリティ

米州開発銀行（ＩＤＢ）が、官民連携（ＰＰＰ：Public Private Partnership）による質の高いインフラ案件の組成等の技術支援を実施

するために設置したプログラム。

R　ＲＣＥＰ協定

地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership）の略称。署名国は、ＡＳＥＡＮ10カ国と、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15カ国。平成24年11月に交渉開始、令和２年11月に署名に至り、令和４年１月１日に発効した。

ＲＩＬＯ・ＡＰ

ＷＣＯのアジア・大洋州地域情報連絡事務所（Regional Intelligence Liaison Office）の略称。域内の効率的な水際取締りの実施に貢献することを目的として、域内の税関当局による密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進するための活動を実施。2024年１月に韓国から日本に移転し、現在日本がホストを務めている。

S　ＳＤＧｓ

持続可能な開発目標。Sustainable Development Goalsの略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：ＭＤＧｓ）の後継となるもの。2015年の9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2016年から2030年までの目標として、17のゴールと169のターゲットが定められている。ＭＤＧｓで残された課題（教育、母子保健、衛生等）と、この15年間で顕在化した新たな課題（環境、格差拡大等）に対応するもので、先進国を含む全ての国に適応されるユニバーサリティが最大の特徴。

ＳＥＡＤＲＩＦ

東南アジア災害リスク保険ファシリティ。Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facilityの略称。世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国の自然災害に対する財務強靭性を強化することを目的としたＡＳＥＡＮ＋３の枠組み。

T　ＴＰＰ/ＣＰＴＰＰ

ＴＰＰは、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年２月に署名が行われたが、その後、平成29年１月に米国が離脱を表明した。

ＣＰＴＰＰは、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）の略称。ＴＰＰから米国が離脱を表明後、平成30年３月に米国を除く11か国で署名が行われ、同年12月30日に発効。令和５年７月までに、全ての原署名国11か国で発効している。また、令和５年７月にＣＰＴＰＰへの英国の加入に関する議定書が署名された。

W　ＷＣＯ

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会（Customs Cooperation Council）で、昭和27年に設立（日本は昭和39年に加入）。平成６年よりＷＣＯをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

ＷＴＯ

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成７年に設立。本部はスイス

のジュネーブにあり、ＷＴＯ協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

ＷＴＯ貿易円滑化協定

ＷＴＯドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年７月に交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年２月に３分の２以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。

本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにＷＴＯ加盟国が実施すべき措置（事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等）を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。

財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

財務省ウェブサイトトップページ	**https://www.mof.go.jp/**
予算・決算 （国のお金の使い道）	https://www.mof.go.jp/budget/
税制 （国の税金の仕組み）	https://www.mof.go.jp/tax_policy/
関税制度 （輸出入手続きと水際での取締り）	https://www.mof.go.jp/customs_tariff/
国債 （国の発行する債券）	https://www.mof.go.jp/jgbs/
財政投融資 （国からの資金の貸付・投資）	https://www.mof.go.jp/filp/
国庫 （国のお金の動きとその調整）	https://www.mof.go.jp/exchequer/
通貨 （貨幣・紙幣）	https://www.mof.go.jp/currency/
国有財産 （国の保有する財産）	https://www.mof.go.jp/national_property/
たばこ・塩 （たばこ事業・塩事業）	https://www.mof.go.jp/tab_salt/
国際政策 （外国為替・国際通貨・経済協力）	https://www.mof.go.jp/international_policy/
政策金融・金融危機管理等	https://www.mof.go.jp/financial_system/

財務省

Ministry of Finance, JAPAN